

目 次

1. 平成26年9月2日（火曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第89号から議第121号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告1件	20
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第1号・陳第5号から陳第8号まで）	21
12. 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第5号）	22
13. 日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）	22
14. 日程第10 決算特別委員会委員の選任	23
15. 日程第11 議案の委員会付託	23
16. 日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	24
17. 日程第13 決算特別委員会委員長報告	24
18. 日程第14 質疑・討論・採決	24
19. 散 会	25
20. 平成26年9月10日（水曜日）	29
21. 議事日程（第2号）	29
22. 開 議	33
23. 日程第1 一般質問	33
24. 福嶋議員 質問	33
25. 前田議員 質問	48
26. 宮田議員 質問	68
27. 内田議員 質問	82
28. 近松議員 質問	108
29. 田中議員 質問	134
30. 日程第2 請願の報告	142
31. 散 会	143

32. 平成26年9月11日（木曜日）	147
33. 議事日程（第3号）	147
34. 開 議	151
35. 日程第1 一般質問	151
36. 吉田議員 質問	151
37. 西川議員 質問	159
38. 永野議員 質問	171
39. 横手議員 質問	190
40. 嶋村議員 質問	199
41. 日程第2 意見書案上程（意見書案第2号）	202
42. 日程第3 提案理由の説明	202
43. 散 会	203
44. 平成26年9月12日（金曜日）	207
45. 議事日程（第4号）	207
46. 開 議	211
47. 日程第1 一般質問	211
48. 城戸議員 質問	211
49. 徳村議員 質問	228
50. 多田隈議員 質問	237
51. 北本議員 質問	253
52. 江田議員 質問	277
53. 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託	299
54. 散 会	302
55. 平成26年9月24日（水曜日）	305
56. 議事日程（第5号）	305
57. 開 議	308
58. 日程第1 委員長報告	308
59. 総務委員長報告	308
60. 建設経済委員長報告	313
61. 文教厚生委員長報告	318
62. 日程第2 質疑・討論・採決	325

63. 日程第3	委員長報告	338
64. 議会運営	委員長報告	338
64. 日程第4	質疑・討論・採決	339
65. 日程第5	議案審議（質疑・討論・採決）	340
66. 日程第6	委員長報告	341
67. 公共施設等建設特別	委員長報告	341
68. 日程第7	意見書案上程（意見書案第3号から意見書案第4号まで）	352
69. 日程第8	意見書案審議（質疑・討論・採決）	352
70. 閉	会	353
71. 署名欄		354

第 1 号

9 月 2 日 (火)

平成26年第5回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
9	2	火	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第89号から議第121号まで）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 報告1件</p> <p>7 請願・陳情の報告（請第1号・陳第5号から陳第8号まで）</p> <p>8 議員提出議案上程（議員提出第5号）</p> <p>9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）</p> <p>10 決算特別委員会委員の選任</p> <p>11 議案の委員会付託 （休憩中委員会）</p> <p>12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告</p> <p>13 決算特別委員会委員長報告</p> <p>14 質疑・討論・採決</p> <p>散 会 宣 告</p>
9	3	水	休 会	
9	4	木	休 会	
9	5	金	休 会	
9	6	土	休 会	
9	7	日	休 会	
9	8	月	休 会	
9	9	火	休 会	
9	10	水	本会議	一般質問
9	11	木	本会議	一般質問
9	12	金	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び請願・陳情の委員会付託</p>
9	13	土	休 会	
9	14	日	休 会	
9	15	月	休 会	
9	16	火	委員会	・ 総務委員会
9	17	水	委員会	・ 建設経済委員会
9	18	木	委員会	・ 文教厚生委員会
9	19	金	委員会	・ 議会運営委員会
9	20	土	休 会	
9	21	日	休 会	
9	22	月	休 会	
9	23	火	休 会	
9	24	水	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成26年第5回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成26年9月2日（火曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 市長あいさつ
 - 日程第 4 議案上程（議第89号から議第121号まで）
 - 日程第 5 提案理由の説明
 - 日程第 6 報告1件
 - 日程第 7 請願・陳情の報告（請第1号・陳第5号から陳第8号まで）
 - 日程第 8 議員提出議案上程（議員提出第5号）
 - 日程第 9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
 - 日程第10 決算特別委員会委員の選任
 - 日程第11 議案の委員会付託
(休憩中委員会)
 - 日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
 - 日程第13 決算特別委員長報告
 - 日程第14 質疑・討論・採決
- 散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程（議第89号から議第121号まで）
 - 議第 89号 専決処分事項の承認について 専決第9号
平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
 - 議第 90号 平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算
 - 議第 91号 平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第 92号 平成25年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 議第 93号 平成25年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第 94号 平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第 95号 平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第 96号 平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

- 議第 97号 平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 98号 平成25年度玉名市水道事業会計決算
- 議第 99号 平成25年度玉名市下水道事業会計決算
- 議第100号 平成26年度玉名市一般会計補正予算(第4号)
- 議第101号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第102号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第103号 平成26年度玉名市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第104号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第105号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 議第106号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議第107号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議第108号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について
- 議第109号 玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会条例の制定について
- 議第110号 玉名市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
- 議第111号 玉名市いじめ防止等対策委員会条例の制定について
- 議第112号 玉名市いじめ調査委員会条例の制定について
- 議第113号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第114号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第115号 工事請負契約の締結について
- 議第116号 工事請負契約の変更について
- 議第117号 財産の取得について
- 議第118号 教育委員会委員の任命について
- 議第119号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第120号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第121号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告1件
- 報告第 8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 請願・陳情の報告(請第1号・陳第5号から陳第8号まで)

- 請第 1 号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出に関する請願
 陳第 5 号 横島小学校区の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情
 陳第 6 号 玉名市政治倫理条例に関する陳情
 陳第 7 号 横島町明豊地区の排水路の整備を求める陳情
 陳第 8 号 サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情
 日程第 8 議員提出議案上程（議員提出第 5 号）
 議員提出第 5 号 決算特別委員会の設置について
 日程第 9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
 日程第 10 決算特別委員会委員の選任
 日程第 11 議案の委員会付託
 （休憩中委員会）
 日程第 12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
 日程第 13 決算特別委員会委員長報告
 日程第 14 質疑・討論・採決

散 会 宣 告

+++++

出席議員（24名）

- | | | | |
|------|-----------|------|------------|
| 1 番 | 北 本 将 幸 君 | 2 番 | 多田隈 啓 二 君 |
| 3 番 | 松 本 憲 二 君 | 4 番 | 徳 村 登志郎 君 |
| 5 番 | 城 戸 淳 君 | 6 番 | 西 川 裕 文 君 |
| 7 番 | 嶋 村 徹 君 | 8 番 | 内 田 靖 信 君 |
| 9 番 | 江 田 計 司 君 | 10 番 | 田 中 英 雄 君 |
| 11 番 | 横 手 良 弘 君 | 12 番 | 近 松 恵美子 さん |
| 13 番 | 福 嶋 讓 治 君 | 14 番 | 永 野 忠 弘 君 |
| 15 番 | 宮 田 知 美 君 | 16 番 | 前 田 正 治 君 |
| 17 番 | 森 川 和 博 君 | 18 番 | 高 村 四 郎 君 |
| 19 番 | 中 尾 嘉 男 君 | 20 番 | 田 畑 久 吉 君 |
| 21 番 | 小屋野 幸 隆 君 | 22 番 | 竹 下 幸 治 君 |
| 23 番 | 吉 田 喜 徳 君 | 24 番 | 作 本 幸 男 君 |

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長 吉 川 義 臣 君 事務局次長 堀 内 政 信 君

次長補佐 平田光紀君 書記 松尾和俊君
書 記 富田享助君

説明のため出席した者

市長	高 寄 哲 哉 君	副市長	齊 藤 誠 君
総務部長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	北 本 義 博 君	健康福祉部長	前 川 哲 也 君
産業経済部長	北 口 英 一 君	建設部長	藤 井 義 三 君
会計管理者	宮 本 道 之 君	企業局長	本 田 優 志 君
教育委員長	桑 本 隆 則 君	教育長	池 田 誠 一 君
教育部長	伊 子 裕 幸 君	監査委員	坂 口 勝 秀 君

午前10時17分 開会

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、平成26年第5回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（作本幸男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において指名いたします。

13番議員 福嶋讓治君、14番議員 永野忠弘君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（作本幸男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、8月26日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から9月24日までの23日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月24日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（作本幸男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） おはようございます。

本日、平成26年第5回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

このところ、天気の方も夏らしい青空がめっきり影を潜め、雨模様の天気が続き、8月の県内の日照時間は平年の半分以下とされています。この長雨と日照不足により野菜の高騰が続いており、秋に収穫を迎えます水稻への影響も懸念されているところでございます。

日本列島を見てみますと、この夏は、異常ともいえる猛暑と大雨が日本列島を襲って

います。北海道では35度以上の猛暑日が相次ぐなど北日本や東日本では気温が平年を上回り、片や西日本では台風の連続発生で8月上旬の降水量が統計史上最多となったとの報道もございました。

台風の勢力も以前に比べ非常に大きく、これに伴って降る雨も日本列島全域にゲリラ豪雨を降らせており、特に四国においては降り始めからの雨量が1,000ミリを超えると、これまでは考えられない降水量を記録し、京都府福知山市におきましては2,400棟以上の床上・床下浸水被害が起こっております。

また8月20日未明にかけて、広島県を襲った局地的な豪雨によって、広島市では土砂崩れや土石流が発生いたしました。この災害により、72名の死亡が確認され、今なお2名の行方不明の方がいらっしゃいます。また、多数の家屋被害が発生し、現在でも多くの方が避難生活を強いられており、甚大な被害となっております。亡くなられた方に対して心からのご冥福と、いまだ行方がわからない方への早急な発見を願うとともに、災害に遭われた方に対し、心からのお見舞いを申し上げ、一刻も早いライフラインの復旧を願うばかりでございます。

熊本県の土砂災害に関し、記憶に新しいところでは、平成24年7月、阿蘇市で同様の土砂災害が起こっており、今回の集中豪雨も阿蘇市と同様に積乱雲が直線状に次々と発生する「バックビルディング」の形成によると見られています。また古いところでは昭和32年7月、天水町で山津波が発生し、53名のとうとい命が奪われ、軽微なものも含めまして700余の住宅に被害がでており、この豪雨では、1時間雨量は最大76ミリ、降り始めからの総雨量は500ミリ以上に達したとの記録がございます。

この夏には、台風や大雨による「特別警報」が3回も発令されており、また、雨量も局地的に1時間雨量100ミリを超えるといった状況を見ますと、いつどこで大規模災害が起こっても不思議ではないという状況になっております。8月30日から9月5日までは「防災週間」、9月1日は「防災の日」となっております。今後、台風シーズンを控え、職員一同、防災マップの再確認など常日ごろからの準備と心構えで望まなければと、思っているところでございます。

なお、今回の広島市での災害に対しまして、8月27日、本庁及び3支所に義援金箱の設置を行ないました。設置期間は9月30日までとしており、市職員のみならず市ホームページでの市民への周知を実施し、また広報紙での周知も予定をしており、災害に遭われた方々への一助となれば幸いと存じます。

さて、平成22年9月から平成26年3月までを計画期間として、市民の皆さまへの公約を取りまとめた「チェンジ玉名」は、掲げた施策の毎年度の進捗状況を、翌年9月に報告書として整理し、市ホームページなどで公表してきたところでございます。

チェンジ玉名は、52項目の施策を6分野に分類したところですが、計画期間を終え

たチェンジ玉名の施策のおおむねの達成率は、

(1) 「行政経営」が69%、(2) 「暮らし」が78%、(3) 「経済産業」が81%、(4) 「人づくり」が84%、(5) 「安全安心」が65%、(6) 「まちづくり」が77%で、全体としては76%でございました。この結果につきましては、昨日、市ホームページにおきまして公表し、また概要版を9月15日号の広報紙とともに配布する予定といたしております。

この結果についての評価は、市民の一人お一人のご判断に委ねたいと存じますが、私自身が感じている反省点、特に達成率の低かった施策につきましては、その原因を深く思索し、次のステップへ生かしてまいりたいと思っております。

現在、チェンジ玉名の取り組みを終え、同様の趣旨により、市長2期目に策定した「輝け玉名「戦略21」」の実現に向けて取り組んでいるところですが、「市民の一人一人の思いが通じる、市民のための市政」を基本姿勢として、市民にとって身近に感じられる温かい行政、バランスのとれた行政経営を心がけてまいりますので、議員各位の御協力をお願いするところでございます。

さて、本議会に御提案いたしておりますのは、歳入歳出決算といたしまして、平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算など10件、予算案といたしまして、平成26年度一般会計補正予算の専決処分1件、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算案など6件、条例案件といたしまして、玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてなど9件、人事案件といたしまして、教育委員会委員の任命についてなど4件、そのほか工事請負契約の締結についてほか2件、あわせて33件と報告1件でございます。

初めに、平成26年度一般会計補正予算の専決処分でございますが、7月上旬から中旬にかけての大雨により、本市におきましても市道や農道ののり面崩壊、倒木による道路寸断、あるいは土砂崩れなど多数の被害が発生したところです。幸いにも人的被害はございませんでしたが、災害箇所のうち土砂撤去など軽微な復旧作業につきましては、バックホウ等の機械を借り上げて対応いたしましたので、やむを得ず専決処分により補正を行なったものでございます。

また、補正予算の主なものといたしまして、岱明支所庁舎の改修に関してでございますが、来年1月、新庁舎への移転に伴って空きスペースとなる岱明支所庁舎2階と3階へ、老朽化が進み安全性も低下している岱明町公民館と岱明図書館を移転集約するための設計費の予算を、改めて計上いたしております。この件につきましては、先般6月議会の折に拝聴しました御意見を設計の素案に反映し、修正した案を公共施設等建設特別委員会において説明をし、おおむね御理解を得たものと認識をいたしているところでございます。

次に、玉名町小学校につきましては、本年度、教室棟の耐力度調査を行ないましたが、耐力度点数が基準値を下回ったため、本議会において校舎改築の基本設計費を計上いたしております。玉名町小学校の南教室棟では昭和42年建設から47年が経過し、北教室棟におきましても昭和50年建設から39年が経過し、外壁や屋上防水の劣化も著しく改修困難な状況であり、建てかえにより校舎の安全性を早急に確保したいと考えているところでございます。

以上、主なものにつきまして申し上げましたが、詳しくは副市長、担当部長から提案理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきまして御審議いただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます、召集のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

日程第4 議案上程（議第89号から議第121号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第4、「議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

まず、議第89号専決処分事項の承認について、専決第9号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から、議第121号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの議案33件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

会計管理者 宮本道之君。

[会計管理者 宮本道之君 登壇]

○会計管理者（宮本道之君） おはようございます。

議第90号平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第97号平成25年度玉名市九州新幹線湧水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算までの議案8件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら8件の決算につきましては、監査委員の審査に付しておりましたが、さる8月20日付で歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により御提案するものでございます。

お手元の平成25年度玉名市歳入歳出決算会計別収支を御参照いただきたいと思います。存じます。

一般会計歳入歳出決算ほか7件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきま

しては、歳入決算額491億8,383万5,391円、歳出決算額475億2,496万8,587円で、歳入歳出差し引き額16億5,886万6,804円の形式収支額となっております。

まず、議第90号平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額304億7,397万546円、歳出決算額292億5,041万1,135円で、歳入歳出差し引き額は12億2,355万9,411円となり、翌年度繰越額1,048万9,531円を差し引いた実質収支額は12億1,306万9,880円となっております。先ほど申し上げました歳入決算額304億7,397万546円を各款ごとに構成比率の大きい順から申し上げますと、地方交付税35.05%、市税21.81%、国庫支出金12.79%、県支出金10.32%、市債8.27%等となっております。また、歳出決算額292億5,041万1,135円の構成比率は、各款それぞれ民生費34.03%、総務費16.73%、公債費12.83%、農林水産業費9.14%、衛生費7.77%、土木費7.54%、教育費6.28%、消防費3.30%、商工費1.52%、議会費0.86%となっております。前年度に比べ収入が増加しておりますのは、国庫支出金の増額と、一方支出の増加は、総務費の伸びが主な要因でございます。

次に、議第91号平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額93億3,397万5,674円、歳出決算額94億4,108万4,799円で、歳入歳出差し引き額及び実質収支額は1億710万9,125円と、支出が収入を上回っております。これは収入で国庫支出金の減少、支出では後期高齢者支援金等の増によるものが主な要因でございます。

次に、議第92号平成25年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額7億7,861万9,833円、歳出決算額7億7,773万4,033円で、歳入歳出差し引き額及び実質収支額は88万5,800円となっております。収入、支出ともに前年度比で伸びておりますのは、被保険者の増加とこれに伴う後期高齢者広域連合への保険料負担金の増によるものでございます。

次に、議第93号平成25年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額69億2,426万1,492円、歳出決算額68億1,281万9,265円で、歳入歳出差し引き額及び実質収支額は1億1,144万2,227円となっております。収入、支出ともに前年度比で増加しておりますのは、収入では介護給付費の伸びに伴う国庫支出金及び支払い基金交付金の増によるもので、一方支出は主に要介護認定者の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

次に、議第94号平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額4億8,047万4,203円、歳出決算額3億9,695万6,836円で、歳入歳出差し引き額及び実質収支額は8,351万7,367円となっております。

ます。前年度に対する収入の増は、県補助金の増額によるものが主な要因でございます。

なお、本事業につきましては、総務省から事業経営や財政状況等について、よりわかりやすく示すため、地方公営企業法の適用を推奨されており、また合併協定時におきましても下水道事業については、公営企業会計への一元化を検討するとされていたことから、平成26年4月1日より公営企業会計へ移行し、以降の収支については、地方公営企業法施行令に基づき処理をいたしております。

次に、議第95号平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額2億9,332万6,878円、歳出決算額2億7,532万136円で、歳入歳出差し引き額及び実質収支額は1,800万6,742円となっております。対前年度伸び率が増加しておりますのは、平成23年度から27年度までの計画で老朽化しております天水町東地区の水道管及び各施設の更新事業によるものでございます。

次に、議第96号平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額2,918万2,175円、歳出決算額2,716万8,590円で、歳入歳出差し引き額及び実質収支額は201万3,585円となっております。前年度に対する収入増は、主に国庫補助金の増加によるもので、支出増は、事業の進捗に伴い、各年度の累積設置増に伴う、施設維持管理費の増加によるものでございます。

次に、議第97号平成25年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額8億7,002万4,590円、歳出決算額5億4,347万3,793円で、歳入歳出差し引き額は3億2,655万797円となり、翌年度繰越額3億574万970円を差し引いた実質収支額は2,080万9,827円となっております。前年度に対し歳出の増は、主に石貫4区1号配水池新設工事等の大型工事を行なったことによるものでございます。

以上、御提案申し上げました平成25年度一般会計歳入歳出決算ほか7件の議案の詳細につきましては、特別委員会にて御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり御認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の御説明といたします。

○議長（作本幸男君） 次に、企業局長 本田優志君。

[企業局長 本田優志君 登壇]

○企業局長（本田優志君） 議第98号平成25年度玉名市水道事業会計決算及び議第99号平成25年度玉名市下水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら2件の決算につきましては、一般会計、特別会計と同様に監査委員の審査に付し、7月25日付で決算及び基金運用状況の審査、意見書の送付を受けましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するために提案いたすものでございます。

最初に、議第98号平成25年度玉名市水道事業会計決算についてであります。収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は7億6,955万8,435円、収益的支出は6億4,431万816円で、資本的収入は310万121円、資本的支出は2億8,023万867円でした。

次に、平成25年度の主な事業といたしましては、老朽管布設替え工事等を実施し、配水管の整備を行ない、水道水の安定供給の向上を図りました。また、業務状況につきましては、給水戸数が1万9,950戸、年間総配水量602万6,299立方メートルで、有収率は78.09%でございました。

次に、議第99号平成25年度玉名市下水道事業会計決算についてであります。収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は12億8,340万6,520円、収益的支出は9億7,394万3,514円で、資本的収入は7億3,471万3,980円で、資本的支出は12億9,600万7,353円でした。

次に、平成25年度の主な事業といたしましては、前年度からの繰越事業を含む、汚水管渠整備工事及び処理場の改築更新事業として、建築機械設備、汚泥処理設備、水処理設備及び電気設備工事に取り組み、年度末の公共下水道の処理区域内人口は、3万5,544人、玉名市の総人口6万8,777人から見ました公共下水道の普及率につきましては、51.7%でございました。

ただいま御説明申し上げました議案の詳細につきましては、特別委員会にて御説明申し上げますので、いずれも原案どおり御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

私のほうから議第89号及び議第100号から議第105号までの補正予算関係7件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております資料の1ページをご覧ください。

初めに、議第89号専決処分事項の承認について、専決第9号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,183万3,000円を追加し、総額を301億5,174万1,000円とするものでございます。補正の内容でございますが、7月の大雨により、本市におきましても道路ののり面崩壊、倒木による道路寸断、河川や水路敷の崩壊など多数の災害が発生いたしました。災害箇所のうち土砂撤去など軽微な復旧作業につきましては、バックホウやダンプ等の機械を借り上げて対応する必要があったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、8月6日付で専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議

会の承認を求めるものでございます。

次に、議第100号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億3,373万4,000円を追加し、総額を309億8,547万5,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと14款国庫支出金は6,471万8,000円の追加で、現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金、保育緊急確保事業費補助金などがございます。15款県支出金は4,256万5,000円の追加で、2ページの強い農業づくり交付金などがございます。16款財産収入は656万2,000円の追加、19款繰越金は7億1,035万4,000円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。20款諸収入は83万5,000円の追加、21款市債は870万円の追加で、市有財産利活用事業債でございます。

次に、歳出につきましては、2款総務費は6億2,623万2,000円の追加で、岱明支所大規模改修工事設計費、財政調整基金積立金などがございます。3款民生費は4,265万5,000円の追加で、保育士等処遇改善事業補助金などがございます。これは市内の私立保育園13園に勤務する保育士や調理師等の職員に対する賃金の改善を行なうものでございます。4款衛生費は4,212万7,000円の追加で、予防接種法の改正及び県事業にあわせて実施する個別接種委託料などがございます。6款農林水産事業費は7,101万2,000円の追加で、玉名ミニトマト第5管理組合及び大浜トマト第4施設利用組合の低コスト耐候性ハウスの整備補助である生産総合事業補助金などがございます。7款商工費は35万円の追加、10款教育費は2,352万3,000円の追加で、玉名町小学校校舎改築基本設計費などがございます。11款災害復旧費は2,783万5,000円の追加で、7月の豪雨による農林水産施設3件、公共土木施設8件の災害復旧費でございます。

第2表地方債補正につきましては、市有財産利活用事業の限度額を設定するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、議第101号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,714万6,000円を減額し、総額を96億444万8,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、3ページの平成25年度退職者医療給付費及び繰上充用金の確定に伴う調整でございます。

次に、議第102号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ49万2,000円を追加し、総額を71億1,546万8,000円とするもので、第1号被保険者保険料還付金でございます。

次に、議第103号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、600万円を追加し、総額を8億5,822万9,000円とするもので、企業会計システムの更新に係る経費でございます。

次に4ページでございます。

議第104号平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては600万円を追加し、総額を15億1,649万円とするもので、企業会計システムの更新に係る経費でございます。

最後に、議第105号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては1,000万円を追加し、総額を6億2,112万5,000円とするもので、横島・天水地区の処理場の修繕料でございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明をいたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） おはようございます。

私のほうから条例案件等の議第106号から議第117号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第106号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてでございますが、これは子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、放課後児童健全育成事業の職員配置、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第107号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてでございますが、これも議第106号と同様に、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、子ども・子育て支援新制度における市町村認可事業である家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の職員配置、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

27ページをお願いいたします。

議第108号玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定についてでございますが、これは子ども・子育て支援法の施行に伴い条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。

48ページをお願いいたします。

議第109号玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会条例の制定についてでございますが、これは玉名市静光園老人ホームの民営化について検討を行なう「玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会」を設置するため条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、玉名市静光園老人ホームの民営化について検討するため、委員会の所掌事務、組織、任期等について必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

50ページをお願いいたします。

議第110号玉名市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についてでございますが、これはいじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づく、「玉名市いじめ問題対策連絡協議会」を設置するため条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、協議会の所掌事務、組織、任期等について必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

5 2 ページをお願いいたします。

議第 1 1 1 号玉名市いじめ防止等対策委員会条例の制定についてでございますが、これはいじめ防止対策推進法第 1 4 条第 3 項及び第 2 8 条第 1 項の規定に基づく、「玉名市いじめ防止等対策委員会」を設置するため条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行なうため及び重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行なうため、対策委員会の所掌事務、組織、任期等について必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

5 4 ページをお願いいたします。

議第 1 1 2 号玉名市いじめ調査委員会条例の制定についてでございますが、これはいじめ防止対策推進法第 3 0 条第 2 項の規定に基づく「玉名市いじめ調査委員会」を設置するため条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、重大事態について、教育委員会からの報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めたとき、学校又は教育委員会が行なった調査の再調査を行なうため、委員会の所掌事務、組織、任期等について必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

5 6 ページをお願いいたします。

議第 1 1 3 号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これはいじめ防止等対策委員会委員、いじめ調査委員会委員及び教育センター専任研究員の報酬について、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、教育センターにおいて第二言語の調査及び研究をより一層深めるために専任研究員の報酬額を改めるとともに、いじめ防止等対策委員会及びいじめ調査委員会を設置することに伴い、それぞれの委員の報酬額を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

5 7 ページをお願いいたします。

議第 1 1 4 号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、法律の一部改正において題名が改められることに伴い、条例の条文中に引用している法律の題名を改めるとともに、特定配偶者の定義規定が改められることに伴い、特定配偶者に該当しないものに対する入居者の資格に関する規定を改

めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

58ページをお願いいたします。

議第115号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、九州新幹線湯水等被害対策に伴う石貫地区の農業用水確保のため、容量1万3,600立方メートルの石貫4区3号配水池の新設工事を行なうものでございます。契約方法は当該工事内容と同規模以上の施工実績を有するなどを条件とした条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、熊本市中央区水前寺6丁目7番26号株式会社安部日鋼工業熊本営業所が2億4,400万円で落札いたしました。現在、同社と税込み2億6,352万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきまして、本契約の締結をするものでございます。

59ページをお願いいたします。

議第116号工事請負契約の変更についてでございますが、これは平成25年6月24日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございます。

変更理由といたしましては、国が賃金水準の急激な上昇に対処するインフレスライドを全国で適用することを受けて、本市におきましても玉名市新庁舎建設工事において、契約の相手方からの請求がありましたので協議した結果、契約金額が6,886万152円の増額になりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。

なお、増額分につきましては、現在、契約の相手方であります大成・熊野建設工事共同企業体と変更の仮契約を締結しており、今議会で御承認をいただきました後に本契約を締結するものでございます。

60ページをお願いいたします。

議第117号財産の取得についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、現在建設中の市役所新庁舎において、市職員が執務等に使用するための机、キャビネット及びロッカーを有限会社東京堂から取得するものでございます。取得価格は2,703万9,636円でございます。現在、同社と仮契約を締結しており、本会議で御承認をいただきました後に本契約を締結するものでございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただき

ますようお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 本議会に提案いたしております人事案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の61ページをお願いいたします。

議第118号教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の笠久美子氏が本年11月29日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

次に、62ページから64ページまでをお願いいたします。

議第119号から議第121号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、これは現委員の田上数彦氏が本年11月29日をもちまして任期満了となるため、その後任として宮本伸一氏を、同じく現委員の村上留美子氏が同日をもちまして任期満了となるため引き続き同氏を、同じく現委員の畠本志保子氏が同日をもちまして任期満了となるため引き続き同氏を、それぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、4件でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告1件

○議長（作本幸男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、以上1件の報告があります。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案集の65ページをお願いいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

初めに、本市の健全化判断比率について御説明いたします。実質赤字比率は一般会計と新幹線渇水等被害対策特別会計を統合してまとめた普通会計のみを対象とし、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質赤字額がご

いませんので、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた連結実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、連結実質赤字額がございませんので、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計、特別会計、企業会計に本市が加入する一部事務組合の有明広域行政事務組合、公立玉名中央病院企業団、熊本県市町村総合事務組合、熊本県後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となり、本市が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質公債費比率は11.0%でございます。

次に、将来負担比率はさらに地方公社や第3セクターであります財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会を加えたものが対象となり、将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、将来負担比率は47.0%でございます。

最後に、資金不足比率は、農業集落排水事業特別会計を初めとする5つの特別会計と公営企業会計のみを対象とし、資金不足が事業規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、両会計とも資金不足がないため数値はございません。

このように5つの指標とも資料に参考を表記しております国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、現在のところ適正な財政運営がなされている状況でございます。

なお、赤字比率がなく数値がないと表現しました指標につきましても、参考までに黒字の数値を括弧書きで記載をいたしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第1号・陳第5号から陳第8号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第7、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出に関する請願

陳第5号 横島小学校区の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情

陳第6号 玉名市政治倫理条例に関する陳情

陳第7号 横島町明豊地区の排水路の整備を求める陳情

陳第8号 サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情

以上、請願1件、陳情4件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて報告を終わります。

日程第8 議員提出議案上程（議員提出第5号）

○議長（作本幸男君） 日程第8、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより議員提出議案を上程いたします。

議員提出第5号 決算特別委員会の設置について。

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第5号については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出第5号については、提案理由の説明および委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

議員提出第5号については、日程に従い、引き続き会議にて審議を行ないます。

日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第9、「議員提出議案審議」を行ないます。

これより議員提出第5号の審議に入ります。

審議の方法は質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。議員提出第5号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議員提出第5号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第5号決算特別委員会の設置については、原案のとおり11人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、平成25年度玉名市決算議案を付託の上、審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出第5号については、原案のとおり11人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、平成25年度

玉名市決算議案を付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第10 決算特別委員会委員の選任

○議長（作本幸男君） 日程第10、「決算特別委員会委員の選任」を行ないます。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、徳村登志郎議員、西川裕文議員、内田靖信議員、横手良弘議員、福嶋譲治議員、宮田知美議員、中尾嘉男議員、高村四郎議員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員、以上の11人の諸君を決算特別委員会の委員に指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君が、決算特別委員会の委員に選任されました。

日程第11 議案の委員会付託

○議長（作本幸男君） 日程第11、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第90号平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第99号平成25年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案10件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第90号平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第99号平成25年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案10件については、地方自治法第109条第4項及び会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布しております議案付託表のとおり、決算特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって議第90号から議第99号までの決算議案10件については、決算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

この際、決算特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、委員会を第2委員会室に招集しますので御了承願います。

決算特別委員会におかれましては、直ちに委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで御報告願います。

決算特別委員会のため休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時54分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 2 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（作本幸男君） 日程第 1 2、「決算特別委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

決算特別委員会委員長 内田靖信君、決算特別委員会副委員長 徳村登志郎君、以上のとおりそれぞれ就任されましたので報告いたします。

これにて報告を終わります。

日程第 1 3 決算特別委員会委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第 1 3、「決算特別委員長報告」を行ないます。

決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 内田靖信君。

[決算特別委員長 内田靖信君 登壇]

○決算特別委員長（内田靖信君） 決算特別委員会に付託されました案件について、審議の経過と結果について御報告を申し上げます。

付託されました案件は、議第 9 0 号平成 2 5 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 9 9 号平成 2 5 年度玉名市下水道事業会計決算までの議案 1 0 件でございます。

決算審査は、内容が膨大であり、そしてまた多岐にわたりますので、慎重に審議を期す必要がございます。よって次の会議を 1 0 月 2 8 日火曜日、2 9 日水曜日、3 0 日木曜日の 3 日間と決定し、今回は継続審査とすることで全員異議なく決定をいたしました。

以上で決算特別委員会の報告を終了いたします。

○議長（作本幸男君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

日程第 1 4 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第 1 4、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。決算特別委員長から議第 9 0 号平成 2 5 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 9 9 号平成 2 5 年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案 1 0 件について、会議規則第 1 1 1 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があり

ます。

お諮りいたします。議第90号から議第99号までの決算議案10件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって議第90号から議第99号までの決算議案10件については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

○議長（作本幸男君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明3日から9日までは休会とし、10日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないません。一般質問を希望されておられる方は質問の要旨を具体的に記載し、明3日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時58分 散会

第 2 号

9月10日 (水)

平成26年第5回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成26年9月10日（水曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 13番 福嶋 議員
- 2 16番 前田 議員
- 3 15番 宮田 議員
- 4 8番 内田 議員
- 5 12番 近松 議員
- 6 10番 田中 議員

日程第2 請願の報告

請第2号 「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出に関する請願
散会宣言

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 13番 福嶋 議員
 - 1 玉水苑前交差点の事故多発対策について
 - (1) 事故多発交差点の早急な対策を求める
 - 2 新庁舎について
 - (1) 商工観光課が新庁舎に入らない理由を問う
 - (2) 教育センターの配置は
 - (3) 建設費削減は適正だったのか
 - 3 サッカー場建設計画について
 - (1) サッカー場は必要なのか
 - (2) 桃田運動公園改修での建設は考えないか
 - (3) 市民アンケートをとるべきだと考える
- 2 16番 前田 議員
 - 1 窓口業務に関して
 - (1) 支所窓口業務の専門性についての認識を聞く
 - (2) 本庁完成後以降、支所窓口での業務内容に削減はないか
 - (3) 支所職員の配置について、支所からどんな要望があるか
 - (4) 玉名市における第三者請求の状況、不正取得への対応はどうしているか

- (5) 第三者請求に対して玉名市が本人通知制度を導入することへの見解を聞く
- (6) 支所窓口受託社員の労働条件はどうなっているか（雇用形態、勤務時間、給与、社会保険、有給休暇など）
- (7) 受託社員の休暇への対応はどうするか
- (8) 業務運用マニュアルについて、確認・審査はだれとだれが行なうか。受託業務のほとんどの、市職員が介入するようにマニュアルはなっている。これは指揮・命令に当たる行為ではないか
- (9) 業務委託仕様書に市との業務連携が明記されているが、これは偽装請負を容認することにならないか

2 子育て支援に関して

- (1) 玉名市の合計特殊出生率への認識及び出生率増加への方針、施策を聞く
- (2) 子ども医療費助成事業の充実を県知事に要望した市長の思いを聞く
- (3) 子ども医療費助成事業の充実について今後の方針を聞く（助成年齢引き上げ、現物給付の導入など）
- (4) 公立保育所における完全給食実施についての見解を聞く
- (5) 公立保育所の認定こども園への移行についての方針を聞く
- (6) 新制度実施における業務量の増加及び職員配置への見解を聞く
- (7) 新制度の周知方法と、認定証の交付を必要とする保護者負担についての見解を聞く
- (8) 認定、利用調整などへの異議申し立てに対する見解を聞く
- (9) 新制度の実施で保育料や延長保育に対する保護者の負担増はないか

3 15番 宮田 議員

1 子ども議会を毎年行なうことはできないか

- (1) 生徒や児童は通学路や遊び場の必要性や危険地域を把握している。また大人では気づかない小中学生目線ならではの意見や要望がある

2 自主避難、予防的避難の促進について

- (1) 自主、予防的避難を促進し、避難場所の早めの開設や高齢避難者のための毛布や食料の準備は必要ではないか

3 小学校と需要が高まる学童保育の位置づけについて

- (1) このたび、横島小学校区の放課後児童健全育成事業に関する陳情

が上がっているが、小学校は放課後児童の安全・安心な行動や生活はどのように考えているのか

4 8番 内 田 議 員

- 1 公共施設適正配置計画について
 - (1) 各自治区ごとの保有面積と削減率について
 - (2) 庁舎、学校等9施設ごとの保有面積と削減率について
 - (3) 単年度でのトータルコストについて
 - (4) 保健センター機能について
 - (5) 公民館機能について
 - (6) 農村女性研修センター等の機能について
 - (7) 素案の説明会について
- 2 下水道使用料の賦課漏れと未徴収のその後の対応について
 - (1) 請求可能金額の賦課と徴収実績について
 - (2) 無届け施工工事店の指導と処分について

5 12番 近 松 議 員

- 1 待機児童（入所できなかった子ども）の実態について
 - (1) 保育園入所申し込みをしながら、希望するところに入所できなかった子どもの数、原因、今後の対応策
- 2 子供たちの育ちについて
 - (1) 発達障害、気になる子、アレルギーの子どもの数の推移。8年前と比べてどうか
- 3 公民館活動及び岱明町公民館の支所移転・建設について
 - (1) 3つの階に分かれることの不便性について
 - (2) 施設利用可能定員の算出方法について
 - (3) 生涯学習の立場から見た地域の問題と問題解決のために、どのような事業をしているのか

6 10番 田 中 議 員

- 1 小中学校における教育について
 - (1) 今後の教育現場における従軍慰安婦問題の指導について
- 2 玉陵小学校（仮称）建設準備のスケジュールとその方法について
 - (1) 今後は「（仮称）玉陵小学校建設準備室」を設置し、十分なマンパワーを投入してはどうか
 - (2) 新学校の校長予定者を早期に決めるべきではないか
 - (3) 現在の地元からの要望に対する対応は

日程第2 請願の報告

請第2号 「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出に関する請願

散会宣告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	北口英一君	建設部長	藤井義三君
会計管理者	宮本道之君	企業局長	本田優志君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） おはようございます。13番、無会派の福嶋です。

今回より質問の方法が一問一答方式ということに変わりました、その中で1番くじを引き当てまして、非常に光栄に思っております。また、私の質問のときにはほとんどギャラリーというか、傍聴者少ないんですけれども、きょうは少し来ていただいて、あがらないように頑張りたいと思っております。また、今年は非常に天候不順で広島でも土石流がありまして、また後片づけなども十分進んでないようです。この土石流といいますと、昭和32年に天水町で土石流がありました。御存じの方は二ノ岳、熊ノ岳の土石流あとが長く残っていたのは御記憶にあると思います。私の住まいはそこから直線で100メートルも離れてないところにありますので、非常に今回の土石流被害は身近に感じて、本当に早く被害者が安心して暮らせるような状態になればいいなと思っております。

それでは、通告の第1番目の質問をさせていただきます。

玉水苑前交差点の事故多発対策を問うということで、天水を走っております国道501号線を起点の市道三ノ岳線と栗之尾石橋線が交わる斎場玉水苑前の交差点での事故発生が多く、地元住民や通勤利用者等から対策の要望が多数聞かれます。三ノ岳線は比較的新しい道路で、この交差点以外にも300メートルほど東に上ったところにも市道との交差点があります。その数キロまた上ったところにも旧広域農道との交差点がありまして、この交差点も何度も車がひっくり返ったり、衝突してひっくり返ったり、そういう事故が多発するところでもあります。どの交差点も坂とカーブの交差で見通しが悪く、非常に危険な交差点であります。旧広域農道との交差点には、もうそういう大きな事故が多発したということから、現在センターポールを立てるなど、改良されて危険が緩和されておりますが、要望の多い玉水苑前の交差点は、栗之尾石橋線が旧県道で通学路にもなっておりますし、バス道路でもあります。すぐ横にJAの供給センターもあり、天水地区の農業者の利用頻度が特に多い道路であります。また、三ノ岳線は、国道501

から熊本市内方面への通勤利用が最近とみに多くなっている道路でもあります。植木方面へも15分から20分ぐらいで行けますし、金峰山の下を通る県道1号線へもつながっておりますので、本当に朝夕は非常に交通量が想像以上に多くなっております。三ノ岳線が新しい道路ゆえ、優先道路のような感覚を持つドライバーもおり、また、坂になっていることもあって何度も言いますが非常に危険な交差点であります。

現在、対応がなされているのか、また、これからどんな対応がなされるのかお示し願いたい。

まず、1番目の質問に答弁をお願いします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） おはようございます。

福嶋議員の事故多発交差点の早急な対策を求める御質問にお答えいたします。

玉水苑前の交差点は、市道栗之尾石橋線と市道三ノ岳線が交差する地点で、市道栗之尾石橋線は30数年前に県道熊本玉名線から天水町道に移管されました。また、三ノ岳線につきましては、県営農道事業として整備され一般農道から市道に移管されており、平成20年に旧植木町までの計画区間が全線供用開始されて現在に至っております。

この交差点は、三ノ岳線側に一時停止の規制がありまして、一旦停止して交差点を通過しなければなりません。両市道の道路幅員が同じくらいで、優先順位がわかりづらい状況であります。また、三ノ岳線は農道事業で整備されており一般道路に比べて道路構造令がゆるく、下り勾配が急であるため速度が出やすく、介護老人保健施設てんすい倶楽部方向からは、左にカーブして下った先に交差点があり、左右の見通しが悪いため停止線で一旦停止し、さらに交差点内で左右を確認した上で通過することが事故防止につながるものであります。

これまでこの交差点だけでなく三ノ岳沿線の交差点には事故対策の要望や相談が寄せられており、その都度関係機関と協議の上、カーブミラーの設置や道路標識といった安全施設の整備を施しており、玉水苑前交差点は朝夕の通勤時間帯は交通量が多く、通学路でもあるため、交通指導員による交通指導を行なっているところでございます。また、県営工事で国道501号線赤崎交差点の工事が今年度中に完成する予定であり、これまで国道を河内方面に右折する車両の渋滞解消が見込まれることから、現在、通り抜けとなっている栗ノ尾石橋線の交通量が減少し、事故件数の減少も期待されるところでございます。今後も引き続き玉名警察署に指導を仰ぎながら、建設部署や関係団体と協議を重ねて、交差点の事故が減少するように対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきまして、私どもも何回もそういった要望を出したりしております、少しずつ改良されているのは把握しているところです。ただ、信号の計画はないんですね。

これからももっと実情を把握されて、対策を講じていただきたいと思います。本当に地元の農業者も非常に利用するところでありまして、御存じのように西のほうにはずっと園芸ハウスが建っておりますので、通勤者、地元の人、本当に交通事故から守る安全対策を講じてほしいと思います。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） それでは2番目の新庁舎についての質問に移ります。

いよいよ新庁舎の姿が見えてきました。新庁舎建設につきましては、高崙市長誕生時の最大の焦点となったものです。ここでその検証という意味で質問をしたいと思いません。

5年前に建設費削減を公約にあげて、今まさに削減市庁舎の竣工が目前に迫ってきております。各部署の配置図などに、仮ではあろう配置図などが、仮にはあろうができておまして、私どもにも示されました。ここにきて削減市庁舎の欠点が見えてきたような気がします。本来は新庁舎に入るべき商工観光課がスペースの足りなさゆえに、現在の、商工会館ビルに残るということです。新庁舎ができたなら市民課とともに、市民と一番接触しやすい場所に配置されるべき課だと私としましては認識しております。最初からの計画なのか、新庁舎に入れない理由を問います。

次に、教育センターの配置が定まらない、このことに質問します。

一度、岱明支所2階に設置する説明が全員協議会であって、そこで教育センターは教育委員会と同じ場所にあるべきではないかとの意見が出されて、またそれを受けてか、今議会前の全員協議会での説明では、岱明支所から外れていた配置についての質問に「これから考える。」との答えであったと認識しております。あまりにも無計画ではないか。どのような対応をされるのか質問いたします。

まず、削減ありきであったために床面積が狭くなり、入るべき部署が入れなくなるし、太陽光発電の計画も削除され、本当に玉名の新しいシンボルになり得るのか。市民にとって使い勝手のいい、足を運びたくなるような庁舎になるのか。また、防災拠点の要として機能は大丈夫か。答弁を求めます。

本当に削減金額は適正であったのか、答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 福嶋議員の商工観光課が新庁舎に入らない理由についての御質問にお答えをいたします。

商工観光課が新庁舎に移転しないことにつきましては、今年6月議会の近松議員の一般質問でもお答えをいたしました。重複した内容となりますけれども、お答えいたしません。

商工観光課は、商工業者との会議や商工会議所との連携又は直接的に一般市民との係わりが少ないといった同課の業務の性質上、これまでどおり現在の商工会館内に配置するほうが適切かつ効率的であるという判断から、現状のとおりといたしまして、来年1月からの新庁舎への移転はありません。

それと、途中で変更があったのかということですが、基本設計から実施設計での延べ床面積の見直しにより生じたということではございません。面積の見直しにつきましては、事務を行なう上での執務室の面積は確保したまま、他の共有スペースや空調機械室などの効率的な配置への計画変更により面積の縮小を行なったものでございます。

次に、2番目の教育センターの配置に関する御質問についてお答えをいたします。この件につきましても、6月議会の近松議員の質問にお答えさせていただきました答弁と重複した内容となります。

教育センターにつきましては、平成19年度に行ないました基本設計の時点からそのスペースは確保しておりませんし、23年度の実施設計の時点でも同様でございます。このことにつきましては、当時、教育研究所として、場所は会議室の借用により活動をされていたということがありましたので、県内の事例でも独立した施設、部屋をもって活動をされている自治体は県と熊本市のみであったためであります。見直しにより教育センターの配置を見送ったということではございません。

それから最後に、太陽光発電の御質問がありましたけれども、太陽光発電施設につきましては、本市が掲げます新エネルギーの導入の推進について、住宅用太陽光発電の設置支援で一般家庭への補助を実施しているほか、小中学校や他の公共施設への太陽光発電設置も一定の推進を図ってきましたので、新庁舎におきましては、基本設計時の計画を取りやめたというふうな経緯になっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 福嶋議員の教育センターの配置についてお答えいたします。

教育センターにつきましては、本市の教育課題についての研究等を通して、市内の教職員の指導力の向上や教育内容の自立に寄与しております。子供たちへの教育の質を高めることに大きく貢献しております。また、教育センターにおきましては年間90回を超える会議、研修の開催実績があり、教育相談においては年間840件を超える児童・

生徒、保護者、教職員からの相談に応じております。このような教育センターの活動内容及び活動頻度等を鑑みまして、配置先につきましてはぜひとも占有できる場を確保したいとの考えから、現在使用しております岱明支所内を候補としておりました。しかしながら、さまざまな御意見があり、配置先についてこれまで模索を続けてきたところでございます。

そこで現在は、文化センターの活用を検討中でございます。文化センターの研修室につきましては、現在昼間の間はそのほとんどが市の研修や会議に使用されております。つまり、市庁舎の移転に伴い、使用頻度がかなり低くなることが予想されることから、会議や研修の開催につきましては文化センターの研修室の使用を申請し、借り受けることで対応できるのではないかと考えております。また、教科書を初めとする教育資料につきましては文化センター内のスペースを占有し、教職員の利用に供したいと考えているところでございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきまして、3つちょっと出しておりますので、この3つを再質問を次から次ということにしますと非常に焦点がぼけますので、まず1つずつやらせていただきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（作本幸男君） はい、よかです。

○13番（福嶋譲治君） まず1番目の新庁舎に商工観光課が入らない理由ということで答弁いただきましたけれども、まず1つ、一般市民とは直接あんまり関係ないというような答弁がありましたけども、これは非常に間違いだと思います。と言いますのは、私も建設経済の委員を市議会議員になって最初からそちらのほうにいきまして、商工観光課にはよく足を運んでおりましたけれども、しょっちゅう行っているときには、一般市民の方、もちろん農業者ではなく商工関係の方ですけど来ておられました。そういう意味では一般市民に直接関係ないというのはまずおかしいと思いますし、そのことについて本当にそういう考えなのか。

それと、天水地区での適正配置計画の説明会で、具体的にはなかったんですけども、商工会館も適正配置の対象であるということは説明があったように思います。私も行ってございまして、そういうふう認識しております。整合性がないんじゃないんですか、今の答弁では。

それともう一つ、26年3月、今年の3月に玉名市の公共施設長期保全プログラムというのが策定されて、冊子ができておりますか。できていると思うんですけど、その中にも適正配置計画による削減面積として、玉名市民会館周辺、商工会館、勤労青少年ホームの削減として、1,345平方メートルと書いてあるはずなんですけど、それとただいまの答弁と全然整合性がないというふうに思いますが、その辺はいかがですか。ま

た、その公共施設長期保全プログラムという冊子にはまだ配付されておられません
が、議員に配付の予定はありませんか。答弁をお願いします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 1つ目の再質問でございますけども、一般市民との交
わりが少ない、全然ないということではなくてですね、少ないというふうな表現をした
つもりです。ただ、私もあそこに2年間課長でおりましたけども、やっぱり来られるお
客さんというのはやっぱり商工会議所に来られたあとに寄られたりとかですね、商工業
の方々のほうがやっぱり多いというのは現実です。

それと2番目の窓口業務、済みません、今の話の続きですけども、一般的な本庁舎の
窓口業務に比べればですね、当然、一般市民の方も少ないと感じております。

それと、商工会館が適正配置計画の中にもう載っているだろうというふうな御質問で
ございますけども、あそこの商工会館につきましてはですね、2階部分と3階部分が市
の所有というふうになっております。当然、3階につきましてもその利用、利用頻度で
あったりとか目的が終わったとか、いろんな状況が今後ですね、出てくれば今後やっぱ
り本庁舎の中が望ましいということになれば当然、商工観光課も本庁のほうに移ったり
とかいうふうなことも考えられますし、そういったときに、そういった事態になったと
きに当然、適正配置というか、統廃合とかですね、例えば1階、3階を民間に譲り受け
るとか貸すとかいうふうな計画も、そのときに議論として出てくるのではないかと
いうふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋讓治君。

○13番（福嶋讓治君） 答弁いただきましたけれども、答弁は新庁舎がもうできつつ
あって、各部署の配置が大方、どうしようということになって、どうも商工観光課は入
れないよというような中での結果に対する答弁にしか聞こえません。新庁舎の窓口と同
時に商工観光課が並べば、商工業者のみならず観光課でもありますので観光客に対する
案内とか、そういうのでも、もっともっと利用客はふえるはずですよ。一番、1階の行き
やすいところ、訪れやすいところにそういう課が設置されれば、もっともっと利用は多
くなる。それを望むのが今度の新庁舎じゃないかと思っております。

それから、2階、3階部分が市の所有だということ伺いましてありがとうございます
でした。その辺は私も十分理解できてなくて、ただ今言いましたように、結果に合わせた
答弁としか聞こえないんですよ。もともと新庁舎ができるから適正配置計画の中で、そ
っちに移るから適正配置の対象となる。さっき言いましたプログラム、公共施設長期保
全プログラムというのでできている中で、きちっと書いてあるということは、そういう
方向で行くから新庁舎の中で、もちろん新庁舎にあとでもということでしょうけども、

基本的には新庁舎に入って、その結果そういうことになる私は理解しておりますけども、一般の人たちもやっぱりそういうふうに取り扱いますよ、そのための新庁舎ですから。その辺がちょっと結果に合わせて答弁されているような、そういうふうには受け取れなくて、その辺がやっぱり誠意を感じられないというふうには思っております。もう一回、答弁をいただきます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません。先ほど商工会館の階のことでちょっと間違っただけをいたしました。

1階部分と、3階は違うところが入っていますので、済みません訂正いたします。2階の事務所と4階のホールが市の所有です。3階ではございません訂正いたします。

それと先ほどの質問の中で、適正配置計画とマネジメント白書につきましてはですね、確か、去年の3月に全員協議会かなんかでお配りしておったと思います。

それと、商工観光課については、観光イベントあたりのPRなどもあるから、本庁舎の、市庁舎の1階にあったほうがいいんじゃないかというふうな御質問でございますけども、今の商工会館のほうにおりましてですね、今までどおり新庁舎開庁後も新庁舎の1階に、総合案内窓口あたりにですね、いろんなイベントのパンフであったりリーフレットであったり、そういった配布をしまして商工観光課と窓口と連携をとりながらそういったPRなどについては行なっていくというふうなつもりでおります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） このことについては何回答弁しましても当然執行部としては今のような答弁になるんじゃないかと思っておりますけれども、一般市民の方々が、新庁舎ができて、本当に玉名に新しい新庁舎ができるんだと、玉名市役所がまた新しくなるとそういう中で、あっちこっちバラバラになっていたのが一つになるというような思いは皆さん本当に強い思いがあると思っておりますので、あとは市民の方がどう判断されるか、どういう意見が出てくるか、それはもうあとを待ちたいと思っておりますけれども、先ほども言いました公共施設長期保全プログラムの冊子は、議員には配付していただけないんですかね、今後。

○企画経営部長（原口和義君） 3月に配付していると思っております。去年の。

○13番（福嶋譲治君） 長期保全プログラム、それは違うやつでしょ。

○企画経営部長（原口和義君） 保全プログラム。

○13番（福嶋譲治君） はい、26年3月策定になっているはずですけど。

○企画経営部長（原口和義君） 適正配置計画のほうですね、ちょっと確認してみます。

○13番（福嶋譲治君） はい。適正配置計画のはいただいております。公共施設適正配置計画、ここにいただいております。これと違うやつが。

○企画経営部長（原口和義君） 保全プログラム。

○13番（福嶋譲治君） うん。

○企画経営部長（原口和義君） ちょっと確認いたします。

○13番（福嶋譲治君） はい。

今言いましたように、1番の質問につきましては、私としましてはやっぱり1階の市民が一番訪れるところに、市民課とともにあるべきではないかという思いはもっておりますので、その辺は十分考えていただきたいと思います。きょうの質問の中で答弁ありましたけれども、私は今の質問には答弁に納得しておりません。

次に、教育センターの配置が定まらないということで教育部長から答弁いただきましたけれども、占有の場所が欲しいということで計画されたことは、非常に私はいいことじゃないかと思っております。そういう中で、全員協議会の中で私も質問したと思えますけれども、やっぱり教育委員会と共にあるべきじゃないかと、すぐ行き来できるところにあるべきじゃないかという思いがありまして、おかしいんじゃないかという質問をして、その結果、今回の全員協議会では岱明支所からは外れておりましたので、その問題となっていたはずなんだけれども、説明がないのはどういうことかという質問をしましたところ、「これから考える。」というような答弁だったと思っております。それで質問したわけですが、やっぱり新庁舎が計画されるときにはまだ出てこなかったということで、そのことは理解しました。もっと計画的に何ごともやるべきじゃないかと思えます。長期ビジョンをつくって、長期ビジョンの中で、「ここはこうするんだ。」「玉名市は城北の拠点であるから、教育センターも占有の場所を確保するんだ」とかそういうことで計画的な進め方が、これに限らずですけども、必要じゃないかと思っております。あまりにも無計画じゃないかと思えます。もう一回、その辺について計画的はどうだったのか答弁願います。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） こちらの教育センターの配置につきまして、計画的じゃないんじゃないかという御質問でございますが、現在、教育委員会のほうが岱明支所のほうの3階でございます。その中で教育研究所から教育センターへ移行する中で、使用頻度も多くなってきたという部分がございます。その中で共用部分としてありました会議室をほぼ占有的に使うわけにはいかないだろうかということで、現在の会議室を借り受けております。ただ、その他の用途についてもそこは使うことができる会議室でございます。教育センターにはいろいろな教科書類等々の研究資料が配備をしておく必要がございますので、その一角を占有的に使わせていただきたいと、場所的にはこだわりはも

っておりません。そのセンターとしての機能が十分に機能できれば教育センターとしては場所的には本庁に近ければそれに越したことはないんですが、そういった場所について検討をしてきたところなんです。先ほども答弁いたしましたとおり文化センターのほうをセンターとして活用できないかというところで検討をしております。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） このことについてはわかりました。これから何事も計画的に見通しのある形での進め方をしていただけたらなと思います。

次に、削減ありきであったために床面積が狭くなるという質問をしました。市長に答弁いただきたいんですけども、先ほどの商工観光課の入らなかったこと。これは私もいろんな情報、話を聞いておりました。最初は新庁舎に予定があったんですけども、スペースが狭すぎてあれなら今のところが広くていいというような、それで残ったというふうな話を聞いております。結構そういう話は皆さん聞いていらっしゃるんですけども、そういう中でやっぱりこれは、市長が公約のときにまず削減ありき、その中で設計、施工がなされたゆえに、そういう配置とかそういうのまず関係なく削減ありきであったために面積が狭くなり、こういう状態になったと私は認識しております。そういう意味で建設費削減は適正だったのかという質問を出しております。十分検討されて、どこがどこに入り、これだけ散らばっている部署が、どこがどこに入り、新庁舎の一つにまとめるんだと、みんなが、市民が一つのところに、新庁舎に来れば何でも対応できるんだ、そういうような計画があつてできたとは思えないんですね、その辺について市長より答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 福嶋議員の建設費の削減が適正であったかという御質問にお答えをいたします。

事業費削減につきましては、主な項目といたしましては、まず建設費の関係であります。共有スペースや空調機械室などの設計見直しにより、床面積を縮小し、5階建てを4階建てに変更したことによる消防設備費の縮減、柱の間隔が19.2メートルと大スパンでございました構造を見直しております。太陽光発電設備につきましては、費用対効果を検証いたしましたところ、やはりこれを中止したがいいということでありまして、建設費を削減いたしましたところでございます。また、造成工事や外構工事などの土木工事関係でございますが、都市計画法の開発行為に伴う調整池や緑地の整備について当初の地下埋設型の計画をオープン型に変更いたしております。また、土地の造成に必要な盛土に係る費用につきましても、国土交通省の御協力によりまして埋立ての大半を無料でいただくことができるなど、大きく削減することが可能となったところでございます。

以上のような工事関係費の見直しと、競争入札の結果により工事費の大幅な削減が図られたものと考えております。ただ、やみくもに工事費を削減したのではなく、例えば、新庁舎は防災の拠点施設としての重要な役割を果たす必要があるということも言うまでもなく、建物の構造的な計画や非常用の発電設備などの計画は基本計画を踏襲いたしております。また、多くの市民の皆さんに今現在大変なご不便をかけております慢性的な駐車場の不足の問題、さらには高齢者や障害のある方々にはエレベーターがないことや多目的トイレの不足、段差解消の問題などのユニバーサルデザインによる考え方についても当然なことといたしまして計画の変更はいたしておりません。平成19年度基本計画完成後の概算総事業費59億8,000万円を平成23年度から事業費削減に向けて現在まで取り組んでまいりました。実施設計、造成設計などの計画見直しや競争入札による総事業費の見込みは昨年6月に建設工事の落札価格をもとにし、約39億円と発表したところでございます。ただいま申し上げましたとおり事業費の削減は適正なものだったと考えております。その削減した貴重な財源につきましても市の財源に大切にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 市長より答弁いただきました。

いつも思うんですけども、この答弁も担当課が当然、書かれたものと思っておりますが、この担当課の答弁として非常に立派な答弁だと思っております。打ち合わせもしたときに「ああ、立派ないい答弁ですよ。」ただ、これは担当課が書いた答弁であって、市長の頭の中、心の中が聞きたいというのがそのときにも話しました。こうこうこうで削減したんだというふうな、削減があったから、まず削減があったからそれに合わせてここを減らす、ここを減らす、そういうふうに私は認識しております。と言いますのも特に太陽光発電の削減、費用対効果ということを書いてありますけれども、先ほども部長より答弁がありました。小中学校には全部太陽光発電がついております。そういう中で、市庁舎に、その頂点にある教育委員会じゃないですから、頂点というような言葉はどうかと思えますけれども、市の中心の一番最たる中心の市庁舎に、計画があった太陽光発電をわざわざ取りやめるというのは、これはやっぱり事業費削減があったから、そうせざるを得なかったというふうに認識しております。これは結果として、今から出来上がった市庁舎を市民の皆さんが使っていく中でいろんなことが出てくると思いますので、そこで本当の検証が始まるんだと思えますけれども、駐車場の問題にしましても、駐車場は別としましているんなことが、面積を削減、5階を4階にする、そういう太陽光を減らす、削減の中でそういうことをされたんだと思えます。造成工事につきましては、本当に玉名市はラッキーだったというか、市長がラッキーだったというか、

非常に高寄市長は運に恵まれているなというようなことをその当時、同僚議員と話した経緯があります。これはもう市民にとってもよかったということで私もそう思います。ただ、本当に市長が公約をされたときに、「こうこうこうでこういうところがこうなんだ、だからもっと安くできるんだ。」という公約じゃなくて、ただ豪華すぎる。豪華すぎるから60億円を30億円にするんだ。最終的には40億円程度でできるんだということで、結果はそうになりましたけれども、結果として商工観光課が入れない、そういったことにもなるんじゃないでしょうか。実際、出来上がって配置がされてみなければわかりませんが、この新庁舎の中の部署の配置図等々を見ますと、非常にテーブル、イス、並びが窮屈に見えまして、これはニワトリの飼育のゲージで飼ってるようなふうにも見えます。こればかりは実際見てみないとわかりませんが、もう少しゆとりのある仕事のしやすいのができはしなかったかなという思いがあります。もう一回、市長に答弁いただいて、この質問は終わりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） このことにつきましては、私も選挙当時から削減をするというようなことを言っておりまして、幾ら削減できるかというようなことで、目標として20億円を目標としたというような状況でございまして、最終的にそれが削減できたということはやはり税金を無駄に使わないという面から見て、私はよかったんじゃないかなというふうに答えを出しております。そして今、広さの件につきまして商工観光課が入っていないということでございますけれども、当初の基本計画におきましてはその職場においての基本計画等々については一切変更をしてないという広さでございまして、ニワトリのぼったりとかそういう言葉じゃなくてですね、当初の計画どおりに仕事場としては十分に使えるというふうに考えていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 市長に、今の市長の自分の言葉で答弁をいただくと、いつもそういった形で自分の言葉で答弁いただくとありがたいなという思いです。今の答弁で納得した、納得しないは別であります。

以上で新庁舎についての質問を終わります。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 次にサッカー場建設計画について質問いたします。

サッカー場は必要なのかということで、私はサッカー場建設については、高寄市長が先の選挙で公約にあげられたことであることは承知しているところでありますけれども、私はこのサッカー場建設については全く新設については、全く反対であります。サッカー場につきましては、合併時の協議では新市の10年計画、新市計画には入ってお

らず、入れなかったんですね、職員の皆さん方は十分、携わった皆さん方は承知のことだと思いますけれども。旧町出身の我々にとりましては寝耳に水の話であります。公共施設適正配置計画で旧3町の支所、公民館等々の縮小計画がどんどん進められる中で、また次の次代を担う世代に負担を強いらぬという市長が度々おっしゃいますけれども、持論で新庁舎の建設削減もされたこととは非常に整合性がない、そういうふうに感じております。どれくらいの規模のサッカー場を考えておられるのかわからないけれども、いざできたとなると、これは維持費が非常にかかるわけですね、維持費が必ず伴ってくる。そのことも計画に入っているのでしょうか。当然サッカー場をつくるとなると、そのことも計画の中に入ってそういう中での検討が必要じゃないかと思えます。私はこの計画が出されたときに、まず検討委員会というのはつくるのを前提にじゃなくて、本当にサッカー場が必要なのか、必要でないのか、そのことを検討すべきではないかということを経営で申し上げました。また、熊本県にはロアッソというJ2のチームがあります。そこから問い合わせがあったというようなことも聞きましたけれども、本当でしょうか。それならばどう対応されたのか、お聞きいたします。

どうも本当の意味で、緻密な計画の上でのサッカー場建設計画とは思えないんですね、その意味でも新設のサッカー場建設には反対であります。また、次に市長が公約だからどうしてもサッカー場をつくるということであれば、桃田公園競技場の改修での建設ならば、最初、しょうがないかなと、納得せざる得ないかなと、どうしてもつくるといふならばですよ。今議会に、玉名市陸上競技協会より陳情が出ております。1周400メートルのトラックの整備を求めるものであります。それに伴って、陳情ではサッカー場をつくるならば、その周りに400メートルのトラックをつくってほしいという陳情のようですけれども、サッカー場をつくるという合理的な陳情じゃないかと思えます。桃田公園は御存じのとおり野球場、体育館、プールが整備されておりまして、周回道路などはジョギングコースとして非常に利用の多い総合運動公園であり、玉名のスポーツの拠点となっているところであります。ただ、残念なことに陸上トラックコースが300メートルで公式基準の400メートルではないために、いろんな大会を誘致しようと思ってもできていないのが現状じゃないかと思えます。したがって、どうしてもつくるといふのであれば、桃田の陸上競技場を拡張整備し、同時にサッカー場もその中で整備建設する計画が理にかなっていると思えますけれども、執行部の考え方はどうでしょうか。

この質問の最初のほうでも述べましたけれど、合併時の新市計画にもない唐突なサッカー場建設計画でありまして、基本的には新設は反対であります。本当に玉名市民にとって必要な施設なのか。ここは市民に問うべきではないでしょうか。どれだけの人が必要としているのか、どれだけの人の利用が見込めるのか、疑問に感じます。特にこの計

画に関しましては、玉名市全域にわたってのアンケートをとって判断の材料にしていた
だきたいと思います。

答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） サッカー場の必要性ということで御質問ございましたのでお答
えをいたします。

サッカーは世界的に人気が高く、多くの人々に愛されております。ヨーロッパや南米
ではスポーツの枠を超えた文化の一つとして定着をいたしており、地元のクラブのユニ
フォームを来てスタジアムに足を運ぶ老人や町中でボールを蹴りあう子どもなどの姿を
目にいたします。日本でも1993年のJリーグ開幕を期にサッカー人気が高まり、日
本史上初のワールドカップ出場や日本と韓国のワールドカップ共同開催、あるいは20
06年ドイツワールドカップ出場などサッカーに注目する機会がふえてきております。
日本で最も盛んなスポーツの野球をしのぐ勢いであるというふうに感じております。

本市におきましても子どもから大人まで多くの市民がサッカーを楽しんでおり、市内
小学校4年生から6年生までの児童と中学校全生徒を対象にアンケートを実施いたしま
した結果、サッカーをやっていると答えた人の数は、合計で658人、全体人数の1
9%という一番多い競技種目となっております。また、熊本県下の公共のサッカー場
は、熊本県下14市を見ましても唯一玉名市のみが設置をされておらず、このような公
共のサッカー場を有しない玉名市では大会等が開催しづらく、市サッカー協会等の団体
も大変苦慮されている現状でございます。サッカー場建設につきましては、市町合併に
よる新市建設計画に位置づけられておりまして、これまで申し上げました世界的な人気
スポーツであります点、本市でも一番の競技人口であるスポーツである点、県下14市
で唯一公共のサッカー場がないという点を理由として、ぜひ事業を進めていきたいと考
えておりますので、御理解の上よろしくお願いいたします。

以上です。

○13番（福嶋譲治君） 市長より答弁いただきましたけれども、サッカーの人気につ
きましては、私ももう十分に認識しております。夕べもこの質問書を書く、まだ書き上
げてなかったんですけども、アギーレジャパンのどうしても見たくて、ずっと見てお
りました。ただそのことと玉名で、今、今ですよ、今サッカー場を計画するというのは
違うと思うんですよ、児童・生徒アンケートをとったら一番多かったという答弁でし
た。現在、玉名市では児童・生徒数、今、学校の統廃合も進められているのは、児童数
がどんどん減ることが予想されている中でのそういう計画も進められているわけ
ですし、果たして本当にサッカー場を今、新設までしてその維持費が、膨大な維持費が

かかるのはわかっていながら必要なのかと。熊本県のロアッソにしましても、非常に存続が毎年毎年危惧されているわけでありまして。そういう中でのサッカー場の新設というのは非常に疑問に思うわけでありまして。次に、質問いたしました改修について、桃田運動公園での改修での設置、建設というのは考えられないかについて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまの桃田運動公園改修での建設は考えられないかということについてお答えいたします。

今年度にサッカー場建設基本構想の策定を進めておりますが、本市の地域性に適した基本方針を設定し、そのほか参考となる施設やパブリックコメントなどを判断材料として規模、場所を決定していきたいと考えております。また、決定する過程におきましては委員8人をもって組織する「玉名市サッカー場建設検討委員会」の審議が8月26日に開始されたところでございます。議員申し出の桃田運動公園改修も含め、多くの市民の御意見を把握し、候補地を絞っていきたいというふうに考えております。

それから質問の中にJリーグのロアッソ熊本の件がございました。こちらのロアッソ熊本からは今年の5月中旬に訪問がっております。玉名市がサッカー場の建設を考えているとの情報を得られ、どのような施設を予定しているのかを確認のため訪問された次第です。玉名市では、大規模なサッカースタジアムということではなく、市民サッカー場の建設を予定しているというふうに回答したところでございます。

以上です。

○13番（福嶋譲治君） アンケートについて。

○教育部長（伊子裕幸君） それからもう1点、市民アンケートをとるべきではないかという御質問ですが、市民のスポーツに関する実態についてアンケート調査で把握を行っているところでございますが、サッカー場の建設の必要性、整備内容に関するアンケート調査の実施は今のところ予定しておりません。しかしながら整備内容等の市民の意見を聞く場として、パブリックコメントの実施を考えているところでございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 部長より答弁いただきましたけれども、質問でも申しましたとおり検討委員会というのがつくることを前提とした検討委員会、今までもほかの検討委員会等々そうなんですけれども、そのことで進められますので、本当に必要なのか、必要でないのかというようなことは検討委員会ではおそらく全然検討されないというふうに思っております。そういう場が、このことに関しては、サッカー場に関しては必要じゃないかと思っております。

前議会でしたか、前々議会でしたか、多田隈議員より少人数のサッカーのゴールポスト

トを各学校につくってもらったらどうかと、競技人口が多ければ小中学校で多ければそういうのが一番大事じゃないかと思います。私はあの質問があったときに「わあ、非常にいい質問だな」というふうに思いましたし、一番対応しやすい資金面的にも財政的にも非常に対応しやすい提案だなというふうに思ったところであります。提案をされたときに、もっと執行部はそのことに関して真摯にきちんと検討すべきじゃないかと思いませんけれども、今までもあんまり提案があっても「じゃあ、検討してみようか」とそういったことがないんですね、そういう意味でもう少しそういった提案があったときに、もうサッカー場をつくと公約しているんだからそういうのは全然検討しないで、検討委員会をつくることを検討しよう、そういうことじゃなくて、本当に子供たちのために必要なかどうなのか、また、本当にサッカー場が玉名市の今の方向性の中で、市長がいつもおっしゃいますところの市民に、市民のあとに、次の時代を担う世代に負担を強いられないといつもおっしゃいますけど、市民目線、市民目線とおっしゃいますけど、私は市民視点という点でもう少しつくることに関して検討の余地があるんじゃないかと思えます。もう一度答弁をお願いします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいま福嶋議員のほうから子供たちのサッカーについても十分配慮した整備というふうなことがございました。先ほど市長のほうからの答弁にもありましたように、サッカーというのは世界的な人気スポーツというようなことで、日本でも競技人口も多いと、これは子供たちだけではなくてですね、社会人の競技人口も多いというふうに認識をしております。学校の現場、小学校については8人制サッカーというのが普及しておりますけど、11人サッカーを行なうサッカー場の整備という点につきましては、必要性を感じているところでございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 実は私の娘婿もサッカーを社会人ではありますけどやっております、サッカーについては非常に私も人気度、その辺は認識しております。まだ野球の人気というのは日本ではやっぱり全体的には上回るんじゃないかなというような、感ですけれども、そういうふうに思います。

教育長にも考え方、感想を求めていますので、教育長にも一つ、その辺のサッカー場に対する思いを答弁願いたいと思います。

○議長（作本幸男君） はい、教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） サッカー場の必要性について、教育長としての考えを述べさせていただきます。

考えにつきましては、先ほど述べられました市長の答弁、あるいは教育部長の答弁と同様でございます。それに付け加えるとしますれば、サッカー場を建設することで玉名

市のスポーツ環境が充実し、より市民の心身の健全な発達に貢献するものと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 教育長よりも答弁いただきました。スポーツの環境がよくなると、これでよくなるんだという答弁でした。サッカー場についての質問ですから、どうかと思いますけれども、先ほど質問の中に言いました、それでは400メートルトラックもきちっと整備する必要があるんじゃないかという感じがします。そういう答弁であるならばですね。

それと全体的に答弁の、私、新庁舎について、サッカー場について、質問したわけですが、市長が最初にずっと当選前から述べられていた次の世代に残さない、いろいろ先ほど言いました、いつも市長がおっしゃっておられる次の時代を担う世代に負担を強いらぬという、そういう中で新庁舎も削減するんだ、それと適正配置計画もどんどん進めるんだというような姿勢で進められている中で、今度のこのサッカー場の計画にしても非常に一貫性がないとか、計画性がないというような非常にそういう感じを受けます。今回の質問はこれで終わりますけれども、また、次の機会に質問をしたいと思えます。私どもももう少し勉強しながら、本当に今のままでいいのか、本当に職員の皆さんも心からこれでいいんだと思ってやっつけていっちゃうのか、非常に疑問に思っていますよ、話をしている。対応していて覇気が見えないときもある。これは私の感想ですけれども、そういう意味でもっと職員の皆さんも覇気をもって「よし、これでいくんだ」と「これをやるから玉名はよくなるぞ」というような思いでやっていただけるような施策をやっていたらいいと思っております。

私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。

1、窓口業務に関してであります。窓口業務につきましては、専門性や整合性が求め

られます。例えば、住民票の取得など申請に応じて機械的に住民票の写しを作成して交付すればよいというものではありません。本人以外の第三者申請などは、申請者が持ってきた書類で正当な理由の有無を判断することが必要であります。スムーズに仕事をこなすには、法令や行政実例を詳しく知っていることは欠かせません。また、窓口業務では、市民のプライバシー情報を扱います。これは全体の奉仕者として責任と義務を担い、守秘義務を課せられた市の職員こそ扱うべき業務であります。そうだからこそ市民は安心して自分のプライバシー情報を明らかにしながら、窓口において申請や相談をすることができるわけであります。天水、横島、岱明支所の窓口業務が8月から民間に業務委託をされました。支所窓口の仕事は戸籍の届出、住民票異動届、各種証明書の交付など、29項目の業務が行なわれており、その中身は多岐にわたっております。委託会社からは岱明に4人、天水に3人、横島に3人社員が配置されております。29項目の仕事をこなすには、相当詳しくなければ時間がかかってしょうがない状況が生まれ、住民サービスの重大な後退につながりかねないと思うわけであります。

窓口業務に関して9点質問をします。

- ①支所窓口業務の専門性について執行部はどのように把握しているか。その認識について伺います。
- ②本庁完成後以降、支所窓口での業務内容に削減はないか。
- ③支所職員の配置について、支所からどのような要望が挙がっているか。
- ④玉名市における第三者請求の状況、不正取得への対応はどうしているか。
- ⑤本人以外の第三者でも正当な理由で申請をすれば、住民票や戸籍を取得することができます。ところが不正な手段で他人の住民票や戸籍を取得して、それを悪用する事件が発生しています。そのような不正請求の早期発見、個人情報の不正利用を防止する、あるいは抑制するために、熊本県内の高森町では、本人以外の第三者に戸籍や住民票などの証明書を交付した場合、本人にそのことをお知らせする「本人通知制度」を行なっております。市民サービスとして玉名市でも必要かと思えます。玉名市が本人通知制度を導入することへの見解を聞きます。
- ⑥支所窓口受託社員の労働条件はどうなっているか。
- ⑦受託社員の、つまり窓口で業務を行なっている委託会社の社員の休暇への対応はどうするか。
- ⑧業務運用マニュアルについて伺います。その中では確認・審査を行なうようにマニュアルではなっておりますが、この確認と審査、これはだれとだれが行なうのか。受託業務のほとんどに、市職員が介入するようにマニュアルはなっております。これはいわゆる指揮・命令に当たる行為ではないか。
- ⑨業務委託仕様書に市との業務連携が明記されておりますが、これはいわゆる偽装請負

を容認することにならないか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） 前田議員の御質問の支所窓口業務の専門性についての認識を聞くについてですが、支所業務の一部を本年8月から株式会社共立メンテナンスに業務委託しています。市民の方々からの交付申請後の事務処理については、委託業者の社員が決した後、職員がその確認審査後に委託業者の社員が交付をしております。このように委託した業務を委託業者だけで処理は終わらせることができず、必ず職員の確認、審査作業が必要となるため、支所の職員もそれぞれの業務に対する専門知識が必要です。

次に、本庁完成後以降支所窓口での業務内容に削減はないかについてですが、今のところ支所窓口の業務内容に削減予定はありませんが、今後状況によっては本庁及び支所協議により一部業務の本庁集約化を検討してまいります。

次に、玉名市における第三者請求の状況、不正取得への対応はどうしているかについてですが、本庁だけの数値ですが、4月分の証明書発行件数で申し上げますと、住民票関係2,232件中、第三者請求が309件で、約13.8%、戸籍関係で2,366件中、第三者請求が454件、約19.2%でした。内訳としましては、司法書士や弁護士が職務上で行なう請求や債権者が契約者などに対して行なう住民票請求等が主な内容となっております。職務上請求の場合には、司法書士連合会での様式を使用の上、事務事業の内容、請求者が明確であるか、職員の押印の有無などをチェックします。債権者請求の場合には、債権者の押印、債権者と契約者との契約書等の提示、窓口や郵送で請求される方の社員証、免許証などの確認を行ない、書類に不備がなければ請求に応じております。また、書類上の不備があり発行できない場合には、その旨を説明して御理解をいただいています。今回の質問の不正取得への対応についてですが、事前のチェックを行ない、不正取得などを発生しないように細心の注意を心がけて事務を行なってまいります。

次に、第三者請求に対して玉名市が本人通知制度を導入することへの見解を聞くについてでございますが、本人通知制度の対象者は、住所や戸籍を同市町村にお持ちの方で、この制度は法令などで定めたものではなく、各市町村の要綱などで行なう制度となっており、現在は、熊本県では高森町が運用を開始されております。今後は県などを解した勉強会や意見交換会が開催されるものと考えております。先進地での運用状況や近隣市町村の状況を見据えながら検討してまいります。

次に、支所窓口受託社員の労働条件はどうなっているかについてですが、受託業者の

社員の労働条件については、労働基準法及び受託業者の会社規定によりまして決定しており、また、詳細については受託業者及び社員の個人情報でもありますので控えさせていただきますが、給料については以前市で非常勤職員として雇用されていたときの金額は、最低限保障していただいております。

次に、受託社員の休暇への対応はどうするかについてですが、今回支所窓口業務については、業務委託ですので、業務仕様書に掲げる業務内容を処理するために必要な人員を受託業者の責任において配置されていますので、例えば、受託業者の社員が休暇等を取得する場合には、他の支所からの人員派遣であったり、また、業務の繁忙期など人員が不足する場合には追加で社員を採用するなど、受託業者の責任において対応されます。また、責任者が急に休む場合には、副責任者が対応しております。

次に、業務運用マニュアルについて確認、審査はだれとだれが行なうのか、受託事務のほとんどに職員が介入するようにマニュアルにはなっているが、これは指揮、命令に当たる行為ではないかについてでございますが、例えば、住民票の交付申請があった場合の流れでございますが、まず、受託業者の社員が申請書を受け取り、申請書の記載内容および必要書類等の確認を行なった後、端末から住民票を発行します。その後、市職員が申請書及び発行された住民票等の審査、確認を行ない、最終的に受託業者の社員がお客様へ住民票を交付します。このように最終的に交付決定等の判断につきましては、民間事業者へ委託することができず、従来どおり市職員が行なうこととなっております。現状では各支所においていずれの市職員が確認、審査を行なっている状況でございます。また、受託業務のほとんどに市職員が介入するため、これが指揮命令に当たる行為ではないかとの御質問ですが、市といたしましては内閣府が民間事業者に委託をすることが可能な業務の範囲として指名されている業務について今回、業務委託をしておりますので、いわゆる偽装請負には当たらないと認識しております。

次に、業務委託仕様書に市との業務連携が明記されているが、これは偽装請負を容認することにならないかについてでございますが、玉名市、岱明、横島、天水支所業務委託仕様書業務内容一覧のほか、市との業務連携について受託者へ委託する業務の範囲は、届出等の受付、確認、端末入出力、その他これらに付随する業務までとし、各種証明書等の交付の審査、決定は市が行なうものとするとして述べられています。これは先ほども申し述べましたように、市職員は、公権力を行使する義務を担当し、受託業者の社員と明確に業務が分けられており、偽装請負には当たらないと解釈しております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 私のほうから、3点目の市職員の配置について、支所から

どんな要望があるかについてお答えをいたします。

職員の適正配置については、最大限の行政効果が発揮できるよう、例年11月に人事及び業務に関する部課長ヒアリングを実施しているところでございます。その中で支所からは地元の地理、実情に精通した職員の配置や防災業務、現場対応のための男性職員の配置等の要望が出ております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 窓口業務に関して、まず再質問を行ないます。

ただいま職員配置について、部長の答弁がありました。支所からは男性を送れというような話が出ておるといことなんですけど、女性、男性に限らず、やっぱりそれなりの適正な人を配置してほしいと思いますが、支所の要望に沿った職員配置がやっぱり必要だと思います。市長は支所からのそういった要望をどのようにとらえているのか、私は合併をして支所から職員がどんどん減っていく中ですね、住民サービスの低下を招いてはならないがための職員配置についての要望だと、こういうふうにとらえているわけです。支所職員の配置についてちょっと市長の御見解をお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員御質問の今後の支所への職員の配置の方向性につきましては、支所で提供する住民サービスの低下につながらないように、支所との十分な協議を行なって、効果的で機能的な支所の業務体制を構築していくことにいたしております。そのためにも行政改革大綱やアウトソーシング計画の推進とともに6月議会でも申し上げておりますけども、本庁への業務集約や業務改善等をこれまでと同様に進めていきたいと考えておるところでございます。

今後とも支所における住民サービスの低下を招くことのないように、より機能的な支所機能のあり方を検討しながら、職員の適正配置を努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 職員の配置については、支所との十分な協議ということで、当然そういったことをこれまでもされてきたかと思えます。

それでは、支所との十分な協議というのはどういうふうに解するかと。やっぱりお互いに支所の言い分、本庁の言い分、それぞれ述べ合って、聞き合って、お互いが納得するような形ですね、やっぱり進めていくというのが協議の本来のあり方じゃないかなと。そこをですね、やっぱり貫いていただきたいというふうに思うわけです。

本庁完成以後、支所窓口での業務内容に削減はないかということで、今のところはな

いと、しかしながら今後一部業務の集約化も考えているという答弁がありました。これに同じような質問を過去にも何回かしているわけですが、過去の答弁では、効率的で機能的な支所の業務体制の構築、そのためにも本庁への業務集約や業務改善を進めて、支所職員の負担軽減とともにサービスの向上を図るといふような答弁が返ってきています。こういった点は今も同じかなといふふうに思います。本庁へ業務を集約して今まで支所でできていたものが、これからは本庁でないとできないようなふうになると、これではサービス向上とは私は決して言えないと思います。それでは、どうするかということになりますが、今行なっている支所業務を維持していくためには、やはり職員体制の充実、これが欠かせません。

市長にお伺いします。合併後3分の1採用計画がありました。現在も続いていますが、これはいつまで続くのか。3分の1採用計画が継続する以上、職員体制の充実は、私は困難だと思います。平成27年は合併10年を迎えるので、採用計画を見直して、採用をふやしていくべきではないかと。ふやすというか、もとに近づけるといいますか、その辺の計画の見直し、今後の方針を市長に伺います。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員の職員の人数を減らすということで、3分の1採用をどうするかということでございますけれども、我々に課せられておりますのは、合併後10年後には交付税が約20億円削減されるというふうな事実であります。交付税が20億円削減されるというような状況でございます。これをどうするかというふうなことの大きな視点の中で考えたのが3分の1採用。当初、合併したとき約700人の職員がおったのを、10年後には500名程度にしようというようなことで、約200名の削減ができるというようなことであります。この200人が削減できるということは、約12、3億円の金額になります。20億円削減の中の12、3億円でございますので、あと7、8億円はどうしても削減をしなければならないというのが現実でありますので、そういうものも踏まえまして人員削減は極力できながら、しかも住民サービスができるというのを前提の中でやっていかなければ、全体的なサービスもおろそかになるというような状況になりますので、3分の1採用につきましては、住民サービスの低下とあるいは交付税の20億円との削減の狭間の中で我々努力してまいりたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 職員の3分の1採用計画についてはですね、当初の、合併後10年間は3分の1採用でいくというようなことでできたわけです。それで、おっしゃったように職員がどんどん減って、当初の計画以上に減っております。そういう中でいろ

んな部署に職員が減りすぎて支障を来していないかと。例をいいますと、例えば支所です。当初の計画では本庁ができてから岱明、天水、横島は総合支所から支所にするということでしたけど、あんまり減りすぎたもんだから、もう総合支所の機能を果たしきらんというようなことで、本庁ができる以前に支所になりました。私はこれは住民サービスの一つの後退であるというふうにとらえています。これは一つの例ですけど、そういったところがほかのところはないかと、私が隅々までその辺を調査してつかんでいるわけではありませんけど、今おっしゃった20億円の交付税削減、その問題と住民サービスの維持、向上という非常に大きな課題であると思います。しかし、必要な場合にはですね、3分の1計画に固執せず、もし採用を行なっていくというような思いは全くないのかどうか、ちょっと市長その辺はどうでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 3分の1採用というのは、10年間の計画で今やっているという状況でございます。これからやるか、やらないかということは、やっぱり財政との考え、そしてまた住民サービスとの考え、そういうものを十分に踏まえた上でやっていかなければならないと考えておりますので、やっぱりあるときには3分の1採用をやめるということも考えなくちゃいけないし、もっともっと人員削減しなければサービス低下があるというような状況の、この二つの中をですね、どういうふうにするかということであるということは、なかなか難しい判断をせざるを得ないということですので、あるかないかということのようなことは、なかなか今の段階では言えないということですので、あるかもわかりませんし、ないかもわからないと、両方二つのうちのどちらかということだろうと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） はい、わかりました。

4番目の玉名市における第三者請求の状況、不正取得への対応はということで、13.8%から19.2%のいわゆる第三者請求が今、窓口ではあって、その場合には職員が事前に、入念にチェックしているということでありました。

再質問です。8月になったら本庁窓口への来庁者が多くなっているというようなことをちょっと耳にしました。支所窓口の手続きに時間がかかるからそうなっているのかなというふうに思われます。支所での8月からの日常業務の実態はどうか、そして支所の窓口でも第三者請求に対して、本庁のような対応が可能なのかどうかお伺いします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 前田議員の再質問の本庁と支所の申請件数についてで

ございますが、平成25年度の公用を除いた。

- 16番（前田正治君） いや、いや、それは聞いた。
- 市民生活部長（北本義博君） 8月からの分ですかね。
- 16番（前田正治君） そうです。支所でも第三者請求。
- 市民生活部長（北本義博君） 第三者請求。

済みません。前田議員の再質問の第三者請求への対応など民間委託での専門性の不足し、職員の対応すべきではないかの中で、本人以外の第三者請求については、委託業者の社員が受付を行ない、この社員が申請書をチェックして申請書に基づき書類を作成し、市職員が申請書と住民票の確認、審査をして発行していますが、第三者請求のような事例に専門性を養う必要がありますので、このため定期的に市が主催し勉強会を開催しており、委託業者にも参加を促し、委託業者の社員と市職員が参加して行なっております。

ですから、支所でもできるということになりますけど。

- 16番（前田正治君） それから8月からの状況を済みません。
- 市民生活部長（北本義博君） ちょっと8月からの状況と数値は。
- 16番（前田正治君） さっき言いかけたやつがそがんじゃないんですか。
- 議長（作本幸男君） あとでいいですか。
- 市民生活部長（北本義博君） あとでよろしいですか。
- 16番（前田正治君） はい。
- 議長（作本幸男君） あとでいいですね。

ちょっとよろしいですか。前田正治議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時03分 開議

- 議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田正治君。

- 16番（前田正治君） 再質問の中で、支所の窓口でも第三者請求に対して、本庁のような対応が可能かということに対して、できますというような答えでありました。それでは支所でも正当な支所の具体的流れを考えてみますと、まずお客さんが窓口に来て、第三者請求による請求を出しなはるわけですよ、それを受け取った社員が第三者請求が正当な請求事由を有する第三者かということ、まず受け取った社員がそこで判断するわけですよ。だと思います。そこでそういった判断をすること自体は、委託社員がそういった判断をすること自体、その行為はこれはいわゆる執行部が言われる公権力

の行使に当たるのではないかと、私は当たると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 第三者請求につきましては、先ほど流れる的には申し上げましたが、それには勉強会を開催して、専門的な知識を養いながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 市が社員を含めた勉強会、いわゆる専門性を高めるような第三者請求に対することも含めたですね、勉強会をしていくということ、このこと自体がやっぱり偽装請負に当たるわけですよ、法律的にはですね。私はそういうふうに思っています。理解しています。その辺は執行部とちょっとかみ合わんとこではありますけど、それと支所で、例えば、難しいそういった事案が出された場合に、社員が確認して手続きして、そして職員がまた確認すると、そういう流れになっているわけなんですけど、考えて見ますとそぎゃん二重手間になるような、非効率的なやり方ですね、これはやっぱりちょっとおかしかとそういうふうな気がします。

ちょっと、話を進めますけど、本人通知制度については、先進地の状況を見据えながら云々という答弁がありましたけど、執行部としては本人通知制度が必要だという、その必要性については認められるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 本人通知制度への必要性についてですけど、被取得者の個々の効果は期待できる場所ですが、正当な理由に基づく請求をためられさせられるおそれのあるほか、手続きが債務者にさせられずに行なわれることが求められる民事事件などの際に申し立てをしようとする債権者の利益を害する要因となりますので、制度の導入を検討していくことは慎重に進める必要があります、他の市町村の今後の動向にも注視していく必要があると考えます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） おっしゃられたようなことはですね、制度をやはり運用する段階で、執行部が真剣に検討されてですね、どういうふうに運用していくかということであればいいと思います。私はやっぱりこれは住民サービスの一環としてですね、やっぱり玉名でもあったほうがいいかなとそういうふうを感じているところです。

支所窓口委託社員の労働条件については、会社のことだから詳細は控えるということでした。民間委託の効果としてですね、これは保育所の民間委託の場合もそういう話も

ありました。安定雇用の確保が図られる、あるいはそういう答弁が再三繰り返されてきたわけです。今回の窓口の業務委託の場合もそういう答弁がありました。ところで、雇用の安定とは、具体的には正社員こそが当たり前と思います。ところが、今回の窓口業務委託の場合は、その実態は契約社員、あるいはパート社員になっているのではないですか。こういった事実からしてですね、果たして雇用の安定の確保が図られる、あるいは雇用の安定、そういうことが執行部が今まで答弁されてきたようなことが実際、「ほんなこてなっとるとか」と言いたいわけです。この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 市といたしましては、民間委託の導入により地元からの新しい雇用が創出され、現状雇用された社員については、特段の問題や自己都合による退職がない限り契約期間内における数年雇用が可能になり、また、勤続、勤務状況の次第では正社員としての採用も考えられないこともなく、雇用の安定が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） これは給食センターの民間委託のときも、私述べましたが、雇用の安定云々というのはやっぱり民間委託を進めるがための、これはもう明らかにまやかしとしかいうことができません。

続いて、質問を続けます。受託社員の休暇についての対応ということで、ほかの支所から順繰り、順繰り回ってくるとかですね、あるいは責任者が休むときには、副責任者が対応するという答弁でありました。そこで責任者不在のときは、副責任者が対応する、副責任者の存在ですよ、副責任者の存在、私は情報公開で、この間の窓口業務委託についての契約書、仕様書、作業のマニュアル、そういったものを取りまして、ちょっと準備をしました。副責任者の存在については、業務委託契約書にも業務委託仕様書にも書かれておりません。何をもって副責任者の存在を玉名市側は認めているのか。副責任者が存在する契約上の根拠を示していただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 業務仕様書において、従事者への指導トラブル発生時の対応に関する指導、命令等を行なうものとして、あらかじめ従事者の中から業務責任者を配置することとしております。

副責任者の配置については、受託業者の判断において配置されているものでございますが、その趣旨については、責任者が休憩及び休暇等を取得する際の責任者不在時の対応を考慮しての配置とされているものであり、責任者が不在の際のトラブルが発生した

場合には、その副責任者の責任となり、トラブルに対する対応や市の連絡調整等を行なえることとなります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 今の答弁の中で、業務責任者の配置というのが出てきましたけど、これは今回みたいな請負契約の中でそういう契約をした場合は、働き方の問題で、契約をした会社のそこそこの職員に玉名市の職員がああせれ、こうせれといういわゆる指揮、命令をやっちゃいかんとそういう規定があります。そのために業務責任者をつくって、業務責任者に市の職員が「ああしてください。」「こうしてください。」という、いわゆる指揮、命令をします。これは請負契約上そういうふうな法律になっております。

そこでですね、業務責任者が休みのときには、いわゆる責任者が休みのときには、副責任者が対応しますと、それならだれが休んでもいいように、例えば岱明は4人配置してありますので、4人全部、責任者以外3人全部副責任者に会社がするのなら、偽装請負というようなですね、そういった問題も回避できるような状況がつかれるんじゃないかと。私は、その副責任者の存在を玉名市が認めたということ自体も理解できませんが、副責任者をそうやって責任者以外につくるということはですね、やっぱり偽装請負といって指摘されることを逃れるための手段でしかないというふうに思います。

それで、話を進めて、守秘義務を担保するために委託会社と社員が連署による誓約書を玉名市に提出するようになっております。これは個人情報が増えることを防止するものだと考えますが、委託会社の社員には、地方公務員法の適用はできるのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 地方公務員法の適用を受けるものにつきましては地方公務員法により一般職に属するすべての公務員と規定されております。議員御質問の委託会社につきましては、民間会社の社員であり、地方公務員ではございませんので、地方公務員法の適用は受けないものと認識しております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 窓口業務に関して、じゃあちょっと最後の質問をしますので、窓口業務の委託について、個人情報の漏えい、守秘義務の問題では委託会社の社員に地方公務員法は適用されませんので、誓約書を仮に取ったとしてもそれが担保されるのは会社と市役所の契約期間である最高3年間かなというふうに思います。また、雇用形態も契約社員とパート社員では何年間、その会社に雇用されるか、あるいはみずから

退職することもあります。その場合、どこにいったかわからない労働者に守秘義務が貫徹されるかどうか、これは大きな疑問があります。また、契約社員、パート社員ということでは必要な専門性は備わっていくのかどうか。もっぱら市職員との連携を重視した取り組みならば、それは極めて偽装請負の危険性があります。窓口業務委託が戸籍法、労働関係法、地方公務員法などに抵触しないことを考えた場合、なぜ請負契約になるのか私は理解できません。私は、窓口は正規の職員が一番よいと思っておりますが、百歩譲ったとして、本庁のように非常勤職員で稼働したほうが業務委託費、年間2,290万円を使うより、経費もかからず行財政効果も大であります。また、非常勤職員は市職員でありますから、戸籍法、労働関係法、地方公務員法などに抵触する危険性がないと思われまます。

以上のようなことから、窓口業務のあり方について民間委託の見直しを求めますが、執行部の見解をお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 本市におきましては、行政改革大綱及びアウトソーシング計画に基づき、積極的にアウトソーシングを推進しているところでございます。今回、支所窓口業務に民間委託を導入いたしました。非常勤職員による方法の場合には休暇の際の人員の配置や非常勤職員の人事管理面における各種事務が発生しますが、民間委託の場合にはそれらの事務を委託業者の責任において行なわれることも、今回民間委託を導入することと決めた大きな要因の一つであると考えております。

今後、本庁舎市民課を初め、本庁各課の窓口業務の民間委託等のアウトソーシングの導入につきましては、地元雇用の創出のメリットもあることから、各事業の必要性を勘案し、また支所の民間委託実施の成果を評価しながら順次検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 窓口業務委託についてはですね、結局、公権力の行使やあるいは偽装請負というような指摘を逃れるためには、やっぱり市の職員がそこにいくらその窓口を民間でしようとしても、市の職員がそこに必要なんですよ。結果から言うと、8月からの業務委託の社員というのは、市の職員の補佐的な仕事しかやらないと、そうならざるを得んわけですよ。ならば多額の経費を使うより、私は非常勤職員を、百歩譲って非常勤職員を充てたほうがそれこそ先々の交付税が削減されて云々という話もありましたけど、やっぱり負担を残さないという選択になるかなというふうに思っております。

2、子育て支援に関してであります。来年4月から保育、幼稚園、学童保育など子育て支援に係る制度を大もとから転換する子ども・子育て支援制度が始まります。今9月議会には、新制度に伴う条例の制定が提案されています。そして、先日は第6回玉名市子ども子育て会議が開催されました。子ども会議で委員の意見を聞いておりますと、「条例の各項目における詳細な検討がなされているか。」「条例化に当たって隣接市町との違い、整合性などはどうか。」「条例施行後の見直しの期間や方向などは。」「子どもの保育についてバックするようなことには反対する。」「認定こども園の移行を進めることについて、移行を強制するな。」「質の高い保育が論じられていない。」「質の高さをいうなら、保育士の役割が欠かせない。」「保育士不足に対しての玉名市の認識、方針を聞きたい。」などなど保育者や幼稚園、学童保育など現状からの後退は絶対に許さないと、そういう思いが、委員の皆さんの思いが伝わってきたところであります。

新制度は大変複雑であり、私もなかなか理解できておりませんが、保護者への周知もこれからであり、保護者が混乱しないような対応を求めたいと思います。子育て支援に関して9点質問します。

①玉名市の合計特殊出生率への認識及び出生率増加への方針、施策を市長に伺います。

②子ども医療費助成事業の充実を県知事に要望した市長の思いを伺います。

熊本県市長会は、平成26年5月22日に県知事に乳幼児医療費助成事業に係る助成対象を小学校3年生までに拡大するよう要望しております。玉名市では既に中学3年生まで対象を引き上げておりますから、市長はどういう思いがあって知事に小学校3年生までを要望されたのかどうか。その辺の市長の思いをお聞きします。

③子ども医療費助成事業の充実について今後の方針を聞きます。②番の質問をかぶるかもしれませんが、助成対象年齢の引き上げ、あるいは現物給付の導入などへの今後の方針を伺います。

④公立保育所における完全給食実施についての見解を伺います。

⑤公立保育所の認定こども園への移行についての方針を伺います。

⑥新制度実施における業務量の増加及び職員配置への見解を伺います。

玉名市が保育所だけでなく、新制度のもとでは認定こども園など直接契約施設事業者の利用申し込みまで受け付けて、選考や振り分けなどの利用調整を行なうこととなります。そして支給認定の事務も加わってきます。こういった業務量に対して、今の職員体制では、私は無理があるんじゃないかなと思います。職員配置への今後の見解をお聞きします。

⑦新制度の周知方法と、認定証の交付を必要とする保護者負担についての見解をお聞きします。

⑧認定、利用調整などへの保護者からの異議申し立てに対する見解をお聞きします。

⑨新制度の実施で保育料や延長保育に対する保護者の負担増はないかどうかお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

[市長 高崎哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 前田議員の子育て支援に関する質問にお答えをいたします。

初めに玉名市の合計特殊出生率につきましては、認識及び出生率の増加への方針、施策についてお答えいたします。本市の合計特殊出生率15歳から49歳までの人の1人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数ということでございますけども、昭和58年から62年までは2.02ということでございましたが、平成15年から19年までは1.50までに低下をいたしております。平成20年から24年につきましては、1.56とやや上昇をいたしております。全国の1.38と比較いたしますと高いほうでございますけども、熊本県の1.62と比べるとやや低いという状況でございます。また人口を維持する水準であります2.08に大きく下回っているというような現状でございます。

本市の出産できる女性人口は、推計値で平成25年から31年度の6年間で、1万2,645人から1万1,302人というふうになります。約1,300人が減少されると予想をされております。今後、市といたしまして出生率の増加への方針、施策につきましては、関係課やほかの機関とも連携をしながら男女の出会いの場を提供する婚活事業や「小1の壁」の解消、あるいは利用者支援事業など結婚や出産、子育て環境の充実に向けて取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、子ども医療費助成事業の充実を県知事に要望した思いにつきましてお答えをいたします。

熊本県市長会では平成26年5月22日、熊本県知事へ乳幼児医療助成事業に係る助成対象を小学校3年生までに拡大し、その充実を図るよう要望書を提出したところでございます。本市におきましても医療費助成対象年齢を、今年4月分の医療分から中学校終了前まで拡大をいたしておりますが、県下14市のほとんどの市が小学校3年生までに引き上げておるといような状況を鑑みまして、実情にあった助成制度をお願いしたところでございます。

続きまして、子ども医療費の充実についての今後の方針についてでございますが、助成年齢の引き上げにつきましては、平成26年4月診療分から、子ども医療費の助成の対象を小学校終了から、中学校終了前まで拡大しているところでございまして、当面は利用状況の推移を見守っているところでございます。

次に、現物給付の導入についてでございますが、現在、子ども医療費助成の給付方法につきましては、本市では一旦医療機関の窓口で負担金をお支払いいただくという上

で、後日助成金を給付するという償還払い方式をとっております。県下14市のうちに対象年齢を中学校3年生までとして自己負担額を、全額助成をしているというところは玉名市のみでございます。現時点におきましてはトップクラスの制度だというふうに認識をいたしております。本来の子どもの健康維持と保持と、子育て家庭の経済的負担の軽減、子育てしやすい環境づくりの目的を充実に、そういうものを目的にした、十分に生かした施策と考えております。現物給付方式につきましては、国民健康保険医療費等の国庫負担金の減額措置などの課題はございますが、市民の方々の利便性の向上や申請書の処理にかかわる事務的経費の軽減や事務の効率化の点からも検討してまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 前田議員御質問の4番目から9番目の項目についてお答えをいたします。

まず、公立保育所における完全給食実施についての見解でございますけども、保育所では3歳以上の児童には主食である御飯を持参していただいております。3歳未満の子どもにつきましては、園での炊飯という形になっております。児童福祉法によりますと保育所運営国庫負担金の規定でございますけども、3歳未満児は主食及び副食給食費となっております。また、3歳以上児は副食給食費の範囲内の経費とされており、運営しているところでございます。

保育所によりますと、保護者が朝から御飯の準備をすることで、朝食に御飯とお味噌汁を食べる家庭が多くなり、弁当箱に御飯を入れて冷ましてふたをする際、子供たちがハンカチで結ぶ練習になっているとのことでございます。また、保護者は弁当箱に残った御飯で子どもの体調など健康状態に気をつけられております。コンビニでの購入もほとんどなく、子どもとの触れ合いにはよいと考えられております。

次に、公立保育所の認定こども園への移行についての方針でございます。保育の供給量の確保の充実が本市におきましても必要でございます。公立保育所からの認定こども園の移行につきましては、考えておりませんが、逆に玉名市の幼稚園から認定こども園のほうに平成27年度3園、現在既に認定こども園1園取られておりますので、合わせて3園が認定こども園への運営予定でございます。

次に、新制度実施における業務量の増加及び職員配置への見解でございますけども、国においては平成24年8月子ども子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために子ども・子育て支援法など、関係法が成立をいたしております。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を進めるため、本市におきましても来年度施行に向け準備を進めておるところでございます。このために昨年度より子ども・子育て

て会議を設置し、5年間で1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。先ほど議員がおっしゃいましたように昨年度から始めまして、この前の会議が第6回の会議でございました。御質問の新制度実施における主な業務増加量でございますけれども、事業計画の策定、条例等の整備、利用者負担額の設定、施設型給付費の幼稚園・保育園・認定こども園の利用を希望する保護者に対する保育の必要性の認定作業、各保護者の所得に応じた利用者負担額の決定などの事務がございます。担当しております子育て支援課保育係でございますけれども、このようなことも踏まえ4月から職員1名を増員いたしております。また、今議会におきまして10月から臨時職員1名の配置をお願いしているところでございます。

次に、新制度の周知方法と認定書の交付を必要とする保護者負担についてでございますけれども、子ども・子育て支援新制度の周知方法でございます。「広報たまな」9月1日号に概要を掲載いたしております。これが最初の周知でございますけれども、本年度中に入所に関する変更点や利用者負担の説明など、あと2回広報のほうで予定をいたしております。また、制度変更が多い幼稚園におきましては、職員を派遣し保護者の皆さんへ説明会を開催したいと考えております。保護者への負担につきましては、入所後の保育料となる利用者負担額及び各施設での実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。利用者負担額は、現在精査をいたしておりますが、現行の保育料に準じて調整をする方向でございます。

次に、認定利用調整などの異議申立てがあった場合の見解でございますけれども、幼稚園等の認定は幼稚園等を通じて利用のための認定を申請いただき、幼稚園を通して認定書を交付いたします。保育園につきましては、保育を希望される場合は、就労や保護者の疾病など、保育を必要とする理由、自由、保育の必要量で保育標準時間、保育短時間、標準時間が11時間、短時間が8時間になりますけれども、決定し、希望される保育所での利用調整である優先利用への該当を確認して入所決定となります。優先理由の基準につきましては、明確な基準を策定いたしまして、各保育所の入所状況により、公平公正に入所判定決定をいたしてまいります。異議申し立ての際には、申し立て内容を十分お聞きしまして、内容等について十分説明を行なっていきたいと思っております。

最後になりますけれども、新制度での保育料や延長保育に対する保護者の負担増はないかということでの御質問でございますけれども、保護者の負担につきましては、先ほど説明をいたしましたが、幼稚園等の利用の場合は現行では保育料に一定額の実費負担や上乗せ利用料が生じた分が利用負担になります。しかし、入園料や保育料を減免給付する幼稚園就園奨励費補助事業が幼稚園のほうには適用され負担軽減が図られております。現在の制度でございますけれども、新制度では利用者負担は、保護者の収入を基に算定され、認定こども園でも幼稚園型と幼保一体型の二つのタイプがございますので、それに

より異なりますけども幼保一体型の場合には、幼稚園奨励費のほうは適用ならなくなります。現行水準での負担で検討をいたしておるところでございます。保育所の利用におきましては、これも今の保育料の現行負担水準で検討をいたしております。延長保育料につきましては、子ども・子育て会議、あと3回ほど予定をいたしておりますけども、こちらの意見や隣接自治体などを参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） まず、玉名市の出生率増加に対しては、婚活あるいは子育て支援の充実というようなことを市長おっしゃいました。それで、今回質問に上げている子ども医療費の充実ですね、これはやっぱり子育て支援の中心の中心じゃないだろうかなと私は思っております。

再質問します。現物給付に対しては検討するという答弁がありました。玉名子育てプランの、「玉名子育てプラン」というのがあるですね、期間満了これは平成26年度であり、今年度は総仕上げの年度であります。この計画の中でも特に重点的に取り組む事業分野を重点事業と位置づけて取り組みを推進しています。重点事業の中で子どもの健康にかかわる支援、こういうふうに書いてあります。「子どもの病気は保護者の心配ごとの中でも特に重大なものであり、健康面での心配はもとより、医療費などの経済的な負担感も大きく、グループインタビューなどでも子どもの病気に関連した事業の充実を望む声が多く上がっています。このため子どもの医療費の助成について、対象年齢の拡大や利用しやすい仕組みづくりに向けた検討などに取り組み、安心して医療を受けられるように支援します。」重点事業の小児医療の充実というところでは、「医療費の助成、子どもに対する適切な医療の提供と保護者の経済的な負担軽減を図るために、医療費助成の対象年齢を小学校6年生まで拡大し、充実を図ります。また、より利用しやすい制度となるよう支給方法のあり方に検討します。」重点事業の中のひとり親家庭の自立支援策「ひとり親家庭などに対する医療費の助成、母子・父子家庭などの自立支援の一貫として医療費の助成を行なっています。今後の制度の周知と利用促進に努めるとともに、現物給付の導入など、より利用しやすい仕組みづくりについて検討していきます。」市長は先ほどの答弁でも国保会計におけるいわゆるペナルティの問題とかいろいろいわれましたが、最後には検討するということでありました。今、述べました子どもプランには重点事業として、現物給付の導入、より利用しやすい仕組みづくりについての検討が明記をされております。年齢引き上げにつきましては、小学校6年生の目標が現在は中学校3年生まで無料になっておりますので、医療助成事業の対象年齢は目標値をはるかに超過して200%と言っても過言ではない達成度であります。市長が先ほど胸を張って言われました県下でもトップクラスと、私もそうかなと思っています。県下

でもトップクラスですね。

ところでですね、中学3年生までの引き上げは市長の選挙公約でもあったので、その実現はすぐに実行されました。ところで現物給付の導入、より利用しやすい仕組みづくりについては、市の子どもプランという計画そのものの中で重点事業と位置づけられたもので、選挙公約同様、いやそれ以上に優先する重みがあると私は考えます。現物給付の導入、より利用しやすい仕組みづくりについて、子どもプランの最終年度にどのような結論を出されるのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 現物給付の導入によりまして、より利用しやすい仕組みづくりについて、子どもプラン最終年度にどのような結論を出すかという御質問でございますけども、子ども医療費助成制度につきましては、平成18年度に医療費の申請方法につきまして、玉名郡市、市内の医療機関で受診を受けた場合のみ、医療機関が申請書を市へ提出するという方法へと改善をいたしたところでございます。玉名子育てプラン後期計画の未達成部分につきましては、平成27年度から実施の子ども・子育て支援事業計画に基づいて、引き続き取り組みを行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 子どもプランは今年で、26年度で最終年度ですので、それが子ども・子育て支援新制度にですね、当然引き継がれるものだと私も思っておりますが、現物給付を導入するという問題はですよ、これも何回も議論してきたですけど、県内45市町村の中では、これは36市町村が実施をしておいて、14市の中では玉名だけですよ、しよらんとは。そこら辺がですね、子育て支援という点から考えるといかがかなと。ですから、今検討中で来年の8月ごろになるとか、そういったものは問いませんが、新制度のもとでもですね、それこそ最重点でですね、取り組んでいただきたいとそういうふうに思います。

新制度実施における業務量の増加及び職員配置への見解の中で、仕事量はふえているから4月から1人と、10月から臨時職員を配置してますということでありました。この仕事量というのはですね、10月から11月は保育所入所などの手続きがありますので、確かに日常よりちょっと忙しくなるでしょう。しかし、新制度が始まったらですね、やっぱり今以上に忙しくなるのは、これは明らかであります。だからこそ臨時の人を10月から充ててあると思います。しかし、これはやっぱり臨時ですので、来年からずっと忙しくなるというのがわかっていればですね、私はやっぱり職員をきちんと配置をすると、そういう対応をしなければいけないと思いますが、いかがでしょう。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 業務量の増に伴います職員の問題でございますけども、本年度26年度がいろいろな事業が非常に重なっております。子育て臨時給付金事業、それから今の子ども・子育て計画、計画がある程度固まって実施段階になりますと、そこら辺の業務量、変更点のときには先ほども申し上げましたように条例の改正であったり準備であったりいろいろな点が非常に殺到いたしております。ただ、実際動き出したときに、認定と給付、それから保育料の業務になったときにどれだけの業務量になるか、なかなか今の段階で認定こども園一つとらえても、まだ保育園幼保一体型なのか、幼稚園型なのか、その決定もまだあっておりません。幼稚園型になりましたら文部科学省の管轄になります。保育所は厚生労働省の管轄になります。それから認定こども園の部分については、認定こども園法での管轄になりますので、監督の縛られる関係法律がいろいろ変ってまいります。非常に今度のはややこしい制度で、まだなかなか見込みが私たちとしても立てにくいような状況でございますので、そこら辺の実態がはっきりした段階では人事当局にも要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 子ども・子育て支援計画事業そのものですね、来年から5年間ということで始まりますけど、今、部長が答弁されたように、仕事の状況を見ながら考えながらですね、やっぱり適時に体制をとっていくといふかな、やっぱりそういったことが保護者の安心感も出てくるしですね、やっぱり必要じゃないかといふふうに思っております。

再質問をします。現在、保育所に入っている児童が、新制度のもとで優先的に入所可能かという問題についてであります。在園児の保育認定が短時間となった場合、標準時間と認定を受けた児童が、優先的に入所が決定して、短時間認定の在園児は、保育所をかわらざるを得ない状況が発生するのではないかなとそういうふうに思いますが、そのときの対応はどう考えてありますか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） まず、1点目の御質問の優先的に入所という問題ですけども、あくまで入所するためには入所、今度の子ども・子育て計画の場合には、保育を必要とする事由、これは10項目ほどございます。就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、求職活動等々、この条件にまず合われることが保育園の入所の条件でございます。まず、これに該当されて、今まで同じ保育園に通っておられて、今度そのまま行きたいというような希望がございました場合には、やはり子供たちの生活環境の変化等の分等もやはり配慮すべきだと考えておりますので、できる限り同じ園に通えるような形を考えております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 短時間と標準時間ということで、在園児の保育認定がですね、短時間になった場合は、やっぱり入所の優先順位からして標準時間と認定を受けた入所希望者のほうをこれは優先すると思うとですよ。今、行きよる子どもが短時間の認定を受けた場合に、そのままその保育園に行かれるかどうか。だから同じ園に入れるようにしていくと言われるなら、それが一番丸の答えなんですけど、ちょっと違っとったかなと。そこを1点一つ再質問と、もう一つちょっと続けて。

保育の認定についてですね、年度途中で保護者の事情が変わり、保育時間が、今度は年度途中からですよ、保育時間が短時間から標準時間が必要になった場合、その時点で申請をすればこれは直ちに対応が可能かどうか。例えば、今、保育所では定員が50人でも1.2倍の70人とか60人とか、枠がありますね、そういった枠内で年度途中に変更になった場合も対応できるのかどうか。受け入れに対する柔軟性があるのかどうか。保育所の入所を保障しなければならない市の責任、これは今度新しい制度になりますけれども、私はさらに市の責任は強化されるのではないかなというふうに理解をしているところであります。繰り返しますが、在園児の保育が短時間から標準になった場合に通っていた保育園にそのまま通うことができるかどうか、来年度から。それからもう一つは、年度途中で短時間から親の就労の関係で、標準時間必要となった場合に、すぐ対応できるような体制が保育所で取れるかどうかという問題です。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 前田議員の御質問にお答えします。

在園で入っている子どもが短時間が長時間になった場合という形の御質問ですよ、対応ができるかという、そちらに関しては当然、在園、もう入られていますので、対応するような方向で考えていきたいと考えております。

それから、もう一つが短時間の子どもが長時間にという形ですけども、今の保育の供給量、先ほどおっしゃいましたように、保育に限定しますと1,400数名の定員で1,600数名が入っている今状況でございます。保育の受け皿としては、先ほど言われたように1.2倍に近い、1.18倍ぐらいですかね、の状況で今なっております。今度の27年度からの子ども・子育て支援計画の中で、今その需要量の把握、供給量の把握という形での計画をつくっておりますけども、認定こども園という新しい制度ができます。これは保育園と幼稚園のいいところをとったような形の園ができますので、そちらのほうの需要量が、供給量のほうが出てきますので、そこら辺を含めて計画として要望に対しての供給の計画ができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 今度、4月からの新しい制度なんですけど、これはやっぱり玉名市がつくる事業計画の中もですね、子どものための利益が最大限尊重されるというような趣旨が書いてありますが、私もやっぱりそういった観点から今後新制度がどのように展開されていくのかですね、しっかり見ていきたい。そしていろんなことを、指摘すべきことは指摘していきたいというふうに考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時16分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、15番 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） こんにちは。大変お疲れさまです。15番、市民クラブの宮田知美君です。通告に従い一般質問を行なわせていただきます。

一番最初が小中学生議会を毎年行なうことはできないか。いわゆる子ども議会について質問いたしたいと思います。

生徒や児童は、毎日徒歩や自転車により通学などで、その通学路や遊び場の必要性や危険地域を把握している。また大人では気づかない小中学生目線ならではの意見や要望があるのではないかとということで質問いたしています。

今回この小中学生議会開催については、このたびの玉陵中校区の統廃合について、市民の方々やPTAの意見など、大人の意見は聞こえてきましたが、少人数教育から多人数教育への不安など様々な問題に対して、当事者である生徒や児童の意見はだれが聞いて、どのように反映されたのか私にはあまり聞こえてきませんでした。当事者抜きの進め方でよいのだろうかというのが今回の質問のきっかけであります。そこで子供たちの意見を聞く場として、小中学生議会が玉名市でも毎年開催されないのか調査をいたしました。このたび、夏休みを利用して大津町では町議会を疑似体験する中学生議会が行なわれました。質問事項は8項目ありました。その1つを紹介したいと思います。

まず、大津中学校と大津北中学校の交流についての質問事項で、内容の原文を皆さんに紹介しますと「大津中学校と大津北中学校との親睦を深めるため、交流の場を設けることを提案します。現在、大津中学校と大津北中学校の交流の機会が余りありません。町の音楽祭や人件集会などで会うことはできますが、話する場面はほとんどないと思います。そこで例えば、大津北中学校の体育館に集まり、各学校の紹介やレクレーショ

ン、昼食を一緒に食べたりして、さまざまな話をしたいと考えています。学校行事をふやすことは難しいと聞いていますので、土曜日の授業で行なったらどうかと思います。時期は郡市中体連の直後がいいと思います。春や秋は学校行事等で忙しく、また冬は3年生が大変な時期ですから」との内容です。この質問事項は、行事をふやすことへの気遣いや開催時期の提案など、中学生ならではの考えが含まれています。そのほかの7つの質問事項は、7つの質問事項をちょっと紹介しますと、質問事項の題目だけ紹介します。「町のALTや外国人との交流について」次が、「大津町の歩道の点字ブロックについて」また、「ワークキャンプや福祉体験の内容について」「農業ボランティアについて」「学校の通学の外灯の設置について」また、「大津町特産のからいもバルーンの設置」などさまざまな分野にわたり、中学生ならではの目線であり、なかなか大人では気づかない視点の質問事項ではないかと思います。また、宇土市でもこの夏、子ども議会があり、小学校7校、中学校3校、県立中学校1校の市内小中11校の代表の14人が市議会の一般質問しながらに執行部への質問や提案が行なわれたようです。玉名市でも3年ごとに行なわれていますが、3年に1回だと、今年質問するのが中学生3年生ならば、次は中2、中1ではなく、次は小学校6年生が行なうこととなります。前回の質問事項の検証や継続性もなく、またその年、年ならではの時勢の質問や提案があると思うので、小中学生議会を毎年行ない、本議会の小中学生の疑似体験だけにとどまらず、大勢の小中学生の代弁者の意見を聞く場としてとらえれば、小中学生議会を毎年行なうことは非常に意義があることと思います。執行部の考えをお聞きします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 宮田議員の子ども議会を毎年行なうことはできないかという御質問にお答えいたします。

子ども議会を開催する目的は、参加した中学生に議会、行政の意義や仕組みを理解してもらおうとともに、まちづくりや教育行政などの生徒の身近なテーマについて一般質問形式で、市長や教育委員会に質問、提案をするというものです。

将来の玉名市を担う生徒の考えや意見を子ども目線ならではのユニークな意見や夢のある発想等を市長や教育委員会が直接聞くことにより、これらを議会や行政にさらに生かすことができる有益な機会と考えております。

毎年毎年開催できないかということでございますが、今、実績としまして過去平成21年と平成24年度、2度実施した経緯があります。24年度実施の子ども議会では市立中学校6校と県立付属中学校1校の計7校の協力を得て行ないました。実績としましては3年周期での開催であり、次回は平成27年度、来年度の実施になります。新庁舎の議場を利用し、開催できるように検討したいと考えております。それ以降の子ども議

会の開催の周期につきましては、関係部署及び学校と協議を重ねながら開催方法も含めまして検討していきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、答弁をいただいたんですが、今玉名市では21年度と24年度、2回行なっていると、これから先は27年度に予定はあるもののそれから先は毎年行なうかどうかはこれから検討するというようなことでしたが、先ほども言いましたように、毎年行なうことに意義をちょっと述べたと思うんですよね。いわゆるそのこれが単なる疑似体験だけだったら、3年後に行なおうが、そう問題はないのかと思いますが、私が言いたいのは、その年、年ならではの時勢の質問やテーマがあると思うんですよ、ですよ。例えば今回の、6校を1校にする問題であるとかですね、そういったものを、いわゆる子供たちがどうとらえているのか。やっぱりそういう質問が出てくると思うんですよ、この議場でやったら、それをやはり真摯に受けとめざるを得ない場をつくってほしい。やはり子供たちというのは、この玉名市の将来を担う人たちなんです。だからぜひそういう機会をやはり子供たちにも与えてあげるべきじゃないかなと思っています。ということで市長、その辺についてどう思われますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 開催日等、毎年ほしいと、開催してほしいというようなことでもございますけども、これまで同様に夏休み中を想定しているというようなことでもございまして、実施に向けては事前の協議等々が学校と色々な形で調整をしなければならぬということでもございます。また、質問、提案書原稿作成、リハーサル、本番というような形で、生徒等々も検討していかなければならないということでもございますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、市長に答弁いただいたんですが、今のは私、通告はしておりませんでしたので。

子ども議会というのでですね、非常に有名なものがあるんですよ、それは台東区の子ども議会、太平洋戦争終結の数年後に1949年台東区では子ども議会が開催されて、当時上野動物園では、戦争で猛獣処分が非常に行なわれたので象がいなくなってしまうということで、象を見たいという子ども議会からの要望が決議され、そのことが後に国を動かしてインドの首相まで声が届き、結果インド象インディアラが上野動物園にやってきたというような実績もあるわけです。こういうのを考えると我々の提案よりもよっぽど実効性があるんじゃないかと思う部分もありますので、ぜひこれから先、来年行なわれますが、そのときも子供たちの、玉名市を担う子供たちの意見をしっかり聞いてあ

げてほしいなと思うので、そういう機会をつくってほしいなと思います。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 次に、自主避難、予防的避難の促進について質問をしたいと思いをします。

深夜や未明の大雨、土砂災害の危険から身を守るためには、みずから早めの避難をする必要がある。そのために自主避難、予防的避難を促進し、避難場所の早めの開設や高齢避難者のための毛布や食料の準備も必要ではないか。このことは、民生委員の方々からの意見や要望でございます。

今年の7月に超大型台風の前触れ報道がされた台風8号が熊本県への距離を徐々に詰めていた7月9日の夜は、日ごろから一人暮らしの高齢者の方々などをお世話されている各地区の民生委員の方々は非常に緊張したと言われていました。予報では、20年前の玉名市を直撃した風速70メートルの超大型台風19号を思い出させる進路及び大きさが一緒に、テレビからは各種あらゆる警報や行政などからは注意文書や「自主避難をしてください。」の呼びかけが何度もありました。また、台風が近くに来ていなかったので避難勧告は出ていませんでしたが、何度も防災無線などで自主避難の呼びかけがあったので、ひとり暮らしの高齢者の方々は同じひとり暮らしや体の不自由な高齢者を誘って、「夜中に台風が来ると避難しきらんけん、あなたも一緒に避難しましょう。」と言って自主避難をされました。避難をしたのはよいが、避難したことなど初めてのことで、テレビなどでよく見るように、避難所ではボランティアの方々や担当の方々が炊き出しや生活の世話をしてもらえるものと思っていたら、避難場所の係の方に、「自主避難の場合は、あくまでも自主避難なので、泊まれる準備の毛布などは自分で用意して持ってきてください。」「雨が小降りになったので、今のうちに食糧はスーパーで買ってきてください。」「台風情報が知りたいのなら、自分でテレビやラジオは用意してください。」と係の方に言われたそうです。その後、台風が去ったあと避難をされた方々から民生委員の方々に多くの苦情が寄せられたと聞いております。これは私が思うにですね、玉名市はそんなに災害が発生したことがないので、自主避難とか、避難勧告とかいうのが今まであまり出されたことがない。だからそういうのになれてなかったと思うんですよね。それで避難をされた方々から、民生委員の方々に多くの苦情が、いざ避難してみたら寄せられたというようなことだと思えます。民生委員の方々は、1年に1度もない避難に対して、市の対応が悪すぎて、これじゃこれからは自主避難や避難勧告で避難しろと言われても行きたくない高齢者が多くなるのではと危惧されていました。避難される方にとっては、避難すること自体も初めてなのに、自主避難も避難勧告の避難も避難することに変わりはなく、多くの心配ごとを抱えての避難なのです。

私は公民館などの避難場所に対応された職員の方々は自主避難の場合、避難勧告、避

難指示の場合の避難の区別については、玉名市の防災計画の避難者対応マニュアルのとおりに対応されたと私は思います。特別なことをしても責任や費用が発生することなので、仕方がないことだと思います。まだ、記憶に新しい広島市の8月19日深夜から20日未明にかけての局地的な豪雨における土砂災害で、100人近い方のとうとい生命が被害にあわれました。広島市の場合は大雨のピークも避難勧告や指示もすべて深夜に起こったことで、住民が避難するには非常に危険で無理な状態です。深夜や未明の大雨、土砂災害の危険から身を守り、被害を最小限にとどめるためには、移動しやすい昼間に早めの避難をする必要があります。大雨のおそれのある場合は、台風8号で避難した人たちからも苦情が出るような玉名市の避難者対応マニュアルのままなら、市民にとっては、ましてや高齢者の方々にとっては、非常に使い勝手の悪い防災計画の避難者対応マニュアルではないでしょうか。

そこで市長は、早い避難所開設と高齢避難者のために、毛布や食料を備える防災計画の避難者対応マニュアルの改正と深夜未明に大雨のおそれのある場合は、明るいうちに避難を呼びかける自主避難、予防的避難の有効性を強調し、空振りをおそれず、いざというときは躊躇なく指示を出せる体制の整備をするのか質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 宮田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、自主避難所での高齢者、避難者への毛布や食料の配布についての御質問にお答えをいたします。

行政が発令する避難に関する情報についてでございますが、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3種類があります。今、申し上げた順番により危険性や避難の必要性が高いものとなります。そして自主避難の位置づけとしては、災害発生の可能性がある場合に、この3種の避難情報の発令以前に居住状況等に不安がある住民の方々自主的に避難される場所を提供するものです。

次に、自主避難所の開設につきましては、本年7月10日に熊本に最接近した台風8号の例で申し上げますと、接近する前の沖縄県において特別警報が発せられたことから、7月8日に玉名市福祉センター、岱明ふれあい健康センター、横島町公民館、天水保健センターふれあい館の4カ所に自主避難所を開設し、7月10日にかけて70世帯、93名の方が自主的に避難されております。あくまでも自主的な避難のための場所を提供するとの趣旨のもと、自主避難所の開設、運営も最小限の職員で、また、玉名市社会福祉協議会の協力もいただきながら行ないましたことから、自主避難される住民の方々には、毛布や食料の持参をお願いしたところでございます。しかしながら、議員も御指摘のとおり、避難された住民の方々の中には、毛布の用意が困難な方もいらっしゃ

ったことから、急遽玉名市社会福祉協議会で保管されている日本赤十字社の毛布をお借りする手当てを講じたところです。今後は、その反省を踏まえ、市の備蓄品の一部を自主避難所に配置するよう検討してまいりたいと思います。また、食料に関しましては、市の備蓄品は本来、避難勧告等が発令されるような大規模災害に備えて計画的に備蓄を進めているもので、長期的に保存が可能な食料が前提であり、自主避難時の補食とするにはなじみにくいものです。通常の食料につきましては、消費期限等の品質管理や衛生管理など備蓄に関して課題があり、また、自主避難所開設時に調達するには災害発生の可能性が差し迫る中、人も時間も割くことが厳しい状況であることから、自主避難時に食料を提供することは困難でございますので、基本的には各自で食料を持参をお願いしている状況でございます。

それから予防的避難の促進についての御質問でございます。平成24年の熊本広域大水害における阿蘇市の被害や先月8月20日に発生した広島の土砂災害のとおり、深夜から未明にかけて発生する記録的短時間大雨においては移動もままならず、住民の避難が困難をきわめることは御案内のとおりでございます。そのため、大雨等が予想される場合においては、避難が困難になる日没前に予防的避難を行なうことが重要となります。近年局地的に大雨が多発している状況を鑑みて、国及び県は空振りをおそれず、この予防的避難の取り組みを市町村に促しており、玉名市としましても台風や大雨、土砂災害、高潮など、事前にある程度予測が可能な災害について積極的に取り組んでまいります。また、そのためにも速やかな自主避難所の開設に努めてまいります。

それから、空振りをおそれずに自主避難の取り組みをということでございますけれども、先月8月23日の熊本日日新聞に予防的避難に対して、蒲島知事が「災害が予想される場合には、自分で自分の命を守る行動を心がけてほしい」と県民に対して注意を喚起したとの記事が掲載してありました。この予防的避難は住民の理解と心構えが重要であります。玉名市においても予防的避難の大切については、今後防災訓練や自主防災組織等を通して、また、広報等も活用して住民へ啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、答弁をいただいたんですが、自主避難と予防的避難の区別がちょっとわからなかったんですが、どういうふうに住民はすればいいのか。予防的避難というのは、これは行政のほうから前もってマイク等で「避難してください。」と言われる。自主避難もそれですよ、言いますよね。そのときに、予防的避難の場合は、毛布や食料、食料はあるのかな。その辺をちょっと区別をですね、今一度ちょっと質問したいと思います。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 宮田議員の御質問にお答えをいたします。

基本的には自主避難、それから予防的避難、どういうふうなということで理解をいたしております。先ほど申しましたように、自主的に避難される場合には職員の対応とか、そのような関係で毛布とか食料につきましましては自分で持参していただくというふうなお願いをしているところがございますけども、今回、初めてということもありまして市民の方には、毛布等とか持っていらっしゃらない方もございましたので、毛布等につきましましては備蓄等の準備をしているところでもありますので、自主避難場所にもその辺を配置したいというふうに考えておりますし、ただ、食料につきましましてはやはり備蓄のものは乾パンとかちょっと耐久性のあるものが多くあります。すぐ食べるというふうな感じにはなかなかちょっと難しい面もございますので、食料等については自分で準備していただきたいというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 自主避難の場合、それから避難勧告、避難指示と移っていくわけなんですけど、自主避難の場合、大体何日間ぐらいを想定されているんですか。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 災害ということで、台風とか地震、台風とか大雨とかその辺のケースバイケースでちょっと違ってくると思いますけど、基本的には台風、大雨、今情報が頻繁に出ますので、1日とか2日ぐらいを考えております。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） そうしたら、それからまたひどくなれば避難勧告になって、3、4日になれば備蓄の食糧とかそういったものも行政のほうで用意すると、それまではいわゆる1日、2日だったら自分で食料は調達してほしいということですね。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 避難勧告の場合は、行政のほうからも避難をお願いをするわけでございますので、当然、その辺の毛布、食料等も準備は行政のほうで準備したいと思っております。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 自主避難の場合、ちょっと元に戻すんですが、自分が山の手のほうに住んでるとしますよね、自分しかわからないですよ。雨が降って「ああ、山が崩れそうだな」とかいうのは、行政のほうに離れているからわかりにくいと思うんですよ、その場合、自主避難をする場合、公民館とか、そういった公的な場所を開けてほしいという場合は、区長さんなんか頼めばそういうのすぐそういうので対応できます

か。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 先ほども申しました、今回自主避難については、市のほうでは4カ所を準備をしております。ただ、地域の状況とか高齢者の方の状況あたりでは、そこまで行けないというような方もいらっしゃると思います。そういうときには近くの避難所ですか、その辺の開設も検討せないかんというふうに思っております。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） それでは、ちょっとしつこくなっているんですが、そういう大雨が何日か続いている場合には、この市役所の職員の方というのは、天水、横島、岱明、そういう支所も含めてどれぐらいの雨が降ったり、警報が出たら必ずそこにはだれかいらっしゃるんですかね。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 警報が出た場合は、本庁と支所の3カ所、4カ所に本庁で4名、支所のほうで2名体制で出動するようになっております。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） はい、わかりました。

ある程度警報とかそういうのが出ない限りは、皆さん長雨がずっと続かない限りは、そういうのが出ない限りは避難もされないと思うんですよね、ですから、もしする場合は市役所に連絡すれば待機してらっしゃるので、そういう場所を空けてもらい、毛布までは貸してもらえるとこのうふうなことですよね。はい、わかりました。

それでやはり、この質問はやはり民生委員さんから非常に意見や要望が多かったと思うんですよね、今回の初めてのいわゆる避難をされた方々が大勢、先ほど聞きますと70世帯の93名の方が避難されたというようなことで、その多くの方がやはり弱い立場の方だろうと思うんですよね、やはり高齢者であったり、自分で車が運転できないそういう人だろうと思うんです。だからこれから先はそういう防災計画などを今後また見直す機会がありましたら、玉名市独自までは言いませんけども、弱い人の立場になってそのようなところを改正されるようお願いしておきます。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 最後の質問になりますが、小学校と需要が高まる学童保育の位置づけ。

このたび、横島小学校区の放課後児童健全育成事業に関する陳情が上がっているが、小学校は放課後児童の安全・安心な行動や生活はどのように考えているのかということです。ここ10年ほどの間に、小学校低学年の放課後生活がさま変わりしつつあります。これまでは学校が終われば、子供たちは学校をあとにしてそれぞれの家庭や地域に

帰っていきました。しかし近年、子供たちの多くは家庭や地域ではなく、学校で放課後を過ごすようになってきています。こうした変化を促したのは、1995年に政令市や東京23区などにおいて進められてきた「全児童対策事業」そして子どもの居場所づくりとして2004年から開始された玉名市も幾つかの小学校の空き教室を利用した「地域子ども教室事業」によって、すべての子どもを対象とした放課後対策事業が始まりました。その後、放課後において安全で健やかな活動場所の確保として、厚生労働省と文部科学省が合同で表明した放課後子どもプランが発足しました。その後、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブは2012年制定の子ども・子育て支援法により、市町村事業に続けられました。このように急速に子供たちの放課後生活に対する制度的な保障が進められている背景には、少なくとも2つの要因が考えられます。

1つ目は、小学生低学年の放課後生活の安心・安全という問題です。小学生の子どもを持つ母親が子育てにおいて最も不安に感じているのは、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないかということです。もし、学童保育がなかったら、共働き、ひとり親家庭の子供たちは、放課後や学校休業日、いわゆる夏休み、冬休み、春休みなど、長期休暇の場合には子供たちだけで過ごさざるを得ません。とても危ないことだと思います。保護者も子供たちがどこで何をしているのかわからなくて、安心して働くことはできません。

2つ目は、急激に進む少子化、高齢化対策と女性の就労支援が社会的な課題になっているからです。そのようなことで学童保育が法整備化され、消費税の使い道である税と社会保障の一体改革の中に子育て支援法が入ってまいりましたのもその理由の一つです。また、安倍首相は新たな成長戦略、それは今年の6月24日に閣議決定されたものでありますが、女性の輝く社会づくりのために、学童保育の充実を大きく打ち出しています。学童保育の定員を5年間で30万人ふやすとも目標も掲げております。

本題に入りますが、このように国が緊急の必要性として掲げている事業に逆行するように、横島小学校は28年度に現在使用している2教室の返上をお願いされています。小学校においてこのように社会的重要性が高まっている、同じ学校に通う児童の放課後の受け皿としてある学童保育に対しての認識はどのように考えているのか、質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） ただいまの放課後児童の安全・安心な生活をどのように考えているかという宮田議員の質問に対しましてお答えいたします。

教育委員会といたしましても、子供たちを取り巻く父母の労働環境及び地域環境等を鑑みますと、学童保育の必要性は十分承知しているところでございます。子供たちの安心・安全を第一に考えますと、学校の余裕教室や学校敷地内での学童保育を実施するこ

とが一番だと考えております。現在、教育委員会が所管しております教育施設につきましても玉名市公共施設適正配置計画に示されていますマネジメント方針に基づいて改善に取り組む必要があると考えております。

具体的には、学校の多機能化として学校施設の余裕教室等については、他用途への転換や他事業との連携による活用及び地域開放を行ない、地域住民の皆さまにとって一番身近な施設として有効活用していきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、池田教育長に答弁をもらったんですが、今回、横島の場合、これ以前、松本議員も非常に心配されて質問をされておられるわけなんですが、横島の議員さんは皆さん心配されていることだろうと思います。今、5年生、6年生が1クラス、そして27年度の入学、28年度の入学の1年生は2クラスずつになっていく、それで1年生から6年生までが全部2クラスになるということは、6掛ける2で12クラス。しかし横島小学校には15クラスあると、もう一つがいわゆる支援学級ですので、16クラスあると。支援教室ははずすとして15クラスある、残りが3クラスある、その3クラスを多目的な面で小学校は使いたいというのが、学童保育のほうに御遠慮願いたいと、2クラスを返してほしいというふうなことなんですが、この多目的な面で使われるということは、これは今年から始まっている小中一貫校の中における「玉名学」とか「エンジョイ・イングリッシュ」とかそういったものが少し入ってきているのかなというふうにちょっと感じる部分もあるんですが、そういったものは特に必要かもしれませんが、やはり先ほども言いましたように、国の政策としてはこれほど緊急なものになっている。それはなぜ緊急なものになっているかということ、安心・安全のために、また、女性の社会進出のためにというようなことが挙げられている。そういったものと比べるとやはり命と比べると、玉名学とかエンジョイ・イングリッシュもとてもいいことなんですが、やはりまずは命の保障をしながらそっちのほうに向かうというのが、私が思うに小学校とか関係者であるとか、そういう人たちのすべきことじゃないかなと思うんですよね。

もう少し平たく言うと、自分のところの小学生が3時半に終わる。それから先はもう知らない。小学校3年生が3時半までは学校の中にいるからなんもかんも面倒見るけど、そのあとは面倒見らないというようなことが学校の校長先生やそういった人たちの中にあるのかなと疑問さえいただいてしまう。そうじゃないと思うんですよね、実際は。だから、今回の場合も聞くところによると「図書館の2階をまず使ってみたらどうですか」とか言われる。しかし、それは本末転倒だと思うんです。いわゆる、なぜそういうこと言うかということ、その自分たちがやりたいことは玉名学やそういうエンジョイ・イングリッシュかなんか知りませんが、その辺のところはまずおいといて、学童保

育のお友達やその辺の安心・安全を保障するもの、ちゃんと築いた上で次のステップに行くのがやっぱりその経営者というか、学校運営の責任者だろうと思うんです。その辺のところをまず解決しないまま返してくれというのはいかなるものですか。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 宮田議員の横島学童クラブの現状と今後につきましてという視点でお答えをしていきたいと思っております。

横島学童クラブにつきましては、現在議員御存じのとおり余裕教室2教室を利用して運営がなされております。しかしながら今後の横島小学校の児童数推移を見てみますと平成27年度から4年間は児童数の増加により学級数がふえる見込みであり、教室の貸出しが困難な状況になります。そのため、学童保育のスペースが確保できなくなることから、庁内関係各課や学校と協議を重ね、学校敷地に隣接する市が所有する倉庫や学校周辺の空き家などの現地調査を行ない、検討を行なってまいりましたが、適地がございませんでした。その結果、平成27年度は横島小学校の1教室と、横島図書館2階の視聴覚室で、また、平成28年度からは横島公民館の会議室と横島図書館2階の視聴覚室を利用して横島学童保育事業を実施していただくこととなりました。

将来的に余裕教室が出てきました場合には、学童保育等への転換、他事業等の連携による活用等も含め、関係各課及び学校と協議を行ないながら有効活用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、答弁をいただいたんですが、ちょっとお聞きしますが、学童保育は小学校の1年生から大体おおむね3年生まで今、預っているんですが、その子供たちの形態、形態といいますか、動き回るさまといいますか、それというのは図書館の2階であるとか、公民館であるとか、そういったところで周りに迷惑はかけないんですかね、質問します。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今、教育長のほうからもありましたように、学校の現場との調整ということで、公民館、図書館の2階ということでお願いをしているところです。実際の学童保育の現場としては、27年度は小学校の1教室、28年度は公民館の1会議室を考えております。1年生から3年生までのそういう形態とか、動きというのは十分わかっておりますが、そのところは学童保育の事業者というか、そちらのほうにお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今の次長の答弁もですね、ちょっと丸投げだと思うんですね。やはり今、1年生から3年生の子供たちの形態はわかっている、動き回る。いわゆ

るケンカもするだろうし、どんどん走り回るだろうし、まして小学校1年生から3年生は、ある意味じゃ育ち盛り、遊び盛りであります。そういう子供たちをある部屋に押し込めておく、これはいかがなものかと、いわゆるそこには遊びの、いわゆる体力づくりのそういったものもある程度保障しなければならない。そういう面ではやはり小学校の横にあるというのは、グラウンドを使えるというのは非常に最適な場所なんですね。その辺のところをどう考えているのか。今一度質問します。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほどの教育長の答弁の中にありましたが、同じ学校の敷地内の余裕教室とかですね、新たに施設をつくるとかそういった活用のほうが一番いいのかもしれませんが、学校の今の現状として今後入ってくる新入生のほうがクラスがふえてくると、学校のほうではちょっと教室が足りないということで、こういった措置を考えております。当然学校のほうに余裕教室があればそちらのほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 余裕教室があればそうするとおっしゃいましたが、先ほども言いましたように3クラス余っているわけですよ、まだ余裕教室あるわけですよ。それを学校側としては多目的な面で使いたいということなんですよ。それを保護者の方に説明されたと思うんですよ。でも保護者の方は納得されてはいないんですよ。やはり一方的な押しつけでしかないわけですよ。もう使わせんて言われれば、使うことなんてできないですよ。その辺のところをやはり行政としては、また、教育関係者としてはやはり第一に考えるのが安心・安全な場所であり、そういったことでやはりよく考えて、ある意味じゃ保護者の方ともう一回話をされて、そうして保護者の方が納得できないならば横島の教室を見せらうと廊下とか広いですよ、そこそこ。そういったところにいわゆる間仕切りとかして、今度されようとする、余裕教室を使ってしようとするそういうものもできやせんのですか。質問します。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今回の横島の学童保育については、これまでも学童保育の実施者の代表者の方、それから学校、そして子育て支援課と教育総務課、ほかの関係する課のほうとも一緒になって学校もですけど、検討をした結果、こういった取り扱いをしようということで決定をさせていただいております。そういう経過でございます。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今答弁がされてるんですが、一方的じゃないかと伺っているんですよ。いわゆる子育て支援課あたりはある意味じゃ制度的な、例えばここに学童保育あります。それに対していろんな運営費を上げるとかそういったものが子育て支援課

がすることかもしれませんが、一度はもう学校の中にある施設の中にいる子供たちを外へ出すということは、これは校長先生のいわゆる考え方がいまいちだと思いませんか、いわゆる経営者として先ほども言ったように放り投げるような感じじゃないですか。いわゆる路頭に迷わせるその辺のところをどのように考えているんですか。その辺のところはほかに問題起きはせんですか。そういう校長先生の考え方というのは。やはりここにおる大半の人がそこの経営者だったら、経営者というか学校責任者だったらやはり同じ敷地内にある、まして同じ学校に通う子供たちの行く先は、3時半で終わろうともその家にたどり着くまで、返すまでは責任もつと思うんです、ある程度。だからその辺のところを頭に入れておかないと、いわゆるこういうふうな子育て支援課であるとかいろんなどころと協議しながらやっていますよというような返答しかならんわけです。その辺のところ頭があれば「もう大丈夫ですよ。」と「私がどぎゃんかします。」と、「自分ところの子供たちだから、小学生だからちゃんと責任持ってしますよ。」という返答が返ってきてそういうふうな横島学童クラブからこういう陳情なんか上がってきやせんわけですよ。その辺のところどう思われますか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今の子供たちのことを考えればと、学校の対応についても真摯に対応してほしいということだと思います。ただ、学校の管理、勉強のほうも一緒なんですけど、そちらのほうで各教室の利用についても各学校で考えられております。もちろんその管理については学校長が管理をされているということでございます。そちらのほうとの調整、学校、学童保育の事業者のほうとも十分その辺は話し合いをしたというふうに考えております。子供たちの安全ということで公民館あたりが安全なのかというお話もありますがその辺は活用の仕方といいますか、そういったところで安全の確保をしたいというふうに考えているところです。

なお、先ほど図書館の2階も使うということですが、実際に使うのは学校の教室と公民館で学童保育をします。図書館のほうは管理、事務所と体調不良になった子供たちの安静の場所というようなところで今お願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） はい、わかりました。

今の答弁に納得されない方は多いと思うんですよ。やはり公民館を使つての学童保育なんかいわゆる行かれたらわかると思いますが、静かなところですよ、公民館なんて。ですね。ワーワー言うてよかったですかね。走り回ってよかならよかですよ、全部使つて。後ろに体育館じゃないけどあるじゃないですか、そういったところも全部使つていいんですか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 公民館のほかの来館者に迷惑がかからない1室を考えているとできるだけ影響がない場所を考えているということでございます。全部使っていいということではございません。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） はい、わかりました。

今のでわかりました。完璧無理です。はい、さっきも形態言ったでしょ。子供たち走り回るとですよ。どがんやって静かにされるもんですか。宿題は5分で終わるとですよ。だけんですね、今のような検討はもう1回再度、私は検討しなおすべきだろうと思います。そして小学校に今の学校に戻すことを前提に、置くことを前提に検討される。そしてそのほかの余裕教室をほかに使うということはまたほかに考えるというようなことを再度質問します。そぎゃんとかでくっとか、でけんとか。そういうことが。

○議長（作本幸男君） はい、どうぞ。教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 済みません。先ほどから申しておりますが、現在までの協議の中で決定されているのがこの方法です。ですので今後状況等が変ればということ为先ほども言っておりますが、余裕教室がふえたならば対応できます。現状の中で特別教室といいますか、多目的に使っている教室が学校として不要ということであればそういうことも考えられるんじゃないかと思いますが、現状では学校のほうは必要ということを知っております。そういったところで今回は判断をさせていただいておりますので、その点納得できないということであれば、再度学校長に確認をする必要があるかと思えます。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） なんか押し問答みたいになってますので、あれなんです、学校には学校の理屈があるのかと思います。しかしやはり先ほどから何度も言いましたようにやはり安心・安全というのが小学校低学年、小学生までは親の望みでありますので、その辺のところは第一に考えられて検討してもらいたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時31分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番、自友クラブの内田です。

まず、公共施設適正配置計画について一般質問を行ないます。

昭和30年代後半からの我が国の高度経済成長期に相次いで整備されました橋梁やトンネル、また箱物などの公共施設が約50年を迎えておりまして、それぞれ更新時期となりまして、そのインフラの老朽化対策が国、県、そして私たち市町村を問わずに差し迫った課題となってきたところです。

平成17年10月に1市3町で合併をいたしました玉名市におきましても、合併した地方自治体への国からの財政優遇措置の一つとしまして合併後10年間は合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が配分される優遇期間でありましたが、合併から11年目の平成28年度からは段階的に削減され、激変緩和措置期間の5年間を経まして、平成33年度からは通常算定となることとなっております。ただ、国は合併市町村への新たな財政支援を開始しておりまして、この件につきましてはあとで申し上げたいと考えておりますし、また本日の私の主題にもなるものと考えております。このように将来の逼迫するであろう財政事情と老朽化した公共施設維持管理費の削減を目指し、平成24年3月、これは東京にありますファイナコラボレート研究所に1,270万5,000円もの委託料を支払い、「玉名市公共施設白書」が策定をされたところでございます。

この「玉名市公共施設白書」を踏まえ、玉名市は「玉名市公共施設マネジメント方針」を策定し、改善案の検討を加えて、中長期的な視点からの将来計画であります「玉名市公共施設適正配置計画」が策定をされたところでございます。この中で公共施設マネジメントの代表指針としまして、

1点目に、玉名市の地域特性を反映した公共施設マネジメント、2点目に、公共施設を資産ととらえ活用に当たり効率性を追及するマネジメントと位置づけをしております。

また、ただいま申し上げました代表指針を実現するための方策としまして、公共施設マネジメントの5つの柱を設定し、さらに公共施設マネジメントを実行していくために削減目標を2点掲げ、1つに、トータルコストの削減としまして、市が保有する施設にかかる今後40年間の施設維持費や事業運営費などの各費用でありますトータルコストを65%削減するとしております。2つ目に、市が保有する施設の面積を40年間で37%削減するとしたところでございます。そして玉名市の公共施設であります図書館、保育所、スポーツ施設、観光施設、保健センター、公営住宅、庁舎、公民館、学校の合わせて9種別に及ぶ公共施設のそれぞれの改善の方向性を具体的に示しているところで

ございます。

これらを具体化させるとしまして執行部は、玉名市公共施設適正配置計画を元に、平成25年3月より玉名市議会全員協議会を初め、順次、教育委員会、図書館協議会、そして玉名、横島、岱明、天水の各地域協議会にその内容を説明しているところでございます。平成25年3月25日に実施されました玉名市議会議員全員協議会での計画説明時におきましては、この計画原案の見直しにつきまして議員から様々な意見が続出したことは記憶に新しいところでございます。今年度に入り執行部はその様々な見直し意見や要望があったのにもかかわらず、多少の見直しがなされたものの十分なものではなく、平成26年6月定例議会におきまして、岱明支所大規模改修事業関連予算807万1,000円の予算が計上をなされたところでございます。この予算計上を受けまして総務委員会、本会議ともども公共施設適正配置計画関連予算につきましては、十分な議論が尽くされていないとしまして、その関連予算の削除を求め予算の修正がなされたところでございます。しかし、再び今定例議会に岱明支所大規模改修関連予算932万3,000円が計上されておきまして、地域の要望等にどのような配慮がなされているものなのか所属する総務委員会におきましても、私も議論を深めていきたいと考えております。

一方、天水自治区におけるこの適正配置計画につきましては、天水町区長会から大きな関心と不安と不満が寄せられておきまして、その区長会から計画の詳細な説明を求める意見が相次ぎまして、平成26年6月2日に天水町区長会が主催となりまして、私たち天水選出議員3名と地域協議会委員がアドバイザーとして出席しまして、天水支所周辺施設集約化に関する説明会が執り行なわれたところでございます。その説明会での意見や要望を私なりに要約しますと、まず、市民に対しての説明不足や現に有する機能と必要面積は十分に確保すべきだということ。また、天水自治区は高齢化率方の自治区より高いため、保健福祉の施設が特に必要となり、社会福祉協議会などの機能はぜひ残すこと。また、天水自治区の施設につきましては、過大削減ではないかなどなどの意見、要望が細部になされ、市の素案策定後に再度区長会への説明要望がなされたところでございます。

そこで執行部の考えを伺います。まず1点目に、市が保有する施設面積の削減目標を37%と策定しておりますが、玉名自治区、岱明、横島、天水のそれぞれの自治区の保有面積とその削減率はどの程度となっているか伺います。

2点目に、庁舎や公民館、学校、保育所など9施設ごとの保有面積と削減率はどの程度となっているか伺います。また、自治区ごとの保有面積と削減率はどの程度となっているのか伺います。

3点目に、合併40年間の年平均トータルコストを65%削減するとありますが、現

在それぞれ単年度でどの程度のコストがかかっているのか伺います。

4点目に、天水保健センターふれあい館とその機能についてお尋ねします。現在、執行部が策定をしております天水自治区における有効活用のケースでは、合併前の天水町役場、現在の天水支所にあたりますが、これを解体し、支所機能はふれあい館を活用した新施設へ移管するとなっております。また、天水町公民館も同じく解体し、公民館機能もそのふれあい館を活用した新施設に移管するとあり、天水保健センターふれあい館は既存建物を大規模改修し延命化を図りながら活用するとしており、スペースが不足する場合は増築も検討をするとし、天水自治区の保健機能は、横島総合保健福祉センターゆとり一むへ移管するとあります。2025年問題として、10年後の超高齢化社会の対応が喫緊の課題とされており、また介護保険法等の改正により要支援の高齢者の支援事業が3年以内には市町村単独事業となることとなっております。現在、岱明、横島には包括支援センターがありそれぞれ2名ずつの職員が配置されているものの、天水には不在であり、横島支所2名の勤務となっており、超高齢化社会を迎える天水地域の対応は全く不十分であり、著しくバランスを欠く措置と言わざるを得ません。また国も先ほど来議論がっております子育て支援を大きな政策として位置づけておるのにもかかわらず、子どもの発育過程を見る上で最も重要とされる乳幼児健診は、横島のゆとり一むに移管するとあり、全く時代と逆行した政策と言わざるを得ません。天水自治区にも高齢者福祉や保健センター機能は当然存続させるものと考えておりますが、執行部の見解を求めます。

5点目に、公民館機能について伺います。昭和47年に設置された天水町公民館は、青少年の健全育成や女性団体、また農業団体の研修に供する宿泊施設や視聴覚施設などを設けた当時としましては県下有数の公民館と評価されておりました。地域住民の教養の向上や文化活動、交流事業、健康推進事業などが積極的に展開され、地域住民の学習施設としての図書館を備えた、天水地区のコミュニティー形成の中心的な役割を担ってきた施設であります。公共施設の集約化後においても、当然天水自治区のコミュニティーの中核施設としてステージつき大ホールや交流スペースのロビーや展示施設、会議室、図書室、調理室、あるいは和室などが当然必要となってきます。執行部の集約計画によれば、支所、公民館、図書館、社会福祉協議会事務局、それぞれの機能を合わせたものとして、1,031平方メートルの提示がっておりますが、この面積ではとても十分な機能を備えた施設にはなり得ないと考えておりますが、執行部の見解を求めます。

6点目に、農村女性研修センター等の機能についてお伺いいたします。農村女性の生活改善や女性の教養の向上、ひいては女性の地位向上を目的としまして、昭和57年に研修室や農産加工室等を備えた農村女性研修センターが設置され、今日まで多くの方々

に親しみをもって利用されてきたところでございます。今回の配置計画によるケース2においては、この研修センターと石けん加工場、EM培養液製造施設の機能を移転し集約するとありますが、一般行政施設や社会教育施設を集約する天水保健センター付近にこの石けん加工場等々を集約することには様々な課題がありますが、これらの件についてどのような考えをもっておられるのか執行部の見解を求めます。

次に、天水支所周辺施設集約化スケジュールによりますと9月中に素案を決定し、その後に区長会を初め、関係機関にその素案を提示するとありますが、関係機関への説明はいつごろそれぞれ予定をしてるのか伺いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 内田議員の御質問にお答えをいたします。

8点ほどあったかと思えます。1番目から回答いたします。

まず、各自治区ごとの保有面積と削減率についてでございますけれども、平成23年度に策定をいたしました「玉名市公共施設マネジメント白書」で把握しております施設の保有面積を、平成22年度時点での数値を元に申し上げます。玉名自治区で約21.3万平方メートル、岱明自治区約4.9万平方メートル、横島自治区が約2.5万平方メートル、天水自治区が約3.4万平方メートルとなっており、これらをそれぞれ単純に、一律に37%ずつ削減すると仮定をいたしますと、玉名自治区が約13.4万平方メートル、岱明自治区が約3.1万平方メートル、横島自治区が約1.6万平方メートル、天水自治区が約2.1万平方メートルという面積になります。ただし、玉名市公共施設適正配置計画で策定しております37%という削減目標値につきましては、玉名市全公共施設の保有面積を対象に考えておまして、今後各施設については市民の皆さまの意見、要望等を集約しながら、必要と判断される機能を有する施設については、当然削減をされず、また場合によっては新たな施設が新設され、結果として保有面積がふえるということも考えられます。しかし一方では、供用や兼用等による集約化や民営化等による処分などが可能な施設については37%以上が削減される可能性もございます。なお、本市の公共施設の総保有面積につきましては、そのうち学校施設が約37.9%、公営住宅が約23.3%を占めておりますので、この削減目標の達成につきましては、今後の学校施設と公営住宅の計画的な取り組みが大きく影響することになるかというふうに思います。

次に、2番目の庁舎、学校等9施設ごとの保有面積と削減率についてお答えをいたします。先ほどと同様に公共施設マネジメント白書で把握いたしました平成22年度時点での数値になりますけれども、

1. 本庁舎支所の総面積は約1万5,220平方メートル。

2. 公民館が約 6,835 平方メートル。
3. 学校施設が約 10万9,552 平方メートル。
4. 図書館が約 2,568 平方メートル。
5. 公立保育所が約 5,141 平方メートル。
6. スポーツ施設が約 1万9,987 平方メートル。
7. 観光施設が約 6,961 平方メートル。
8. 保健センター等が約 5,007 平方メートル。
9. 公営住宅が約 7万4,675 平方メートルとなります。

これら 9 用途に分類した施設の保有面積を先ほどと同じく単純にそれぞれ一律に 37%削減すると過程をいたしますと、

1. 本庁舎、支所が約 9,589 平方メートル。
2. 公民館が約 4,306 平方メートル。
3. 学校施設が約 6万9,018 平方メートル。
4. 図書館が約 1,618 平方メートル。
5. 公立保育所が約 3,239 平方メートル。
6. スポーツ施設が約 1万2,592 平方メートル。
7. 観光施設が約 4,385 平方メートル。
8. 保健センター等が約 3,154 平方メートル。
9. 公営住宅が約 4万7,045 平方メートルとなります。

これらを自治区ごとに分類をいたしますと、玉名自治区につきましては、

1. 本庁舎が約 6,917 平方メートル。
2. 公民館が約 2,528 平方メートル。
3. 学校施設が約 6万4,701 平方メートル。
4. 図書館が約 1,618 平方メートル。
5. 公立保育所が約 2,971 平方メートル。
6. スポーツ施設が約 1万2,626 平方メートル。
7. 観光施設が約 1,010 平方メートル。
8. 保健センター等が約 844 平方メートル。
9. 公営住宅が約 6万6,562 平方メートルとなります。

続きまして、岱明自治区におきましては、

1. 支所が約 4,100 平方メートル。
2. 公民館が約 966 平方メートル。
3. 学校施設が約 2万2,541 平方メートル。
4. 図書館が約 376 平方メートル。

5. 公立保育所が約 2, 1 7 0 平方メートル。
6. スポーツ施設が約 2, 7 7 6 平方メートル。
7. 観光施設が約 3 0 0 平方メートル。
8. 保健センター等が約 2, 5 0 5 平方メートル。
9. 公営住宅が約 6, 6 6 1 平方メートルとなります。

次に、横島自治区におきましては、

1. 支所が約 2, 5 0 8 平方メートル。
2. 公民館が約 1, 2 6 5 平方メートル。
3. 学校施設が約 6, 4 0 1 平方メートル。
4. 図書館が約 5 7 4 平方メートル。
5. 公立保育所がゼロ。
6. スポーツ施設が約 1, 1 2 5 平方メートル。
7. 観光施設が約 1, 2 7 7 平方メートル。
8. 保健センター等が約 1, 1 5 3 平方メートル。
9. 公営住宅が約 9 4 9 平方メートルとなります。

さらに、天水自治区におきましては、

1. 支所が約 1, 6 9 6 平方メートル。
2. 公民館が約 2, 0 7 6 平方メートル。
3. 学校施設が約 1 万 5, 9 0 9 平方メートル。
4. 図書館がゼロ。
5. 公立保育所がゼロ。
6. スポーツ施設が約 3, 4 6 0 平方メートル。
7. 観光施設が約 4, 3 7 5 平方メートル。
8. 保健センターが約 5 0 4 平方メートル。
9. 公営住宅が約 5 0 4 平方メートルとなります。

玉名市公共施設適正配置計画で定めました削減目標の確実な実行のためには、まず当該計画で定めております岱明地域及び天水地域におきます集約事業を含めた 4 つのモデル事業を確実に成し遂げることが重要でありまして、必要不可欠でもあります。当然このモデル事業だけでは削減目標には届きませんので、今後はさらなる集約化・複合化を推し進め、将来を見据えた適正な配置へとつなげ、次世代への過度な負担を先送りを避けていくことが責任のある私たち行政や大人に課せられているというふうに考えております。

続きまして、3 点目の単年度でのトータルコストについてお答えをいたします。平成 2 3 年度に策定をいたしました「玉名市公共施設マネジメント白書」で把握した全施設

のトータルコストにつきましては、先ほどと同じく平成22年度の数字で申し上げますと、約35億5,574万円でございます。これを先ほどの9用途に分類した施設ごとの数字を算出いたしますと、

1. 本庁舎、支所が1億9,997万円。
2. 公民館が1億7,081万円。
3. 小中学校が8億3,645万円。
4. 図書館が1億2,185万円。
5. 保育所が5億4,121万円。
6. スポーツ施設が2億3,729万円。
7. 観光施設が6,245万円。
8. 保健センター等が4億2,433万円。

9. 公営住宅が6億3,420万円というふうになります。また公共施設をマネジメントするに当たりましては、施設を先ほど議員おっしゃったとおり、施設を資産ととらえることが重要であることから、トータルコストには減価償却相当額を計上しております。なお、減価償却相当額とは、長期間にわたって使用される固定資産、これは公共施設でございますけれども、これの取得に要した費用をその試算が使用できる期間にわたって配分したものでございまして、減価償却相当額を資産の価値減少分のコストとして計上する企業会計の考えを採用したものでございます。今後につきましては、費用対効果等の客観的な評価を行なった上で、アウトソーシングの導入が適当と思われる施設につきましては、業務委託、指定管理者制度、民営化等により運営面の効率化を図り、トータルコストの縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、4点目天水保健センター機能について、公共施設適正配置計画を所掌する立場ということから答弁をさせていただきます。まず、高齢者福祉事業の点から申し上げますと、現在、本市では地域にお住まいの高齢者の皆さまが住みなれた地域で安心して過ごすことができるためには、行政の多面的な援助が必要と考え、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する、地域包括支援センター業務を玉名市社会福祉協議会に委託をし、質の高い各種サービスの提供に努めているところでございます。主な業務といたしましては、介護予防支援事業でありますとか、介護予防支援事業や包括的支援事業となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の有資格者が委託先にて一定人数が配置され、包括的な支援が行なわれております。なお、実際の配置先につきましては先ほどおっしゃいましたとおり、委託先の社会福祉協議会事務所が入ります玉名市福祉センター内に本署をおきまして、岱明ふれあい健康センターと横島総合保健福祉センターにそれぞれ支所がおかれており、現状では天水地区だけが未設置ということになります。これから先の高齢社会を考えてみれば、ますます高齢者ケアのニーズが増大

し、単独世帯や認知症者の増加が予想され、介護医療のサービスのみではなく、様々な生活支援など、切れ目なく提供できる仕組みづくりが今まで以上に求められるものと思われまます。そのようなこともありまして、実際に玉名市地域包括支援センターから市に対しまして、天水地区では特にその必要性が高い地域であり、包括支援センターの支所を設置すべきではないかといった話も伺っているということですので、今後は市としまして、所管課を中心に介護保険運営協議会等の関係者間での協議を深めることが必要ではないかというふうに考えております。

続いて、乳幼児等健診の保健事業に関して申し上げますと、現在では乳幼児健診は玉名市保健センターと横島総合保健福祉センターの2カ所のみで実施され、特定検診は保健センターや公民館等を利用し、自治区単位で実施されているところでございます。担当部署の考えといたしましては、特定検診は現行どおりの実施要望が多いことや高齢者への配慮を欠くことは好ましくないということから今後も各自地区で実施すべきではないかというふうに考えているということです。また、もう一方の乳幼児健診につきましては、少子傾向、医師確保の問題等がございまして、現在担当する部署で試行的な取り組みを行ないながら検討を重ねているところでございます。その他の地域保健活動につきましては、実施場所や方法等に改善や見直し余地があるのかを含め検討したいというふうに考えているところでございます。

これまでに関係各課とともに、玉名市公共施設適正配置計画に基づいた天水支所周辺の公共施設の集約化に向けた具体的な検討を行なっている段階に現在あります。なお、天水保健センター及び併設一体型で新設を検討しています施設には、地域包括支援センターの設置も視野に入れた高齢者福祉のサービス提供機能や各種健診サービスの提供機能が備わった複合施設とする方針で、必要とされる床面積や利用者の動線を考えた配置先等の具体的な集約内容を考えることといたします。

続きまして、公民館機能についてお答えをいたします。天水町公民館は建設後42年が経過をいたしてございまして、経年劣化による傷みも認められ、また旧建築基準法で建設されていることから、耐震性や安全性が確保されていない施設となります。施設が備える主な機能といたしましては、先ほど議員がおっしゃいました会議・研修室、調理室、和室、図書室でありまして、延べ床面積2,076平方メートルの2階建ての鉄筋コンクリート構造であります。現在、集約化に向け地元利用者団体や地域協議会等から市にいただいた意見や要望等をもとに、具体的な配置内容を検討をしているところでありますが、これまでの利用状況やその形態、さらには他施設との集約との調整内容との整合を図りながら、共用化が可能な機能は共用することを基本といたしまして、必要とされる床面積や施設内での配置位置等といった利用者側からの視点に立った、利便性が高い集約内容へと整理してまいりたいというふうに考えております。

次に、議員がおっしゃいました説明会の中で1,031平方メートルという少ない面積ではないかということについて説明をいたします。この数値につきましては、延べ床面積1,031平方メートルという数値につきましては、今年6月に開催をされました2度の地元説明会において、現保健センターと併設施設の床面積を合算した最低必要面積として、あくまでも参考面積としてお示ししたものでありまして、先ほど議員おっしゃったとおり3パターンありましたけども、その中の一つとしてお示ししたものでございます。現在の検討段階では、これを大幅に超える延べ床面積での建設を検討中であります。また、高齢者や年少期のお子様とその御家族等への配慮も考慮する必要があると認識しておりますが、多種多様な利用目的に適合でき、利用者の利便性が保たれることを優先に考えることとしております。

続きまして、農村女性研修センター等の機能についてお答えをいたします。議員が指摘されるように、これらの施設を支所機能を持つ一般行政施設や社会教育機能を持つ公民館施設等への集約に関しましては、確かに解消すべき幾つかの課題があるというふうに認識しているところでございます。現在地ですけども、まず軟弱地盤で既に地盤沈下が著しく、施設内外に大きなひび割れ等の亀裂箇所も確認されております。利用安全上に大きな問題を抱える天水女性研修センターにつきましては、施設内の農産加工室利用が主で味噌づくりが盛んに行なわれていることから、集約の際には麹菌独特のにおいと、その他の雑菌混入を防ぐための十分な配慮が必要になります。このことにつきましては、集約施設内の配置が適当か否かを含め検討をしており、においや雑菌への対応も関係設備の設置や専用加工所としての整備等を考えていくこととしております。

次に、旧学校給食センターを利活用されている廃油石けん、EM培養液とボカシ、菜種油搾油等の加工所につきましても、製造時等に放つ独特のにおいと、機械等の音、また多量の水を用いるということから排水面での配慮等が必要になります。そのためこの施設につきましては、集約施設とは別棟で整備する計画で住宅等周辺環境と集約施設との位置関係などを勘案することとし、現在位置での現施設の改修整備も含め、適当と思われる選択を考えていくことといたします。

最後に、素案の説明会ということでございますけども、現時点の予定といたしましては、天水地区議員や地域協議会委員の同席をいただいた上での区長会、それとまた天水公民館支館や公民館等各施設利用団体代表者を対象とした説明会を本年9月末もしくは10月上旬ごろまでに開催をしたいというふうに考えております。そこでは具体的な集約内容を案としてお示しし、その場で市に寄せられる御意見等をお聞きしたあとに、可能な限りそれらを反映したいというふうに考えております。また、来年2月までに市教育委員会委員や市議会議員全議員の説明を終え、業者による設計業務に入る前段階の集約内容の案として市議会3月定例会に次年度、27年度の新年度当初予算として関連予

算を上程させていただくならというふうを考えております。ただ、説明会の時期につきましては、あくまでも現在行なっております作業部会、課長会、関係各課との庁内検討のすべてが意思統一できたところで、9月の早い段階で終えた場合の予定ということで理解をしていただきたいと思います。またあわせまして、本年6月に設置されました公共施設等建設特別委員会への説明につきましても、正副委員長と協議させていただき、適宜開催したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは再質問に移ります。

まず、答弁によりますと玉名市の保有面積に占める割合で、学校施設が約37.9%、公営住宅が約23%になっておりまして、全体の約60%が学校と公営住宅が占有していることとなります。コストを見ましても学校と公営住宅、保育所で半分以上を占めるこのような統計が出ておりまして、そのうち保育所はこれはもう民営化が進んでおります。将来も恐らく民営化を進められるという想定の中で公共施設適正配置計画を進める上では、学校と公営住宅をいかにして削減するか、これが大きな一つの課題だろうと考えております。現在、執行部が積極的に進めております「学校規模適正化事業」いわゆる小中一貫校の設置は、子供たちの教育環境の整備や向上とうたいながらも実態は公共施設適正配置計画を進めるための経費の削減、あるいは財政上の観点から取り組んでいるとも考えられますが、小中一貫校の推進と再配置計画の関連性について執行部の見解を伺います。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 内田議員の公共施設適正配置計画と学校の再編計画の関連についてということですが、教育委員会としての考え方としましては、学校施設においては玉名市学校規模・配置適正化基本計画に基づいて学校再編を進めているところでございます。この基本計画が学校生活、学習指導、学校運営、学校施設など総合的に勘案し、小学校の望まれる学校規模基準として1学年の学級数を2学級から3学級と定めております。また、小中一貫教育を設置する場合には、一元的な教育活動が展開できる教育環境を高めることができる小中施設一体校を基本と考えているということです。これは地域の実情や財政状況に合わせて、中学校区内での既設の小学校と中学校で施設別として設置することも視野に入れて進めているところです。

公共施設の適正配置計画に示されています計画については、この学校規模配置適正化計画と連携したような計画の設定をしているところです。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは結局小中一貫校の設置等々につきましては、先般来は

いろんな議会答弁等々では教育環境の向上等々をうたっておられますが、実質的にはこの際配置計画ともども進めるために小中一貫校の設置を進めているとこのように理解してよございませぬかね。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 教育委員会の学校規模配置適正化基本計画につきましては、あくまで教育の望まれる学校規模基準ということで計画を立てております。それと同じくして進められている玉名市の公共施設適正配置計画、この中の計画の中にその計画も含めたところで設定がされているということで御理解いただければと思います。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それではもう小中一貫校のこれは推進、あるいは設置等につきましては、教育的見地だけでなく、経費削減あるいは財政上の観点から進めている、このようにもまた受けとめていいということになりますかね。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい、まずは教育の望まれる学校規模ということでこの再編計画は進めております。財政面等についても関連がないとは言えませんが、教育のあるべき姿といいますか、望まれる教育環境の整備というのが本来の計画の中身でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほど関連性があるということですから、これはただ教育環境の向上だけで進めておるということではないことは実際でしょうね。

それでは次に移りたいと思います。これは財政のことですが、学校数が減れば当然その運営費や維持費は歳出としてはこれは当然削減になりますですね、一方、地方交付税法等では学校数に応じてその必要経費を算定して、各自治体に配分をしております、学校数が減れば歳入も当然減少することとなります。玉名市の財政にとりまして、歳入も減少しまして歳入もそれに依りて減少するということになりますと、これは皆さん方が計画をされてる削減効果というものはあまり見込めないというふうに受け取ることができます。恐らくこの再配置計画においては、歳入減というようなものは見込んでなく、計画を立てられてるというふうには推定いたしますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の質問でございますけれども、先ほど教育部長が答弁いたしましたけれども、玉名市学校規模配置適正化基本計画に基づいて進めておられますけれども、その計画が決定してですね、廃校される、例えば廃校される小学校などはあるかと思っておりますけれども、そのこの利用に関しましては教育委員会の中での検討をしていた

だいて、例えば地区で使うようなコミュニティの場所として使うような施設として残すということになれば、当然そちらのほうを優先してこの公共施設についてはですね、進めていきたいと思えます。ただ、例えば老朽化してもう使い道がないと、地元でも使い道がないというふうなことに關しましては、当然公共施設の削減の目標もありますし、そこも含めて廃止していきたいというふうにおもっております。

それと当然、今この策定期間につきましては、幾つかの小学校が廃止されるというのは未定でございますので、その辺につきましては計上をしておりません。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それではこれは歳入の動向は見ずに、ただ表面上の経費の削減計画というふうにお受けとめてよろございますか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） この適正配置計画が削減計画だけの目的かということですか。

わかりました済みません。当然先ほど冒頭に最初に議員おっしゃったとおり適正配置計画につきましては、1市3町合併いたしまして、また多くの施設を同じような類似施設を持っておると、当然、旧市、町単位であるかとは思いますが、持っておるといふような現状もございまして。それと各自治区ごとに同じ施設じゃなくて、機能的な運用を図るといった目的も当然ありますし、財政的な問題だけであるということではございません。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） またこれは総務委員会でも議論したいと思えますが、私は歳入を見込んだところでこの削減計画を立てられたのかということですか。結局は学校数が減れば当然交付税の算定は減ってきますから、単に今示されている削減計画というものは、実態は映していないということになるかと思えます。そのところを私はお尋ねをしております。これはまた、いずれ委員会等々でもお尋ねしたいと思っております。

次に進みたいと思えます。玉名市の公共施設適正配置計画におきましては、執行部は削減目標の確実な実行のために、4つのモデル事業を確実に成し遂げることが必要不可欠とされております。そのモデル事業は1に岱明支所の有効活用、2に天水支所周辺の整備、3に横島体育館と小学校の共用、4に学校施設の有効利用が挙げられております。占有率が23%と高い昭和40年代初頭に建設をされて、非常に老朽化が著しい公営住宅の適正配置計画、これはなされているのかお尋ねを申し上げます。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 市営住宅の適正配置計画についてお答えいたします。

玉名市が保有しております市営住宅は、現在31団地1,208戸でございます。こ

の全戸合わせました床面積は約7万4,000平方メートルございます。市営住宅は健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者層に低廉な家賃で賃貸することで生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものでございます。公共施設適正配置計画に基づきます保有面積の37%を削減に向けての現時点での市営住宅の取り組みにつきましても、団地の特定や期限目標など具体的な削減計画はまだ策定しておりません。住宅は生活の根幹を成しますもので、慎重に検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この住宅に関しましては、それはおっしゃるとおり住まいそのものが人間生活の基本ですから、これをすぐ、至急ということではなく、ただ計画を立てない以上はこの再配置計画そのものの大きな部分を占めております金額にしましても、パーセントにしましても大きな金額を占めております公営住宅の再配置計画を立てないということでは、実際これは計画として成り立つのか、私はどうもその点のところは、答弁をされましたが、では実態、この計画は信頼性があるのかどうなのかこれは疑問に思わざるを得ません。すぐに先ほどおっしゃいますように住宅云々ということでは、きちっとした計画を立てなくては全く進まんということも現実ですから、これをどう解釈されるのかお尋ねをしております。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 先ほど内田議員おっしゃいました平成22年度におきまして、コンサルに委託してその年度に公共施設マネジメント白書、いろんな施設ごとの調査ですけれども、それを策定いたしました。それでそのあと適正配置計画、モデルケースでありますとか、そういった内容のやつを今、作りあげておるわけでございますけれども、今年度26年度中におきまして、今現在、改修であったり、建てかえであったりその老朽化に伴う緊急度、改修等とかの緊急性、優先度というのを今順位づけをしております。それについて今年度中に今後10年間の、第1次として10年間ということで順次優先、年度ごとの改修であったり、のあたりを策定することにいたしております。当然、そのスケジュールに沿って、各施設ごとの改修であったり、建てかえになるのか、その辺の協議がそこで出てくると、そのスケジュールというのは今年度中に策定するという計画でおります。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほど申しましたように、もう保育所は民営化の方向がきちっと出ておりますですね、それで結局は位置計画にほぼ沿って進む、例えば学校も私たちの見解は別にしまして、今のところ玉陵校区を小中一貫校にするということで方向性と

しては学校の削減計画も立っておる。ただ3点申しましたように、保育所、学校、公営住宅、これがもう大部分を占めておりますですね、そのうちの公営住宅の配置計画がないということは、これはやっぱりこの計画の信憑性が私は問われると思います。早急に計画を立てられるよう要望をしておきます。

次に、保健センター機能について天水自治区での包括支援センターにつきましては、現在、また将来の効率化等を考慮すれば、その設置の必要性は高いというふうに先ほどの答弁で認識をされておりますものの、介護保険運営協議会等で協議を深めるとされておりますが、これは私は玉名市が主体性を持って設置すべきと考えております。市長より、この包括支援センターの天水自治区の設置は当然、その必要性を介護保険運営会議等にみずから説明して設置すべきではなかろうかというふうに考えておりますが、市長の答弁を求めます。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 答弁できますか。

内田議員、もうちょっと待っててください。

○8番（内田靖信君） ええ、結構です。答弁ができないならもう休憩でも続けても。

○議長（作本幸男君） 飛ばしてほかの。

○8番（内田靖信君） もう1回、詳しく説明申し上げますか。

○企画経営部長（原口和義君） 休憩よろしいですか。

○議長（作本幸男君） それでは、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

午後 4時38分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁できますか。

市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 先ほども申し上げましたとおり、天水地区におきましてはますます市地域包括支援センターの果たす役割は大きくなると考えております。現段階での素案でも受託者であります社会福祉協議会を設置する方向で検討をいたしているところでございます。今後、介護保険運営協議会等の場で協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） ぜひ、早めにもその対策を立てていただきたいというふうに考えております。

次に、特定検診は、これはもう従来の自治区ごとで実施するというごさいすが、乳幼児健診につきまして実施場所や方法等に改善や見直しの余地があるかを含めて検討するとこのような答弁だったろうと思いますが、乳幼児といえますのは当然、シートベルトを着用しまして、その保護者が遠距離を自動車で、自家用車で運転し健診地まで往復するということになりまして、保護者、乳幼児ともどもやっぱり交通事故等のおそれが十分にあります。また室内の環境というものもよくはないということになります。やはり子どもに優しいまち、あるいは子育て支援の充実した自治体を目指すということならば、天水自治区の中心付近に位置します天水保健センターでの乳幼児健診、これは当然行なわれてしかるべきというふうに私は考えておりますが、執行部の答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 乳幼児健診でございすけども、具体的に今、4カ月、8カ月、1歳半、3歳半という形の4回の健診がっておりますけども、合併前でございますけども各々のときは1歳半と、そのころは3歳児健診でありますけども、3歳のそちらに関しては各町で行なわれておりました。それから4カ月と8カ月は旧天水、旧横島は一緒にされておりました。岱明と玉名がということで3カ所で行っている状況でございました。合併と同時に玉名保健センターと横島のゆとり一むの2カ所での健診となっております。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それを結局先ほども改善や見直しの余地もあるという御答弁でございましたので、小さい子どもを長時間運転をして目的地までということは交通事故等々の心配もございすので、できるならばその天水の保健センター等々でできないものかという思いでお尋ねをしております。再び答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 健診の乳児健診のほう、4カ月と8カ月こちらのほうは小児科医の方が担当をされておられ、それから1歳半、3歳6カ月は内科医の方が立ち会っておられますけども、乳児のほうの健診は数のほうが少ないときがございす。月によりまして1回の検査で先生が対応できるのが22、3人ぐらいという形の人数でございす。今は1カ月で少ないときは先生2人分、46名以下という形のときもございすので、そのときは今現在試行的に保健センター1カ所で乳児健診のほうはしているような状況でございす。また、小児科医の先生ですので、そのお母さんたちは行かれるのにもう健診とか子どもが生まれてからずっとそういう健診とか4つの医療機関でありますけど、ほとんど車で行かれておりますので、そんなに不自由はないのかなというふうには感じておりますけども、ただ、幼児のほうですけども、1歳8カ月、3歳6カ

月こちらの健診につきましてはやはりいろんな気になる形が出てくるような状況でございますので、こちらにつきましては今の2カ所の体制で続けていきたいと思っております。また、ほかの健診部門とかそういうのは各地区地区での考えでおりますので、よろしくお願いたします。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） いろいろな小児科、内科等々の基準といたしますか、そういう点もあろうと思っておりますが、いずれにしましてもその小さな幼児を長時間にわたってという形になりますと、健診もでございます。様々な課題がありましようが、どうぞひとつもう1回検討をいただきたいと思っております。

それでは次に、現在の天水自治区の保有面積は、天水支所が1,696平方メートル、公民館が2,076平方メートル、保健センターが504平方メートルの合計4,276平方メートルの保有となっております。先ほどは大幅な面積増を考えているというような答弁もありましたが、答弁はあとでいただきたいと思っておりますが、現在の私たちが知り得る執行部の再配置計画案では、支所公民館それに保健センター合わせて1,031平方メートルとありまして、現在の保有面積からしますと4分の1という縮小になります。率にしましても76%もの削減率となりまして、先ほどお示しになりました平均削減率とされている37%の約2倍もの削減率となります。少なくとも将来にわたる天水自治区での行政サービスを維持するためには、現有保有面積4,276平方メートルとするならば、37%を削減したとしましても最低2,700平方メートルは必要なものと考えておりますが、この点につきましてどのような見解を持たれているのかお尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 数字的にいいますとそういった格好になりますけれども、今現在先ほども申しましたとおり、作業部会であるとか課長会議の中で今、協議をしております。それでそれがまとまりましたらもちろん御報告しますけれども、単純に先ほど説明しましたとおりどこも37%削減すればいいというふうな話しじゃなくて、37%削減しなくてもいいということもありますし、それ以上利用によったりとかですね、そういったことでそれ以上になる可能性もあります。それは今後、今現在検討中ですので、今、どれだけの面積を確保しますというのはちょっとお答えしかねます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは先ほども大幅な面積の増を考えておるといような答弁でありましたが、これはまだ内部でも確定はしていないと、このように考えてよろしいですか。それと、私が申し上げておるのはもちろんすべて37%平均的に削減するな

らということではございません。ただ、天水自治区に考えてみますと37%の約2倍以上の76%もの削減率になる。これは余りにもバランスを欠くものではないかこのように申し上げておるわけです。ですから何にも私はすべて37%削減しろというようなことを申し上げているのではなく、ひとつの皆さん方が試算したトータルが37%の割には天水自治区の削減率はその倍以上になる。やはりバランスに私は欠けるこのように考えたわけです。それで市長お尋ねしますが、9月の定例議会の冒頭にも市長はバランスの取れた行政運営を心がけるといような表現をなさったかというふうに記憶しております。このように天水自治区の削減率が2倍以上ということになりますと、私は著しくこれは均衡を欠く、バランスを欠く措置ではなかろうかと思っておりますが、どのような考えを持たれているのかお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 天水支所地区の集約に限らず、玉名市公共施設適正配置計画のマネジメント方針に基づきまして、将来の玉名市を見据えた重要な取り組みとして全市的に進めていくべきものと考えております。このことは合併時に策定されました新市建設計画でも触れられておりますし、また同様に「玉名市総合計画」や「玉名市行政改革大綱」でも、今後も健全で持続可能な行財政運営の基盤を構築していく上で、この取り組みは欠かせない重要なものだと示されているところでもございます。

行政としての役割を果たすためにも玉名市を担っていく次世代への不要な負担は先送りをせず、玉名市の将来をしっかりと見据えた、見きわめた責任ある行動をとっていくことが今の世代を生きる私たちに求められているものと考えております。

現在、市が検討中であります天水地区の集約化につきましては、そのような考え方に基づいたものでありますし、地域の皆さまの御意見や御要望を拝聴しながらその集約と反映に努めているところであります。今後も地域に皆さまに納得いただけるような地域自治の拠点として、その機能や役割が遺憾なく発揮できる素晴らしい複合施設へと集約してまいりたいと考えておりますので、理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局そのバランスを欠くということには答弁がなかったようですが、結局は地域住民が納得するような対応をしたいというふうな受け取り方をして、また恐らく今後、天水町の区長会あるいは様々な機関で説明されるというふうに思いますが、その点はきちんとした民意を反映していただきたいというふうに思っております。

次に移ります。次に、女性研修センターの設置場所等につきましては、集約施設内の配置か、あるいはそうでないか検討されるということでございますが、この集約施設周

辺には元天水駐在所跡地が、これは玉名市の所有地、市有地でもありますし、天水町体育館等々の駐車場の共有もできます。女性研修センターの候補地として一つの選択肢ではなかろうかと考えておりますが、執行部はどのような見解をお持ちなのか、見解を求めます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今、議員がおっしゃった駐在所跡地を私も見ました。作業部会であるとか課長会議の中でもそういった意見が出ております。ただ、あそこになることになりますと新たに新設するということにもなります。ただ、これにつきましては現在の給食センターの施設を一緒に使ったりとか、いろんな方法が考えられますので、その駐在所跡地も一つの案だろうとは思いますが、それは今後早急に決定していきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 一つの案として、選択肢としてぜひ検討を重ねていただきたいというふうに考えております。それと先般、天水自治区の説明会におきまして、今回の集約施設は一部2階建てをも検討しているところのような説明がなされております。既に高齢化社会になっている、あるいは到達していると言っても過言ではございませんし、2035年の天水自治区の高齢化率は41%を超えると、このような推定がなされております。これが大都会ならいざ知らず、十分な公用地があります。天水自治区で、またそのバリアフリーの観点からも集約施設を一部2階建てとの発想は、私はこれは時代錯誤ではなかろうかというふうに考えておりますが、執行部の答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 確かにそういった意見が前回ございました。ただ、今、現在の公民館付近に増設するというふうなことになりますと、当然その先には池の名前は何かあったですかね、池がありますよね、結局あそこの池までしか敷地はないと、東側は道路ですので、あそこは拡張できません。そういったことを考えて場合によっては一部2階建てというのでも検討しますし、平屋で面積が確保できるならば平屋でも検討いたしますし、それも今後検討いたします。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 用地のほうはもう一回実測をなされて、検討を加えてもらいますと恐らく必要面積、これは十分私は余地があるというふうに思っております。本来、高齢化社会が到達しているのに、一部2階建ての庁舎、あるいは公民館、図書館ということでは、これは先ほど来、岱明等々で議論があっておりますように、やはり好ましくないというふうな考えをもっておりますので、どうぞ検討を進めていただきたいとこのように思っております。

それとまず財政の問題で、一番初めに申し上げましたが、政府は第30次地方制度調査会におきまして、昨年5月に平成の大合併により規模が大きくなり本庁以外に支所などを設置運営する市町村への地方交付税の配分の拡充を提言したところでございます。政府は直ちにこの提言を受けまして、基本的な考え方として平成の合併により市町村の面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化をした。特に合併市町村においては災害時の拠点としての支所の重要性が増すなど、合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じており、これらを地方交付税に反映するとしたところでございます。具体的には支所に要する経費の算定としまして、合併市町村の支所が住民サービスの維持向上、コミュニティーの維持管理や災害応答に重要な役割を果たしていることに着目し、交付税算定に反映するとして、これは平成26年度から先行的に実施するとしております。また、平成27年度以降、人口密度等による需用の割り増しとしまして、消防、保健、福祉サービスに要する経費等を反映することとしておりまして、また、3点目にその他としまして、公民館、消防の出張所等を単位費用に反映し、順次交付税算定に反映することとしております。今までこの再編計画の中で申し述べましたる必要があるということ、この見直しの、交付税算定の見直しの中にほぼ政府は取り組んで交付税に算定し配分するという26年度からも先ほど申しました1点目は既に実施すると、2点、3点については今後順次実施すると、このような方針を固めております。国が私たち合併市町村の支所の重要性を認識しまして、平成26年度以降支所運営については様々な財政支援を実行することとしているにもかかわらず、玉名市におきましては支所機能もまた支所の規模もいち早く縮小をされて、国と全く逆の方向へと政策をかじ切られていると私は考えております。

新しい財政支援につきましては、旧市町村の役場を支所と見まして、人口8,000人で2億4,000万円程度を算定することとしております。これは私の私案ですが、横島、岱明、天水を合計しますならば恐らく7億円程度、これは総務部長のほうで積算ができるならあとで答弁いただきますが、7億円程度の交付税の算定額になるのではなかろうかと考えております。

そこでまず、財政当局と企画、この再編計画を進めておられる企画担当、これはこの支所についての財政支援について共通認識をもつような協議をなされたことがあるのか、企画は企画だけで削減を進める。総務は総務だけで交付税の算定を行なうということであっては、これは国の考えも生きてきません。このような財政支援措置を新たに国が行なうということは、両者ともとらえておりますか。それともこういう新しい財政支援制度ができたということの協議をなされたことがあるのか伺います。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 内田議員の御質問にお答えをいたします。

普通交付税は地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるというのを目的とするように財源を保障するためのものがございます。御指摘のとおり本年度から支所に要する経費の算定見直しがなされたところでございます。具体的には旧市町村ごとに算定した支所に要する経費を合算し、合併団体の1本算定に今年度以降3年かけて3分の1ずつ加算することとされております。金額としては当市の場合は6億6,000万円ぐらいを見込んでおるところでございます。しかし、今回の見直しは1本算定の自由枠に加算されたもので、合併算定替の自由枠には加算されておりませんので、本年度の交付税が増額されたというわけではございません。しかしながら、支所の機能充実というのは大事なことだと考えておりますので、今後は支所の機能の低下につながらないように、本庁と支所の連携を一層密にして住民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、企画のほうと話はしたかという御質問でございますけれども、協議は当然しております。今後も継続して協議についてはしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほど申しましたように、6億6,000万円程度が支所機能の強化のために交付税の算定としてとらえておられるということ、それは交付税措置ですから、そのままの6億6,000万円が増になるということでは、これは決してないことはそれはおっしゃるとおりです。ただ、目的としてこれだけの算定はするということならば、やはりそれを受けとめて玉名市は支所機能の拡充あるいは規模にしましてもそれは当然国の方針に従って、私はやるべきではなかろうかと思っております。この点について市長、この財政、合併自治体に対しまして、もう新たに平成26年度から財政支援を行なうということは御案内だろうと思っておりますが、この国の財政支援措置を受け止められて今のままの支所の計画でいいのか、支所機能といい規模といいそれでいいと受け止めておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 今回、国のほうでも合併したところに対しての交付税措置を考えるということで、大変ありがたく受けとめているところでございます。しかしながら今言われましたように、交付税がふえるということがはっきりと目に見えるということであれば、そのことは本当に支所に対してふえたんだなということはわかりますけれども、全体的にふえなかった場合には、それはふえたということであってもですね、ほかのところでは減ったというようなこととなりますので、結果的にはどこがふえて、どこが減ったとかいうのがわからないというような状況でございますので、交付税がふえた

ときには、それを遺憾なくやっぱり感じているということに考えたほうがいいんじゃないかなというように思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局、今の答弁を聞いてみますと、それは何が何でびしゃっとこれにつかえということではないわけで、交付税制度自体はですね、それを算定するという事ですから、その財政政策の本旨にのっとってやはり支所の運営、あるいは施設の問題、あるいは機能の問題等につきましてもきちっとしたとらえ方をして運営すべきではなかろうかとこのように申し上げているところでございます。どうぞその点はひとつ再確認を事務当局ともどもさせていただきたいというふうに考えております。

最後になりますが、今度説明会を行なうと、天水地区でですね、素案が決定後に区長会、あるいは様々な関係団体の説明会をとり行なうということになっております。どうかひとつこのような財政支援措置等々も含めたところで、今まではこれは確定ではなかったですね、ここの計画をなさるまでは。ただ、これだけ国の財政支援をきちっとした形で出られるならば、やはりそこを含めたところの説明をぜひやっていただきたいと思うっております。企画経営部長その点につきましては答弁をいただきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 当然、その今回の法制措置の意図をふまえて、地域振興策であるとか、地域還元するというふうな意図はですね、目的でございますので適切な用途を考えていかなければならないというふうに考えています。ただそれがそのまま、その支所、今回の統合の費用にいくか、いかないかというのは今現在のところはお話はできかねるかなというふうに思います。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 私はこの先ほどおっしゃいましたような6億6,000万円が直接云々ということではなくて、国はこの支所運営、支所の経営、あるいは規模等々を含めまして、支所機能を維持するためには地方交付税法の措置があるということだけは、これは認識をしていただきませんと、すべてが削減だ、削減だということでは、一番初めに申しましたように、学校は少なくなる、もちろん交付税措置は減りますから、これは削減に、そんなに大きな削減には財政的にはならんはずで、ところがこの計画は結局は削減をするための計画ですから、今度新しく国が財政支援措置を決めたならば、やはりそれは含めて考えるべきと、そのように私は思っております。どうぞひとつその辺は特に留意して説明をいただきたいというふうに思っております。

それでは次に移ります。

[8 番 内田靖信君 登壇]

○ 8 番 (内田靖信君) 下水道使用料の賦課漏れと未徴収のその後の対応について一般質問を行ないます。

昨年 9 月、平成 1 2 年度から平成 2 5 年度までの 1 0 数年間の長期期間にわたり、市職員の転出・転入の入力ミスや指定工事店の無届け等によりまして、約 2, 3 7 0 万円の下水道料金の賦課漏れと未徴収の存在が明らかとなりました。このうち地方自治法による消滅時効分が約 1, 0 0 0 万円ございまして、昨年の時点での実質的な請求可能金額は約 1, 2 8 2 万円と執行部の議会答弁がなされております。この事案につきましては、下水道加入関係者に対しまして多大な迷惑、損害を与えたとしまして、市長当時の副市長はその管理、監督者としての責任をみずから認めまして、それぞれ給料の 1 0 分の 1、1 カ月の減給処分をなされたところでございます。昨年の議会答弁におきましては、この請求可能金額の約 1, 2 8 2 万円については遡及して請求し、無届け施工指定工事店についての指導処分等についても言及をされておるところでございます。

そこで伺います。まず 1 点目に、請求可能金額約 1, 2 8 2 万円の賦課と徴収実績はどの程度となっているのかを伺います。

また 2 点目に、無届け施工工事店の指導と処分についてはどのような措置をなされたのか伺いたいと存じます。

○ 議長 (作本幸男君) 企業局長 本田優志君。

[企業局長 本田優志君 登壇]

○ 企業局長 (本田優志君) 内田議員の請求可能金額の賦課と徴収実績についてお答えいたします。

昨年の 1 2 月議会に報告いたしました下水道使用量の賦課漏れで請求可能金額は 5 2 件の 1, 2 8 2 万 3, 1 4 0 円でありましたが、その後 1 事業所より賦課されていないという申し出がありましたので、その分を加えまして、請求可能金額は 5 3 件の 1, 3 1 2 万 8, 6 4 9 円であります。内訳といたしましては、事業所が 1 4 件の 6 6 4 万 9, 9 5 7 円で、個人が 3 9 件の 6 4 7 万 8, 6 9 2 円であります。追加の 1 事業所につきましては、既に完納されております。また、納付の承諾をいただいておりますのが 4 3 件で請求金額といたしましては 1, 1 0 3 万 8, 3 4 4 円で、率にしまして 8 4 % でありませぬ。承諾をいただいている方々は、一括納付又は分割での納付をしていただいております。これまでに徴収いたしました金額は 8 8 7 万 6 5 8 円で、率にしまして 6 7 % でありませぬ。この内訳といたしましては、事業所が 1 3 件で 6 5 9 万 7, 1 2 3 円、個人が分割納付中の方も含めまして 3 0 件の 2 2 7 万 3, 5 3 5 円であります。また、まだ納付の承諾をいただいております方々は 1 0 件で、2 0 9 万 3 0 5 円であり、そのうちの 1 件、2, 8 3 4 円につきましては、調査を行なったものの所在不明となっております。

残り9件の208万7,471円につきましては、今後も誠心誠意交渉を重ねて御理解をいただくよう努めてまいります。

2問目の、無届け施工工事店の指導と処分についてお答えいたします。まず、無届け施工工事店の指導につきましては、今回の賦課漏れの大きな原因等の一つとなっているため、個別の指導だけではなくすべての指定工事店に対し指導すべきと考え、平成26年3月19日に、全指定工事店157社を対象に、市民会館におきまして指定工事店会議を開催し、市の条例、規則及び指定工事点規則についての説明を行ないました。その中で、指定工事店が申請者から排水設備工事の依頼を受けた場合は、申請者を代行し必ず施工前に排水設備申請書を市に提出するとともに、工事内容の確認を受けた上で施工していただくよう指導を行ないました。また、違反行為に対しましては、条例規則等において、罰則及び処分事項が示されている旨の説明を行ない、届出漏れのないよう厳重に指導を行なっております。

続きまして、指定工事店の処分につきましては、市の条例に基づき、指定の停止および取り消し処分も含め検討する中で、参考のために他の自治体への調査を行ないました。調査の結果といたしましては、大半の自治体におきまして段階的に処分を重くする方法がとられており、初めての無届け施工が判明した場合は、まず口頭又は文書による指導を行ない、さらに繰り返し行なうようなことがあった場合は、段階に応じて指定の停止期間を定め、最も重い処分が指定の取り消しでありました。今回判明いたしました事案は、初めての無届け施工に当たりますことから、他の自治体の取り扱いも参考にし、検討いたしました結果、今回は文書による厳重注意とさせていただきます。これまで処分の基準を設けておりませんでした。今回を期に基準を定めましたので、今後は基準に照らし、同じ指定工事店による無届け施工の違反行為が判明した場合は処分を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 再質問を行ないます。

まず、今回の事案につきましては、利用者の転出・転入の際の職員の事務体制の甘さといえますか、とらえ方これが一つの大きな要因となっております。この事案の発覚後に下水道料金の賦課に対しまして事務体制はどのように改善をなされたのか伺います。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

○企業局長（本田優志君） 再質問についてお答えいたします。

今回の賦課漏れの事務的ミスにつきましては、その要因が転入・転出等により使用者が変更した際に下水道使用量開始事務においてのミスが生じたものであります。以前は、水道、下水道ともに接続済みの家屋において、転入で家主が変わる場合は、まずは水道

課へ給水申込書を提出され、それに基づき料金システムへの入力を行ない、その後下水道課へ連絡されておりましたが、このときの水道課、下水道課の情報の共有化、連携ができておらず、下水道使用量が賦課漏れとなったものであります。現在は、お客様センターにおいて一括して入力しており、担当者が給水申込書をもとに料金システムへ入力し、その後管理者も入力状況をチェックし、さらには下水道課においても職員がチェックする二重チェックを実施しております。また、水道課と下水道課での連携を構築する上で、水道課へ給水設備申請書を提出されるときに、下水道に関する状況を確認するため、下水道使用料賦課状況確認表というチェックシート用紙を用いて、対象の家屋等の汚水の処理方法がどうなっているか、排水設備工事は関係するかどうか、関係する場合はその申請の提出がなされているか等を両課でチェックする体制を実施しております。さらに下水道工事が完了し、下水道につなげることができる行政区、大字名一覧表を作成して、お客様センターにて受け付ける水道開栓指示書の所在地を一覧表で確認していただき、その所在地が下水道排水区域の行政区であるかどうか、また、料金システムの下水道情報はどうなっているかをチェックしてもらうような体制も実施しております。これらの体制を実施し、事務的ミスによる賦課漏れがおきないように努めております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 答弁によりますと、約209万円の支払いが今のところ滞るといいますか、その支払いの承諾がとられていないということでございますが、その主な理由はどのような理由があるのかお尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

○企業局長（本田優志君） 内田議員の現在まで納付されてない理由と今後の対策についてお答えします。

下水道使用料の賦課漏れに係る納付をお願いする際には、対象者の方々を1件、1件何度も訪問しまして丁寧に説明を行ない、相手の方と相談しながら納付の承諾をいただけるよう努めておりますが、現在においても承諾をいただいておられない方々がおられます。その理由といたしましては、高齢で年金生活の方や生活の不安を抱えておられる方々がおられます。また遡及請求額が大きい方の中には、納付に難色を示されている方もおられますので、無理のない金額での分割納付の提案もさせていただいております。現在の生活においても他の支払いをしながら、新たに支払っていただくこととなりますことから、負担を感じられている方もおられます。しかしながら下水道を利用されているほかの方々との公平性を保つ上でも納付をお願いしなければならないため、納付の承諾をいただけるよう誠心誠意努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほどの答弁によりますと、高齢者である、あるいは年金生活だ。特に遡及額が大きい云々という理由で承諾がいただけていないということですね、これは全くもって起因したのは事務的な処理ミスが起因してこういう結果になっておると、一応209万円は今の段階では、これは消滅時効という形に、もし承諾をいただければそういう形になりますかお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

○企業局長（本田優志君） 下水道使用料は、下水道法や玉名市下水道条例に規定された使用料で、公法上の債権となり地方自治法第236条第1項の規定によりまして、5年で時効を迎えることとなりますので、現在は対象者の方々を何度も訪問して誠心誠意説明を申し上げて理解をいただくよう努めております。しかしながら前で説明いたしました理由等により御理解がいただけない方もおられますので、法的な処置等につきましても考えていかなければならないと思っておりますので、取り扱い等を十分に確認して対応してまいりたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 執行部のほうは、209万円の不承諾の方々については誠心誠意お支払いを催促していくということでしょうが、といいますことは、承諾が取れないということならば5年間で消滅時効に当たるということになりますですね、これは。そうしますとこれは副市長にお尋ねしたいと思っておりますが、これは事務の監督者である副市長で、先ほど来の答弁で苦しい中にも真面目に過年度分をお支払いになっている皆さん方も当然おいでになります。一方、様々な理由で承諾しない方、この方々が消滅時効で下水道料金を支払われないという、そういう可能性が出てくるということは非常に不公平になりますですね、これは。消滅時効を中断するためにはどのような方法があるのか、あるいは取り組まれるつもりなのかお尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 未徴収分をどのように受けとめるか、どのように対応していくかということでございますけれども、今回の下水道使用料の賦課漏れは遡及賦課の未徴収分につきまして、下水道を使用されている市民の皆さまに対して、公平、公正な事務対応を行なう上で大変遺憾なことで受けとめております。また、納付されていない方に対しましては、今後、誠心誠意御理解をいただけるよう説明申し上げるのはもとよりでございますけれども、そういう中で徴収に努めますが、どうしてもという方につきましては、先ほど企業局長が申しましたけれども、法的な措置、差し押さえとかそういう部分も含めまして適正な納付の承諾がいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この消滅時効を中断するためには、その小額でもお支払いいただければ時効は中断するというような見解がございますですね、そのあたりを積極的に取り組まれて、いずれにしても時効にかからないような形をまずとる必要があると思いますが、部長の見解をいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

○企業局長（本田優志君） 今、内田議員の質問のとおりですね、あと209万円残っております。この方9件、10件、1件は行方不明でございますけど、9件につきましては今後も係一同全部で誠心誠意納付のほうをお願いして、少しでも入ってくればそれがまたそれからまた5年と長くできますので、「幾らでもよかけん」ということで徴収をしてみたいと思います。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） はい、それでは最後に市長に伺います。

職員の事務ミスによりまして200万円相当の、これは恐らく不納欠損、いろいろな努力はなされますものの、今の答弁では不納欠損になるおそれが多分にあるというふうにとめております。この事案につきましては昨年12月の定例会におきまして、市長、副市長それぞれ10分の1、1カ月の減給処分をなされました。職員につきましては実質的な懲戒処分ではない、口頭による厳重注意とこのようになされました。昨年の12月議会におきまして、私はこの事案についての処分としては軽すぎるのではなかろうか、それは緊張感のある職場を確保するために申し上げたところでございます。200万円もの下水道料を利用者の方々に損害を与えたことについて、もう職員の処分につきましては口頭注意の注意で終わられるのか、またこの200万円もの損害等々を市長としてはどのように受けとめておられるのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 先ほど企業局長、副市長も申しあげましたように、以前の処分につきましては、過去にやっておりますのでこれからはないということがございますけれども、残っている分につきましては、誠心誠意請求をしていくということで努力するように私どももしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これは不公平感がないような処置をとられるよう強く希望して、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

引き続き、12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番(近松恵美子さん) こんにちは、近松です。やっと私の番がきました。

〔「待ちくたびれたごたる」と呼ぶ者あり〕

○12番(近松恵美子さん) はい。皆さんお疲れのことと思います。私もちょっと頭が疲れましたけど頑張ります。

まず、今回通告に従いまして3点質問いたしますけども、待機児童の実態について最初伺いまして、2番、3番は続けてしたいと思います。関連ということで質問を出しております。

待機児童、この間も質問をいたしましたけども、少し臨時の保育士さんの報酬が上がったのでもう大丈夫かなと思ってましたら、突然知らない人からメールが来まして、「実は、もう保育園入れないとお産もできないんだけども入れない」というふうなことでもございました。去年はシングルマザーで仕事が決まっているのに入れなくて、非常に困った方がいまして、その方も結局無認可のほうに行ったんですね、生活が厳しい人がなぜ入れないかと、本当に考えただけで悲しかったんですけども、それがまた今年になっても入れないという、そういうふうな実体があるということで、また再度、今年度はどうなってるのか、待機児童の実態についてお伺いいたします。

そしてまだその待機児童がいるということに対して、今後どういうふうにしていくのか。原因、対応策についてお伺いいたします。

○議長(作本幸男君) 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長(前川哲也君) 近松議員の待機児童についての御質問にお答えいたします。

一番新しい平成26年9月の段階でございますけども、保育園の在園児数が1,668名、これに対しまして未入所児、待機児童というとらえ方の問題で未入所児という言葉を使わせていただいておりますけども、こちらが60人おられます。内訳を申し上げますと、母親が就職を希望されている方、こちらが32名、ほとんどの方が0歳児、1歳児を持つ母親の方でございます。それから産休復帰者が11人おられまして、この中で復帰予定9月以降が6人おられます。それから産前・産後の予定者が4名、それから就労中の待機者が13名でございます。このうち第1希望の保育所のみを希望される保護者が5名おられます。各保育所におきましては、先ほど言いました定員の数から、実際の実数でいきますと、定員を上回る1.18倍ほどの入所をいたしておりますけども、待機のこういう形の未入所児がございます原因としましては、保育所の設備と運営に関する基準に基づき、各保育所に保育士が不足し、受け入れできないこと、また、第1希望とかその希望のところに固持をされる保護者がおられることなどが要因でございま

す。また、入所申請をされたあとに75名の方が取り下げをされておりますが、この方々は認可外の保育所や幼稚園、家庭での保育をされているようでございます。

この問題の対応策といたしましては、保育士の確保が一番大事だとは考えております。保育士の登録制度や広報たまな、ホームページ、ハローワークなどでの求人を随時募集をいたしているところでございます。また、来年度施行の「子ども・子育て支援事業計画」のほうに認定こども園の制度ができますので、それらの普及により確保を検討してまいりたいと考えているところでございます。保育士の確保のための公立の保育士の職員の採用につきましては、昨年度民営化検討委員会で、3保育園の民営化又は統廃合という形の建議をいただいておりますので、適切な職員の配置を考察してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 保育士の待遇改善をしてからその効果があったのかどうかということを質問したいことと、今ちょっと回答がはっきりしなかったんですけども、保育士の雇用をどうしていくのか、採用をしていくのかどうかということですね、現在の保育士さん大分年齢が上がっていますので、今採用しておかないと非常にバランスが崩れるということと、やはりパートではもう人は集まらないと思うんですけども、その辺の採用をどう考えているかということをお伺いしたいと思います。

保育園を民営化してきてますけども、やはり選択できる状況じゃないと保育の質ってよくなるいんですね、もうどこでもいいから入れてくれるところに入れるようになると保育の質がよくなりません。そういう意味でやはり保育園はゆとりある経営ができるように人間を配置することが大事じゃないかなというふうに私は思っております。希望があるけど取り下げがあったというふうな話ありましたが、6時まで働くのに6時までしか預らない保育園は、預れないとかそういう事情があるんですよね、そういうことでこの保育園じゃないとだめだ、あの保育園じゃないとだめだというのがあるというふうな実体でございます。そういうことで市として採用を考えているのかどうかというふうなことをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 職員の保育士の採用ということでございますけども、確かにここ10年近く採用をいたしておりませんので、段階の空白ができていているというのは事実でございますけど、第1期の民営化計画で5園委託して、保育士の臨時と正職員率はある程度上がりました。第2期で今、3園計画をいたしておりますので、そこら辺の状況を見て考えたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） では市長にお尋ねいたします。はっきりした回答じゃないということですが、子育て支援、子育て支援と叫ばれている中で、いわゆる待機児童が60人もいて、減っていないというこういう状況はこのままほっておくことをどういうふうに考えておられるのかということです。私は定住化構想4,000万円ぐらい上げてありますけども、あれはやめてこれに使ってもいいんじゃないかというふうに思います。若い人に住んでもらうためには安心して玉名で住めるためには、やはり待機児童をなくさなくちゃいけないと、子育て支援にとって一番大事なのはここじゃないかと思っているんですけども、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 考え方にはいろいろあるかというふうに思っております。定住化構想をやらないと定住している人の子どもが居なくなるということもございまして、そういうものを踏まえて、総合的に検討してまいりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） この待機児童に対してどういうことをしていくのかというところをお伺いしたかったんです。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） あらゆる方法を考えながら、待機児童がないような努力を今後とも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） わかりました。では次に移ります。あらゆる方法をぜひ検討してくださることを期待いたします。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 男性の周りには男性がよくお話に来られるでしょうから、やはり本当に子どもを持った若いお母さん方というのは政治から非常に離れてますので、その痛みを感じることがないんだろうと、今回の回答を聞いて思いました。

では2番目、子供たちの育ちについて、これも何回も質問していることなんですけども、長いスパンで見た場合、長いスパンで見た場合子どもの育ちはどうなっているのかということをお伺いということで質問いたしました。発達障害、気になる子、アレルギーの子ども数の推移。この間もお伺いしましたが、もっと長いスパンで見たときはどうなのか、これ以外に子どもの育ちで気になっていることは何か。そしてまた健診とか相談の場で感じる若い世代の職の実態、現状についてお伺いいたします。

それから3番目、次に公民館活動及び岱明町公民館の支所移転・建設についてです。

ども、このことにつきましては、6月議会で質問いたしましたから、私もいろいろと調べて見ました。しかしあの図面を見せていただいてから、今利用されている方々に御不便はないだろうかとか、高齢化が進む中でますます重要になる生涯学習や地域づくりの拠点となるにふさわしい公民館になるだろうかとか、いろいろ御意見を伺ってまいりました。その結果、私は執行部案の支所移転は岱明地区の公民館活動を衰退させる。いろいろ考えて見ましたけども、したがってやはり合併時の約束どおり現在地に建てかえすべきという結論に達しました。また先ほど内田議員の質問を聞いていまして、公共施設が人口比にすると「岱明は意外と少ないな」ということを感じましたので、それを加味すると無理してそんなに統合すべきじゃないんじゃないかなということを感じました。公共施設が多い玉名市こそぐんぐん減らしていったらどうかと感じます。この問題につきましては、この間岱明地区で意見交換会を初めていたしました。そのときに協議会の会長さんから、「どうして今になって」ということを言われたんですけども、私は「あの図面を見たから」と、あの方法しか提示できないのでは賛成できないということを示し上げました。5、6人の家族が住む家を建てるときに何回設計図を見て、議論していくかということ考えたときに、台所ぐらいは奥さんが勝手に考えるかもしれないですけど、家全体、間取りについて何回検討していくかを考えた場合、この約1万5,000人、今は岱明だけでなく玉名からもかなりの数来られていますけども、その方たち、子どもからお年寄りまで90何歳まで利用している公民館が、またいろんな目的で使われている公民館がどうあったらいいかということを考えるにはとても時間がかかります。いろんな議論をしていく必要があります。それを1回設計図を見せられて、ここって言って、そして2回でもうスタートするという事は、私としてはとても考えられないです。みんな自分の家じゃないからこんな簡単にOK出してしまうんだと思いますけども、これこそお金の無駄ではないかなというふうに思います。過去の公共施設がこのように男性の目線で簡単につくられてきたことから、今の玉名の文化センターについてもそうですけども、驚くべき使い勝手の悪さ、そして利用の悪さ、利用率の低下が見られているんじゃないかというふうに思います。もっと十分に協議し、多くの人に愛される施設であることが本当の意味でお金の無駄を省くことであるというふうに考えます。

先般、全員協議会で、また特別委員会でも執行部より「この案につきましては地域協議会でも了解されました。」というふうな報告がありました。そこで皆さまに申し上げますけども、その意見交換会に幾人かの議員さん来ていただいたので御存じかと思いますが、そこでの意見を申し上げますと「支館長ですけども、今年の6月に支所公民館という話が伝達程度にあっていた程度である」と「十分な協議はできていない」とそういうふうな発言された方もいます。また、別な方は「その場で見たときはそれでもいいかと思ったけども、じっくり考えるとやはりこれではだめだ」とそういうふうな意見も

ございました。この意見交換会でトップバッターの方が、もうあそこに建てるほうがいいという意見をとうとうと述べられたのにもかかわらず、それ以後その意見は一つも出ませんでした。地域協議会が必ずしも皆さんこれに納得して賛成したわけではないということです。それを冒頭申し上げます。「むしろ議会を説得するために地域協議会が使われただけではないか」という声もございました。

6月議会では、岱明町公民館建設は岱明町の長年の悲願であったと申し上げました。今もその考えは少しも変わりませんが、今日は感情論ではなくて、6月以降入手しました情報をもとに岱明町公民館の果たしてきた役割、今からの時代に求められる公民館のあり方についてコミュニティーづくりの視点から公民館建設について議論していきたいと思えます。

御存じない方が多いと思えますので、少し経過をお話させていただきます。多少、1、2年間違っている部分があるかもしれませんが、もしそうでしたらまた執行部の詳しい方が訂正いただきたいと思えます。

私が議員になる以前ですけれども、平成8年ごろから岱明町公民館建設については検討し始めたというふうに聞いております。そして駐車場が狭いものですから土地拡張のために2億円余りをもう既に投入してあるということです。そして建てる直前になりました。合併の話が出てきまして、合併協議会で合併が固まるまでは駆け込み工事みたいな、建設みたいなものはしないという申し合わせがあったため、平成14年、15年に建設できなかったんだというふうに聞いております。その間、ワークショップを開きまして住民の方に、いろんな方に集まっていただいて、どんな公民館にしようかというそういう検討がなされております。私それについてあまり詳しくありませんので、あとで原口部長から何人の人が、何回集まってワークショップしてきたのかということをお伺いしたいと思えますけれども、こういうふうにしても図面ができあがりませんでした。皆さんで各団体が集まって協議して、もう図面ができているんです。ですからこの間の意見交換会に来られた方言われてましたけれども、「自分たちはあの図面の公民館ができると思って待ってた。」と「横島ができたから次は岱明だと待ってた」と、「でも中学校を優先したのは子どものためだからと思ってたけども、あれがこういう形になるとは知らなかった」と、そういうふうな声がありました。そういう経過を申し上げてちょっと質問に入ります。

この間、6月議会で支所の有効活用についても一度検討していただきたいと申し上げましたので、その後どのような動きをされたのか伺います。本庁舎については、跡地活用検討委員会ができましたが、岱明支所についてもそのように検討されたのかどうか伺います。2番目、調理室と会議室が1階と3階に分かれることの不便さをどのように解消させていく考えか。3つの階にまたがるということは、いろんな意味で不便である

と、一体となった事業ができないじゃないかということをお申し上げました。そして調理室は家庭の台所なんだからワンフロアにないと不便であるということをお申し上げましたけど、それについてどのように考えておられるかお伺いいたします。

それから次は、施設利用可能定員の算出方法ということですけど、私は本当に責任を感じてですね、あの設計図でいいんだろうかと、あれで大丈夫なんだろうかとずっと考えておりました。和室の定員が、今ちょっと資料がありませんけども、50人ぐらいでしたでしょうか、そんなふうになっておりました。まあ50人は入れるならいいかなとだれも思ったと思います。その後またこれを眺めましたら、玉名市の場合は1人当たり2平米で計算してあるんですよ、40平米だったら20人、岱明の場合は1人当たり1平米で計算してあるんですよ。会議室にしてもそうです。どうしてこういうことになったのかと。そうしたらこの間、「いや当時の基準にあわせたんだ」ということでしたけど、当時の基準がおかしいんでしょうけど、やはり市民に提示するときには「大体この部屋は何十人ですよ」「この部屋は何十人です」とやっぱり利用可能な人数で出さなくては、「和室50人使えます。」「ここ40人使えます。」「ここ50人です。」と出したらですね、「結構じゃないか」と、「岱明の公民館結構じゃないか」と皆さん思うじゃないですか。全員協議会でも。でも現実には、和室は15人か20人しか使えないんですよ。どうしてこういう資料を出したのかということをお伺いいたします。

現実に使っているところを御覧になったのかなと、行って見て使ってるそこ御覧になったらこの数絶対不可能だということが感覚的にわかってくるんですけど、私はよく行きますので、「ああ、陶芸教室はあのくらいの部屋がないとだめだな」と、「絵画もあのくらいの部屋がないとだめだな」とそういうことを常に感じておりますので、大丈夫かな、大丈夫かなと思って図面を見てきました。やはり現実的でない数字で協議会の了解を得たというか、というのはやっぱりこれはやり直したほうがいいんじゃないかなと私は思っています。

それから最後に、生涯学習の立場から見た地域の問題と問題解決のために、どのような事業をしているのかということをお伺いします。私は、学校教育よりも生涯教育、社会教育のほうが大事だと思っております。いつも言われてますけど、家庭がしっかりしていれば子どもは育つと、その家庭、地域を考えると生涯学習の役割というのは非常に大きいと思っております。ところがなんとなく教育長さんの頭の中には、生涯学習というのはないみたいな、学校教育しかないようなことを感じるんですね、と言いますのは、この間の最初に出た図案、2階に教育センターが入ってましたよね、あれ教育センター入ったら、今度のかしてくれましたけど、入ったら3階全然使えないんですよ。和室15人か20人しか入れないのに、40人とか50人とか書いてあるから足りるような気がするけど、ロビーも全然足りない。全然使えない公民館になるんです。それにも

かかわらず2階に教育センターをもってきてたということは、学校教育は考えているけど、生涯教育を考えておられないんだなということを非常に私は残念に思いました。ということでお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 子供たちの育ちについての御質問にお答えいたします。

8年前からの推移ということでございますけども、こちらで把握しております乳幼児健診などで、把握して過去7年間の発達障害と、気になる子の比較等でございますけども、まず1歳8カ月健診においては、平成19年度93人でございました。平成25年度が162人と69人増加している現状でございます。次に3歳6カ月健診においては、平成19年度93人、平成25年度150人と57人増加している現状となっております。また、乳幼児健診で把握しておりますアトピー性皮膚炎とぜん息などを含めたアレルギーの子どもの推移につきましては、平成18年度32人、平成25年度22人でございます。これは8年間の推移でございますが、10人減少している現状であります。玉名市におきましては、乳幼児健診後のフォローとして健診嘱託心理士、子育て支援課の心理士、療育相談員でチームを組んで各保育園、幼稚園などでの巡回訪問を切れ目ない支援を行なっているところでございます。

乳幼児健診などで把握しております母親の食に対する実態でございますけども、これまで調査を実施していないこともありまして、実体が見える数字は少ない状況でございます。第2次玉名市食育推進計画では、平成26年度に市民食育調査の実施を掲げておりまして、現在アンケート調査の実施に向けて準備を進めている段階でございます。乳幼児健診や子育て相談で、母親の子どもに対する食の困りごとの多くは、離乳初期から後期にかけては、離乳食の作り方や進め方がわからない、食べさせ方がわからない等の声が聞かれております。幼児期になるとよくかまない、遊びながら食べる、好きなものばかり食べる、などの相談が多く見られております。子育て・栄養相談に来所される方も多く、子どもの食について不安を抱えている母親がふえていると感じております。また、公私共に忙しい世代でもあり、食事の時間が不規則になったり、手軽で便利な食を利用する機会もふえていると感じているところです。保健センターにおきましては、玉名食育フェアの参加者を対象にアンケート調査を実施いたしております。平成24年度445人、平成25年度358人から回答が得られましたが、近所と食材、またおかげのやり取りをしているという設問に対して、該当すると答えた人は、平成24年度が51.2%、25年度が50.3%でした。結果から伺えるように核家族化が進み、地域のつながりが段々希薄になり、子育てや子どもの食についても、気軽に相談できない

状況にあると感じております。子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるためには何よりも食が重要であることから、第2次玉名市食育推進計画に基づき、市民、関係団体等との連携協力して、すべてのライフステージに応じた食育を推進しているところです。時代を担う子供たちの健康な体と健康な心を育てるため、引き続き食に関する様々な情報を発信していきたいと考えております。

次に、保育所で把握できるアレルギー等の状況でございますけども、現在、公私立保育園20園でアレルギーの児童について調査しましたところ、アトピーの児童が80人、除去食の児童が79人、エピペン利用児童が2人、アレルギー疾患が127人でございます。アレルギー疾患の食物は、卵が多く、牛乳、ピーナッツ、エビ、小麦粉、魚などでございます。

母親の食に関する現状を保育所に聞き取りしましたところ、子供たちの食生活をめぐる環境は変わってきており、母親の食育に関する知識と、食を選ぶ習慣が少しずつ浸透してきているということでございます。ただ、家庭でかなり差があるというようなことでございます。また、保護者との会話で祖父母と同居の家庭では煮物などの和食が多く、同居でない家庭は、スーパーなどの惣菜や外食がふえているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 近松議員の発達障害、気になる子、アレルギーの子どもの数の推移、8年前と比べてどうかということで、小中学校におきます過去8年間の推移についてお答えいたします。

まず、特別支援学級の児童・生徒数でございますが、平成18年度は34人、児童・生徒数の割合で申しますと、全体の児童・生徒数の0.5%でございました。その後年々増加傾向にありまして、平成26年度は92人、割合で申しますと1.72%となっており、2.7倍増加しております。年度によって違いは見られますが、8年間で58人の増加となっております。これは平成19年度から本格的に始まりました特別支援教育の充実と保護者の理解が進んだことによる影響も大きいと考えております。

次に、気になる子どもの数の推移についてお答えいたします。小中学校における気になる児童・生徒の数は平成18年度は合併当初ということで、統計としてはっきりとした数が出されておられません。その後平成19、20年度の調査の準備段階を経て、平成21年度97人、平成22年度99人、平成23年122人、平成24年度189人、平成25年度293人と年々増加し、平成26年度304人と調査開始時期と比較すると過去6年間で通常学級の在籍する気になる子どもが3倍以上にふえております。先ほどの質問でもお答えいたしましたとおり、特別支援教育の充実と保護者の方々の理解が

深まったこともその一つの要因であります。対象者の増加に対応するため、玉名市におきましては、市費で特別支援教育支援員を配置し、その対策に当たっております。

次に、アレルギーの子どもの推移についてお答えいたします。小中学校の各種アレルギーの児童・生徒の割合をお答えいたします。まず、目の疾患は、平成18年度は小学校で10%、中学校で4.2%だったものが、平成26年度は小学校で6.3%、中学校で4.8%になっており、小学校では減少、中学校では若干の増加傾向にあります。鼻の疾患につきましては、小学校は13%、中学校が5.2%だったものが、平成26年度ではそれぞれ6.3%と1.5%となっており、ともに減少傾向にあります。次に、皮膚疾患につきましては、小学校3.4%、中学校0.8%だったものが、平成26年度小学校2.7%、中学校0.8%と小学校は減少、中学校は横ばいの傾向にあります。ぜん息につきましては、小学校3.4%、中学校1.0%だったものが、平成26年度は、小学校9.4%、中学校は0.2%と、小学校は大幅に増加、中学校は減少傾向にあります。アレルギー疾患を抱える子どもの割合は、総じて小学校のぜん息を除いて減少傾向にあるといえます。また食物アレルギーにおきましては、8年前は調査しておりませんので、データをご提示することができませんが、平成26年度現在、給食センターの除去食等に対応している児童・生徒が34人、そのうちアナフィラキシー症状の発現の可能性のある児童・生徒が6人となっております。また症状が起こった際に、命にかかわるといふことで、万一に備えて薬を学校に持参している児童・生徒が3人となっております。学校で様々に対応すべき子供たちがふえており、学級担任及び養護教員が、保護者と連携をとりながら対応しております。この症状も様々で、対応も多岐にわたっているのが現状でございます。

子育てや教育の現場から見る実情ということでございますが、子どもの健全な育ちは学校、家庭、社会が連携をとり、効果的に行なわれてこそ実りあるものと考えます。近年小中学校におきましても基本的な生活習慣の定着を学校現場から保護者に呼びかける機会が増加してきている実情であります。学校での学習も基本的な生活習慣が身につくことこそ、確実に子供たちの力を伸ばすことができるものです。小中学校におきましては、就学時検診や学級懇談会、学校だよりやPTAの研修会等で子育てについて共に学ぶ機会をふやし、家庭や地域の協力を仰いでいるところです。今後も子供たちの育ちに関する課題を共有しながら見守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 近松議員の御質問にお答えをいたします。

まず、先ほど近松議員がおっしゃった岱明町公民館の過去についてでございますけど

も、平成8年に建設計画があったというふうな話をされましたけども、これに関しては、私は存じ上げておりません。それと2億円程度かけて駐車場を確保したということをおっしゃってましたけども、これについても存じ上げておりません。それから平成14年、15年でワークショップであるとかというのを開催したというふうなことをおっしゃいましたけども、これについては平成17年度で、17年の6月から9月、17年度といいますと1市3町の合併の年でございますけども、6月から9月の間に9人の検討委員会を設置いたしましてワークショップを6回、ワークショップであったり勉強会を6回、9月まで開催をしております。それで合併の年でありまして、9月中に基本計画を策定し、10月以降、もう新市ですけども、新市の中で実施計画を策定するというふうな計画でその年度は進んでおりましたけども、6月議会で近松議員がおっしゃったとおり、いろんな問題等がありまして頓挫したというふうな経緯がございます。

それから、6月以降支所の有効活用についての検討はやったのか、というふうな御質問でございますけども、当然私たちの方針といたしましては、2階、3階、図書館、公民会を統合するというふうな格好で進めておりますので、6月議会で議員さん方から、いただきました意見をもとにほとんど近松議員がおっしゃった意見でございますけども、そのレイアウトを再考し、図面を見直してまいりました。そのあと特別委員会であったりとか全員協議会の中でお示しをしたところでございます。

続きまして、3つの階に分かれることへの不便性についてどう考えているのかという話でございますけども、岱明支所大規模改修事業につきましては、平成24年度に策定いたしました玉名市公共施設適正配置計画のマネジメント方針に沿った、将来の玉名市を見据えた取り組みでございます。まずは利用上の安全性や利便性を最優先に考えまして、近松議員も御存じのとおり老朽化や耐震性の面で、大変な問題のある岱明町公民館と岱明図書館を、移転することで来年1月以降に空きます相当の余剰スペースを抱える支所の、スペースの有効活用を図ろうとする目的で進めているわけでございます。公民館機能が3つの階に分かれる現時点での配置案につきましては、確かに議員がおっしゃるとおりですね、利用者の不便というのはあるかと思えます。利便性の低下については考えられます。ただ、各階の配置につきましては、いろんなところで説明しておりますけども、庁内のプロジェクトチームを設置いたしまして利便性を考慮した上で、可能な限り同じ階、3階であれば公民館、2階は図書館というような格好で同じ機能は同じフロアに配置できるようなことを考え、当初は公民館のほとんどの機能は3階に配置するというふうなことにしておりました。当然調理室につきましても、公民館の主要機能があります3階に配置をしておりましたけども、利用者の意見を聞く段階の中で、調理機器や材料等の搬入であったり、災害時の炊き出しなどを考えれば、3階よりも1階の配置が望ましいという、これは利用者、近松議員から言われると代表者かもしれませんけ

ども、利用者の方からそういった要望がありました。そういったところで1階の配置に変更をしたところでございます。また、同じく利用者から折りたたみ式テーブルの調理台でありますとか、ガス式のコンロの設置を望む声がありました。そういったことから1階に配置しても、著しい利便性の低下はないというふうな判断をいたしました。このように実際にこういった1階に配置するであるとか、折りたたみ式テーブルといった利用というのは、利用者の当然聞き取りを聞いたあとで反映をしたというところでございます。という結果でこういった配置案になっているところでございます。

さらに当初の案では、先ほど議員おっしゃったとおり、教育センターを2階の一部に配置する予定でございましたけども、議員がおっしゃるとおり公民館におけるロビーであったり、事務室の狭隘を解消するためであったりとか、やっぱり岱明の施設は岱明の人で使ったほうがいいんじゃないかという近松議員の意見もございましたけども、教育委員会と協議をいたしまして、6月議会説明が終わりまして、すぐ教育センターにつきましては、他施設への先ほどの答弁が伊子部長のほうからあっておりましたけども、福岡議員の答弁であっておりましたけども、他施設の配置がえを検討中ですかね、されているというところでございます。結果としまして、岱明支所に移転した場合、公民館機能の延べ床面積は1,362平方メートルと現段階ではなっております。現在の公民館の床面積の約1.36倍となるということです。それから大きな目的である余剰になる支所の3分の2のスペースの行政財産を健全に活用することができるというふうに私たちは思っております。

それから、支所機能でございますとか、図書館機能をあわせ持った統合のメリットでございますけども、新たな地域の拠点施設をつくるということで、ワンストップ化の利便性の向上が図られるばかりか、さまざまないろんな機能がありますならば、さまざまな団体や市民の方々が集まってきて、触れ合いと会話が生まれることによって、地域交流の場というのは公民館だけじゃなくて、そういった場所が創設されるのではないかと、いうふうに考えておりますし、実際今年度から公民館、地域コミュニティ課というふうに名称を変えておりますけども、そういった役割をその場所ですていくことを期待しているところでございます。

それから支所の有効活用の中で、6月以降2階、3階というのは、統合するというところで私たちは方針決めているわけですから、その方向で進んでいるわけですけども、6月議会の中で近松議員からも、有明広域行政事務組合というのはどうかというふうなお話がありました。私たちもその後、組合のほうに意向調査を行なったという経緯は数回ございます。その中の話でございますけども、組合といたしましては玉名市が現に保有する公共施設内への移転に関しましては、行政組合の中の組織である組合議会であるとか、理事会等などでの正式な場で議論はされたことはありませんということです。議

論をされたことはないということです。当然、岱明支所庁舎への移転計画も存在をしていないという返答を得ているところでございます。ただ、組合の議会の中で広域行政事務組合の事務所については、老朽化が進んでいるからどうにかせないかなというふうな意見は、出たというふうなことは聞き及んではおります。

それから続きまして、施設利用可能定員の算出についてでございます。これにつきましては、特別委員会で最初出したのかちょっとあれですが、忘れまして、現在の公民館の施設の部屋と利用人数、それと私たちというか行政が考えた配置図の経緯というか、現在の公民館の利用者数、平米数、利用者数、それと6月議会の当初に出したときの利用者数、部屋の平米数、それと一番今最終のところでの部屋数であったり平米数、利用者数というのをお見せしました。その資料の人数を近松議員おっしゃっているんだろうというふうに思います。その算出方法といたしましては、さきほど議員がお手元に持っておられます、その玉名市公民館ガイドに掲載されております収用人員を1人当たり、当然岱明公民館、先ほどおっしゃいましたけども、岱明公民館を1人当たりの基準面積を出しまして、移転後最終的な部屋ごとの面積がわかりますので、それで何人はいるかという格好で、確かに同じ部屋同士を比較して比較表を提出したというところなんです。ですからおっしゃるとおりに例えば、岱明公民館の1人当たりの面積と、それと文化センターの1人当たりの面積というのは違っております。それについては確かに現実的な人数ではないというふうな指摘については、全くそのとおりでございます。ただ今後何平方メートルだったらのくらい入るかという算出方法については、やっぱり精査して検証をしなくちゃいけないというふうには考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 近松議員の生涯学習から見た地域の問題と問題解決のためにどのような事業をしているのかについて、まず公民館で具体的にどのような事業を実施しているかについてお答えいたします。

公民館事業につきましては、施設管理運営業務、公民館講座の開催、生涯学習フェスティバルの開催、高齢者教室、通学合宿、支館活動の推進、なかよしの日の事業などの実施をしております。主なものとしましては、本年度の公民館講座は、着つけ、ダンス、パソコン、手づくりパンなど市民の要望の高い講座を初め、生ごみリサイクル野菜づくり、薬草料理、野草生け花など、39講座を実施しております。公民館の支館活動の推進につきましては、市内の公民館21支館が地域力向上と住民主体の文化・スポーツ活動を推進するため、それぞれの支館が地域性を生かした事業が実施できるように各種相談や運営費などの支援を行っております。また、自治公民館施設整備費補助金事

業につきましては、行政区にある公民館の建てかえや老朽化により修繕等が必要になった場合、予算の範囲内において補助金の交付を行なっているところです。

現在の公民館事業におきまして、地域的な問題を解決するという事業を実施しているかという点で、議員御承知のとおりまだまだ不十分な点もあるかと思いますが、公民館職員で工夫しながら、文化、教養、食、健康づくり、環境等の講座を企画し、できる限り地域の人材を活用した講座を開催しております。市といたしましては、公民館講座終了後、自主的に活動する団体や地域のさまざまな団体と連携し、学びを通じた仲間づくり、担い手育成の場として、可能な限り地域の問題等をテーマとした講座に取り組み、地域に求められる公民館を目指していきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） まず発達障害、気になる子、大体3倍にふえているということでございました。その原因はそういうの理解が進んだからというふうなこともありましたけど、実際それだけじゃないですよ、進んだぐらいで今何人ですか、支援の先生雇っていますよね、あれだけで1,000万円ですか、どのくらいお金かかっていますね、理解が進んだぐらいでそんな予算つけないですよ、手に負えないからつけているわけじゃないですか。やっぱりこれは子どもが問題が大きくなっているということは事実なんじゃないですかね。これをはっきりさせないとこういう発達障害についての理解が深まったから、それが見えてきたんだとそういうふうに言ってる間に手遅れになってしまいます。実際、手がつけられなくて貴重な市費を使って人を雇っているわけですから、そこきちっととらえなくちゃいけないんじゃないかと思います。

このことについて私はお伺いいたします。もうせっかくですので、教育委員長さん、教育長さん、教育部長さん、前川部長にお伺いいたします。このふえてきた原因は何だとお考えですか。

感覚で結構です。

○議長（作本幸男君） 教育委員長 桑本隆則君。

○教育委員長（桑本隆則君） ここにまず、書いてありますが、1つは保護者あるいは地域社会の理解が進んできたことだと思います。それからそれにあわせて、それに対する支援、教育のあり方について充実してきているということが挙げられると思います。以前は、そういった気になる子どもについては保護者の説得をするのが非常に難しい場面がありましたが、最近では自分の子どもに合った教育が受けられるというふうことで、保護者のほうも理解が進んで、「それじゃ、私のところもそぎゃんがいい」というふうなそういう傾向が出てきております。ここに書いてあった2つの原因が私はあると思います。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○**教育長（池田誠一君）** 今、教育委員長のお話、答弁しましたように、また伊子部長のほうも答弁しましたが、私も10年ぶりに教育の仕事を直接的に携わるようになりまして、学校訪問をたくさんするようになりました。その中で10年間で本当に子供たちの特別支援がいる子供たちがたくさんふえているなという思いはもっております。それも今、出ましたように実際どういう原因でふえてきているかというのはいろいろあるかと思えますけど、見えてくるのは、今年も幾つかの例があるわけですけども、やはり以前でしたら特殊学級という教育のシステムがありました。特殊学級に子供たちを精神的、いろんな障害を持った子供たちを特殊学級に入れて、もちろん家庭と相談をしながら入れていくわけですけど、そういうことをしながら進めてまいりましたけども、以前はほんとに親御さんにこういう教育を受けませんかということで話をしていきます。それでも「うちの子はそうじゃありません。」とかですね、いろんな形で以前は特殊学級という教室に入れるのを本当に、やはり避けてらっしゃるといえるか、そういう事情がありました。これはそれだけ社会一般の認識が足りなかったんだと思います。ところがやはり今は、そういうお子さんをもっておられて入学、就学指導員会にかかって「お宅のお子さんはどうですか。」といろいろ悩まれます。最初の1年生のときの入学は「うちのはやっぱり普通学級でお願いします。」という家庭が結構いらっしゃるのです。しかし、今の特別支援学級の様子を見られて、「うちの子どもには特別支援学級がいい」と途中で変更をしてられる家庭も結構ふえてます。今年になりまして何件かある。そういう状態で社会の認識、家庭の認識、親御さんの認識、そういったことも大きい増員の理由の一つだというふうにとらえています。

○**議長（作本幸男君）** 教育部長 伊子裕幸君。

○**教育部長（伊子裕幸君）** 増加の原因ということですが、いろいろ複合的に原因があるのかなというふうに思ってます。ただ数の増加につきましては、先ほどもありましたが、保護者の理解等が高まったことということで、数のほうも増加をしているというふうに私自身はとらえております。

○**議長（作本幸男君）** 健康福祉部長 前川哲也君。

○**健康福祉部長（前川哲也君）** 幾つか要因はあるかと思えますけども、生活のリズム、寝て、起きて、食べて、遊んでとそういうサイクルの乱れ、それから同居とか別居がほとんどになりましたので、食に対する乱れ、それから親が忙しいといえるか、子どもさんを見る親の子育ての力といえますか、そういうのが落ちているという、それからこれだけ情報化社会になっておりますので、メディア等の影響、そういうのが幾つか絡まった形での要因での原因ではないかなというふうに思います。

以上です。

○**議長（作本幸男君）** 教育委員長 桑本隆則君。

○教育委員長（桑本隆則君） それからさらに、これは学校のほうではありませんけれども、医学的にこの脳の発達障害ということで、脳の機能障害ということが段々明るみになって、そしてそれをいろんなところで研修し、そしてそれを広めることによって教員の理解も進んできて、そして一般的な社会の中にも非常にこの発達障害の子どもというのが考え方としては、受け入れられやすくなってきているということもあるかと思えます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私は、保育士さんとか学童保育の先生とか保健師とか現場の方の意見をいろいろ聞いておりますので、前川部長の答えられたのが一番じゃないかなというふうに感じております。

本当に教育現場の方がこういう回答をなされたということは、私は非常に残念でございます。そういう認識しかなかったということは、非常に残念なことであります。もし、そういうことであれば先生方が子どもは変わってないんだったら、認識が深まっただけで子ども自体そう変わってない、変わった子がふえてるわけじゃなかったらあの支援員の予算つける必要ないんじゃないですか。そのことについて回答いただきます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 私のほうからも原因についてはいろいろ複合的にあるという話をしております。これまでも近松議員の質問に対して、学校現場の指導としては、早寝、早起き、そして確実に朝ごはんを取るという基本的な生活習慣を身につけるということが一番健康のためには重要であるということを伝えております。そういった中で気になる子どもがふえつつあるというのは、やはり保護者の皆さん、それから学校の現場、その気になる子供たちについての認識といいますか、理解が進んできたということも一つの要因だと思います。そういったところで増加傾向にあるというところで学校現場の対応のために特別支援教育支援員の配置を進めていくということでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私は学校の現場から、先生方からもいろいろ聞いておりましたが、「子どもが変わってきている。」と「このままでは日本が怖い。」と聞いておりますけども、学校というのは校長先生なんかそうですけども、教育の力で子どもをよくしようと思っているもんですから、子どもが困るということは自分たちの敗北みたいなことで、言われたい傾向がありますので、教育長さんたちのお耳に入っていないということも多々あるんじゃないかなというふうに私は感じております。

では、先ほど地域の問題は何かということが何かはつきりしなかったんですけど、生涯学習のコミュニティ推進課の一番大事なところは、やはり地域を元気にすると、地域

をよくするというそういうことでつくられたと思うんですけど、今一番何をしなければいけないかと考えておられるのか、地域においてどんな学習をしていかなくちゃいけないとを考えておられるのかお伺いいたします。何が問題と感じておられるのか、もう少し具体的にお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 地域として何が重要なのかということでございますが、生涯学習の中で公民館活動というものが位置づけられております。そのあり方ということで考えるならば、生涯学習は生涯にわたっての個人の学習のみでなく、地域づくりにおいても大変重要であるというふうに認識しております。趣味などの生きがいづくりや楽しく学ぶ学習活動に加えて、学びを通じて人や社会とのつながりを深め、さらに学んだことを地域社会に生かすことで地域の活性化につながっていくものと思います。また、市民の皆さんが気軽に集える公民館という点で言えば、公民館は交流の場の確保と職員のコミュニケーション能力や専門的知識を高めていくことも重要であり、普段から市民の皆さんと情報交換ができる環境づくりということも職員としては努めているところでございます。市といたしましては、地域における文化や伝統行事の継承、食の安全、健康づくり、高齢者福祉、環境など複雑かつ多様化してきた地域課題をテーマとした学習機会の提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 今回の岱明町公民館をどうするかという問題で、一番大事などこなんですよ、公民館の役割とその役割をあの公民館が果たせるかどうかということで私はこだわってるんであって、具体的に今、地域の問題は公民館のなんか設置条例か何かあるじゃないですか、地域の問題を解決すると、公民館の設置条例の中に、その地域の問題は何とらえておられるんですかということ具体的に私は伺いたいですよ。教育委員長さんと教育長さんと伊子部長と。

○議長（作本幸男君） また順番ですか。

○12番（近松恵美子さん） はい。

○議長（作本幸男君） 教育委員長 桑本隆則君。

○教育委員長（桑本隆則君） 地域の課題ということにつきましては、それぞれ地域によって異なる課題と、それから同一の課題があるかと思えますけれども、その点について私のほうではまだ今のところちょっとそこを十分把握しておりません。今後また少し勉強しながら課題をとらえていきたいというふうに思っております。

○12番（近松恵美子さん） よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 教育については先ほど向こうのほうで、教育長は学校教育ばっかりというお叱りを受けたところでございますけども、教育については学校教育、家庭教育、社会教育、社会教育の中に家庭教育が入ってますけども、それらを含めて生涯学習という概念で私とらえておりますけど、家庭教育の問題も先ほど多様な原因の中には含まれております。いろんな家庭の非常に我が子にかかわりが取れない家庭もありますし、あるいは家庭というものをどのように豊かな家庭にしていくか、そういったことの体験を持たない人たちについては、それらが不足しているところもあるかと思えます。そういったことについて、公民館の役割というものもあるということは認識しております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 原口部長はどういうふうにご考えておられますか。この問題について。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 御質問ですけども、地域コミュニティ推進課の組織改正のときに、公民館の役割とはどういったことがあるのかということ、少しですけど勉強いたしました。それを見てみると集会と活用、人が集まるということですね、それと学習と創造、結局学ぶ場所、それと統合と調節、つなぐ、人と人をつなぐということになるのかなと思えますけど、結局、あそこの施設に図書館であったり、公民館はその統合の話になりますけれども、公民館等が一カ所に集まることになれば、やっぱり人が集まるというのは、当然、集まってくると想像はできるわけですね。その中で、一つ例を言うならば、25年度までは玉名21の星事業というのを行政区ごとにやっておりました。コミュニティー活動ですね、そういったコミュニティー活動でもいいし、ボランティア活動でもいいし、そういった人が集まって何かをやったり勉強したりとかする場所が、その公民館の場所であるし、公民館における職員というのは一緒になってその地域のために考えたり、動いたりするという場所が公民館であるというふうに、コミュニティーの場所というふうに、私は考えております。

当然しかし、いろんな学習機会を、学習できるスペースも当然必要でありますし、人が集まっているいろんな情報交換するとか、その中で岱明町、岱明自治区のコミュニティー、行政区、小学校区でもいいんですけども、コミュニティーあたりが醸成していくというふうな場所、つくっていく場所が公民館じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 男性と女性の感覚の違いなのかもしれないんですけど、私はもっと具体的に出てくるかと思ったんですけども、今の地域の問題何かあっていったら高齢化じゃないですか。私たちの年代って親見てるんですけど、自分見てくれる人いないっていうのが私たちの年代の一番大きな不安ですよ。そして今の子どもの教育委員会の見解では子どもは変わってないと、見方のせいだと、親がと言われてますけど、また現場ではよく子どもの生活を見ている保育園、幼稚園、学童保育、生活をよく知っている現場では、「子ども変わってきているよ」って「大変だよ」ってそう言われてますよね。私は今一番大事なことは、何かあったら子どもが大変な状況だということが一番の問題だと私は思っていますよ。その次がこの高齢化の問題と思っています。この子孫がどうなるのかということが、一番大事なことじゃないかと、緊急課題じゃないかと私は思っています。

この間新聞に体外受精が27人に1人が体外受精だということ載ってました。もう玉名でも体外受精多いんですよ。黙っているだけですけども、そしてその3倍がトライして、多いんですよ。もう精子もかなり減っていると言いますから、子孫ができなくなっているという、これこそ大きな問題じゃないですか。そして先ほど前川部長が言われたように、生活リズム、食の乱れ、それから親の子育ての力が失せた、メディア、私が思うにこの中でですね、教えてもらったらできることと、教えてもらうだけでできないことがあるんですよ。「テレビはいけません。」って言ったらちょっとできるんです。「早寝、早起きしましょう。」って言ったらできるんです。できないのは、そうですね、やさしさを出すことであったり、食の乱れです。食べ物は習わないとできません。教育長が豊かな家庭と言われましたけど、もっと具体的に豊かな家庭をつくるにはどうしたらいいか。みんなが心が和み、笑顔が出るのは、そして元気が出るのは食べ物じゃないですか。私はより具体的に人が集まり、喜ばれ、成果が出るのは、今やるべきは食の問題だというふうに思っております。これが出なかったということが、公民館は何をしなければいけないか、今どうしなければいけないかということがないと、どうでもいいんですよ、貸事務所でいいんです。3階であろうがなんだろうが。ここが全然でなかったということがびっくりでした。

ちょっと話ずれますけども、私、産婦人科の先生とお友達になりましてですね、カリスマ、妊娠成功率90%以上という、普通は体外受精して3割だそうですけども、90%というカリスマ産婦人科医ですね、その方が言っているんです「添加物を取らないで、良い食事をしている人の体外受精は一発で妊娠する。」もちろん体質があるので、例えば、お酒が強い方とかいうのは代謝が、排毒の力が強いので同じもの食べても強いそうですけども、体質もありますけどもそういう結果が出ているそうです。やはり私

は、このふえているということをきちっと認識しなくちゃいけないと、もう一回考えてみていただきたいですよ。教育委員会と保健センターが話し合っ、これは取り組むべき課題か、ほっといてこの異常なまでに3倍に、子どもの異常が3倍にふえているという数は、ただ親が特別支援でもいいというふうになったから、ただその数がふえただけなのか。子どもが変わってきているのか、玉名市として話し合っ共通認識を出してもらいたいと私は思います。

私の感覚では、教育委員会の考え方はあまりにも危険だというふうに思っております。そういうことで公民館建設に戻りますけど、なぜ私が3階は不便でだめかと言いますと、男性だからわからないのかなと思ったんですけど、今一番大事なのは、私が思うに育児休暇中の母親に、子どもを連れている母親に料理教室をして、その味を、これにしたら子どもが食べれるんだよという親子ともに食べるという、料理教室をしていくことが今一番大事なんです。ちょっと大きくなると働き出して、仕事と塾で忙しくてできなくなるんです。そのためには試食する部屋が、和室がいるんですよ。先ほど調理室のあそこにふたをすれば食べれるじゃないかと、じゃあ1歳の子どもが、丸いすで食べれるかと思ったら食べれないんですよ。この間、玉名市の文化センターの調理室を利用したグリーンコープの方が言っていました。「お母さん方託児してあげると喜んで料理教室に来るんですよ。」って、3階で和室で託児をした。4階で調理実習をした。子どもがママ、ママって言うから4階まで連れて行って、そしてまた連れ帰って、連れて行って、試食はまた持ってきて、「もう大変だから、もう決して玉名の文化センターの調理室は使わない。」って言ってました。玉名の文化センターの調理室ですね、私調べてみましたところ、主催事業以外で自主的なグループってほとんど使っていないんですよ、年間4回か5回ぐらいじゃないでしょうか。その企業とか役所とか除くと。岱明の公民館って、行事入れて100回、普通の料理で30回ぐらい使っているんじゃないですかね。立派につくっているけども、玉名の公民館の調理室がこんなにも使われてないということをごらん思われますか。所管の教育委員会と原口部長と。

○議長（作本幸男君） 教育部長どうですか。

○教育部長（伊子裕幸君） はい。

○議長（作本幸男君） はい。教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 利用状況について公民館講座以外にはほとんどつかわれていないというような御指摘です。確かに岱明の公民館については自主事業というところもつかわれているということは聞いております。先ほども言いましたが、こういう公民館講座から発展して自主事業というか、講座につながればというふうに考えております。施設のレイアウトについてはですね、ちょっと私のほうではちょっとわかりませんので、はい。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） わからないでは困るんですよね、私としては大事なことです。玉名の公民館は調理室にふたをするようになって、試食するとき子ども連れするときに3階に来ないといけないんですよ。だから使えないと言われるんです。そして玉名の市民会館にも調理室をつくらなかったんですね、横島にもつuturaなかった。岱明しかないんですよ。調理室があつて近くに和室がある。ほかの部屋もあつて、そこで試食ができる、勉強ができるというのは。

私は単なる趣味で自分たちが楽しむだけの公民館ではないと、一番大きなことは生涯学習ですから、本当に安心して暮らせるように学習活動していくと、そのためには今豊かな家庭という言葉がありましたけど、豊かな家庭を考えると具体的に勉強だけだったら来ないですけども、何かお料理習えて食べれるとか、子どもも見てもらえるとかいったら来ますね、お母さん必ず来ます。これを今、全力で取り組むべきだと、そのためには子育て世代のお母さんが来れる公民館、私は公民館建設すべきだという考えですけども、岱明だけの公民館じゃないと思ってるんですよ、今や聞きましたら料理教室の半分は玉名だそうです。大浜、滑石、石貫、立願寺、築地、あとどこだったでしょうか。もう玉名から来るんですよ、そういう公民館がないんですよ。横島はとても立派ですから、そして旧町の真ん中ですから、いろんな役所の催し物をあそこでされるのに、それはそれでいいと思います。岱明は若いお母さん方が、子育て世代のお母さん方が勉強できるというそういう特徴を生かした公民館をつくったほうがいいなと私は思っております。

それから先ほどの床面積の話ですけど、具体的によくおわかりになりにくかったと思いますけど、玉名の中央公民館では、117平方メートルのところの定員を50人にしているから1人当たり2平方メートル以上なんですよ。岱明町は40平方メートルのところを50人にしていますから1人当たり1平方メートルないんですよ。こういう計算でこの間資料を出されたので、あれでは判断できないと、玉名の公民館と同じ規準でやってみてくださいと。先ほど調理室が3階にすればワンフロアできたけども反対があつたとそういう部長からの答弁ありましたけども、私もそれは知っておりますけども、3階に具体的に十分なロビーを取つて、この40人入れると言つてた和室が20人ぐらいいしか入れないからふやして、いろいろしますと調理室とるスペースないんですよ。私もいろいろ考えてみました。ワンフロアになるにはどうしたらいいかということ。調理室とるスペースは3階にないんです。どう考えても空きスペースをとると1階、2階、3階しかないんですよ。使い物にならないんですよそういうことで、もっと具体的に言いますと、皆さん使つたことがない方が、つかつてのを見に来てもない方が考えるから、これでいいと思われるんでしょうけど、じゃあ今は、和室にみんな集まっ

て、荷物を置いて、筆記用具か貴重品だけをもって調理室に行きます。この案ですと調理室にイスがあるからいいじゃないかといいますけど、この狭い調理室で、じゃあ、コートはどこに置くんですか。しょう油が飛び散るようなところに置くわけにもいきません。荷物をどこに置くんですか。そして試食するときにお盆に1人ずつ持って、エレベーターに乗って、3人ずつ乗って3階に行って、その一番奥の和室まで行くんですか。またお茶を取りに行つて、おしょう油取りに行つて、また洗うときは持って降りて、とんでもないって女性たちは言っています。一つ一つが3つのフロアーに分かれるということはこういうことなんです。それともう一つこの間申し上げましたけども、じゃあ支所祭りが前ありました。それとか国際交流の会でお別れ会をしました。それから子育てのグループがしました。こちらで大会したあと交流会するときに調理室でつくって、隣の部屋でして料理を出して交流会しました。それに使えないじゃないかということを私が言っているんですよ3つに分かれると。じゃあ調理室でつくって3階の交流会の部屋まで持って行くんですか。先ほど交流と、人と人との交流と言いましたけども、「同じ釜の飯を食う。」という言葉があるように、やはり一つのものを食べると和んでくるんですよ、会話がふえてくるんですよ。ペットボトルと、この弁当の味気ない文化じゃなくて、一つでもいいから手づくりを出していくというそういう文化のまちにしたいと思うんです。

この間、玉名の方が福祉センターで会合をしたそうです。「もう弁当は味気ないから手づくりで持ってきたんだけど、汁物ぐらい温かいの食べたかったよね」って、「でもあそこに調理室ないもんね。」って「岱明だったら近いから来るわ。」「横島は行くのが難しくて、道が幾つもあるってなかなか行けない。」というふうな声がありました。これはやはり井戸端会議でいろいろ情報交換をしていくという女性の発想、女性の幸せの感じ方だろうというふうに思います。

大体、調理室で食べればいいのかというのは、学校の調理室の発想なんですよ、教室に荷物を置いてきて、調理実習をして食べるという一般向きではありません。皆さんしたことないからわからないんでしょうけど、できあがったもの8人分並べてる端で洗われたら洗剤でも何でも飛んできます。本当に困るんですけど、どう考えられますか、このことを。一体となった事業ができないじゃないかと、ひまわり祭りもしましたね、講堂で演芸会をしました。こちらでお料理を出しました。一体となつてぐるぐるみんなが回りました。今度、学習してる人の仲間で「学習発表会をしたいね。」って言ってます。「玉名の文化祭では出る人が少ないから」と、「地元でしたいね。」って、じゃあ講堂でそういう音楽発表会とか踊りとかします。フラダンスとかします。空いたところで展示をします。焼き物とか水墨画とか水彩画とかします。こちらで食べ物を出します。それができないじゃないですか、こう3つに分かれると。図書館は静かにしなくちゃいけな

いし。どういうふうを考えられますか、この問題。どうやったらできると思いますか。どうでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） そうですね、6月議会、漫画みたいな絵とおっしゃられるかもしれませんが、配置図あたりを出したときとか、特別委員会あたりのときに近松議員からもそういった意見をもっと、意見言っていていただければですね、ちょっと私も意見言われたのかもしれませんが、ただおっしゃるとおり1階で調理して食べるのは3階というのは不便じゃ、間違いないことですよ、ただあそこの施設の中で移動しないで食べる方法はほかにないのかと、面積は少なくなるのかもしれませんが、そういった方法も考えていく必要はあるというふうに思いました。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私はいろいろ考えた結果、無理です。もう面積決まっていますから、先ほど言いましたようにその子育て世代じゃなくて、施設全体を使ったイベントができないということですね、それと6月議会で言ってくれればと言いましたけど、私言いましたよ「一体となった事業ができないじゃないか。」ということ言いましたし、それから、言ったじゃないですか特別委員会のときに「ロビーこれじゃ狭いですよ。」と、それともう一つ言いましたね、そうしたら「近松議員一人の意見ばかり取り入れるわけにはいかない。」と私は言われましたけど、言われましたけどね、私は先ほど言いましたように皆さんよりずっと知ってるんですよ。しょっちゅう公民館行っていますし、大体利用している人多いですから、ですから15人か20人しか入らない和室を定員が40人なんて、それも何も疑問も思わないということは感覚的にお分かりじゃないんですよ。そういう状態でさっさささっと、2回だけの図面だけでつくっていくということは「公民館活動は衰退する。」と「お金の無駄である。」と言われました。「この図面は子育て世代は来るなということですね。」って。今まで和室でちょっと子どもが寝れば畳の上で寝かせられた。子どもを膝に抱いて食べさせてた。アレルギーで何も食べるのができない子が来て食べるようになった。その子たちも来れない。今大事なのはお料理好きな人が集まってする、その人たちの調理室じゃないんです。本当に、日本の文化を伝えていく、そのために若い人が来れる調理室、また試食の部屋が大事なんです。

それと高齢化社会ですから、車椅子の人も参加できるぐらいのスペースが必要です。今の間取りでは車椅子の方は参加できません。あまりにも狭くて通れるようなスペースではありません。そのことも考えられたのかなと、本当にあの人この人のこと、そして玉名の未来を考えた公民館なのかなと思ったときに、これはただ貸し部屋だけの公

民館だとそういうふうに私は感じるわけでございます。

あと1時間ぐらい大丈夫です。

それと先ほど公共施設の統廃合の話を書きましたけど、岱明町はもともと公共施設が少ないので、そんなに急いであることないなということを改めて感じましたし、財政面の話がありましたけど、5億円、6億円、7億円なんてですね、医療費から見たら安いもんなんですよね、国保だけで約100億円、国保加入率はどのくらいですかね、部長。3割くらいですか。3割にしたら玉名市全体で300億円使ってるんですよ。これをどうにかしようということを真剣に考えたら公民館の7億円ぐらい安いじゃないかと。人を支配するのには一番ですね、勉強させないことと、集会させないことです。やはり人々がわいわい、わいわい集まって、そして情報交換していく、つながっていく、そういう公民館にしなくちゃいけないと私は思います。きっと多くの方は玉名の公民館が公民館と考えているんですよ。今の文化センターの、大間違いなんですよ。あの公民館は私にとって貸し部屋でしかないという感じです。小さい町でつくってきた顔と顔がつながる公民館とは何かということがわからないんですよ、大きいところで過ごしてきた人は。合併したことでそのつながりが薄れてきましたけども、これ以上その輪を切つてはいけないと、本当に人と人が集う公民館にしなくちゃいけないと、これはお金の問題じゃないと言ってはなんですけども、医療費300億円からみたら、この投資というのは決して高くないと私は思っております。

それからアレルギーがあんまりふえてないとかいう話がありましたけど、非常に重症化してるなということを感じました。この間保育園でもエピペンというんですかね、アナフィラキシーショックになったら注射するやつ。それを持ってる保育園に行きましたけど、子ども1人食べてる間、保育士が右と左につくんですね、その子が除去食以外のものに手を出さないように、間違っ隣の子のを食べてしまったら死ぬわけですね、「保育も命がけだ。」と言ってました。こういう子どもが、除去食の子どもがぐんぐんふえているということ非常に大きな問題だと思います。いろんな意味で自然にかえるということが非常に大事じゃないかなと思ってますけども、今前川部長が言われましたけども、意識も段々上がってきているけどいろいろだと言われましたけど、意識が高い人は職員よりずっと先のことを考えております。

きょう玉名市の公民館、文化センターがら空きになると言われましたね、どなたか教育委員会の方が言われましたよね、きょう午前中、がら空きになると言われました。この玉名の公民館の利用が少ない原因はどんなふうに考えておられるんですか。私はつくりが悪いからだと思ってるんですけど、ちょっとお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 午前中の答弁は多分私だと思います。教育センターの場所

についての話の中で、現在の文化センターの研修室については、市の職員の研修とか会議等に利用しているケースが多いと、新しい市庁舎ができればその分の利用が少なくなるという意味あいでは言っております。がら空きとは言っていないと思います。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 利用が少ない原因は、私そうじゃなくて、一般の人の利用が少ない原因を伺いたかったんですよ。結局役所が行くから空いてくるわけですよ、一般の人が使わないから空くわけですね、一般の人どうして使わないのかということをお伺いしたいという意味だったんですよ。空くということ。玉名はどうしてそんなに空くんですかねということ。

○議長（作本幸男君） 何か。

〔「はい、時間ももったいないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） はい、どうぞ。教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 失礼いたしました。中央公民館の件だと思いますけど、25年度でみましても公民館の講座については25の講座を実施しておりますし、そのほかにも利用はあっていると思います。利用率についてはですね、ちょっと手元に資料を持っておりませんが、そういった利用を進めているということでございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私は後ろからも聞こえてきましたけど、つくりが悪いということと、職員との対話が非常にできにくい施設だというふうに思っています。なぜ私はこの案に反対かといいますと、職員の事務室が3階であると、そうしますと鍵を夜とかで、管理人室で借りて管理人室に鍵返す。職員との触れ合いがどんどん減っていくわけなんです。職員というのはいかに公民館の職員は地域の人と顔なじみになるか、仲良しになるか、そしてどんな事業をしたらいいか、地域の人が何で困っているか、それを肌で感じていくというのが非常に大事なことなのでそれができない。それも問題じゃないかなと、つくりの上での問題じゃないかなというふうに思っています。そういう意味で、この岱明の公民館のこの配置図というのはとても公民館活動に適さない、やはりこれは建設しかないというのが私の考えです。

それともう一つ、私の方にメールが来ました。この間意見交換解しましたら100人ほど来てくださったんですけども、「きのうの岱明公民館移転の意見交換会お疲れさまでした。この件は以前から行政の進め方に非常に憤りを感じており、いろいろ言いたかったのですが、区長さんからの急なお誘いでしたので、意見をまとめる時間もなくていいことの10分の1も言えませんでした。私たちはいつも公民館を使わせてもらっているけども、その皆さん、使っている皆さんが、今回の問題に行政に対して大変不信感を持たれているようです。私たちは横島の次にやっとならば岱明にも新しいイベントホールを

中心とした公民館ができるよこの話が出たとき大変喜び、日ごろ公民館を使用している団体の責任者を中心に、新しい公民館案のつくりで1年ぐらいでしたか」と書いてありましたが、さっき部長の話では3カ月でしたでしょうか。「参加して、今後数十年みんなが集える理想的な岱明公民館の案ができました。そこで耐震構造の問題が発生して中学校の体育館建て直しを優先するためということでは覚悟していましたが、それがそれが今回のあの図面です」。ということなんです。「私たちが一番ほしかったイベントホールが狭くて」と書いてあります。私がせめてロビーが狭い、狭いと言ったけど、近松一人の言うことではと言われましたけども、私はいろんな人のことを考えて発言しているつもりなんでございます。ですから私がきょう申し上げたいのは、私は建設しかないという考えですので、このままいったら非常に大きな問題がでるだろうと、反対運動も起きるだろうというふうに思っております。それよりまずしなくちゃいけないのは、この公民館建設、先ほどありましたワークショップして6人だか9人の方が一生懸命知恵を絞ってレイアウトを考えてくださったこの方たちにですね、もう一度こういう事情でこういうレイアウトになったんだけど、公民館はどうあったらいいかという説明はやっぱりきちっとすべきじゃないかなというふうに思っております。これは非常に不信感をうむことだというふうに思っております。まず、私がきょう思いますのは、跡地について2階に図書館を置くということまでは妥協しますけども、3階については考えてみると、いろんなこと言ってる人います。また新庁舎に移って足りなくてまた使う部分があるかもしれません。ほかにいいアイデアがあるかもしれません。その検討委員会をつくるということ。それからこの図面につきましては、以前検討していただいてこれができると思って待ってる方たちについて、やはりきちっとお話しすべきじゃないかなと思っておりますけども、原口部長のお考えを伺います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 検討委員会の委員さん方に説明するべきじゃないかという話ですが、わかりました。私やります。

以上です。

○12番（近松恵美子さん） もう一つ。

○企画経営部長（原口和義君） 何だったですか。

○12番（近松恵美子さん） 跡地活用検討委員会。跡地活用の検討。

○企画経営部長（原口和義君） あそこのですか。

○12番（近松恵美子さん） はい。3階。

○企画経営部長（原口和義君） 岱明ですか。

○12番（近松恵美子さん） 一応、検討してみたほうがいいんじゃない。検討して何も使い道がないからここというのと、検討もせずあそこというのでは、みんな納得しな

いと思いますよ。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい、お答えいたします。岱明の2階、3階につきましてはですね、何度も申し上げておりますけども、適正配置計画の検討委員会の中で出てきた案でございます。ということであればですね、また当然民意を反映された案として私たちも受け取っておりますので、まずもって当然今回予算も上げておりますけども、そういった方針で進んでおりますので、今、2階、3階を違う利用の方法で検討委員会を立ち上げてみてはどうかということに関してはですね、今はその考えはございません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私は統廃合を考えた上での跡地活用委員会ではなくて、ゼロに戻して活用検討委員会をつくったほうがいいじゃないかということをお申し上げたわけでございます。

きょういろいろ申し上げました。調理室あのままでは使えないと、いかに大変かということをおまだるる言い忘れたこともあると思いますけども、若い子どもは、子育て世代は使うなど、そういうふうな声が、そういう調理室かという声が出ていること。それから玉名地域にああいう調理室、形がどこもないということ。もう岱明でも今度つぶしてしまって、遊離した形にすれば玉名でどこもそれができないということをお申上げておきます。そしてこのことについては、岱明地区で非常に反対が多いということも申し上げておきます。それから教育委員会の方々につきましては、私は冒頭申し上げましたように、学校教育よりも生涯教育、社会教育が大事というふうにお考えしておりますけども、その辺の責任を感じていただきたいというふうにお思っている、その職務におられる以上、職責を全うしていただきたいというふうにお思っております。

それとまだあったような気がするんですけど、やはり現場の人と本当に触れ合っている方と、ちょっと頂点におられる方と少し情報が違うんじゃないかなと温度差を非常に感じました。またこれを期にもう一回検討し直していただきたいというふうにお思っております。

それを期待して終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 7時19分 休憩

午後 7時34分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 皆さんお疲れさまです。本日しんがりを務めさせていただきます市民クラブの田中でございます。よろしくお願いたします。

通告の順に従って質問をいたします。

この9月議会ではや昨年の市議会議員選挙から約1年となり、今回で4回目の一般質問をいたします。毎回私のつたない質問に執行部の皆さんには誠実に御答弁をいただき大変に感謝申し上げているところでございます。特に今回からは一問一答方式が採用されました。答えづらい質問をするかとも思いますが、ぜひ意を酌んでいただきまして納得のいくお答えをいただければ幸いです。

この夏は大変に雨が多く全国各地で土砂災害が多発し、特に広島県では多数の死傷者がありました。我が玉名市では幸いに大きな災害には見舞われませんでした。今年もまだ油断はできませんし、1時間雨量が100ミリ前後の豪雨となれば日本中どこであつても大きな被害からは逃れることはできません。ますます避難対策、警報の発令など、緊急時の適切な対応が各自治体の非常に重要な課題であることがはっきりしたわけであり。私が3月議会、6月議会に質問しました玉名市納涼花火大会は、あいにく一度雨天順延となりましたが、主催者、関係各位の御努力が実り、無事に開催されました。改めて皆さんの活動に敬意を表し、家族や友人と一緒に私もすばらしい夏のひと時を楽しませてもらいました。心より感謝申し上げます。

さて、今回の私の質問は教育に関する事をお伺いいたします。まず、いわゆる従軍慰安婦問題における新事実公表による、玉名市の教育現場における対応について伺います。某大手全国紙が従軍慰安婦について、本年の8月5日、6日の記事にて発表したことによりますと、同新聞社が1982年から最近まで32年間にわたって報じてきた故吉田清治氏の証言に基づく強制的に濟州島の女性を捕らえて、いわゆる従軍慰安婦にしていたとの主張が虚偽であり、誤報であったと認め訂正いたしました。このことは大きな衝撃であり、さまざまな情報媒体にて論じられているところであります。この大手新聞社による過去の熱心な報道をきっかけに、日本政府は韓国とも話し合い、河野談話を発表し、謝罪し、民間基金を募り、慰安婦の方に保障をしたわけであり。ただそれだけでは韓国内の世論が収まらず、たびたび批判され続け、今ではアメリカカリフォルニア州グレンデール市には慰安婦像が建てられ、フランスでは慰安婦を特集したマンガ祭が行なわれております。また、1996年4月国連人権委員会で採択されたクマラスワミ報告では、河野談話と吉田証言をよりどころにして、慰安婦イコール性奴隷制度であると断言し、その認識が現在では世界中に広まっております。また、たび重なる韓国

からの政府に対する慰安婦問題における謝罪要求に応えない安倍政権に対しては反発が強まり、日韓関係はかつて例のないほどに冷え込んでいるところであります。このように国際的に大きな影響を及ぼした従軍慰安婦報道が、誤報であったことの新発表に非常に驚いているわけではございますが、ただ私はもともとその某大手新聞社の愛読者ではございませんし、慰安婦報道については疑問をもっておりました。批判はご同業の新聞出版関係にお任せするといたしまして、私は現在の玉名市の教育現場において、この歴史的事実をどのように今まで教えていたのか、また新事実の報道を受けて、今後の指導に変更はあるのか、まずお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 田中議員の質問の内容について、今後の教育現場における従軍慰安婦問題の指導について、ということで質問内容についてお答えいたします。

議員御指摘の問題につきましては、政治の世界においてもさまざまな意見が聞かれるところですが、こと教育の分野においては社会化の歴史分野に最も関係するものであります。学校教育で学ぶべき内容を示した学習指導要領には、それぞれの教科、学年、分野ごとに指導しなければならない事柄が示されております。社会科における第二次世界大戦に関する指導内容として、小学校6年生で「日華事変、我が国に関わる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことがわかること」と学習の重点が規定されております。また、中学校の歴史分野では「経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治、外交の動き、中国などのアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」とあります。そこでそれを受けて作成された教科書をもとに、改めて第二次世界大戦時の朝鮮の人々を扱った部分で女性に関しての表記を探してみましたところ、小学校の教科書では「若い女性も工場などで働かされ、戦争に協力させられました。」また、次の教科書では、「多くの朝鮮人女性なども工場などに送り出されました。」さらに中学校の教科書では、「こうした動員は、女性にも及び戦地で働かされた人もいました。」などの表記がありました。つまり現行の小中学校学習指導要領及び教科書にはともに議員が指摘されました文言は出ておらず、指導すべき事項とはなっておりません。そのため本市の小中学校におきましても、この問題について特別に取り上げて指導、学習することはありません。仮に取り上げるとしても小中学生にこの言葉の意味を正しく理解させるための説明は非常に難しく、十分な判断力を有しない児童・生徒の発達段階を考慮してもこの問題をことさら取り上げて指導することは適切でない

と考えております。人権学習においても、さまざまな人権課題の一つとして外国人の人権について学習しますが、今申し上げましたとおり、この問題を特別に取り扱うことはありません。今後も学習指導要領の示す指導内容に沿って、適切な指導がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。確認させていただいたというところでございます。もっぱらマスコミ等では従軍慰安婦等において教科書に書いてあるというような、記載されているとか、記載しろとかいう話が多かったものですから、てっきり私もそういったことを教えているんだと思い込んでおりましたので、改めて教育長に伺ったところ、また、資料を見せていただきましたところおっしゃったとおりの記載がされております。

我々よくテレビ等でですね、大本営発表はうそばかりだったであるとかいうことを教わっております。また、最近では占領軍が情報統制をして、検閲をして戦勝国に対する非難とか、アジア大陸関係の諸国における非難をしないような方向を打ち出して、それに我が日本は従ってきたということ、つい最近になって知った次第であります。また、この教科書の資料を見ますと、朝鮮の人たちを強制的に働かせたであるとか、名前を日本風に無理やり変えさせたであるとかいう記述もございます。この辺も意見の分かれるところではあると思いますが、現在の教育課程においてそういった御指導なされることに関しては理解するところであります。ただ、歴史ではなくて社会の時間において、新聞等では必ずしも正しいことを言うわけではないということ子どもには例として、こういう報道をとって教えられることは、いいことかもしれないと思います。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 引き続き2番目の質問に移らせていただきます。（仮称）玉陵小学校建設計画についてお伺いします。去る8月4日の臨時議会において、玉陵中学校区6校を統合した小学校の建設のため、地質調査費、設計費等が上程可決され、今後は新しい学校の具体的な運営方針や、建設計画が話し合われることとなりました。今後は新しい学校をつくる委員会においてさらなる議論がなされることと思いますが、先だつての委員会の場において、私も傍聴いたしましたけれども、自校式給食の導入であるとか、学童保育施設の校内設置との要望が挙がっておりました。本来ならば、新しい学校の教育方針、施設、建物、通学方法、例えばスクールバスの導入等を詳しく要望を聞いて、また計画を立ててからの必要な場所の選定、面積を決めてから、校舎配置を考え、それからの設計予算の計上となるはずのものであります。いまさらこんなことを申し上げるのはおかしいとの御指摘はあろうかと思いますが、執行部の農振除外手続きの時間

的な余裕のなさが一つの原因となって、こういった結果になってしまったとの理由に私は納得し、先の臨時議会においては賛成したところであります。

執行部として本来は平成29年4月開校予定が、既に平成30年4月にずれ込み、これ以上遅らすわけにはいかないとの判断からやむを得なかったということは理解しているところではございますが、それでは改めて質問させていただきますが、今後は（仮称）玉陵小学校建設準備室を設置し、十分なマンパワーを投入して、各種要望に対応できるようにしてはどうかと題しております。旧玉名市においては九州看護福祉大学の開学に当たっては、市役所内に開学準備室が設置されましたし、県立玉名高校附属中学開学前にも、玉名高校内に開学準備室があったと記憶しております。現在の新しい学校をつくる委員会では、それぞれ委員の皆さまには多種多様なお立場から意見をおっしゃい、また話し合いがなされることとは思いますが、一度会議をするのにも非常に調整などが大変でありますし、教育委員会、教育総務課との打ち合わせも今後綿密に行なわれなくてはならず、専門職員とその専門の事務所があるべきだと考えるからであります。

また、関連して2番、新学校の校長予定者を早期に決めるべきではないかと題しております。これは1と同様に熊本県立玉名高校附属中学校では、準備室に開校してからの教頭先生がそのまま開校前も開校後もいらっしゃって事務方と一生懸命話し合っておられました。カリキュラムにしろ学校経営方針にしろ、スムーズな移行のためには、専門的立場から特に現場の専門的な立場からの意見を取り入れる必要であると思うからです。

それと3番、現在の地元からの要望についてお伺いいたします。どういう要望があって、どういう形でお答えになる予定であるのか伺いたいと思います。

以上3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 田中議員の今後は仮称でありますけども、玉陵小学校建設準備室を設置し、十分なマンパワーを投入してはどうかということについてにお答えをいたします。

平成24年度におきまして、学校規模の適正化に伴う玉陵小学校建設を含めた学校再編と小中一貫教育の導入等の業務を担当させるために、マンパワーの確保が必要と考えまして、担当者数の増員を既に終えておるところでございます。また、あわせましてこれら業務を所掌する専従の部署といたしまして、現教育部教育総務課内に教育政策係を新設いたしてるところでございます。田中議員が申されます玉陵小学校の建設準備室の新設につきましては現時点では教育委員会内、あるいは教育総務課内の新たな部署としての設置は考えておりませんが、先ほど申し上げました教育政策係の一業務として

対応できるものと考えているところでございます。

しかしながら、玉名市職員定員適正化計画の整合性を図りながら、総合的に見た適正人員の配置を考えているところでございます。また、学校現場や地元の意見等が反映され、新設小学校の開校がスムーズなものとなりますように、新しい学校の組織や学校長を初めとする教職員の人事配置等につきましては、玉名市教育委員会としての考えをまとめ、その上で任免権者であります熊本県教育委員会との協議を重ね、平成30年度開校時までには調整する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 新学校の校長予定者を早期に決めるべきではないかという田中議員の質問内容についてお答えいたします。

6つの学校が統合してできる新設校においては、これまでそれぞれの学校が守り続けてきた伝統と地域性を基盤に置きながらも、新設校としての総合的な学校づくり、そして特色ある学校づくりに邁進してほしいと強く願うところであります。そのため学校経営のかじ取り役である校長には、地域を理解し、地域を愛し、そして何よりも子どもと保護者、そして地域全体の教育ニーズを酌み取り21世紀を背負って立つ児童の育成に誠心誠意傾注できるような人材を充てたいと考えております。

あらかじめ校長を指名しておくことで、その時点で有する識見と能力により、大まかな経営方針や方策は樹立できますが、その内容が新設校に集う児童や保護者の赤裸々な実態とそぐわないようでは、せっかくの事前準備も成果の少ないものになってしまう場合も考えられます。また、人事に関しては絶えず変化していくものであり、やむなくもろもろの事情で校長として着任できない事態も考えられないではありません。学校という組織は校長及び教頭を初め、そこに配置される教職員の資質と能力により、その成果が大きく左右されることも確かであります。開校に向け、だれが配置されたとしても学校目標の実現が達成できるよう、研修等を通して玉名市管下の全教職員の資質、能力の向上を図っておくことも必要であると考えております。

そのような中、今後新たな教育改革及び社会の変化が予想される状況においても、さまざまな事態に対応できる柔軟な思考力と判断力、そして組織マネジメント能力を発揮できる管理職として有為な人材の育成を図ってまいります。そしてその成果をしっかりと見きわめ、学校づくり委員会と教育委員会との連携の上で、開校までに構築される新設校の理想的な姿を達成できると目される、その時点で最も校長としてふさわしい人物を任用し、あわせて学校が必要とする教職員を県教育委員会との十分な協議を通して人事異動の中で配置していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 田中議員の現在地元からの要望、どんなものが出ているのかというお尋ねにお答えいたします。

まず最初に新しい小学校の建設の段階で、当初西側に拡張する計画を出しておりました。その中で教育の充実のためには、もう少し学校用地が広いほうがいいのではないかと御要望がございましたので、学校用地につきましては南側に拡張をするということで計画をいたしております。あわせて、南側に学校を拡張することによって、学校の進入路のほうを玉陵中学校北側から入るということに変更をいたしております。こちらは市道迫間岡線という市道でございます。こちらのほうにつきましては地元からも通学路の安全確保という観点から、拡張のお願いがあつておりましたので、今後新しい学校の建設に伴いまして、大型車両の進入等も考えられますので、そちらのほうの拡張についても建設課のほうにお願いをしているところでございます。

それから、これは田中議員のほうからもございましたが、自校式給食についての考え方ということでございました。こちらは6月の定例議会においても一度お答えいたしておりますが、玉陵中学校区の1中6小学校の給食については、玉名中央学校給食センターから今、受配されております。当センターは建設・供用開始から10年程度しか経過をしておりますので、また、処理能力についても十分余裕がある状況でございます。学校再編やこのまま少子化が進行しますと各センターの受配校を見直さなければならないと考えております。このような現状でありますので、現在のところ自校式給食の導入は考えておりません。しかし自校式のメリットである児童・生徒との触れ合いの増加、それから地産地消の意識の啓発、並びに食育の推進等が期待されますので、十分な検討を行ない計画的な整備を進めていきたいと考えております。

またもう1点、学童保育施設についてということでございます。学童保育施設の要望については、平成26年7月31日付で、国が示しました放課後子ども総合プランの基本的な考え方に、「新たに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を整備する場合は、学校施設を徹底的に活用することとし、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についてもニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。」とされております。一方、文部科学省の通知においては、「学校の廃校等になったあとも地域の実情に応じ生涯学習や社会福祉など学校教育以外の用途にも可能な限り積極的に有効活用していくことが望ましい。」とされております。これらのことを踏まえて、教育委員会では、学校再編後に廃校になる玉名小学校に学童保育を設けることも、一つの選択肢ではないかと考えております。今後教育委員会と健康福祉部が連携しまして、学

校施設の使用計画活用状況等について、十分協議をしまして関係各課、関係機関、地域及び新しい学校づくり委員会の跡地利用部会との協議が必要というふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 前回の6月議会のとくに比べたら、学童保育施設にしても自校式給食についても検討していただくというところで一步前進かなと思っているところでございますが、自校式給食にしても学童保育施設にしても、予算等、敷地等が必要な場合もあると思いますが、先ほど学童保育施設は今の玉名小学校につくることを考えているとおっしゃいましたが、現時点での学校建設計画においては、予算等は跡地利用計画もございませんし、例えば玉名小学校を売却するというような案は当然入っておりません。ですから逆に玉名小学校に学童保育施設をつくと売却が難しくなる。私の個人的な案でございますが、玉名小学校を売却することによって1億円から2億円の財源が確保でき、1億円、2億円あるということは、基本的には学童保育施設についても3分の1補助でございますし、合併特例債を使えば70%の還付処置があるということですから、実質2割程度の負担でできるということでございます。例えば1億円で売れば、5億円の財源が確保でき、2億円で売れば10億円の財源が確保できるということでございますから、一番執行部が心配なさる財源の確保については、もちろん地元の御同意があればという話ではございますけれども、玉名小学校の土地を売却して、できれば集合住宅であるとかそういったものに活用していただければ、住民及び生徒数もふえるし、固定資産税も入ってくるというような考え方も、見込みも立つということでございますから、そういったことも含めて、今後御検討をよろしくお願い申し上げたいと思います。

あと、市長のほうからのマンパワーの投入については、大変失礼でございました。もう既にやっておるというお答えでございました。確かに担当部局の方は一生懸命頑張っておられます。そういうところはもちろん私も十分認めて尊敬しているところではございますが、今後はもっと密接な、もちろん今の岱明支所から本庁に教育総務課が移るということもございますから、今までよりは話し合いがしやすいということは間違いはありませんけれども、ぜひすぐにではなくてもかまいません。開学2年ほど前でもかまわないと思いますけれども、現在の玉陵中学校の中にそういった場所を確保し、綿密な連絡をとって、十分な地元の要望であるとか、コミュニケーションを図りながらすばらしい学校をつくる方向で一生懸命さらなる努力を重ねていただきたいと思います。と言いますのも、私は大浜のほうでございますからですね、玉陵中学校区についてはあまり口出すのはいかがなものかと思っておりますけれども、残念ながら地元の議員さん方が、立場上なかなかつくる方向で御意見を述べられない立場にいらっしゃいますので、今年

度中ぐらいは、というか今年度中に決めておかないと、既に詳細設計ができてしまいますので、それから変更はきかないということでございます。この3カ月程度が非常に重要な時期でございますので、あえて申し上げている次第でございます。ぜひもう1回つくってしまったら、また1回設計図を描いてしまったらなかなか変更というのは難しゅうございます。また時間的制約もございます。十分検討されて誤りを正すことはすぐにしてぜんぜん問題ありませんので、一生懸命さらなる御努力をお願いするところでございます。

それとあといじめ、不登校対策として常駐専門職チームを置いてはどうかということを実はちょっとお伺いしたいんですけども、もう他市町村では小中一貫校は既に開学しているところも多数ございます。そういった中で一般質問の中でもございました発達障害のお子さんであるとか、そういったお子さんに対応する部分であるとか、心の悩み、またいじめ問題に対する部署をつくってはどうかということ、今思ってみたりするところでございます。また、小中一貫校は先ほど教育長もおっしゃいましたが、地域によっては9年間の修業年限を4・3・2に分けてその発達に合わせて綿密な、緻密な計画を立てて教育をしていくんだよというような学校もあるそうでございます。非常に種々、多々な問題点というか課題があって、それをすべてとは申しませんが、解決できるような形での開学し、基本的には私は100%賛同しているわけではございませんけれども、今後玉名市の全中学校が、小中学校が小中一貫方式になる基本計画があります。今度の玉陵小中学校ができた際に、「ああ、あんまりよくなかったな。」というような話に万が一になりました場合は、そういった計画そのものが、もともと反対運動は予想されるものではございますが、ストップすることになりかねません。私はストップさせるなど言っているわけではございません。十分に他の地域では、また新たに考える必要があるとは思いますが、そういったことも含めて要望には応えていただきたいというところでございます。

それともう1点、スクールバスを無料で運行するとの学校づくり委員会での答えがあったというふうに漏れ伝わっておりますけれども、これは事実でございませうでしょうか。お伺いたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい、ただいま新しい学校の施設充実の要望については、しっかり考えてからということでございます。

教育委員会では地元からの施設整備の充実においては、地域や現場の先生方の御意見を十分伺い、既存施設との整合性やこれから整備する施設との調整を図りながら、将来に手戻りにならないような施設整備を進めていきたいと考えております。

それからスクールバスの運行についてということでございます。教育委員会としまし

ては、近隣市町村の学校再編が行なわれた先進地において、例えば荒尾市、山鹿市、和水町の三加和地区等においては、学校再編がなければ遠距離通学は生じないという理由の中で、無料化されております。本市としても基本的には負担を強いらぬ方向で考えているところでございます。負担金を取っているところもございまして、そういったスクールバスの運用について、新しい学校づくり委員会にも部会がございまして、そちらのほうにも諮りながら今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 一応、基本的には無料でいく考えがあるということで承ってよろしいんですね。無料がいいとか悪いとかいうことに関しては、私は言及はいたしませんけれども、玉名市内においては現在大浜小学校校区においてスクールバス、基本的に4キロ以上の遠距離通学児童のためにスクールバスが導入されて既に20年近くがたっております。この時期のこの経緯を知っているのは、ここでは私と高峯市長ぐらいしかもういなくなってしまう状況ではございますけれども、行政としてはスクールバス導入というのは事故のこともあり、なかなか積極的ではございません。その当時の保護者とのせひもとの要望で、運転はこっちですから、保護者のほうですから、それと事故等があったときには保険対応でかまわないからぜひ導入してくれという要望があつて、それを汲んでのスクールバス導入でございました。多田隈議員の質問にもありましたようにそれから約19年間無事故無違反で運行され、非常にすばらしい運営をされていることと思います。ただ、大浜小学校の場合は若干自己負担をとっている部分もございまして、今度は無料でスクールバスを導入するといううわさがあったときに大浜のほうではちょっとざわざわとしたことがありましたので、そういったことも含めて御検討していただければと思います。

とにかくあした以降も教育関係については質問が幾つかありますが、そういったことも含めて（仮称）玉陵小・中学校に関しましては玉名で一番施設の、ソフト面的にもすばらしい学校が開学されますようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

日程第2 請願の報告

○議長（作本幸男君） 日程第2、「請願の報告」を行ないます。

請第2号「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出に関する請願

以上、請願1件が追加提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明 1 1 日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 8時11分 散会

第 3 号

9月11日 (木)

平成26年第5回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成26年9月11日（木曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 23番 吉田 議員
- 2 6番 西川 議員
- 3 14番 永野 議員
- 4 11番 横手 議員
- 5 7番 嶋村 議員

日程第2 意見書案上程

意見書案第2号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について

日程第3 提案理由の説明

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 23番 吉田 議員

- 1 教育関係について、国のスポーツ庁設置とスポーツ振興に関する玉名市の対応について
 - (1) 玉名市よりオリンピック選手を輩出するような育成策は
 - (2) スポーツ振興係を昇格させ（仮称）スポーツ課を設置して、振興を図っていったらどうか
 - (3) 子どもから大人まで市民がスポーツに親しむ裾野が広がるような策は
- 2 玉名市小中学校の実態とその指導者について
 - (1) 土曜授業について
- 3 合併特例債の活用状況と今後の活用について

2 6番 西川 議員

- 1 市内体育施設の整備について
 - (1) サッカー場建設基本構想について
 - (2) 既存施設の整備について
 - (3) 熊本県営のスポーツ施設の誘致について
- 2 有明海沿岸道路の整備促進活動について
 - (1) 有明海沿岸道路の早期開通に向けての全玉名市民への呼びかけと

啓発について

(2) 熊本市への働きかけについて

3 退職手当について

(1) 退職手当を受け取られない場合はどのような取り扱いになるのか。
一般財源の中に組み込まれるのか

4 小学校のトイレの一部洋式化について

(1) 小学校のトイレは和式が多いと聞いているが、だれもが使いやすい洋式化へ改修する考えはないか

5 玉名市学校規模・配置適正化について

(1) 玉名市学校規模・配置適正化基本計画を見直してはどうか

3 14番 永野議員

1 市民会館建設地の決定について

(1) 危機管理上からの見解を
(2) 将来のまちづくりにおいて、均衡発展等からの見解
(3) 駐車場の安心・安全な確保はできるのか

2 緊急災害時の対応について

(1) 危機管理体制の取り組みについて
(2) 緊急災害時の対応について
(3) 地域や消防団との連携は
(4) 防災意識の徹底への取り組みは

4 11番 横手議員

1 学校教育現場でのITの利活用授業について

(1) 現在、熊本県下で試験的でもいいので、何校かタブレット端末と電子黒板を利用した教育を行なっている学校があるのか
(2) 近い将来始まると思うが、IT授業に対する先生たちの取り組みはなされているのか
(3) 当然無線LANでつなぐことになるが、現在本市の各小中学校には光回線はつながっているのか
(4) 本市の教育委員会として、この事業をどのようにとらえているのか

2 境川改修について

(1) 拡幅工事はいつごろになるのか
(2) 堤防には草が、川底には葦が茂っている。早急の除去を
(3) 川底の砂が堆積している部分の撤去は

(4) 境川改修事業促進期成会で言われているバイパス工事の進捗状況は

5 7番 嶋村 議員

1 農地基盤整備事業採択に伴う周辺の整備について

(1) 農地基盤整備地区周辺にある東と西のため池の老朽化対策について

(2) 農地基盤整備地区東側傾斜から南側傾斜の農道整備について

2 岱明中央公園グラウンド外周ジョギングコースの点検について

日程第2 意見書案上程

意見書案第2号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について

日程第3 提案理由の説明

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本 将幸 君	2番	多田 隈啓二 君
3番	松本 憲二 君	4番	徳村 登志郎 君
5番	城戸 淳 君	6番	西川 裕文 君
7番	嶋村 徹 君	8番	内田 靖信 君
9番	江田 計司 君	10番	田中 英雄 君
11番	横手 良弘 君	12番	近松 恵美子 さん
13番	福嶋 譲治 君	14番	永野 忠弘 君
15番	宮田 知美 君	16番	前田 正治 君
17番	森川 和博 君	18番	高村 四郎 君
19番	中尾 嘉男 君	20番	田畑 久吉 君
21番	小屋野 幸隆 君	22番	竹下 幸治 君
23番	吉田 喜徳 君	24番	作本 幸男 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	吉川 義臣 君	事務局 次長	堀内 政信 君
次長 補佐	平田 光紀 君	書 記	松尾 和俊 君
書 記	富田 享助 君		

説明のため出席した者

市長	高 寄 哲 哉 君	副市長	齊 藤 誠 君
総務部長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	北 本 義 博 君	健康福祉部長	前 川 哲 也 君
産業経済部長	北 口 英 一 君	建設部長	藤 井 義 三 君
会計管理者	宮 本 道 之 君	企業局長	本 田 優 志 君
教育委員長	桑 本 隆 則 君	教育長	池 田 誠 一 君
教育部長	伊 子 裕 幸 君	監査委員	坂 口 勝 秀 君

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） おはようございます。

早速質問に移らせていただきます。市民クラブの吉田喜徳です。

きょうも市長を初め、教育長、総務部長よろしくお願いいいたします。

教育関係から、国のスポーツ庁設置とスポーツ振興に関する玉名市の対応について。

先に、2020年の東京オリンピックが開催されることが決定し、その準備や競技振興などのスポーツ行政を一元的に担うスポーツ庁を、政府が2015年度に約100人体制で発足させる方針を固め、文部科学省はその必要経費や人員を来年度予算の概算要求を計上することになりました。

1964年、本日の新聞にも載ってございましたけれども、最終ランナーの坂井義則さんという人が亡くなりましたが、その64年の東京オリンピックは、日本が戦後復興の国力の向上の証としての大事業として、日本中が沸き上がったのであります。まさに、オリンピックの力は、活性化と国民の活力と誇りに連動するものと先の東京オリンピックは歴史の1ページを、その名をとどめ、それを示したことは国民の認めるところであります。そしてまた、オリンピック選手を出した自治体は、その市町村の活力と誇りとなっているのであります。

したがってそう考えてみると、玉名市は金栗先生以来、オリンピック選手が出たのかなあ、と考えます。

スポーツ庁は省庁の関係分を一体化し、文科省の下部組織の外局として、国が支出する強化費について管理し、五輪でのメダル獲得を目指すトップレベルの選手育成に加え、子どもから大人まで地域でスポーツに親しむ裾野を広げることも目標にするとあります。

来年1月からの通常国会で設置法を改正し、来年10月には発足させるとしています。

そこでおたずねしたい。行政には生涯学習課スポーツ振興係がありますが、以前はスポーツ振興係じゃなくて課でした、と記憶します。次に小中学校の部活運動部、この所管課と指導は学務係の指導主事が担当していると聞きます。市は国や市の指導や指示は

待たず、国の流れがスポーツ庁を設置するほど漸次した目的に向かって促進するわけがありますから、教育委員会を所管統合し、社会人のスポーツはもとより、小中学校の運動部の推進に取り組むように、それを一元化した課を設置したらどうかというのが一つの質問であります。

今の中学生は6年後を考えますとオリンピックの選手にふさわしい年齢に成長するわけであります。期待される人物はいるのか、子ども大人まで市民がスポーツに親しむ裾野が広がるよう、振興はどうしているか、あるいはどうしようとしておられるのか、玉名市から、市民の中からオリンピック選手を輩出する工夫というか、システムをつくり上げて、つまり、強化策に取り組む姿勢をつくり上げたらどうか。

今、小中学校運動部は、野球にサッカーにラグビーにテニスにバレーにバスケットにバドミントンにハンドボールに柔道、剣道、陸上、レスリングはあるかな、などなど6中21小の実態と、その指導者は学内からか学外からかお尋ねしたい。指導者、監督とか、そういうコーチの人ですね。

「来年度、社会体育へ移行の状況、県教委順次移行」これは報道の見出しですが、教員負担に歯どめ、運動部活動のあり方に関する方針に盛り込む。こういうような状況も今進行中であります。学校と連携した社会体育の環境整備が急がれると、総合型地域スポーツクラブを想定しての移行措置であります。この見解をお尋ねします。

部活の社会体育に遠からず移行するとすれば、まあ、サッカー場の建設もその役目が高まると思うが、サッカーだけじゃなくて、これはラグビー部、あるいはバドミントンの競技や練習ができるのだろうかと思えますけど、この辺いかがでございますでしょうか。

次に、土曜授業について。このことは教育問題の質問の論旨の中にたびたび触れていましたが、本日は正式に一般質問に取り上げてみました。7月27日熊日報道は、県内市町村教育委員会へのアンケート調査でわかり、発表によると、土曜授業、まあ土曜活用と言ってもいいでしょう、県内拡大、14年度、12市町村77校に「脱ゆとり」時間確保、大字で報道されました。7月27日はちょうど日曜日であり、多くの市民が見ておられるのではないかと思います。その関心が高まっているのではないのでしょうか。

ちなみに現在既に実施されている自治体は人吉市、水俣市、菊池市、上天草市、阿蘇市、大津町、産山村、益城町、錦町、多良木町、五木村、山江村。実施予定が、お隣の実施と決めておられるところ、長洲町。検討中、八代市、荒尾市、宇城市、天草市、和水町、甲佐町、水上村、球磨村、芦北町と。そして玉名市は検討中に入っております。玉名市は検討中とありますが、その検討中の実情を知りたいと思います。検討のポイントは、検討がどこまで進んでいるかなどなどです。

次に合併特例債の活用状況と今後の活用について。

平成17年合併した当時、18年からこれに触れて、いわゆる適用されておりますが、合併特例債執行限度額というような呼び方ではありますが、267億3,500万円、平成18年から25年度まで執行済みは、これは使われた分ですね。121億8,310万円、まあ残額といいますか、発行可能残額というそうであります。145億5,190万円。この145億5,190万円の使い道とそれに伴う121億円の現在までの済み額は合併特例債といっても全額ではありませんので、いつまで償還ができるのかの見通しであります。これからどう活用されようとしているのか、今までの執行済み額には道路橋りょうから学校施設からいろいろな施設、あるいは災害うんぬん、あのこのといろんなものに多種多彩にわたって使われていることは非常に有り難いんじゃないかなと思います。

これからも私の想像であります、各種施設、学校施設の充実、市民会館、サッカー場、庁舎、場合によっては庁舎跡地と周辺整備、まあ、公立玉名中央病院は、これは使われないんじゃないかなあとと思いますけれども、地方病院は事業費補助金、交付金等で、しかし、拋出金というか負担金が出てくるんじゃないかと思えます。つまり活用の概要、概算でいいですから、もしも、アバウトでいいですから数字を入れて今わかっておればお尋ねをしたいと思えます。

以上続けて発表いたしました。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 吉田議員の、玉名市よりオリンピック選手を輩出するような育成策についてお答えをいたします。

2020年の東京オリンピック、パラリンピックについては、熊本県におきましても本年度45人の育成選手の指定がございました。県内選手のメダル獲得を目指した動きであるというふうに思っております。この45名のうち、本市より男子バレーボールで有明中学校から1名、レスリングで玉南中学校から男子1名、玉陵中学校から女子1名、バドミントンで岱明中学校の選手が1名指定をされております。本市のスポーツ振興におきましては、スポーツ振興を図るために組織されております、玉名市体育協会に補助金を交付し、常日ごろよりスポーツの振興や技術力の向上、指導者の育成などに努力をしているところでございます。玉名市体育協会は、現在30種目の加盟団体があり、このうち2020年、夏季オリンピックの競技種目であります28種目に関連する団体が17種目ございます。現段階では、既存の団体を核としながら、スポーツ選手の一つの目標でもあるオリンピックへの出場につままして、玉名市からもそういった人材が輩出できるよう、体育協会との連携を密にししながら、競技力の向上を図ってまいりたいと思えます。

次にスポーツ振興係を昇格させ、スポーツ課を設置して振興を図ったらどうかということについてお答えをいたします。文部科学省の発表では、2015年度予算の概算要求では540億円、これは2014年度予算の255億円の2倍以上の要求となりますが、2020年の東京オリンピック、パラリンピック開催に向けた事業費の膨らみによるものとされております。議員の言われたとおり、国では文部科学省や厚生労働省など複数の省庁にまたがるスポーツ行政の関係機構を一元化するスポーツ庁を発足させることにより、オリンピックの開催準備やスポーツ競技の振興などのスポーツ行政を一本化することを目指しているということでございます。本市におきましても、こうした国の動向を注視しながら玉名市のスポーツ振興や競技力の向上など、必要な体制の検討や人材育成を進めていきたいと考えております。

次に、子どもから大人まで市民がスポーツに親しむ裾野が広がるような策についてお答えをいたします。未来のオリンピック選手の育成を図る上でも熊本県が推進いたしております小学校の部活動の社会体育への移行は、少子化も関連し重要な課題であると認識をいたしているところでございます。玉名市では現在活動されている玉南コミュニティクラブのような、総合地域スポーツクラブの創設、育成の検討を図りながら、子どもから大人までいつでもスポーツに親しめる玉名市のスポーツ振興を図っていききたいと考えております。また、スポーツに親しむ裾野を広げるためにも、公約でございますサッカー場の設備の整備計画を進めているところでございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 吉田議員の玉名市小中学校の部活の実態とその指導者についてお答えいたします。

市内の21の小学校の部活動につきましては、学校単位で最大4つの部活と最小で1つの部活動が行なわれております。玉名市21校の小学校部活動数の総数は47部となっております。このうち外部の指導者を導入している学校が4校ございます。種目としては、サッカー、ミニバスケット、バドミントン、相撲があり、総数で7名の外部指導者がおられる状況です。6中学校の状況についてですが、部活動数は学校単位で最大13の部活動があり最小で8つの部活動が行なわれております。玉名市全体での部活動数は63部となっております。中学校では、全校において外部指導者が導入されており、総数で44名の外部指導者をお願いしている状況です。なお、熊本県教育委員会が社会体育への移行の受け皿として、総合型地域スポーツクラブの実施を想定されているようです。総合型スポーツクラブについては、本市では玉南中学校区の玉南コミュニティク

ラブの1クラブでございます。このような状況の中で受け皿である総合型スポーツクラブの創設が今後の課題というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） おはようございます。

吉田議員の玉名市小中学校の実態と指導者についての中で、土曜授業についてのお尋ねがありました。そのことについてお答えいたします。

吉田議員の質問内容についてですが、現在大きな教育改革の波が押し寄せているところでございます。振り返り見ますと、平成14年度から完全週5日制が実施され、従前より週当たりの授業日が半日分減りましたが、行事の精選を初め、学校内の努力により授業時数を確保してきたところ です。そのような中、平成23年度から小学校、24年度から中学校で新学習指導要領による教育課程が全面実施され、週当たりの授業時数が1ないし2時間増加しました。そのため新たな授業時数の確保並びに地域や保護者に開かれた学校づくりの観点から、議員が申されましたように土曜授業を県内でも導入している市町村が少しずつ増加している状況があります。

平成25年1月、熊本県教育委員会から土曜授業の実施に係る基本的な考え方等について通知がなされました。その通知には、実施する場合の指針として保護者や地域住民等の外部人材の協力を得て実施する事業や、総合的な学習の時間等において校外学習や体験活動を取り入れた授業、さらに学習発表会などを行なうことが提示され、しかも月2回を上限とすることなどが示されました。

本市では3月に各小中学校へ実施希望調査を実施しましたところ、増加した授業時数につきましては、吉田議員もかつて提唱され、教育委員会の検討の結果、実施の運びとなりました2学期制の導入、及び夏休み、冬休みの計4日間の短縮により、十分な確保ができており、現在土曜日や日曜日を別日に振りかえて実施している授業参観や学習発表会、運動会等により地域住民の参加を初め、開かれた学校づくりの一環としての学校公開も実現しております。そのため本年度は新たに土曜授業としてそれらの教育活動を実施して、月曜日から金曜日までの授業時数にゆとりを持たせる必要があるとした学校は1校もありませんでした。教育委員会といたしましても、学校訪問や校長会議などで機会をとらえてその必要性の有無などについて聞き取りを続けており、今後とも継続的に各学校の状況や保護者の考えを含めた教育的ニーズを把握し、必要に応じた適切な判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

吉田議員の合併特例債の活用状況と今後の活用についてお答えをいたします。

合併特例債とは、議員が言われたとおり、平成の大合併をした市町村が合併後のまちづくりのための建設事業を実施する際、合併年度と、これに続く10年間で発行できる地方債であり、合併特例債延長法により、東日本大震災の被災地以外の市町村の合併特例債の発行期限が5年間延長されたところでございます。また合併した市町村が、財政上の優遇措置を受けられる地方債でもあり、具体的には地方債の充当率が95%、元利償還金の70%が普通交付税に算入され、市町村の直接負担額は事業費の3割程度で済むことから、通常の地方債よりかなり優遇されているところでございます。

市民会館建設と庁舎跡地整備につきましては、一体的な整備を行なうこととし、国庫補助事業である社会資本整備総合交付金の適用を目指しているところでございます。現時点では、事業費は未定でございますが、財源につきましては交付金を約4割、残りについて合併特例債を活用予定でございます。

次にサッカー場建設につきましては、新市建設計画に予定されているものでございますが、事業費は未定でございます。財源はスポーツ振興くじ、いわゆるTOTOの助成が補助率3分の2で、上限2,000万円、残りについて合併特例債を活用予定でございます。

次に公立玉名中央病院につきましては、現在事務局である新病院建設準備室において、新病院の建設位置や事業費を検討、協議しているところです。事業主体は病院であり、本市は負担金として支出することになりますので、合併特例債の適用の予定はございません。具体的には、病院が病院事業債として借り入れ、その建設にかかる元利償還金の2分の1を病院、残りの2分の1を本市と玉東町が負担することになりますが、その場合、本市負担の約6割は普通交付税に算入されることになります。

次に合併特例債の償還年限についてでございますが、合併特例債の適用期限である平成32年度に発行したものにつきましては、20年償還であれば最終の償還は平成52年度でございます。なお、今後も重要施策の事業推進のため、借り入れと償還のバランスを考慮し、計画的な発行に努めてまいります。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 先般行なわれた全米テニスでですね、錦織圭選手があのようなすばらしい結果を残してくれました。これも非常に日本中があるいはまた出身地の松江市が、たいそう沸き上がったこと等報道されております。このようにスポーツは非常に活性化とか先ほど申しましたように、誇りとかこういうものにつながっているいろいろな意味で潤うことになっております。グッズの販売とかいろいろな物で潤うことになって

おります。そこでこういう時代の流れでございまして、6年後でありますけれども、今からこれに呼応して、スポーツ庁も設置されるんじゃないかと。しかし、それはオリンピックのためだけのスポーツ庁ではなくて、裾野を広げたりこれからずっと、これは続いていくものとするわけでございしますが、先ほど市長にお尋ねいたしました、これは教育長で今度は結構ですが、教育委員会も小中学校の部活と生涯学習関係の社会体育関係の別々に指導しておられるとか行政にあたっておられるというようなことですが、これを一つにした課にですね、やっぱり昇格してこれに取り組むという姿勢は、いかなうものでありますでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 先ほどの答弁の中でありましたように、生涯学習課においてですね、そのもとでスポーツ振興係というのを設けて取り組んでおりますが、今度検討しながらしていきたいと思っておりますけれども、今のところ、昇格等についてはまだ私たち協議しておりませんので、お答えはできません。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） オリンピックの話になりますけど、ちょうど私は母校にそのころ勤めておりました、私どもの母校の総長がオリンピック担当大臣ということで身近に肌で感じて今でも鮮明に覚えております。例えば、「鬼の大松」とか「根性の八田」、これはレスリングで5つの金メダルをですね、グレコローマン、フリースタイル合わせて監督として活躍された「根性の八田」、東洋の魔女として生み出した「鬼の大松」、そして三波春夫さんのオリンピックソングに合わせた国中が沸き上がり、国中がというと、もちろん玉名市もですね、いろんな意味で婦人会の活動や、市の活動や、それに伴うものは目の当たりに今、鮮明に光っているわけでございしますが、先ほど45人の中の玉名市でいろいろな見込みのあるというか期待される中学校あるいは人物の名前までは公表されませんでしたけれども発表がありました。これに対して大学生なのか、既に出身されて高校あるいは大学あるいは社会で活躍されているのか、その辺のことを教育長、わかっておる限り発表いただければ幸いです。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） オリンピックの2020年東京オリンピック選手育成についてのお尋ねですけれども、市長のほうから答弁いたしましたように、現在わかっているものとして4名の育成選手がおりますが、それ以外にですね、高等学校等の育成選手も県下におるわけございまして、その高等学校の情報がその高等学校の育成選手がどの中学校であるかということは、まだつかめていないところがあります。ちなみに高等学校としましては、玉名市内におきましては、玉名工業高校がレスリングの育成選手を出しておるかと思っておりますので、そのことについては早く調べてみたいというふうに思っ

ております。あとの中学校については市長の答弁にありましておりでございます。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） きのうの一般質問で非常に熱のこもった討論が行なわれましたサッカー場であります。先ほどちょっと一般質問の最初に申し上げましたが、これは今、検討中の中に入ってるんじゃないかなと思いますけど、ラグビーとかですね、そういうようなバドミントン、そしてハンドボールですね、これも合わせて練習やもちろん申込みとかそういうのに錯綜すると思いますけれども、そういうのを使われるサッカー場の構想なんでしょうか。市長あるいはどちらでもいいですけど。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまのサッカー場の機能というお尋ねだと思います。建設検討委員会のほうを立ち上げておりますので、そういった機能、希望についてもその中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） サッカー場の建設に対しては賛成というか歓迎をいたしますが、先般、これは答えはいいです。野球のことを一般質問で申し上げましたけどですね、野球も忘れちゃいけないんじゃないかと思えますね。野球場の整備、硬球はできません。今の桃田も、それから蛇ヶ谷もですね。こういうのを忘れずにですね、頭の中、心の中に置いていただきたいとこのように思います。これは要望です。

さて、土曜授業の話でありますけれども、2学期制になって約22時間授業数が確保できることになりましたですね。例えばテストを減らされるとか、あるいは始業式、終業式を減らされるとか、こういうのを合わせて22時間。それから4月あるいは5月ごろでしょうか、あります家庭訪問をですね、夏休みや土曜日にしていけばですね、これで18時間は全部です。大体40時間以上ぐらいは確保できるわけですね。それで土曜授業といっても先ほど言いましたように、土曜の活用ということですね、前向きにこれは検討されたほうがいいんじゃないかなとこういうふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） はい、答弁いたします。

先ほど答弁いたしましたように、また吉田議員のおっしゃったようにですね、2学期制にする中で授業時数を生み出し、そしてふえた分の授業は十分基準を満たしておる状況でございますけれども、吉田議員のおっしゃるように土曜日の活用等についてはいろんな形でPTAの行事とかそういった形でですね、学校の主体性をもって取り組んでいただいているところです。また、各種学校行事等も振りかえたりしながら行なわれているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） これはですね、何ごとをやるにしてもやはり賛成、反対というのがあるんじゃないかと思えますけど、これも一つの国の流れなんですね。もう法制化されるんじゃないかなあと、文部科学省のですね。というような状況下にあるときに、まだいろいろ土曜授業にももちろんですけども、取り組んでおられますけどこれはわかりました。先に鍋小学校に設置されました要するに英語のですね推進、まだまだ他にきのうも出ておりましたけれども、6・3・3・4制の学制の改革、いろんなものがですね波状的に国の改革、教育再生の改革というものに流れてくるんじゃないかと思えます。

終わりになりますけれども、どうか教育委員会にあらましては、そういうようなことに取り組むのは大変でありましょうけれども、市民の皆さんの理解を得て、早く小中一貫教育あるいは6小学校の統廃合等の、そういうのに大変でしょうけれども取り組んでおられるのに、市民の皆さんの意見やその他を取り入れられて、そういうこれから始まらなきゃ、取り組まなきゃならないこういうものに鋭意努力して取り組まれることを要望いたしまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、吉田喜徳君の質問を終わりました。

引き続き、6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） おはようございます。

6番、新生クラブの西川裕文です。質問の前に、先の広島の高雨災害、まだ1名の方が見つかっておられませんけれども、冥福を祈りたいと思います。また、早期復旧のほうを望みますけれども、ちょうどこう、広島のは、私のミカン畑ありますけれども、小岱山と同じ真砂土と。小岱山よりかはもっと風化が進んどるところで、私の小さいときに、大雨でみかん園の擁壁が何十メートルですか壊れたことを思い出しました。

天水では昭和32年ですか、本当に大きな災害がっておりますけれども、比較的その後玉名のほうは災害が少なくてありがたいなというようなところで思っております。

またきょうは9.11ということで、13年前の貿易センタービルの、それから東日本大震災の3年半目というようなところで、きょうは朝から北海道のほうも大雨があったということで、また被害が少ないことを願います。

それでは質問にまいりたいと思います。

まず一番目ですけども、市内体育施設の整備についてということで質問をいたします。その中でまず最初にサッカー場の基本構想についてお伺いいたします。

サッカー場建設基本構想について、現在サッカー場建設についてはサッカー場建設検討委員会において検討されておりますが、今回、玉名市の陸上競技協会よりサッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情書が上がっております。熊本県下14市ありますけれども、400メートルトラックのない市は玉名市だけあります。現在公認もなく、大会等の誘致も出来ない状況にありまして、今回、サッカー場を建設するにあたり、是非ともサッカー場単独でなく、相乗効果も考えられる陸上競技場とサッカー場を兼ねた設備の建設を期待するものであります。また9月7日の日の熊日の朝刊でありますけれども、今人工芝がかなり耐久性に富んだるし、摩耗も少なく、当初の費用は少しはかさみますけれども、維持費は安くて年間を通して使えるし、1日を通して摩擦が少なく長時間も利用出来るというようなところの、今すばらしい人工芝等々もできておるといふようなところがありました。また本年、玉名中学校のラグビー部が九州大会で、Bパートですけれども優勝したといふようなところもあります。

サッカー場、ラグビー、ソフトボール、陸上競技場等、多機能のグラウンドにすることによってより利用される施設になると思われまます。

Jリーグ、2020年の東京オリンピック、この年はちょうど今の計画によりますと平成32年、県民体育祭が荒玉地域で開催される年というふうなところになっておるといふ思います。せつかく建設をするならば、多機能の施設の着工を願いたいといふように思います。執行部の答弁をお願いしたいといふ思います。

続きまして、施設の中の設備の既存の設備について質問をいたします。

市内には多くの体育施設があります。前回、平成20年に熊本県民体育祭の玉名市大会が行なわれまして、そのときに桃田の野球場は、かなり整備がなされています。ところがそれ以外の施設については現在、多くの修復、改修が必要な施設があると聞いております。今後、特に先ほど申しましたように平成32年、県民体育祭荒玉開催が予定されておりますので、サッカー場整備と共に、修理改修の必要な場所について以下質問をいたします。

まず、桃田の運動公園の体育館について質問いたします。桃田の運動公園は平成11年、国民体育祭熊本大会時に建設された施設であります。アリーナ内の床面につきましてが、重量備品の移動や設置の影響で床に損傷があつて危険な場所があるといふふう聞いております。早い修理が必要といふふうにおもわれます。また、これは全体になりますけれども、アリーナ内の空調について、これについては特に費用等々がかかるといふ思いますけれども、空調設備がないことから、夏場の大会の誘致が出来ないといふことで、せつかくある施設につきましても宝の持ち腐れになつてくるような状況じゃないかと思ひます。市民の皆さんの利用並びに県内、国も含めたところで利用の促進、大会誘致などの面からしても、空調設備の早期導入を期待します。また、構造的には何も支障がなく

空調の設備を入れられるというふう聞いておりますので、早期導入をお願いしたいと思います。

県内のある市ですけれども、玉名の体育館よりもっと古い体育館に空調設備が入れられたというふうな話も聞いておりますので、是非検討をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、蛇ヶ谷公園のテニスコートについて伺います。テニスコートの人工芝の整備について伺います。

これにつきましては平成20年、県民体育祭の玉名市大会が行なわれまして、北側のコート4面につきましては部分張りかえがなされております。また25年度、昨年南側コート4面が都市計画安心安全事業におきまして全面の張りかえがなされておると聞いております。ところが平成20年の北側のコートにつきましては、全面張りかえでなく部分張りかえというふうなところで、人工芝の段差などで危険な箇所があると聞いております。これにつきましても、県体等もありまして早急の修理が必要だと思っております。担当部の答弁のほうをお願いいたします。

同じく今度は蛇ヶ谷公園の野球場について伺います。先ほど申しましたように、桃田の運動公園は県民体育祭の前に整備をされておりました、ナイター設備以外はもう十分だというふうに思います。蛇ヶ谷公園の野球場につきましては、サブグラウンドというところで、そういう状況ではありますけれども、見てみると本当に傷んでおりました、野球場どころかというような思いがあります。これにつきましても土壌改良が必要だと思っております。ソフトボールも含めていろんな方々に楽しんでいただくためには、土壌改良、改修計画が必要だと思っております。質問いたします。

続きまして、桃田の運動公園の市民プールについて伺います。桃田運動公園の市民プールにつきましては、県北で唯一、公認のプールであると聞いております。ところが、水漏れがしるといところをちょっと伺いました。何方かの修理はなされたと聞いておりますけれども、まだ一部漏水があって、上水道の使用のために夏場のシーズンはその漏水によって周りの住民の方々の水道、上水道にも影響がある可能性があるとされます。早急の対策が必要だと思っておりますけれども、これについての説明を求めます。

それから最後になりますけれども、熊本県営のスポーツ施設の誘致というところでの質問をいたします。県南には八代市に県営の陸上競技場があります。また県営といえは熊本市内がメインになると思っておりますけれども、その中で城北地区には県営のスポーツ施設はありません。今後、以上述べたそれぞれの施設を考える場合に、増築、建設、改修等々考える場合に、県の施設を誘致するということはできないだろうか。県へのアプローチが必要ではないかというふうに思います。これについてどんなふうにかえられるか質問をいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 西川議員のまずサッカー場建設の基本構想についてお答えいたします。検討委員会における検討の範囲についてですが、サッカー場建設については、御案内のとおり本年度建設方針に係る検討委員会を立ち上げ、検討させていただいているところです。委員会につきましては、福嶋議員の答弁でも申し上げましたが、先月の8月26日に第1回目の委員会を開催し、検討委員会条例の説明や必要性も含めたサッカー場建設の概要を説明したあとに、候補地についての抽出条件等の説明を行ない、各委員からも新たな提案をいただくよう、おって依頼をした次第です。御質問の当検討委員会における検討の範囲の中で、条例の第2条第3号で規定しておりますが、検討を行っていく上で特に関連して検討する必要が出て来た場合、例えばただいま議員のほうからありました400メートルトラックの競技場やラグビー場などの多目的な利用も含めて、こちらのほうは財源的な見地も押さえながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから次に既存施設の整備についてお答えをいたします。まず総合体育館の床の改修及び空調設備の検討についてでございます。総合体育館は平成9年に供用開始を始め、17年を経過している施設でございます。施設の現状としましては、床に限らず壁、排水管、設備等の各所に経年劣化が見られる状況でございます。議員御指摘のアリーナの床面につきましては、大事故にもつながる体育館の一番重要な部分でございますので、利用者の声や現地見回りを行ないながら適時改修をさせていただいております。本施設につきましては平成28年度に指定管理者の導入を検討しているところでございます。

また東京オリンピックの開催年であります2020年には荒尾・玉名地域において熊本県民体育祭が開催されますので、県民体育祭の主要会場としましても玉名市公共施設長期保全プログラムに即しながら、大規模改修等の計画を行ってまいりたいと思います。

次に空調設備の整備についてですが、空調の整備につきましては総合体育館建設時の整備費で1億から1億5,000万円の費用が見込まれておりました。建設当時、総事業費の関係から空調設備を整備するかサブアリーナを建設するかを選択がございまして、サブアリーナのほうを建設したという状況がございまして、また、空調設備を後づけにした場合の費用としまして、建設当時でおおよそ2億円が想定されておりました。現在ならば3億円程度の費用が必要となると思われまして、空調設備の整備により大きな大会の誘致等がしやすくなるというふうに思われますが、維持コストの増加や使用料の値上げ等も必要となり、一般市民の利用を考えた場合、手軽に利用することができにくい施設となることも危惧されるところでございます。御提案いただきました空調整備の整備につ

きましては、施設の老朽化や将来的な財政負担等からも、現時点として緊急な整備が必要という認識は今のところしておりません。

次にテニスコートの段差の改修についてお答えします。蛇ヶ谷テニスコートにつきましては、昨年度、道路側になります南コート半面の全面張りかえを行なっております。議員御質問の北側半面につきましては、平成20年に全面張りかえを行ない、指定管理者において日常整備を行っております。今回御指摘をいただきましたコートの段差の件につきましては、関係機関とも調査をしまして、市民の皆さまにより快適に利用してもらえるよう検討をしております。

次に蛇ヶ谷野球場のグラウンドの整備についてでございます。蛇ヶ谷野球場のグラウンドの状況につきましては、御指摘のとおり、排水の悪さ等が認識されているところでございます。蛇ヶ谷球場につきましては、公共施設適正配置計画も踏まえ、また財源的な面も考慮して検討をしていきたいと思っております。

次に市民プールの漏水についてでございます。市民プールにつきましては、平成25年度に25メートルプールの漏水改修を行ったところです。本年度のプール開設におきまして、25メートルプールの漏水は改善されておりましたが、50メートルプールの漏水を確認しているところです。漏水箇所につきましては、原因調査を行ない適切な改修を行ってまいります。

次に熊本県営のスポーツ施設の誘致についてにお答えいたします。県営の社会体育施設につきましては、熊本市以外の設置状況について申し上げますと、益城町に射撃場が整備されております。また都市公園施設としてですが、八代市に野球場、多目的広場、陸上競技場を整備した県営八代運動公園、それから水俣市にテニスコート、多目的広場、グラウンドゴルフ、陸上競技場を整備した水俣広域公園の3施設が整備されている状況です。県のスポーツ振興計画によりますと、県民総合運動公園を中心とする県立スポーツ施設を中核施設と位置づけ、県全域のスポーツ振興を図ることとされており、現状では新設の整備計画等もなされておらず、県の財政状況からも県営施設の誘致に関しては厳しい状況であると思われま。

しかしながら、議員ご指摘のとおり県北地域におきましては県営の体育施設が整備されていない状況でもありますので、玉名市としましても要望は今後も挙げていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ただいまの答弁いただきまして、まずサッカー場の建設につきましては、検討委員会のほうで多目的利用も含めたところで検討をするというところでお話がありまして、ぜひこだわらず、サッカー場だけにこだわらずですね多方面にわたっ

て検討していただくように願いたいというふうに思います。

また、既存施設の整備につきましては、一つまた桃田の体育館のほうが平成28年から指定管理者のほうにと移行をするというような計画がありました。安全管理の徹底をしていただくようなところでの、事故等々が起こったときにそういうところの責任問題等々が出てくるというふうに思いますので、徹底をしていただきたいというふうに思います。アリーナ等々の床面につきましては検討をしていただくというようなところでもよろしくお願ひしたいとします。空調につきましては3億円かかるというところもありまして、これについても今後とも検討していくような形で築17年目になりますので、そういうところから大変だと思ひますけれども検討をしていただくようにお願ひしたいとします。

その他の整備につきましても、今部長のほうからありましたけれども、逐次検討をしていくようなところでのことをしてありますので、早急にそれぞれ、特に体育施設等々は事故等々がありますので、なんかあったときにその責任というのはどうしても出てきますので整備のほうをお願ひしたいというふうに思ひます。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番(西川裕文君) それでは続きまして2番、有明沿岸道路の整備促進活動についてというところで、有明沿岸道路の早期開通に向けての全玉名市民への呼びかけと啓発並びに熊本市への働きかけということで質問いたします。

本年、長洲町、荒尾市の方々の思いが実りまして、現在の大牟田から荒尾を通過して長洲港まで有明海沿岸道路が計画の中に入りました、盛り込まれました。8月22日に高崎市長も同席をしていただきました、村田副知事と地元出身県庁職員との「(仮称)玉名を語ろう会」の中にありましたけれども、県の土木部長の猿渡部長様が、今の沿岸道路が熊本市まで通れば、現在、朝の交流人口が年間約1,700万人と。今回沿岸道路がもし熊本まで通ればその交流人口は松島まで含めると3,200万人となるという説明がありました。その前に、私たち新人議員で地元の森永振興局長さんとの意見交換会もさせていただきましたけれども、その中でも県のほうは沿岸道路早期開通に向けて一生懸命やりますというふうなお話もいただきました。このように沿岸道路につきましては、玉名市の農・商・工、すべての産業また市民の皆さまにとっても縦の九州縦貫道、横の沿岸道と、本当に大切な基幹道路であると思ひます。また、考えによりますと、この道路を海岸の護岸と一番堤防沿いにすれば、堤防にも併用することも考えられますし、盛土に有明海のしゅんせつ土を利用することも考えられると思ひます。佐賀、長洲、岱明、横島、天水、熊本市、八代と結ばれる大切な基幹道路であると思ひます。この大切なインフラの早期開通に向けて、私はちょうど、議員になりましてもう少しで1年になりますけれども、平成24年に結成されました荒玉地域整備期成会、有明沿岸道路の期

成会ですども、この動きがなかなか表に見えません。現在までの活動状況と今後の計画について現在どうなっているか、又は今後どうするか、全市民の方々の働きかけ並びに思いが特に必要になるというふうに思います。今後の啓発活動並びに呼びかけについてどのように考えられていれるか説明を求めます。

2番目に、熊本市への呼びかけということで質問をいたします。現在、熊本市長の幸山市長につきましては、沿岸道路についてはそれまで関心を持ってもらえてないと、熱心でないというふうに聞いております。しかしながら、市内、熊本市内の県議の方々については必要であるというようところで活発であると聞いております。本年、熊本市長選挙ありまして、現在、新人の方々が出馬のようでありますけれども、今後、熊本市への働きかけについて、やはり玉名市が主体的になって働きかけをする必要があると思えます。これにつきまして、熊本市への働きかけについてどのように思われるか質問いたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長（藤井義三君） おはようございます。

西川議員の御質問、有明海沿岸道路の整備促進活動についての中、有明海沿岸道路の早期開通に向けて、全市民への呼びかけと啓発についてお答えいたします。

有明海沿岸道路は、有明海沿岸地域の一体的な発展を目指し、各都市を結ぶ地域間の交流人口の増加、観光ネットワークの構築や沿岸地域の企業立地などの推進に大きく期待され、また国道3号線や、国道208号線等の交通負荷を軽減し、渋滞緩和や交通安全にも寄与する地域高規格道路でございます。現在、福岡及び佐賀の両県を結ぶ区間につきましては大牟田市から鹿島市までの計画延長55キロメートルのうち、30.2キロメートルが供用開始され、着々と整備が進んでいるところでございます。御質問の期成会の年間の活動内容でございますけれども、期成会につきましては、平成10年度に關係の自治体を中心といたします有明海沿岸道路建設促進熊本県期成会、それから先ほど議員も申しましたように平成24年に荒尾・玉名地域の経済団体を中心とする、有明海沿岸道路荒尾・玉名地域整備促進期成会がそれぞれ設立しており、有明海沿岸道路Ⅱ期全線の早期実現に向けて取り組んでいるところでございます。活動内容につきましては、地域高規格道路に関する情報の収集を行ないますと共に、本路線の整備効果を強くアピールするために、他の関連期成会とも連携し、積極的な活動を展開しております。特に年間の活動といたしましては、国をはじめ、関係機関などへの働きかけを行っており、毎年政府や国土交通省などへの要望活動を実施しております。このような要望活動が功を奏し、今年6月には西川議員もおっしゃいましたように、国土交通省九州地方整備局において、大牟田市から長洲町までのルート案が取りまとめられ、その後、国土

交通省本省においてルートが決定されたところでございます。今後有明海沿岸道路Ⅱ期全線の早期実現に弾みがつくものと大いに期待しているところでございます。

次に、全玉名市民への呼びかけと啓発をどのように考えているかでございますが、これまでの啓発活動については、期成会との活動を通して、岱明町の国道501号線沿いにPR用の看板設置や、パンフレットを市役所の窓口に備えつけるなど、地域住民や道路利用者への周知を図ってきたところでございます。今後につきましては、本市の広報紙やホームページにも活用して、積極的に広く市民の皆さまへの周知並びに啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、残区間がございます熊本市への、どのように働きかけを行なっていくかにつきまして、早期の事業化を図る上では熊本市との連携は必要不可欠と認識しております。これまでも平成25年に高崙市長を初め、荒尾市長並びに長洲町長の3首長で熊本市を訪問いたしまして、熊本県期成会会長である熊本市長に対して、大牟田市から長洲町区間を最優先の整備区間として位置づけていただくようお願いした経緯もございます。今回の契機になっているのではないかと考えております。今後も熊本市を初めとする関係団体や、関係自治体とも引き続き要望活動を行ないながら合わせて、地域の現状や課題等についても整理し、有明海沿岸道路Ⅱ期全線の早期実現に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君の一般質問の途中でございますけれども、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 先ほど有明海の湾岸道路の整備については部長のほうから説明をいただきましたけれども、どうしても今後ですね、県の期成会のほうは熊本市長が中心ということで当然、玉名市長もそういうことで一生懸命していただいておりますけれども、荒玉地域の期成会の役員の名簿を見ますと、行政は顧問というところで、荒尾市長、玉名市長、長洲町長、それぞれの議長さん方も顧問ということでそれぞれの団体の方々が役員になっておられるというところで、今後玉名市としての組織体づくりを検討していただきたいと。例えば区長さんとかですね、支館長も含めたところでの盛り上がりを期待いたします。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは、3番から3、4、5というところで一括質問をいた

します。

まず、3番の退職手当についてというところで、退職手当を受け取られない場合は、その退職手当はどのような取り扱いになるのか、一般財源の中に組み込まれるのかということでの質問いたします。新市になりまして、玉名市長は再選も含めてもうすぐで5年近くになります。5年前、島津元市長は自身の退職手当を受け取られていないというふうに聞いております。また、手当の受け取りの時効は5年ということです。このように、退職手当の受け取りがない場合、そのお金といいますか、その資金というのは一般財源の中に組み込まれるのか否か、質問いたします。一般職の方の場合には、懲戒免職等々の場合があってこういうふうなことが考えられると思います。

続きまして、小学校のトイレの一部洋式化について質問いたします。小学校のトイレは和式が多いと聞いております。誰もが使いやすい洋式化への改修をする考えはないか質問をいたします。先日、お年寄りの方から小学校のボランティアに行くけれども、トイレが和式で年寄りにはちょっと不便だというお話がありました。今小中学校では、学校支援事業等、ボランティアの方々が多数学校を訪れて、児童、生徒たちのために働いていただいております。また一般の家庭においても、私たちが子どものときはかめの和式トイレでしたけど、今はすべての家庭がほぼ洋式トイレとなっています。このような中で、小学校の新1年生は和式トイレになれずに、使い方も分からず、困っているという実情を聞きました。学校では先生方が新1年生に対して、和式トイレの使い方を教えていらっしゃるということですが、このように現在、本当に多くのボランティアとして活動していただいている多くの年寄りの方々、それから新1年生の実態も踏まえて、小学校のトイレの一部洋式化への改修が必要と考えます。現在の状況と今後の計画について答弁を求めます。

続きまして、玉名市の学校規模・配置適正化について質問いたします。

8月の臨時議会において、玉陵中学校区6校区の再編計画が賛成多数で可決承認されました。地域の方々の完全な合意が形成されているとは思えない中で再編のみに向けて走る今現在、少し私自身不安を持っています。具体的な内容としましては、高寄市長が3月と6月の定例議会の一般質問の答弁の中で、小学校の閉校になる地域については、地域の地域活性化対策において教育委員会を越えた全庁的プロジェクト組織を設置を視野に入れて検討をするという答弁をいただきました。また、8月の臨時の議会においても、実際プロジェクト組織を全庁を越えたプロジェクト組織を立ち上げたという説明が教育委員会よりあったというふうに思います。今後再編に向けた新しい学校づくり委員会だけでなく、地域の方々が一番不安に感じておられる、小学校が閉校になったあとの地域全体の活性化対策の取り組み、全庁的な取り組みを今後どうしていくかと、今後も当然、継続して検討をしていただきたいというふうに思います。全庁的な取り組み

の現状と今後について、どういうふうに進めていくか質問いたします。これについては、まずは玉陵中学校の現状と今後です。

最後になりますけども、今後玉名市学校規模・配置適正化基本計画に基づいて、小学校の再編統合がなされると思います。今回6校の統合再編の経過を見ると、池田新教育長の積極的な地域への足の運びで、説明によりまして前よりも地域の方々の同意も増している結果として、結果はこういうふうな形になったと思いますけども、今回どうしても計画ありきと、地域の方々の意見重視というよりも、農振除外が間に合わんけん計画が早よ進めんといかんたいと、そういうようなところでの計画ありきの感じを強く受けました。今後を考えると、玉陵中学校区以上にその他の地域は、多くの課題があると思います。

そこで、この基本計画の再検討についてあり得るかあり得ないか質問いたします。子供たちのための再編は分かりますけども、数値に固執した地域の意見、状況も数値に固執しすぎて地域の意見等々、状況も考慮した再編がより必要であるというふうに思います。見解を求めます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 西川議員の退職手当を受け取らない場合はどのような取り扱いになるのか、一般財源の中に組み込まれるのかとの問いにお答えをいたします。

本市におきましては、退職手当の支給事務を熊本県市町村総合事務組合において共同処理をしており、本市から職員の給料月額を算定基礎とした負担金を納付し、職員の退職時の請求に基づき当組合にて支給処理を行っているところでございます。なお、退職手当の請求時効は地方自治法第236条に5年間と掲載されております。御質問の退職手当を受け取らない場合の取り扱いについてでございますが、当該職員分の負担金については本市へ返還等はなされず、今後退職する本市職員の退職手当の財源として運用されることとなります。そもそも職員が退職までに納付する負担金総額と退職手当額は同額ではございませんので、本市がこれまで納付した負担金総額と給付された退職手当総額には差額が発生することとなります。この差額につきましては、本市は当組合を脱退する場合に退職手当支給総額のほうが大きければ追加納付、負担金総額のほうが大きければ本市に還付されることとなります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 西川議員御質問のトイレの洋式化への改修についてまずお答えいたします。現在の日常生活におきましても、時代の流れとともに洋式化が浸透し

ております。和式トイレがない家庭がふえてきているところです。特に、小学校の低学年の児童にとっては利用経験のない和式トイレでの用足しに戸惑いがあるのも事実であります。一方学校は、ボランティア活動や学校行事等で多くの方々が訪問される場所であり、特に高齢者の方が和式トイレを不便に感じられていることにつきましても認識しているところです。このような状況を踏まえ、現段階におきましては、各学校のフロアごとに少なくとも1カ所以上の洋式トイレを設置するよう改修を進めているところでもあります。また屋外トイレにつきましても、学校と協議を行ないながら順次洋式トイレを設置するよう改修をすすめております。さらに公共施設の新築、改築などを行なう際には、多目的トイレの設置や、洋式トイレの設置割合を高くするよう取り組んでいるところでございます。

次に玉名市学校規模・配置適正化の中で、玉陵中学校区において全庁的な取り組みが行なわれているが、現在の進捗状況はどうなっているかという御質問でございます。玉陵中学校区再編に伴う全庁的な取り組みの進捗状況でございますが、7月9日に学校再編にかかわる地域活性化対策検討委員会を庁内15課の課長を招集して開催したところでございます。この中で、玉陵中学校区の意見交換会において出された御意見などについて説明し、全庁的な共通認識をお願いしたところでございます。今後のこの庁内プロジェクト委員会の取り組みについてでございますが、玉陵中学校区には新しい学校づくり委員会が組織され、下部組織として5つの部会を設置しておりますので、進捗状況に応じて関係各課と協議していくことになると考えております。教育委員会としましては、これからのことに対応するためのシステムづくりをまず行ったところございまして、このシステムによって玉陵中学校北側の市道である、市道迫間岡線において、通学路の安全確保の観点からの道路改良について既に建設課と対応をしているところでございます。今後も関係各課と連携を取りながら全庁的な視点で取り組んでまいります。

次に、本計画期間中に対応検討する校区の天水中学校区、玉南中学校区、有明中学校区において、平成20年10月決定の玉名市学校規模・配置適正化基本計画を見直してはどうかという質問でございますが、第一次計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間ですので残すところ7年間余りでございます。本計画期間中に対応を検討する校区は、天水中校区、玉南中校区、有明中校区であり、本市の全体的なバランス等を考慮しながら調整のうえ進めてまいりたいと考えております。当然のことではあります。地域によって様々に事情が異なりますし、また7年間の間には社会情勢等が変化することも予想されますが、議員御懸念の計画ありきで進めるのではなく、十分な住民理解を得ながら今後の社会情勢や中学校区ごとの児童生徒数の増減、教育制度改革の動向等に合わせて必要に応じた計画の見直しを図りながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） まず退職手当の件でもう一度再質問ということで、一つだけ伺います。

ただいまの部長のほうから説明ありましたが、結局、もらわれん場合にはそれは玉名市の職員、一般職員、特別職員さん方の退職手当のほうに回されるというか、その財源になるということによろしいわけですね。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） はい、先ほど申しましたように、今後退職する職員の財源として運用されることになります。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） はい、わかりました。

それからトイレのほうですけども、今現在もされとるということで今後とも進めていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、学校規模の配置適正化についての全庁的な取り組みの中で一つだけ質問をします。新しい学校づくり委員会はございますけども、これについては新しい学校をつくるための委員会ということで、跡地問題等々はありますけども、地域づくりのことは全然その中には入っておりません。そういうことを考えるのが全庁的な地域づくりの組織じゃなかろうかなというふうに思いますけれども、その点についていかに考えられるか答弁をお願いします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） この全庁的な取り組みということで、学校再編に関わる地域活性化対策という点についても視点をおいております。そういったところについて各課の共通認識の上で地域づくりについても検討してまいりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 6番 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） わかりました。

学校づくり委員会の中には、それぞれ各区の区長さんも含めたところでありまして、ぜひ学校づくり委員会の中の縦のつながりといいますか、各区ごとの代表の方々を一堂に会しての各区ごとのどうしていくかというようなところもぜひそういうメンバーの方々がいらっしゃいますので、検討していけばより地域づくりのこの方策といいますか、今後の計画というのが明確になるとと思いますので、それを検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります、ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、西川裕文君の質問を終わりました。

引き続き、14番 永野忠弘君。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番（永野忠弘君） おはようございます。

自友クラブの永野忠弘です。早速通告に従い質問したいと思えます。

1番目に市民会館建設地の決定についてお伺いします。市民会館建設計画が進んでいる中、我々市議会でも公共施設等建設特別委員会を立ち上げ、7月、8月と2回の特別委員会があり、検討は始まったばかりであることは皆さんも御存じのとおりです。8月26日、全員協議会での説明では、B案の市民広場公園で決定とのことでありました。私は市民広場公園での建設には大いに疑問を感じるものであります。あの地域では、市民広場公園としての空間はぜひ必要と考えます。

思い描いてみますと、まず南から北へ保健センター、博物館、その西奥にシルバー人材センター、次に市民広場公園が広がっており、その北に合同庁舎、その奥に福祉センターがあり、東側には今建設中の新庁舎が建設中であり、その中を市道立願寺横町線が通っている現状があります。博物館建設に当たっては、それなりのコンセプトを持ちながら建設されたと思うし、今の空間があるから特徴ある博物館として生きていると思えます。福祉センターでも前面に建物が建ち、子育ての親御さんたち、また高齢者を含む多くの利用者の皆さんに駐車場等での問題が生じてくるものではと考えるところであります。

また、公共施設の集約面からでもこれだけ身近な空間に集まり、建設することは危機管理上からの観点ではむしろリスク分散を考えるべきと考えますがこの点については検討されたのか見解をお伺いしたいと思います。

市民会館建設は、50年に一度あるかないかの大事業であり、今後の玉名市の文化芸術の拠点づくり、市内外のお客様の交流場づくりと考えます。当然、玉名市の今後40年から50年先を見据えたランドデザイン、まちづくりにおいての建設位置であるべきと考えますが、その点からの検討はされたのかをお伺いします。

そのほか市民広場公園での建設では駐車場の安心・安全な確保は難しいと考えます。

まとめとして、市民会館建設地を市民広場公園に決定について質問いたします。

- (1) 危機管理上からの見解をお伺いします。
- (2) 将来のまちづくりにおいて、均衡発展等からの見解をお伺いします。
- (3) 駐車場の安心・安全な確保はできるのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 永野議員の市民会館の建設地の決定について危機管理上からの見解をというご質問にお答えをいたします。

市民会館の建設位置につきましては、今議会前に開催をいただきました全員協議会において担当課から説明しましたとおり、現在地の西側でございます市民広場公園と報告

をしたところでございます。

まずこれまでの経緯について改めて申し上げます。市民会館の整備につきましては、平成23年度に建設検討委員会での検討を経て、「玉名市民会館整備基本計画」を策定をいたしました。合併特例債適用期限の延長を受けまして、建設位置を未定と変更したことにより、その進捗は一旦停止の状態にありました。その後、建設位置の再検討を始めるに当たって、複数の候補地を掲げ、関係各課による調整と企画審議会など庁内で検討を進めており、本年3月議会において、「現在地周辺」「市民広場公園」「新玉名駅前」の3カ所まで絞り込んだ旨の答弁をいたしました。そして、先般6月議会において、公共施設等建設特別委員会が設置されましたので、7月末と8月中旬に2回の委員会を開催していただき、検討経緯とその結果について御報告をしたところでございます。

議員御質問の趣旨は、建設予定地周辺には公共施設が集中しており、分散を図るべきではないかということと存じます。市としましては、分散を図るような考えではなく、むしろ市役所新庁舎が移転することで現状よりも行政機能が集約する、予定地周辺の集約によるメリットのほうを重視したものであります。本市の代表的な公共施設ゾーンと言えるものだというふうに考えております。

このことにつきましては、新庁舎の建設位置を決定する際に描いていたものでありまして、集約によるメリット、効率化、市民の利便性向上を優先して判断したものでございます。また御指摘のリスク分散に関しましては、大地震から首都機能を守るための分散などがわかりやすい事例として挙げられますが、今回の市民会館の場合は、例えば駐車場用地の確保が独自に必要なことなど、逆に分散によって発生するデメリットがありますので、分散する案である新玉名駅前などが低評価というふうになりました。

議員が懸念されます事項について、確かにデメリットであると承知しております。例えば博物館と合同庁舎にある空間をすべてではないにしろ潰してしまうということ、また既存の公園機能が失われ、事実上、福祉センターの駐車場として利用されていることに対する影響などは確かに市民広場公園に市民会館を建設をすることによって生じるデメリットでございます。このことは建設地の検討を進める過程において、当初から承知しておりました。市民広場公園に限らず、建設候補地それぞれにメリット、デメリットがございますので、比較検討をする際に、多くの視点に立った検討項目を掲げ評価を行なったところでございます。

次に、将来のまちづくりにおいて、均衡発展等からの見解という御質問でございますけれども、市民会館の建設位置を検討する際には、先ほど申しましたとおり、建設候補地ごとのメリット、デメリットを数値化した評価を行っており、その中にこの視点からの項目を掲げておりました。この項目は周辺を含めたゾーンとしての完成度の高さを評価するものでしたので、現在地の市民会館ですけれども、現在地を南側に広げる案と、新

玉名駅前案は高評価となり、この空間を潰してしまう市民広場公園は低評価となっております。特に新玉名駅前場合は、玉名バイパスから新玉名駅前までの連続性が生じ、議員が申されます新しいまちづくり、交通の要所の発展、将来への期待感などといった他の候補地にはない固有のメリットがございます。この点については高評価となったところでございます。しかしながら、用地買収と造成のための費用はもとより、買収の期間とスケジュール的に不確定な埋蔵文化財調査が必要になることなどがデメリットとしてあるため、評価結果はもっとも低いポイントとなったところでございます。

続きまして、駐車場の安心・安全な確保に関する御質問にお答えをいたします。

先ほど若干触れましたとおり、市民広場公園は現状として主に福祉センターの駐車場として利用されており、周辺の公共施設での行事と重なった際など、多いときには140台程度、内訳といたしまして西側の駐車場部分に56台、その他80台程度が公園部分に停車していることは承知しております。現状においてもまた市民会館の移転、建築にあたって大きな課題であるというふうに認識をしております。このことは福祉センター自体が持つ駐車場が非常に少ないこと、また平成11年のセンターオープン以来、センターで行なう事業、事務が次第に増加してきたことが原因でありまして、また、福祉センターに限らず、保健センターや市民会館などにおいても不足する事例が発生しておりますので、周辺一帯の駐車場問題として総合的な対策が必要であるというふうに考えております。

ただし、来年1月にオープンいたします市役所新庁舎の駐車場には、比較的余裕がございますので、状況に変化が生じ、好転するものと期待をしておりますが、市民会館が道路の東から西へ移転することで、道路横断が必要となりますので、新たな課題ともなっております。

そこで市民会館と福祉センターの両施設にとって利用しやすい駐車場を確保するにはどのような方法があるかでございますけれども、まだ設計をしてない段階でございますので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、現状の80台と同程度であれば可能ではないかというふうに想定をしております。それにつきましては、市民広場公園には、築山や植栽があることで面積の割には台数が稼がれておりません。新たに整備する駐車場につきましては、市民会館本体を建築した残りの敷地ではあるものの、整形で効率的なものとするため、そのように考えているところでございます。

この整備した駐車場につきましては、平日の昼間は比較的空くものではないかと思われまして、これまで周辺一帯で行なってきた共同利用を制限するものではございませんので、例えば福祉センターの利用者が駐車されても構わないものというふうに考えております。また、職員の通勤用車両の駐車場所を制限、指定するのも考えられます。施設に近い駐車場は利用者専用とすることで、多少なりとも改善したいというふうな考えで

ございます。

このことは、その制限につきましては既に行っている施設もありまして、新庁舎を初め、周辺一帯の公共施設において、利用者本位、市民本位、という共通の考えのもと運用をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 午前中、答弁をいただきました。

市民会館の建設地決定ということで、市民広場公園ということでございますが、私です、ここはいつも堤防を通るときに、公園を眺めて来るんですが、本当にですね、駐車場もかなり公園の中までとまっております。きょうも朝9時過ぎだったんですが、結構とまっとつとを見てきました。ここに、集約のメリットを重視したということですが、あの周辺というのは公共施設が多くあるところであってですね、あの公園は要するに建物の中に博物館、シルバー人材センター、その北側が公園広場、その奥に要するに、その合同庁舎、社会福祉協議会、その間は公園ですよ。そのまた東側に新庁舎が今出来てるわけですが、あそこは、そういう建物の中にあの公園があつて、あそこが生きとると思うんですね。その中に、そのエリアとしてその市民会館が南側の道を挟んだところに東側にあるということですが、これをその公園を潰してここに持つてくるということで、集約のメリットを重視したということですが、私はですね、こら集約し過ぎて詰めこみじゃなからうかというふうに思うわけです。ただ単にそこが土地が空いとるけん、まあ空いとって、売買も土地の売買というか、買うことも、要するに自前ですからね買わんでもよかし、というようなことで何か安易で、ただそこにあるから安易で近視眼的に見えるんですね。

ほんであそこは、やっぱそれなりに公園の意味があると思うとですよ。それをあそこに無理に持つてくるということはちょっとどうかなあというふうに思うところあります。

と、あの辺は、これはもう市長も新庁舎建設のときに言いよんなはったですけど、水害の危険性もあるところです。これは昭和32年、繁根木川が上流ですけど、栗崎団地のところが切れました。これは私が高校2年生のときでしたけど、あの辺は本当に海の

ように玉名平野つかってしまったような経験もあるんです。

そういう土地でもあるし、あまりにもこう建物を寄せすぎて建て過ぎとるというふうに思うわけですね。そがん寄せる必要があるかなというふうに思います。

それと、本当にこれ、市民会館を今後50年近くも、玉名の、新しい玉名の、合併した玉名の文化の拠点、にぎわいと活気を創出される交流の場ということで、その建設に当たって、本当にこう40年、50年後先の玉名のまちづくりあたりを考えた、本当にランドデザインの中の観点で選んであるかというのもちよっと疑問に感じるところであります。

駐車場の件は、再質問で聞きたいと思いますが、再質問にいきますけど、駐車場台数の総数は何台を計画されているのか、その場所はどこに何台というふうにお答え願えればと思います。

それと市道の交通量、横断歩道の設置等など、警察署との交渉はできているのかということですね、これは執行部で回答願えればと思います。

それと市長へのお尋ねですが、市民広場公園での決定は評価制度で、まあ点数で決定したみたいを書いてありますと、報告受けましたけど、市長はどこを評価されてこれを採決されたのか。それと、駐車スペースの安心・安全の確保は難しい中での決定について、要するに駐車場が、本当に安心・安全なところにあるかどうかというものもまだわからないところでの決定についてお伺いします。

3点目に、変化している玉名市の今後のまちづくりについての市長の見解をお伺いします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問にお答えをいたします。

駐車台数の総数は何台計画しているのかというふうな再質問でございます。

市民会館周辺の駐車場は、利用に許可が必要な合同庁舎、これは94台でございますけども、94台を含めてではありますけども、現状で534台でございます。ただし、この数値には公用車や職員の通勤用車両を含んでおりますので、一般用としては366台程度でございます。内訳といたしましては、都市計画道路が通っておりますけども、その道路に対して東側が113台、西側が253台でございます。これについては、駐車枠が引いてありませんので、確実な数字ではありませんけども御了承ください。

それと、新庁舎の完成後による増でございますけども、市民会館の移転後にできる跡地の再整備により、最終的には全体で1,200台可能と考えております。そのうち一般の利用者の台数は620台と考えております。この内訳でございますけども、道路の西側に304台、東側に316台となります。夜間・休日になりますと、職員が新庁舎前の駐車場、それと職員用の駐車場が400台以上ございますので、夜間であつたり休

日にはその駐車場も使えるかというふうに考えております。

それと市道の交通量と歩道の設置、警察の交渉はということでございますけども、これにつきましては、玉名市独自に交通量の調査を行ったことはございませんけども、県の地域振興局が現在の市役所周辺を含む一帯の調査を平成25年9月25日に実施しております。そのデータで申し上げますけども、まず調査ポイントは市民会館の前ではありませんで、国道208号線と立願寺横町線の交差点、丁の字の交差点ですけども、そこが朝の7時から午後7時までの12時間で約2,900台、それと繁根木川沿いですね、市役所から上にのぼりました、繁根木右岸の市道でございますけども、ここが約7,000台、国道208号線につきましては複数の調査ポイントがありますが、おおむね16,000台から18,000台ということです。国道208号線、立願寺横町線の入り口ですけども、2,900台を1時間あたりに平均すると約240台、1分当たり約4台というふうな計算になります。現在は立願寺横町線、新庁舎前の道路はそれまでは多くないということがこのデータの時点ではわかるかと思えます。ただ、この数が示していますのは、国道208号線を横切る南北の道路が、繁根木川右岸の道路、それと高瀬の町中を通る道路、それと先ほど申しました立願寺横町線ですね、その入り口、3カ所になっておりますので、まあ分散されておるのかなというふうに感じているところです。ただ、市役所等できまして、住宅や事業所、店舗などが張りついてきたときにはですね、当然まだふえるのかなというふうに感じております。

それと、先ほど申しました調査ですけども、その中で現在のこの市役所に入る、出入りをカウントしておりますけども、これは市の職員で確認したんですけども、1時間当たり約120台、まあ1分当たり2台ということを考えますと、新庁舎完成後、想定ですけども、4台と2台、6台という感じになるのかなあというふうなことを思っております。

ただ、新庁舎完成後のですね交通量、通行量あたりを当然調査、確認いたしまして、先ほど議員がおっしゃったとおり、警察との協議を含め、当然横断歩道あたりの設置は必要というふうに思っておりますので、交差点の形状によります交通の影響などを考えて、歩道であつたり信号、信号確かに厳しいところがあるかと思えますけども、協議を進めたいというふうに考えております。

今、立願寺横町線あたりが開通しましたので、今後同規模な道路といいますか、付近に出来ないということになれば、とんでもない交通量の増というのはそんなにはふえるのはふえると思えますけども、とんでもない交通量の増にはならないのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 永野議員の市民会館建設に関する一般質問に答弁をいたします。

市民会館の建設位置につきましては、平成23年10月に計画変更をし、未定といたしておりましたが、老朽化が著しく耐震性に課題があるというようなことで迅速に対応すべき事柄であるため、昨年より担当課を中心に庁内で再検討を行ってきております。その過程におきまして、3月議会の答弁にあったように、建設候補地を3カ所まで絞り込み、さらに客観的な評価を行なうなど企画審議会での議論も経て検討したところでございます。市民広場公園の場合は、建築までの障害がほとんどなく、早期に完成出来るというメリットがございます。また、用地買収や造成が必要ないために、総事業費が抑えられるといった点でもございます。

これらの事項は、候補地の一つとしていた新玉名駅前と大きく違う点であります。また市民広場公園の周辺一帯は、市役所新庁舎の移転新築によって行政施設の集約がさらに進み、公共施設ゾーンとしての利便性が増した地区でございます。

議員が申されます駐車場の問題や、空間を潰してしまうといった点は確かにデメリットでございますが、現在の市民会館を使いながら建設が可能であり、周辺駐車場の共同利用も可能であるといった効率性もございますので、市民会館の建設位置として最適であるというふうに判断した次第でございます。

次に駐車スペースの安心・安全の確保が難しいのではということもございますけれども、議員御指摘の駐車場問題につきましては現在でも都市計画道路立願寺横町線の東西に分散しているといった状況があり、これは荒尾市の文化センターにおきましても同様で、市民会館のように利用状況によっては駐車台数に大きな差が生じる施設ではありがちなことだとも思っております。ただし、放置してよい問題では決してありませんので、先ほどの部長答弁にもありましたように、横断歩道や歩行者用信号の設置につきまして警察と協議していく考えでございます。

以上です。

○14番（永野忠弘君） 三番目の変化している玉名市の今後のまちづくりについての見解という、お願いします。

○市長（高嵯哲哉君） 済みません。

もう一つ、変化している玉名市の今後のまちづくりについての見解をとということでございますので。

これ、平成17年の10月の1市3町合併以来、まる9年を経過しようとしておりますが、この9年間で新幹線新玉名駅が開業し、玉名バイパスが全線開通をするなど、玉名市をめぐる状況は大きく変わってまいりました。また本年12月には、市役所新庁舎が完成し、年明けからは業務を開始いたしますので、行政の中心でもあります市役所も移転することとなります。このような新しい変化には行政も対応すべきとの意見と思

いますし、今後、国や県による大きな変化を生じる事業があるならば当然対応していくべきと考えておりますが、玉名市全体のまちづくりにつきましては、市政運営の指針となる総合計画はもとより、本年の3月に策定いたしました都市計画マスタープラン等、個別の諸計画に基づいて進めることが肝要であるということでございます。

また、私が市長就任当時から一貫して申し上げておりますように、次の世代へ過大な負担を残さないといったことも大切でございます。このことは、平成32年までに適用期限の延長がありました合併特例債の期限内に可能な事業については出来るだけ終わらせておくということで、少しでも次世代への影響を抑えられるといったところにつながっていきますので、このような考えのもとに市政に携わってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 答弁をいただきましたけど、駐車場の件ですけどね、部長、これ、東側に304台と西側に316台可能なんですか。

316台も西側は、どこにそういう余地があるかなあと思いますけどねえ。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 永野議員の質問にお答えをいたします。

内訳でございますけども、都市計画道路西側につきましては、市民会館の南西駐車場が45台、これ一般用だけを申し上げます。先ほどは304台と316台の内訳です。市民会館南西駐車場が45台、それと保健センターが20台、博物館西側駐車場が24台、高齢者等就業支援センターが6台、それと市民広場公園西側駐車場、今市民広場がありますけど、あれの西側でございます、29台。これはそこに市民会館が建ったとしてもそこは残すというふうなところですよ。それと新しい市民広場に建てます市民会館の中の駐車場が80台、それと福祉センターが6台、それと合同庁舎94台、まあこれは許可が必要ということでございますけども94台です。合わせて304台が西側ということで考えてます。

それと東側、道路東側ですね。市民会館大ホール跡地、現在の市民会館の跡地ですけどもそこを47台、これについては整備方法により、これ以上とめられる、公園として利用するならば、あれですけども、今47台と想定しております。

それと市民会館会議室等前が46台、それと大きく変わるのが市役所の新庁舎ですけどもそこが223台で、これが東側316台ということで合計の620台ということをご想定をしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） はい、わかりました。

あのですね、これは恐らく昼間のあれだと思いますね。普通の平日の数字だろうと思いますけど、まず、この合同庁舎の94台というのは、こらあ合同庁舎が使いよるわけですよ。合同庁舎で言わせてもらうなら、税務署が2階か3階ありますよね。で、納税の時期、いわゆる2月から3月ごろ、このときは、市民広場とかこの辺はいっぱいになってですね。

それとこの福祉センター、これは29台ですか、と6台。逆にもっとあるんじゃないですか。

で、言いたいのは、福祉センターあたりは当てにはなりません。むしろこれは今後、業務がまだまだ多くなると思います。したがって駐車場スペースもまだまだいると思いますね。で、市民会館が建つ位置のこの敷地内には80台しかとまらんとでしょ。要するにもう、その敷地内には80台、これは80台は恐らく福祉センターが全部使いますよ、これ、普段。ということは、建つと敷地内には市民広場公園内には、恐らくその普段市民会館の駐車スペースがあるかなと思いますけどね。

でですね、その他のところからいうならば、全部移動して、歩いてここまで来にゃあいかんということになりますよね。さっき市長だったですかね、荒尾の文化センターば言いなはったばってん、よそんなことはどがんでんよかて思うとですたい。まずですね、その、玉名市民の安心・安全の道ば確保するちゅうか、それをやっぱ一番の前提に考えなきゃいかんとじゃなかるかというふうに思います。

まあ、全体でいうなら、とにかくここは駐車場スペースがないんじゃないかというふうに思います。普段の市民会館を利用する人たちというのは結構いらっしゃいますよね。そうすると会議室ですか、市民会館の会議室ですかね。あすこあたりも結構普段使用者が多くて、そこの駐車スペースが45台ですかね。これあたりが足りなくて、博物館にとめたり、今でもですよ、市民広場公園にとめたりやってる状態の中に、どうしてもこれは駐車場はこの304台とか316台、合わせて620台という数がありますけど、これはもう本当の空いとるときの数字であってですね、いざいろいろ複合的に、いろんな会議とか集会があるときには、ここはバタバタしはせんどかと思うんですね。

そういうものがある程度予測されるのに、何でここに安心・安全の観点から言ったら持ってこなんかなあというのが私、一番この辺を不思議に思います。

まあしかし、ここで決定ということとするなら、これは当然そのうちまたどっか駐車場ば買わないかんじゃなかるかというふうに思うんですね。そぎゃんしたときには、評価の中にはそういうのは全然入っとらんですもんね。で、まあ一言でいうなら絶対ここは駐車場は足らんですよ。それを無理にここに決定というのは、意味がわかりません。市長はいつも市民の目線とかいう言葉をお使いになりますけどね、市民の安心・安

全の観点から見ると、この位置は非常に、疑問を感じるところであります。

駐車場一つ考えてもそういうふうに私は思うところですね。でですね市長、またお伺いしますが、この市民会館のですね、どんな市民会館をつくりたいのか、それとこの建設地決定にあたり、民意が入ってないように思いますが、その点についてお尋ねします。

それとも一つ、この財源のことですけど、市長はあるところで建設費用22億円と発言なさってるというふうに聞きますが、その22億円の根拠はどこにあるのか、その3点をちょっとお聞きします。

○議長（作本幸男君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時44分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 永野議員のどういった市民会館をつくるかということにつきましてまずお答えいたします。

今回の市民会館建設につきましては、玉名市におきまして音楽活動の盛んな町として音楽の都・玉名というふうにふさわしいイベントを積極的に支援をいたしております。音楽を通して、地域や年代を超えた多様な交流を盛んにするとともに、感性豊かな人間形成とまちづくり、芸能文化レベルの向上を目指すというようなことであります。

そしてまた、誰もが利用しやすい施設としてユニバーサルデザインに配慮し、障がい者、子ども、お年寄りなどが来館しやすさ、そしてまた使いやすさがよいというようなことを目指しておるところでございます。

次に民意につきましては、前回の市民会館建設に当たりまして基本計画を策定をいたしておりますけれども、その際、建設の検討委員会での民意といたしまして、場所、今の市民会館付近というエリアを決定しているということでございます。

そして建設費というようなことでございますけれども、当時、建設費は概算というような形で当時お話をいたしました。それは平方メートルが約50万円、そして大体4,000平方メートルぐらいを予定するというようなことございましたので、これにかかる金額として20億円、そして用地が1億円、そしてその他につきまして大体1億円というようなことで、22億2,000万円というようなことを当時発表したというような状況でございます。

その22億円についての内訳といたしましては、社会資本整備総合交付金というのを利用するというようなことにいたしておりました。これは約8億4,000万円ほど交

付金としていただけるというような状況でございますので、残ります13億8,000万円ということになりますけども、これにつきましては、合併特例債の95%を算入できるということでございますので、大体約13億円程度が合併特例債で賄えると。そしてまた合併特例債につきましては、70%の交付税の算入がございまして、実質的には4億円少しぐらい、市の持ち分になるんじゃないかというのが当時の状況でございましたのでこれに、こういう状況の中でこれからも進めてまいりたいなというふうに思っておりますけども、一つ心配しているのは、最近、これは国の状況も同じでありますけども、建設費が高騰しているというような状況でございますので、当時から見ると少しはそういう面では上がってるのかなというような感じがいたしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 14番 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） はい、ありがとうございます。

この市民会館建設にあたっては、50年に1回建てるか建てないかの建物ですから、立派なやつを、新しい玉名市の文化の中心、活動の中心であるべき建物になったらというふうに思います。

ちょっと戻りますけど、その前に市長、よく市長はこういう予算のときに、「次世代を担う世代に負担を強いらぬ」というようなことをお使いになって予算を組むというふうにおっしゃいますけど、この市民会館あたり、まあ庁舎もそうですけど、これは建物ですよ、これは市の財産にもなりますよね。と、次世代の人も使いますよね。で、当然次世代の人も使うなら、次世代の人もそれはそれなりにですね負担じゃないんですけど、それはあつて当然だろうというふうに思うんですね。

だから、その強調してこれば次世代を担う世代に負担を強いらぬ、別にそぎゃん強調せんちゃよかつじゃなかろうかと思うんですけど、そらだつてですね、そら必要以上に、負担を多くしようと思う人はいないと思うんですね。ですから、なんかこう、あれするときにはすぐこう次世代の人に負担を強いらぬというような言葉をお使いになりますけど、それはもう、私どもも当然その、また使いますし、次世代の人もそら40年、50年ぐらい使っていくわけですから、その言葉がいつもかつもは足りないんじゃないかというふうに私は思います。

いかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 永野議員の次世代についての負担を強いらぬというようなことでありますけども、今、少子高齢化と言われるように、子供たちがだんだん少なくなってきたというような現状でございます。同じ借金をした場合に、今の借金で返す人数と将来にわたつての返す人数が少なくなってくるということであれば、その分は完

全に将来の負担になるというようなこと。そしてまた今回の市民会館の建設につきましても、これが先々になりますと合併特例債が使えないというような状況になります。そうしますと、やはり玉名市は先ほど説明で申し上げましたように、玉名市の持ち分としては22億円でありますけども、まあ大体4億円程度というような状況でありますけども、これがもし合併特例債を使われないというような状況になりますと、まちづくり交付金といいますか、整備資本の総合計画の交付税を使うだけになりますので、その分だけ玉名市の持ち分が多くなるということは、その分は次世代にその負担を大きくするというようなことでございますので、そういうものも総合的に考えながら極力次世代の人間に負担をかけないようにするというのが今の我々の務めじゃなかろうかということが基本的にあるということでございますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 14番 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） なんでんですね、だれでん何か物をつくる時、金を使うときはですね、それなりに考えてですね、華美なやつとか、想像以上にですね金を使うということは特にこういう公な金を、予算を、財源を使うときは、恐らく慎重に考えていると思います。

何回も言いますように、当然その私どももそのあとにも財産として残るわけで、それを私どもも使うわけで、次世代の人も使うわけですよ。ですから、次世代にどうのこうのという言葉があまりにもこう表に出るとですね、財源をあんまり使わないというような表現ならあれば、次世代に負担をかけるかけるってというような言葉は、どうもこう頭に残ってしょうがないんですね。

そらもうだっでん、安く出来れば同じものが安く出来れば、これほどいいことはない。それに向かってみんな努力していくんじゃないでしょうかね。

まあ、その辺が1回は聞いたかったもんですからちょっとお聞きしました。

また、もとに戻りますけど、さっきの駐車場の件ですけど、これは原口部長さん、あれですね、どうしてもここは、市民広場公園に建てますよね。するとこのところに80台は駐車スペースができるだろうということですよ。でも、この80台は、恐らく福祉センターの人たちが、これは福祉センターの人たちも恐らく80人ぐらいは恐らく、まあ職員さんは4、50人でしょうけど、あすこにほらパートとか何とかで出入りする人たちもいらっしゃいますので、これはもう恐らくですね、それが福祉センターの分になるんじゃないかというふうに思います。

ということはですね、この市民広場公園に建設ということですけど、この敷地内に市民会館用としての駐車場はこれはないんじゃないですか。スペースがないんじゃないですか。ということは、なんかあるときは、どっからかこう寄ってこにゃんいかんわけですね。ましてや、市道を通って恐らく、この市道は今でも車が多いですけど、これはも

う少なくなることはないですよ。バンバンバンバンふえますよ。まあ、新庁舎ができればまたふえるし、恐らくこれが、新玉名駅あたりにつながれば、ものすごくふえてくると思います。4、50年もたたないうちに、そこ何年かのうちにそういうあれが出てくるならば、私は、危険きわまりない建設場所じゃないかというふうに思います。

その辺はどがんですか、部長さん。そがん思いなはらんですか。

で、駐車場の件ですけど、さっきの80台というのはこの辺、建設位置のスペースには市民会館用の駐車場スペースとしては私はないというふうに思いますけどね、その辺はどがん思いますか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 永野議員の質問でございますけども、この用地が9,100平方メートルです。それと先ほど市長が申されましたけれども、現在のところ約4,000平方メートルを考えておるといふところなんです。ですから、幸い土地は整形ですので、精いっぱい、ラインの中で80台、確かに80台というのは少ない台数でございます。ですから、最初の御質問でお答えいたしましたけども、他の公共施設の駐車場を、それを共用で使うというふうな方法になるかと思っております。

それとこれは、特別委員会でしたかね、何かの議員さん方の会議の中で話あったんですけど、将来的に駐車場が問題になるといったときには、その周辺に土地を、そのときの状況で、その辺の状況でその辺の手当は考えていくべきだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 14番 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 部長さん、何か素直なあとと思うと。いやいや、本当に私、そう思います。いま部長さんがおっしゃったように、これはもう近いうちにまた別に駐車場は、ここならば、決定ならば、駐車場ばまた買わにゃんごっなつとですよ。そがんせんと、この道路が真ん中を、そらあもう子どもから年寄りの方が、市民会館にこの、どーっと終わったあとなんか流れるというようなことをイメージしてみただけで、何かぞっとするような感じがしますよね。絶対ここは危ないですよ。そういう意味で、部長さんがおっしゃるとおり、恐らく近いうちにまたこれは、他の土地ば買わなんとじゃなかるかと。こういうのは評価には入ってないわけですよ。ですから、決定ちゅうことじゃなくて、これはもっともっと、まだまだ議論して、検討せないかん課題じゃないかというふうに私は思います。

まあ約50年先まで玉名市の文化活動の拠点として、交流場として利用される市民会館、市民広場公園を建設という決定には、将来に明るさが、わくわくするような夢の持てるようなイメージが湧いてきません。逆に、押し込まれたプラク、逆戻りするような

イメージさえいたします。玉名市が元気で輝いているさまを発信できるような新しい市民会館であってほしいと願うものであります。もっと、議論・検討が必要であると思います。

一応これで、市民会館の件については終わります。

では、次の質問をさせていただきます。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番(永野忠弘君) 緊急災害時の対応についてということで質問させていただきます。

9月1日は防災の日でした。この日にあわせて防災の訓練を実施されている地域もあったとお聞きしております。日ごろからいつ起こるかわからない天災に対しては、常日ごろの備えの積み重ねが最小限の被害にとどめることになると思います。防災の日は、改めて防災に対する認識を深める日であると考え次第です。

開会初日の市長の挨拶でもありましたが、8月20日未明の広島土砂災害の被害の大きさに災害の恐ろしさを改めて感じた次第です。最近では、スーパー台風とかゲリラ豪雨などの聞きなれない、今まで経験したことがないような災害が発生している報道がなされております。私どももそのときに備え、防災意識を常々持つことが大事であると考えるところであります。玉名市内では、近年ではそれほど大きな被害が出た災害は起きていませんが、準備は必要であると思います。そして、災害に対する準備態勢はどうなっているのかお伺いし、緊急災害の発生したときの対応、またそのときの緊急時の食糧等の備蓄はあるのかお尋ねします。

その1、危機管理体制の取り組みについて、2、緊急災害時の対応について、3、地域や消防団等との連携は、4、防災意識の徹底への取り組みは。

○議長(作本幸男君) 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長(西田美徳君) 永野議員の危機管理体制の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

玉名市の防災初動体制につきましては、熊本地方気象台より大雨等の警報が発令された段階で職員による防災待機体制をとっております。勤務時間内は総務課職員が対応しておりますが、休日や時間外においては本庁舎に4名、岱明、横島、天水の各支所にそれぞれ2名の職員で編成する警報発令待機班を配置し、気象情報、災害情報の収集や伝達を行っております。また、河川や市道及び排水機場、農道、農業用排水路等の災害発生危険性に備え、必要に応じて建設管理課及び農地整備課等の各職員も待機体制をとっているといた状況でございます。

次に、緊急災害時の対応についてですが、警報が発令され災害発生危険性が高まっ

たときには、小学校等を詰め所として、現地における災害情報の収集や地元消防団、区長との連絡調整及び連携を図りながら、災害に対応するためおおむね小学校単位で一班2名から4名の体制で結成している防災地区責任者の出動を行なっております。

また、市内全域にわたり風水害等の発生するおそれがあり、又は被害が甚大と予想され、あるいは発生したとき、又は震度6弱以上の地震が発生したときは、市長を本部長として市庁議メンバーである幹部職員及び消防団長、有明広域行政事務組合消防本部消防長で構成する、玉名市災害対策本部を設置し、動員可能な全職員でその対応にあたる体制をとることとなります。

次に、玉名市の防災備蓄品の状況といたしましては、平成24年度から随時計画的に毛布及び食料品等の備蓄を行なっており、現在、毛布200枚、アルファーマ1,000食、乾パン400食を備蓄しており、また福祉部署でも要支援用として紙おむつや簡易ベッドなどを備蓄しているところです。今年度は、毛布100枚、アルファーマ500食のほか、飲料水などを備蓄する計画であります。

避難所対応にあたっては、避難者数や災害の状況にもよりますが、市が避難勧告や避難指示を発令した場合、洪水避難マップに掲載されている避難所の開設を行ない、防災地区責任者や市職員により避難所運営に当たることで避難者の把握、災害情報等の収集、伝達等の対応を行なうこととしております。また、7月10日に熊本に最接近した大型の台風8号では、事前に庁議メンバーのほか、玉名消防署長や消防団長も含めて台風対策会議を開催し、未然の対策を協議、確認するとともに、危険が切迫する前の明るいうちから早期的避難を促す予防的避難の自主避難所を玉名地区は、玉名市福祉センター、岱明地区は岱明ふれあい健康センター、横島町は横島町公民館、天水地区は天水保健センターふれあい館の市内4カ所に開設いたしました。7月8日から7月10日にかけて70所帯93名の方が自主的に避難されたところでございます。

このように、初期の段階から必要な体制をとり、災害発生の危険度や災害現場の状況によって段階的に組織体制を整え、市民の避難に対し迅速に対応しているところでございます。

次に、地域や消防団との連携についてでございます。

防災の視点に立っての地域づくりを推進するに当たっては、区長や民生委員を初め、自主防災組織などの地域住民が消防団との緊密な連携を持ち、一体となって防災活動に取り組んでいくことが重要でございます。特に消防団は、市民の安心・安全を守るため、常日ごろから活動しておりますが、防災面での十分な訓練と経験も積んでいることから、それぞれの地域でリーダーシップをとり、防災知識の普及・啓発を行なうことが期待されております。また、自主防災組織と消防署、地元消防団が連携した消火訓練等を行なうなど、地域ぐるみで防災力の向上を図っている地区もあり、区長や民生委員を

初め、自主防災組織などの地域住民が多面的に防災面での対応力を持つことが重要であると考えております。

それから最後の防災意識の徹底への取り組みについてでございます。

災害の予防はもとより、災害時において、その被害を軽減するためには住民一人一人の防災意識の向上が不可欠であります。的確かつ迅速な行動はもとより、災害発生時には、自分の命は自分で守るという自助、地域で助け合うという共助などの防災意識が重要であるとともに、平素からそのような住民の防災意識を高めるための施策も重要です。そこで玉名市では、関係機関と住民とが一体となって玉名市総合防災訓練を開催しており、防災に対する知識を習得し、防災意識の普及・啓発を行なうことで、災害に対する危機感を共有するとともに、状況に応じた適切な判断、避難行為が取れるよう住民の防災意識の高揚を図っているところでございます。

また、広報やホームページにおいても防災情報を提供しているとともに、洪水避難マップを作成し全所帯に配布するなど、防災に対する意識向上を図っております。

なお、今年度は津波ハザードマップを作成することといたしており、さらなる防災意識の強化に努めてまいります。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） ありがとうございます。

きょう、西川議員も朝からおっしゃってましたけど、私も朝、テレビを7時前後に見てましたけど、北海道では1時間に120ミリメートルぐらいの、今まで経験したことのないような大雨が降ってるというようなことでございまして、宮城県でも100ミリメートル以上の大雨が降っているということでございまして、きのうは東京、大阪、兵庫、日本あちこちでそういう、今まで経験したことのないような大雨が降ってるような状況でございます。

玉名あたりも近年はあまり天災がないところでありますが、災害はいつやって来るかわからない、普段から用心といいますか防災の意識は絶対必要じゃないかというふうに感じるわけであります。

で、お伺いしたわけですが、行政はどういうふうにそういう災害に対して取り組みをなさるのかというのは今回の大きい質問のテーマでありましたが、まず防災初動体制から入って、警報発令待機班をつくりになって、本庁4名、3町の支所に各2名ずつ配置なさって、待機体制をとるということであります。緊急災害時は小学校単位で消防団・区長さんとの連携をとり、庁内での防災地区責任者が2名から4名体制で各小学校単位で責任者がおられるということでございまして、それで、市内全域で風水害の発生がおそれ、被害が甚大と予想されまた発生したときには、市長を本部長としまして玉名市災害対策本部を設置するというふうに、こういう流れになつてございまして、な

にぶんその、こういうのは予想もせんときに起きるものでありますので、これが、順調に動くことを願うわけでありまして、そのため、普段から訓練も必要じゃないかというのがきょうの大きなテーマでもあります。

それと、玉名市洪水避難マップとか災害時福祉マップという立派なやつをですね配布してありますけど、このマップに書いてある避難場所あたりを、いつ使っていいのか、いつごろから使っていいのか、これにはさっきの答弁の中には、避難勧告を発令した時点で洪水マップによる避難所の開設を行なうと、防災地区責任者や職員を派遣するというふうにありました。こういうふうな流れになるというふうに思いますが、その答弁の中に、消防団活動は日ごろから快く思っている次第ですが、自主防災組織という言葉が出てきましたけど、この組織についてお伺いしたいと思います。

これは再質問でございます。

自主防災についてお伺いします。自主防災組織とはどんな組織か、活動内容はとどの狙いは、3に現在の組織の数という3つのことをお願いします。

それと市長にお伺いします。新庁舎の緊急災害時の位置づけですね、それと2番に屋上等に緊急時のヘリポート設置はあるのかないか、他のお考えがあればお伺いします。3の緊急避難所としての使用はあるのか、新庁舎がですね。この3点を市長にお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 永野議員の自主防災組織との御質問にお答えをいたします。

自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという地域の助け合いの意識のもと、行政区などを単位として地域住民の連携に基づき防災活動に取り組むために結成された自主的な組織でございます。災害時の被害防止又は軽減を図るためには防災に対して市民一人一人が自分の身は自分で守るという自助の意識を強く持つことが必要ですが、行政や防災機関による公助のみならず、地域においては隣近所の助け合いによる共助によって日ごろから災害に備えることが重要であるため、地域住民が一体となって地域の防災力向上と減災のために防災活動に取り組むということが自主防災組織の目的でございます。

次に、現時点での自主防災組織の組織率、又は組織率向上への啓発などの取り組みはということでございますけれども、9月1日時点で組織率は47.7％となっております。玉名市の自主防災組織育成及び組織率向上への取り組みといたしまして、平成25年4月から、玉名市自主防災組織育成事業補助金制度を創設しております。1団体に防災資機材整備事業補助として上限5万円、防災活動事業補助として上限1万円を交付しているところでございます。今後も組織の更なる組織の充実及び組織率の向上に向けて、自主防災組織での初期消火や避難誘導訓練などの防災訓練はもとより、活動推進のため

の自主防災研修会などを支援するとともに、区長会会議での啓発活動、それから県との連携などにより組織率アップを図って、地域防災力の向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 永野議員の再質問にお答えいたします。

緊急災害時の対応についてでございますけれども、新庁舎の防災対策の位置づけといたしましては、大規模災害発生時あるいは発生のおそれがある場合に応急対策を実施するための組織といたしまして、玉名市の災害対策本部の本部設置場所といたしまして、玉名市地域防災計画の中で位置づけをいたしております。本部会議の運営拠点として、災害対応体制の整備や関係機関との連絡調整、災害情報の収集、災害対策などを協議するということになっております。

次に、新庁舎の屋上へのヘリポートの設置についてお尋ねでありますけれども、結論から申し上げますと、ヘリポートの設置予定はございません。屋上への搬送の手間を考えますと、緊急病院等に比較いたしまして必要性、有用性は格段に低いとの判断であり、屋上につきましては非常用発電設備、空調室外機、高圧受電設備等の機械設備類の他、防災行政無線等のアンテナ等を設置する予定でございます。なお、新庁舎周辺で、緊急にヘリコプターの発着が必要となった場合には、菊池川河崎の河川敷やグリーンベルト、玉名市桃田運動公園金栗広場が自衛隊ヘリコプター及び熊本県の防災消防ヘリコプターの離着陸場として指定されておりますので、ここで対応するということとなります。

それから、緊急避難場所としての活用についてでございますけれども、市が避難勧告や避難指示を発令した場合に、新庁舎付近には市民会館や玉名勤労者体育センター、市の勤労青少年ホームを指定避難場所といたしておりますが、まずは市内の48カ所ある指定避難所のうち、最寄りの避難所への避難誘導を優先をして安全確保を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 14番 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 本庁舎の機能というのは、本部会議の運営拠点だけですね。

きのう市長は本庁舎は防災の拠点であると、福嶋議員の答弁でおっしゃってございましたけど、拠点ということであれば、災害対策の本部、ただ指令するばかりのところじゃなくて、避難所としても、その準備が必要じゃないかというふうに思いますがいかがでしょうかね。

それと、この場所、市民会館あたりはですね、最寄りの避難所への避難誘導を優先にというふうにありますけれども、市民会館や玉名勤労者体育センター、市勤労青少年ホー

ムを指定避難所としてということではありますが、これはさっきの市民会館のあのエリアですよね、みんな。ここは私、さっきから言いよりますように、災害の経験のあるところでもありますので、あんまり避難所としてはどうかなというふうに思いますね。

まあそういうことで、これは本庁舎は災害本部だけの発令するだけの本庁舎、防災のときはそれだけしか使わないところでしょうかね。市長どうでしょうか。

それともう一つ、済んません、くどいようですけどヘリコプターですけど、まあ屋上にはつくってないというようなことで、これはですね、いざというときの防災ということはいろんな防災、いろんな災害がありますからね、これも検討してよかったんじゃないかというふうに思います。場所を菊池川河崎河川敷やグリーンベルト、これは大雨のときはわかりますよね、2カ所。ということは、あとは桃田運動公園の金栗広場ここだけしか使えないということになりますけど、この1カ所でよかったですかね。それは川向こうでありますけど、菊池川の左岸でありますけど、右岸のほうにはそういうのは別にはないんでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 先ほど申しましたように、緊急避難場所ということでございますけども、皆さんも災害のときの状況を考えてみますと、東北でも災害等々があったときの避難場所、そしてまた避難される場所というのは、やはり一番適しているところは、多くの人を収容出来るというようなことが必要になってくるというような状況でありますので、そういう面では市民会館とか勤労者体育センターとか青少年ホームというのは、市役所の周りにあるということでございますので、こういうところを一番にやっぱし利用したほうが便利じゃないかなということでございますので、最終的にそういうところでも賄えないということであれば、それもやはり考えていいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、ヘリコプターにつきましては、先ほども言いましたように屋上でやるということありますと、大変やはり不便を感じるということでございますので、やはり、救急車が到達してすぐにでも運べるということになりますと、やはり一番便利なところであります先ほどいいました3カ所ということでございますけども、緊急の場合には、ほかの場所でも緊急に着陸することができるような場所はたくさんございますので、そういうところを利用するということになるだろうと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） ありがとうございます。

今回のですね質問の動機の一つがもう一つありまして、実は私どもの地元、玉陵中学校がある行政区で、7月の台風8号のときに、自主避難を市役所に申し込んだそうであ

ります。ところが、恐らく申し込まれた方は区長さんだったんですけど、それをもとの民生委員さんが、その行政区に3人ばかり高齢者の一人住まいの方がおられたそうです。その方を、どっか避難させたいというようなことで、どっかというか、洪水マップを見ると、玉陵中学校も玉名小学校も避難場所になってるんですね。その行政区ですから、恐らく玉陵中学校に避難というふうに考えられたんじゃないかなと思います。それで役所に電話を恐らく担当に電話されたと思うんですが、そのやりとりが結局は自主避難だったものですから、福祉センターに来てくれと、食糧も持ってきてくれというようなことで、頼まれたほうの人は、初めてのことでですから何でそこまで行かなんとですかというのがあったろうと思います。それと高齢者ですから、恐らく一人では行けない。なら、誰か連れて行かにゃんいかんと、誰が連れて行くかと、こういうことがですねあったように聞きます。

私が言いたいのは、トラブルではないが行き違いがあるわけですね。で、これは宮田議員のきのうの質問にも同じような内容になると思いますが、これを、年に一回か二回防災訓練をして、その辺を区長さんとか民生委員さんとか、そのあたりを、訓練の中でやり取りをしていけばこういうことはなかったろうというふうに思いますね。まず自主避難とか、予防的避難とか避難勧告という、こういう言葉も、恐らく地元の区長さんあたりは私ども、なんだろかていうごたる言葉ですからね、私のきょうの目的は、いつ来るかわからない天災を、日々から訓練をして、防災意識を高めておればそういうことも、何事も、ちょっとしたことでもスムーズにいくんじゃないかというふうに思う質問の動機であります。

災害はいつ来るかわかりません。いざ災害が我が身に近づいたとき、自分の身は自分で守るという自助の意識を持つことが一番と考えます。その意識を高める方法として、自主防災の組織率を上げ、9月1日の防災の日を年一回の訓練日として、訓練を重ね、防災意識を高め、防災に強い玉名市をつくり上げてほしいと願う次第です。

このことが本日の質問の目的でありました。今後関係各課のさらなる努力をお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

引き続き、11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 休憩が入るかなと思ってましたが、続きで行きます。

こんにちは、市民クラブの横手です。お昼過ぎで、そしてまた、眠たい時間ではありますが、通告に従い、早速一般質問を行ないたいと思います。

まず最初に、学校教育現場でのICT利活用授業について行ないたいと思います。

文部科学省は、2011年に教育の情報化ビジョンの中で、2020年までにすべて

の学校で一人一台のタブレットを導入したICT授業を実現すると、このような目標を掲げていると発表しております。今からかれこれ20数年前になると思いますが、ある先輩がデスクトップのパソコンを見せて、これからはこのようなパソコンが一人一台の時代が来ると言っていたとき、私はそのときは信じられずに、パソコンがどのように使われているのかわからないでいましたが、まさに、現在はそれ以上になっていると思います。隣の佐賀県武雄市の「公立山内東小学校で近年注目が集まっているタブレット型端末を導入し、授業で活用している。当初は40台を整備し、その後総務省の地域雇用創造ICTきずなプロジェクト（教育情報化事業）を活用して、小学校4年から6年生までの児童と担任教員用に146台を整備した。児童は楽しみながら端末を利用しており、普段よりも集中して学習し、定着率も高いようである。これまで授業に集中できなかった子どもも学習意欲が高まっている」と、今年の5月の日本経済新聞に記載されておりました。

「このタブレット型端末を導入し、授業を行っているところの児童のほうが成績もまだ取り入れていない学校よりも上位にある傾向である」とも記載されておりました。

東京都荒川区の小中学校では、今年の秋には全生徒に一人一台配備すると、また目黒区でもこれに追随するとの記事もありました。タブレット型端末と電子黒板を連動することにより、児童がタッチペンで入力した回答を電子黒板にリアルタイムで、しかも複数人同時に表示できる。数学では動画を使い、図形などをわかりやすく説明ができ、また理科などでは実験結果を表計算ソフトで瞬時にグラフにすることもできますし、体育の授業では、カメラ機能を使ってフォーム等の確認が容易にできるなど、さまざまな場面での活用の可能性が広がるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、1つ、現在、熊本県下で試験的でもいいのですが、何校かタブレット型端末と電子黒板を利用した教育を行なっている学校があるのか。2つ目、近い将来始まると思われるICT授業に対する先生たちのスキルアップの取り組みはなされているのか。3番目、当然、無線LANでつなぐことになるが、現在本市の各小中学校には光回線はつながっているのか。4番目、本市の教育委員会として、この事業をどのようにとらえているのかお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 横手議員の現在、熊本県下で試験的でもいいので、何校かタブレット端末と電子黒板を利用した教育を行なっている学校があるのかについてお答えいたします。

学校におけるICTの活用については、議員がお話しをされたとおり、総務省の「フ

ューチャースクール推進事業」や、文部科学省の「学びのイノベーション事業」など、教育分野におけるICT利活用の実証研究が進められており、学校や教育委員会等の教育機関の具体的な取り組みの参考になるよう実証事例を示しながら、積極的な導入を推進されております。熊本県下では、熊本県教育庁がICTを活用した未来の学校創造プロジェクトという名称で平成25年度より県内の公立小中学校8校、宇土中学校、上天草市登立小学校、高森中央小学校、高森東小学校、高森中学校、高森東中学校、山江村山田小学校、山江村万江小学校を研究指定校として試験的に一学級分のタブレットPCを導入し、実証授業を実施しています。

2つ目の御質問、近い将来始まると思われるIT授業に対する先生たちのスキルアップの取り組みはなされているのかについてお答えいたします。

冒頭にも述べましたように、県ではICTを活用した未来の学校創造プロジェクト事業が進められています。本市では学校現場において普及が予想される電子黒板やタブレットなどのICT機器の効果的な活用や、情報モラル教育等の充実を図るために、教育の情報化推進の牽引役としての人材の育成を図る校内リーダー研修を行ない、その教員を中心に各学校における教職員のICT活用指導力等の向上を進めています。

校内リーダーとして研修を受けた教員は、必ず学校において講師として研修を実施することになっており、各学校では毎年最低でも一回は全職員に対するICT活用研修が実施されています。また、本市においても玉名市教育センター情報教育部において、部員が児童・生徒の思考力、判断力、表現力を高めるためのICTを効果的に活用した授業力づくりをテーマに研究、実践を行っております。

各所属の学校で研究授業を実施することで、どのような使い方をすればより効果が上がるのか、授業実践の検証をもとに質的な分析が進められ、新たなモデル的な授業のあり方を現場レベルで提案しているところです。また、研究の成果や事例を研究冊子にまとめたり、県の研究発表会で報告したりすることでさらに研究に磨きをかけ、各学校の先生方のスキルアップに寄与できるように進めております。

次に、当然、無線LANでつなぐことになるが、現在本市の各小中学校には光回線はつながっているのかについてお答えいたします。

現在、本市の全小中学校に光回線を整備しております。旧玉名市と天水町の小中学校は、平成14年、岱明町、横島町の小中学校は平成18年に整備いたしました。将来的にはタブレット等の普及・導入に伴い、無線LANを整備していく必要があるのではないかと考えておりますので、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 本市の教育委員会として、この事業をどのようにとらえているのかについてのお尋ねにお答えしていきたいと思えます。

本市の学校におけるICT環境については、昨年度より教員の負担軽減と業務遂行の効率化及び教育活動の質の向上、情報流出の危険低減のため、公務用コンピューターとして、教員一人に一台の整備を図っています。同時にパソコン教室での児童・生徒を一人一台のコンピューター利用を図るため、教育用コンピューターの更新を計画的に進めているところです。

ただ、先般話題になっていました、Windows XPのサポートが終了したのを受け、早期の更新を進めなければならないと考えております。

また来年より全面実施となるエンジョイイングリッシュに備え、本年度内に小学校の普通教室に大型画面のテレビ、又は電子黒板を設置する予定です。

このようなICT環境整備を進めることにより、確かな学力と情報活用能力を育むことができるかと期待しているところです。

今後は、近年のデジタル教材の普及やICTの積極的な活用を初めとする指導方法、指導体制の工夫改善を通じた授業の核心に鑑み、タブレットなどの導入を検討しなければならないと考えております。導入の際は、研究指定校を設け、実践・検証を図りながら進めていきたいと考えております。

昨今の日本の成長戦略の柱の一つとしてICT教育の充実を図ることとされているように、ICT活用を図っていくことは、確かな学力をより効果的に育成するための子供たちにとってわかりやすい授業を実現するとともに、子供たちの主体的な学びを推進していけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） 答弁ありがとうございました。

ちょうどですね、この今回のICTに関するタブレット端末を利用した教育ということで、この一般質問の原稿を考えているときに、ちょうど時を同じくして、月曜日の夜だったですかね、7時半からクローズアップ現代というのがNHKで放映されておりますけれども、そこでちょうどこのタブレット端末を利用した教育を特別番組というか、クローズアップでやっておりました。

そのとき言われてたのが、ITの先進国と出ておりましたねそのときは、韓国で今、タブレットを利用した教育を学校のほうで進めていると。その中で言われてたことに、ここでは私が調べた範囲ではタブレットを使った学校のほうの子どものほうが成績が上位のほうにあるというふうにあったんですけれども、韓国のほうでは、タブレットを使った授業に関して、そのわかつつもりで頭に残ってないっていうようなこともちらっ

とその番組のほうで言うておったので、ちょっと気になっておりましたけれども、ある日本の教育評論家の方がおっしゃってた中には、それをもう一步突き詰めて、方向性をそれがどうしてそういう解答が出たのかっていうのを突き詰めれば、そこはクリアできるんだというようなことをおっしゃっておいりましたので、やはり何事も使い方によってはいろんな違った結果が出るのかなというのを感じた次第でした。

今回、私が質問しておりますICT授業を実施するには、まだまだ越えなければならないハードルがあるのも事実であります。例えば、インターネット回線と無線LANの設置や電子黒板の用意、教職員のICTスキルアップの育成等々、様々な壁があります。ましてや、これを全国の小中学校に導入するまでには、まだまだ随分と時間もかかるのではないのでしょうか。また、安くなったとはいえ、数万円もするタブレットを個人と行政のどちらが負担するのか、金銭面での負担も随分と大きいものも事実であります。

それと、先ほどの答弁の中で、県内の公立小中学校8校を指定校として、タブレットを導入し実証授業を実施しているとの答弁でありましたが、その学校では、電子黒板も併用して利用しているのか、またその結果、子供たちの学力の向上は見られたのかについてお答えがなかったように思います。

そのところを再度お伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 再質問の、県内の公立小中学校8校を指定校として、タブレットを導入した実証授業のときに、同時に電子黒板を利用しているのかということで質問にお答えいたします。

指定校の8校ですが、県のICTを活用した未来の学校創造プロジェクト事業においては、電子黒板を導入している学校にてタブレット端末等を利用した授業を実施されております。

次にその結果、子供たちの学力の向上は見られたのかについてお答えいたします。

本年4月に出された調査結果、こちらは速報ですが、こちらの資料から客観テストの結果では、思考判断や表現技能、知識理解でタブレットを活用した授業が活用しなかった授業よりも高い数値が出ております。また、児童生徒への意識調査でもタブレットを活用した授業が活用しなかった授業より楽しく学習することができる、授業に集中して取り組むことができる、じっくりと考えて、自分の考えを深めることができるなど、多くの面で優位な差が見られる結果となっております。同時に、教員のICT活用指導力も向上しているという結果が出ております。

さらなる詳細な調査結果は、改めて報告される予定であると聞いておりますが、今後も継続して事業実践の質的な分析やICT活用指導力を高める研修の充実を図っていく

とのことですが。

以上です。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございました。

3月の議会のときに、先ほど教育長からもお話しがありましたけれども、X Pの問題で私がここで一般質問をしたとき、あれは、もうX Pの期限が切れるということで非常に早急に急ぎであったんですけれども、あのあと補正をつけていただきまして、職員のすべてとはいきませんけれども、まだ学校のほうに関しましても、窓口のほうのパソコンを至急かえていただいたことは非常によかったのではないかなと思っております。

それと今の答弁ですけれども、子供たちは今のお父さんやお母さんの携帯はほとんどがスマートフォンではないでしょうか。実に持ち歩きのパソコンに電話の機能がついているようなもので、常にパソコンでインターネット等にアクセスすることができます。それをわずか2歳や3歳の小さいころから常に子供たちは触っております。何の抵抗もなしにタブレットの操作は簡単にできるのではないのでしょうか。

先日友人から聞いた話ですが、知り合いの小学生の男の子が今はやりの合体型プラモデルを欲しがっていたので、買ってあげたら親は組み立て方がわからないのに子どもが親のスマートフォンを利用して、インターネットのサイトに入り、その解説を見ながら自分で組み立てたり解体したりしていたと聞いて、本当にびっくりしました、ということでした。

これからはそのような子供たちがICTを利用して勉強するのですから、先生方も本当に大変だとは思いますが、その先生方を指導・監督の立場にあられます教育委員の皆さま方におかれましても、今後ともどうぞよろしく御指導のほうをお願いしたいと思います。

それで、次の質問行きます。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 次に、境川の改修についてお伺いします。

この件に関しましては、私は以前から何回となく質問をしているところでございますが、その都度、適切な対応をしていただき、地元住民の皆さんも大変喜ばれているところであります。

今年の梅雨明け後の夏は、何回もお話が出ておりますけれども日本全国で異常気象が襲い、気象庁は平成26年8月豪雨と今回の大雨を名づけたそうです。

本来であれば地名を入れるそうですが、今回の大雨は余りにも広範囲であり、広島、高知、京都は特にひどく、その中でも、広島市北部を襲った豪雨による地すべりは、70数名の人命を奪い、数多くの家屋をも飲み込み、いまだに捜索が続けられています。

本当に亡くなられた方々に対して哀悼の意を表すものであります。

このように近年の異常気象は、どこに災害が起きてもおかしくない状況にあります。

さて、地元を目を向けますと、私が住んでおります滑石地区は、東は菊池川、西は境川、南には有明海と三方向のどちらからでも水害が襲ってきてもおかしくない地形にあります。今年も梅雨末期の7月3日だったのでしょうか、玉名地方を襲いました豪雨は確か1時間に60ミリメートルぐらい降ったのではないのでしょうか。あのときも私は、境川の水量がどうなっているのか気になって見に行ったものでした。幸いあのときの玉名地域は、降雨の時間が短かったこともあり、一時的に相当水位はふえていたものの大事には至らず、事なきを得ましたが、これから台風の襲来する時期にもなりますので、まだまだ油断はなりません。

そこで質問ですが、現在境川の上流から堤防道路の拡幅、かさ上げ工事がなされていますが、残りの区間の早期着工をお願いいたします。2番目、堤防に草が、川底には葦が茂っています。早急の除去をしていただきたいと思います。3番目、ところどころの川底に砂が堆積している箇所がありますので、その部分の除去をお願いいたします。4番目、境川期成会で言われているバイパス工事の進捗状況は何%ぐらいの進捗状況なのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長（藤井義三君） 横手議員、御質問の堤防道路の拡幅工事はいつごろになるかについてお答えいたします。

横手議員が堤防道路とおっしゃっているのは、市道野口清松線の道路拡幅工事でございます。平成26年7月に地元の説明会を開催しており、おおむね承諾をいただいております。事業内容でございますが、滑石橋から下流の清松橋まで延長700メートルについて、現在の幅員4メートルを6.5メートルに改良し、交通の利便性を高めるとともに、河川ののり面には雑草が生えるのを防ぐため、張りコンクリートを行ない、維持管理の軽減を図るものでございます。今後の計画につきましては、今年度に用地買収の予定をしております。平成27年度から工事を着手し、5年程度をめどに完了したいと考えているところでございます。

次に境川の堤防及び川底の葦の除去、並びに堆積している土砂の除去について一括してお答えいたします。

議員御指摘の境川の区間は、県の管理区間内でございます。去る7月29日に開催しました境川改修期成会総会時に関係区長より要望がございましたので、翌日の30日に関係区長及び県、市の担当職員にて除草及び土砂しゅんせつ要望箇所の現地確認を行なっております。その結果、市道沿いの通行に支障を来している高木の伐採や除草につき

ましては、現在委託業者へ発注の手続きを行なっているところであると伺っております。

それから、川底の葦の除去、土砂のしゅんせつにつきましては、今年度において施工の予定はないように伺っておりますが、市といたしましては地域住民の方々の不安の思いを県に伝え、今後さらに強く要望してまいります。

また市におきましては、境川沿いの市道敷の除草を業務委託により年2回程度実施しております。

なお右岸側の榎島橋から下流の通学路につきましては、地元区及び玉名中学校PTAからの要望により、通学路の除草を実施した経緯がありますので、要望などを受けました場合には、関係者の皆さまと現地確認を行ない、検討してまいりたいと存じます。

続きまして境川改修事業の境川のバイパス工事の進捗状況についてお答えいたします。

県営境川改修事業の計画は、境橋から上流の南大門橋までの全長1,100メートルの河川改修工事でございます。現在までの進捗状況は、国道208号線から下流部の用地買収がほぼ完了し、今年度より国道橋のかけかえ工事が着工されます。その後、JR橋のかけかえ工事を行ない、最後に南大門橋までの護岸整備工事が予定されております。

この県営事業は、平成20年度から事業着手され、平成25年度末までの事業費ベースでの進捗率は約28%と伺っております。今後につきましても、これまでどおり境川改修期成会を通じて県への要望活動を積極的に行ない、早期完成に向けて努力してまいりたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 11番 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございます。

私が言ってる道路というのは野口清松線ということで、ありがとうございます。

拡幅工事については、今年からおおむね5年程度をめどに完了させると言われましたが、今までも、ずっとあの上流のほうから道路の拡幅をしていただいております、地元の皆さまからは、道路がとおやすくなったということで、車の利用もしやすいし、非常に喜ばれているところでございます。これが、あと残りの区間700メートルが、おおむね5か年程度をめどに完了させると言われまして、ぜひ、早期の完成をお願いしておきたいと思っております。

次に川底の葦の除草と、土砂のしゅんせつについてであります。この件に関しましては今回回答をいただきましたように、川の上流部の市の管轄部分であればすぐに明解な答えが出るのですが、私が言っている下流部の滑石地区に関しましては、県との協議がないとなかなかできないと思っておりますので、そして今の回答では、今年度の施工予定はないということでしたが、この境川の場合は、有明海の干満の関係で潮が満ちているときはどうしても塩浜の樋門を開けられなくて、そのときは滑石地区の境川がダムの役割をしております。玉名地方に大量の降雨の場合、川底に土砂が堆積している

と、その機能が十分に発揮されませんので、そのところをお酌み取りの上、今後も十分検討、協議をされてしっかり対応のほうをよろしく願いしておきたいと思えます。

それと私が言っております榎島橋から下流部の右岸側は、学校生徒の通学路であったので、以前はPTAのほうで何度か除草作業を行なっていたのですが、現在は通学路のほうも中学校にお伺いしたところ変更があつているようで、PTAのほうでの除草作業も行なっていないので、草のほうもかなり茂つております。それに、以前みたいには通行量も少ないようでありましたが、車の通行もほとんどないことから、朝夕は散歩をされている方をだいぶ見受けいたします。

そこで、今後も適正な管理のほうをよろしく願ひしたいと思えます。

最後にバイパス工事の進捗状況についてですが、事業費ベースで先ほど進捗率が約28%とのお答えでしたが、随分これに関しましては時間がかかっているようでありまして、早期の完成を願ひしたいと思えます。

そしてそのことに少し関連いたしますけれども、先日、春出一区の区長さんとお会いする機会があつたのですが、地区の7の1、7の2の班長さんから境川の支線水路の改修について要望が上がつております。

どのようなことかと私が伺ひしたところ、境川沿線の住宅地を流れている支線水路の維持管理についてですが、上流からの長年にわたる土砂の流入により、それが支線水路に堆積しており、現在水路としての機能が十分には果たせなくなつており、水防上も問題となっておりますとお話しでした。今回の境川改修と合わせて、この件に関しましても部長のお考えをよろしかったら願ひしたいと思えます。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 境川支流、支線水路の改修についてでございますけれども、この箇所につきまして県に確認をいたしましたところ、境川のバイパス工事には関連がないようなこととございました。それで市といたしましても現地を確認し、調査を行なつております。雑草や土砂の堆積により、排水機能が低下しているところを確認しておりますので、今後、機能回復に向けた工法などを検討してまいりたいと思えます。

○議長（作本幸男君） 11番 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございました。

やはりあの、地元住民の方もですね、自分たちではなかなか砂の除去等々は自分たちではできないということでございますので、是非その辺はよろしく願ひしておきたいと思えます。

それと、境川や菊池川の問題に関しましては、市独自ではもちろんできないこととございまして、今後とも国、県と十分連携を図り、誠意住民の期待に応えられますよう願ひしておきたいと思えます。よろしく願ひします。

これもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 3時09分 休憩

午後 3時22分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） こんにちは。

7番、市民クラブ、嶋村 徹でございます。本日最後ということで、皆さん少しお疲れのことと思いますが、よろしく願いいたします。

このたび扇崎・大野下地区経営体育成基盤整備事業につきましては、10数年にわたる多くの時間を費やしましたが、推進委員長を初め、委員の方々の努力のおかげで事業採択の知らせが8月初めにありました。関係者はもちろん、もとより区民一同大変喜んでおります。改めまして担当課職員の方々には、厚くお礼を申し上げます。

早速ではございますが、通告に従い、一般質問をしたいと思います。

一括での質問をしたいと思います。

農地基盤整備事業採択に伴い、周辺の整備について。(1) 農地基盤整備地区周辺にある東と西のため池の老朽化対策について。扇崎・大野下地区経営体育成農地基盤整備事業が8月に採択されましたが、その後、決定がなされますと工事に入ります。上域に東、西にかんがい用のため池があります。排水溝が老朽化し、排水詰まりや栓の周りから漏水している状況であり、営農に影響を来たしております。また、近年の豪雨により堤防が崩れ、農家区役では修復が困難であります。もし、このまま放置して堤防が決壊などすれば、せっかく整備されます圃場が台なしとなります。(2) 農地基盤整備地区東側傾斜から南側傾斜の農道整備について。次に圃場整備計画図の東側傾斜部から南側傾斜部にかけては雑木林であります。そのため、明神尾台地(畑他)に進入する農道が非常に狭く、大変困難を来たしております。ここが整備されますと、農業用機械の搬入も容易にできるようになり、ハウス栽培など可能となります。そうなりますと、農家の生産向上にもつながってくると思われま。

次の質問に移らせていただきます。

岱明中央公園グラウンドのジョギングコースについては、平成10年に設置されてきて、これまで多くのスポーツ愛好家に利用されてきたところです。しかし現在、老朽化

がひどく、全天候型外周約500メートルコースのラバーに苔が繁殖し、滑りやすい危険な状態にあります。このままではけがや事故にもつながりかねません。また、少量の雨で水たまりができ、使用できなくなる状態です。ちなみに公園内の樹木の枯れ枝の伐採については、岱明夏祭りのあと、早速対応していただきましてありがとうございました。それでは、以上大きな2点について執行部の考えを聞きまして、また質問したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

〔産業経済部長 北口英一君 登壇〕

○産業経済部長（北口英一君） 嶋村議員、御質問の農地基盤整備地区周辺にある東と西のため池の老朽化対策についてお答えをいたします。

お尋ねのため池の下流域は、地元地権者の同意が得られ、今年度に県営扇崎・大野下地区基盤整備事業として国の事業実施決定を受け、整備に着手したところでございます。

扇崎・大野下地区の南側に扇崎東ため池及び西ため池があり、一部当地区の用水源になっており、ため池台帳には江戸時代以前につくられたと記載をされております。用水の取水口が木栓等で水位を調整する構造で池の中にあるため、利用するには非常に使いにくく不便であると思われまます。ため池を改修するには、国、県の補助事業を活用しての整備が考えられます。土地改良事業であることから、土地改良法に基づく手続きが必要となります。まず調査を実施し、受益地を設定後、受益者から同意を得なければなりません。また、地元負担金等も発生いたします。事業を進めるために関係機関及び地元と協議を重ね、事業種目を模索しながら改修に向け努力をいたしたいと考えております。

次の御質問の農地基盤整備地区東側傾斜から南側傾斜の農道整備についてお答えをいたします。

今回、扇崎の水田地帯では県営扇崎・大野下地区基盤整備事業を実施することにより、地区内の農道が整備され、営農が盛んになると考えております。しかし、御要望の場所は整備地区内ではなく、現在耕作用道路もないため、作業効率の悪さ及び耕作者の高齢化とともに耕作放棄地がふえているのが現状だと考えられます。耕作用道路があれば、大型機械の乗り入れが可能となり作業効率が向上し、高価格の作物の作付が可能となります。また、耕作放棄地がなくなり景観的にもよくなると考えられます。基盤整備地区の水田と畑の中間に農道を計画した場合、高低差が非常に大きいため、水田及び畑からの乗り入れの接続が急勾配となり、上部の畑地帯に専用の農道をつくるほうが利用しやすいと考えられます。農道を整備するには先ほどのため池改修と同様に、国、県の補助事業を活用しての整備が考えられます。同じ手続きをとりながら、事業を進めるために関係機関及び地元と協議を重ね、農道整備に向けて努力をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 嶋村議員御質問の、岱明中央公園グラウンド外周ジョギングコースの点検についてお答えいたします。

この施設は、平成8年3月に建設され一周540メートルのコースであります。日ごろより市民の皆さまには健康増進等を目的にジョギングやウォーキングで御利用いただいております。御質問のジョギングコースの点検につきましては、岱明中央公園グラウンド全体の管理を実施しております管理人において日常的な点検を行っております。

今回御指摘いただきましたジョギングコース内の滑りやすい箇所や、水たまりができてやすい箇所につきましては、関係機関とともに調査いたしまして、市民の皆さまにより快適に利用してもらえよう検討してまいりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 7番 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） 御答弁いただきました。

東西のかんがい用ため池については、これまでも幾度となく区役で修理しておりましたが、排水口の老化はひどく、農家区役のみの修理では到底届かない状態です。このような状況下では今後、農地被害が起こるのではと懸念されます。早急に関係機関との協議を行なって、未然に被害防止する必要がありますので、よろしく願いいたします。

次に、圃場東側傾斜面については、旧岱明町時には国道501号線から国道208号線に通じる都市計画道路が計画されておりましたが、合併後廃案となり現在に至っております。今度の圃場整備と同時に傾斜部を農道として整備することで換地計画等についても円滑に進むものではないかと考えております。扇崎・大野下地区の長年の願いが実現に向けて進んだのですから、この補助整備がより生かされるよう周辺整備についても難しいところがあるかもしれませんが、何かいい策があれば前向きに検討していただければと思っております。

岱明公園グラウンドは子どもから中学生、高校生のクラブ活動など毎日のように利用されております。また、朝夕には高齢者を初め市民の多くの皆さまがウォーキングに利用されるなど、健康づくりの場として大切な場所であります。誰もが安心して利用できるように早急な点検をしていただき、危険箇所を修理されるようお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、嶋村 徹君の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

午後 4時05分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についてお諮りします。

日程第2 意見書案上程

意見書案第2号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について

日程第3 提出理由の説明

以上、日程表のとおり日程に追加したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第2 意見書案上程

○議長（作本幸男君） 日程第2、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案上程をいたします。

意見書案第2号、産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について。

以上、意見書案1件を議題といたします。お手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま議題となっております意見書案第2号について、提案理由の説明を求めます。

4番 徳村登志郎君。

〔4番 徳村登志郎君 登壇〕

○4番（徳村登志郎君） 4番、公明党の徳村でございます。

今回の提案理由を述べさせていただきます。

出産で女性の心身には大きな負担が生じ、十分な休養とサポートが必要だが、近年は女性の出産年齢が高くなるとともに、女性の親の年齢も高齢化し、十分な手助けを受けられない状況がある。そこで、産前産後の切れ目のない支援を行なうために、妊娠出産包括支援モデル事業の着実な実施及び検証の上、全国で産後ケアの提供体制を構築することなどを強く求めるため、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出するためでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長（作本幸男君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明12日は定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時08分 散会

第 4 号

9月12日 (金)

平成26年第5回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成26年9月12日（金曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 5番 城戸 議員
 - 2 4番 徳村 議員
 - 3 2番 多田隈 議員
 - 4 1番 北本 議員
 - 5 9番 江田 議員
- 散会 宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 5番 城戸 議員
 - 1 安心・安全なまちづくりについて
 - (1) 防犯灯の設置・維持管理状況とLED化の進捗状況は
 - (2) 商店街における街路灯・防犯カメラの現状とLED化について
 - (3) 狭く暗い道路と危険道路について
 - (4) 熊本見守り応援隊の現状と今後の取り組みは
- 2 4番 徳村 議員
 - 1 子ども・子育て支援新制度について
 - (1) 現在の玉名市の認可保育所、幼稚園、認可外保育所の実態を問う
 - (2) 現在ある「こども園」と新制度後の「こども園」との違いを問う
 - (3) 新制度に伴う入所基準の変更点を問う
 - (4) 「認定こども園」認可施設の増加計画を問う
 - (5) 「一時保育」「休日保育」の現状と改善点を問う
 - (6) 「病児保育」の現状と改善点を問う
 - (7) 放課後児童クラブの拡充について
 - (8) 待機児童解消加速化プランに沿った玉名市の取り組みを問う
 - 2 5歳児健診の実施について
 - (1) 4歳児、5歳児の健診は行なわれていないが、3歳児健診から就学時までの空白の期間、市はどのような対応をしているのかを問う
 - (2) 5歳児の人数、また5歳児の中でどこにも通園していない、保育

園にも幼稚園にも通っていない子どもの実態を問う

3 2番 多田隈 議員

- 1 国民健康保険制度について
 - (1) 繰上充用について
 - (2) 次年度からの財源確保について
- 2 市税について
 - (1) 固定資産税の賦課のあり方の見直しについて
- 3 玉名市防災と危機管理について
 - (1) 防災備品の状況について
 - (2) 土砂災害危険箇所について
- 4 本市総合体育館について
 - (1) 空調設備について
- 5 本市の教育及び部活動について
 - (1) 官民一体となった冷暖房の設置について
 - (2) 本市の部活動の考えについて

4 1番 北本 議員

- 1 玉名市における歯科保健の現状について
 - (1) 玉名市における小・中学生の虫歯数の推移について
 - (2) 他の地域との比較について
 - (3) 歯科保健指導等の実施状況について
 - (4) 正しいブラッシング法等、歯磨き指導の推進について
- 2 小中学校における集団フッ化物洗口について
 - (1) 玉名市におけるフッ化物洗口の導入について
 - (2) フッ化物洗口の実施方法について
 - (3) フッ化物洗口の虫歯予防効果について
 - (4) フッ化物洗口が子供たちに与える影響、危険性について
 - (5) 洗口液フッ化ナトリウムの取り扱いについて
 - (6) 事故等の責任の所在について
 - (7) 学校における集団での実施について
- 3 予約制乗り合いタクシー（いちごタクシー・しおかぜタクシー）について
 - (1) 導入効果の検証について
 - (2) 約1年実施されての課題について
 - (3) 利便性向上における今後の取り組みについて

(4) 交通空白地域における新たな導入について

5 9番 江田 議員

- 1 岱明支所周辺公共施設の集約化について
 - (1) 岱明町公民館新設に伴うこれまでの経緯
 - (2) 岱明支所の活用方法はほかにはないのか
- 2 合併協議会での約束事はどうだったのか
 - (1) 合併して果たして旧町はよかったのか
- 3 高瀬裏川花しょうぶまつりについて
 - (1) 今までの入場者数の推移は
 - (2) 花しょうぶ管理業務委託の入札の結果と今後の方法
- 4 災害対策はどうなっているか
 - (1) 高道海岸長保地区の進捗は
 - (2) 大野下地区の冠水対策の進捗状況はどうなっているか

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	北口英一君	建設部長	藤井義三君
会計管理者	宮本道之君	企業局長	本田優志君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） おはようございます。5番、新生クラブ、城戸淳でございます。

今議会、一般質問の最終日の1番ということでがんばらせていただきます。また、午前中お忙しい中、傍聴に来られている皆さまおはようございます。

さて、広島北部で8月20日未明、1時間に100ミリを超える猛烈な雨が降り、広範囲にわたって土石流など発生しました。この災害では多くの方が犠牲となられ、いまだ避難勧告を余儀なくされている方も多く、直接的な被害だけではなくさまざまところに影響を及ぼしている状況です。亡くなられた方に心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、日本を元気にする話題ですが、今月9日、テニスの全米オープンで錦織圭選手が日本人選手史上初めての準優勝で、日本国民に勇気と感動を与えてくれました。そして2020年、東京五輪、パラリン大会、安心・安全確実な大会を理念に開催されま。これからの若い選手に希望と光を与えたことでしょう。

それでは通告に従いまして、質問いたします。今回は安心・安全なまちづくり1項目で、4点質問させていただきます。よろしく願いいたします。

さて、我が国は自然的条件から、地震・台風・豪雨・土砂災害・津波・火山噴火・豪雪などによる災害が発生しやすい国土となっています。例えば、地震については、我が国は海洋プレートと大陸プレートの境界に位置しているため、プレートの沈み込みにより発生する境界型の巨大地震やプレートの運動に起因する内陸域の地殻内地震などが発生し、世界全体で発生するマグニチュード6以上の地震回数の約2割を占めており、その発生割合は世界の0.25%の国土の面積に比して非常に高いのです。また、中長期的な将来において、広大な地域が浸水し甚大な被害の発生が想定される大規模水害の発生が懸念されることに加え、近年ゲリラ豪雨などと呼ばれる局地的な大雨の頻発によって各地で中小河川の氾濫や低地の浸水による被害が多発しています。一方、防犯や交通

安全等の日常の安心・安全についても子どもの犯罪被害の不安を軽減するための防犯に配慮したまちづくりやバリアフリー化による高齢者や障害者の移動の円滑化などの安心・安全な生活環境の確保等が課題となっています。このような状況のもと、まちづくりの観点からは、人口減少、超高齢化社会の到来、地域環境の持続性を脅かすおそれのある環境負荷低減の必要性等の観点から、集約型都市構造への転換と今後の都市計画や市街地整備のあり方についても検討が進められるところです。また、財政的制約が強まる中で戦後に整備されてきた道路、河川、下水道等の公共設備が更新時期を迎えつつあり、効率的、効果的な維持管理、更新が新たな重要な課題となっています。

このようなことからまず1点目の質問は、防犯灯の設置・維持管理状況とLED化の進捗状況ということで、まず防犯灯の背景としては、昭和30年代まちは依然として暗く、女性や子供たちが安心して歩ける状態ではなかったということで、政府は暗闇における犯罪防止、公衆の安全を図る目的で、昭和36年に防犯灯等を整備対策要綱を閣議決定し、その年から全国的に明るいまちづくり運動が展開されたことで防犯灯が盛んに設置されるようになって、もう半世紀が経過しています。また、県内の犯罪情勢を見ると平成25年度、26年度を比較してみると、放火、脅迫、ひったくり、公然わいせつなどが増加傾向にあり、逆に窃盗罪は減少傾向にあります。平成25年の玉名市の街頭犯罪や侵入犯罪等、重点犯罪種の認知件数は104件でございます。また、発生の市町村別ランキングでは、玉名市のランキングでは14位にあたります。そういう状況の中、今現在の玉名市の防犯灯の設置とまた設置補助金はどうなっているのか。また、維持管理いわゆる電気代の年間補助金は、玉名、岱明、天水、横島の各自治区の金額をお願いしたいと思います。さらに、全体の防犯灯のどれくらいがLED化に変更されているのかをご質問いたします。

続いて2点目でございます。商店街における街路灯・防犯カメラの現状とLED化についてです。まず、商店街は商業の活動の中でまちづくり商店会のイベントや祭り、人づくり、地域のコミュニティの担い手として活動をしております。さらには安心・安全のまちづくりの観点から、街路灯、防犯カメラの設置及び管理運営管理も担っております。そして現在、個人消費の落ち込みに伴い、市内の中心市街地も空洞化が進み厳しい状況にあり、街路灯の電気代はほとんどが商店街で負担していて商店街の運営自体が深刻な状況にあります。まず、各商店街の状況を見てみますと、西部繁栄会では街路灯組合があり、今年度組合としては赤字で、今後組合の存続も危ぶまれています。また、亀甲・繁根木商店街では、年間の商店街の予算のほとんどが電気代であります。総会もできない状況にあるんです。さらには、伊倉商店街に至っては昭和57年に街路灯組合を設立し、当時90店ありましたが、平成16年に街路灯組合は解散されました。今では44店になっています。そういう中で本当に厳しい状況にあります。そこで質問です。

街路灯と防犯カメラの設置状況について市はどれくらい把握しているのかを質問いたします。

続いて3点目です。暗く狭い道路と危険道路についてです。現在、我が国は超高齢化社会に突入、高齢化の社会活動が活発になって外出頻度も増加しているため、高齢化に優しい道づくりが求められています。また、健康志向の高まりにより自転車の利用者やウォーキング人口の増加など社会ニーズは変化しています。道路環境の変化を考えると学校の通学路も含めて狭い道路や危険道路をいち早く整備する必要があります。そこで質問です。玉名市の道路についての現状と、危険道路の調査状況を質問いたします。

続いて最後の4点目です。これは熊本見守り応援隊の現状と今後の取り組みです。急激な社会の変化や不況、少子高齢化など人間が希薄になる中、無縁社会という言葉が生まれています。また、近年高齢者やひとり暮らし、子育て世代など生活の不安を抱える方々が地域で孤立するケースも見受けられます。熊本県では平成23年にだれもが住みなれた地域で安心して暮らし続けるよう、地域福祉への寄与を目的に民間事業者の強力と関係機関の連携により、熊本見守り応援隊の取り組みが始まりました。そこでこの熊本見守り応援隊の今の現状と今後の取り組みをお答えください。

以上4点をお願いします。再質問は質問席より質問いたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） おはようございます。

城戸議員の防犯灯の設置、維持管理状況とLED化の進捗状況についてお答えいたします。平成26年1月現在の防犯灯設置灯数は、5,127灯でございます。また、平成25年度に新たに設置された防犯灯は、99灯になっています。本年度の電気料補助金交付金額は676万7,640円で、地区ごとの内訳としましては、玉名地区2,597灯で342万8,040円、岱明地区1,127灯で148万7,640円、横島地区531灯で70万920円、天水地区775灯で102万3,000円、石貫小学校PTAを初めとする6団体は97灯で12万8,040円となっております。LED照明は平成23年度から防犯灯補助金の対象として追加しております。平成23年度に39灯、平成24年度に164灯、平成25年度に200灯、平成26年度8月末日現在では184灯が申請されており、現在は申請の約9割をLED照明が占めており、地区の財政状況もあるため一斉にとまではまいりませんが、順調に普及しているものと考えております。

LED照明の特徴といたしましては、一般的な蛍光灯に比べ、年間電気料を約45%削減でき、また、約1.5倍の明るさがあり、さらには約7倍の長寿命となるため、交

換する頻度も低くて済むのが特徴であります。毎年5月に各行政区を初めとする管理団体宛に防犯灯に関する補助金の取り扱いに関する通知文を発送しておりますが、LED照明の特徴を記載するとともに、申請の際にも窓口にて説明し、LED化の推進を図っているところでもあります。設置する際の初期費用は他の照明器具に比べますと以前はかなり高額となっていましたが、価格も下がり平成26年度の新設、建てかえ、修繕の申請状況で見ると、支柱を伴う場合の設置費用は支柱を含め1灯につき5万円から6万円程度となっています。行政区の境界に防犯灯の設置が必要な場合は、行政区同士で協議の上設置していただくようお願いをしており、通学路の場合には学校のPTAで設置し、維持管理をしていただいているケースもあります。また、行政区内の防犯灯の設置灯数は、補助金の申請受付の際に、位置図と領収明細書で確認をしています。疑義生じた場合にはその都度直接九州電力にて確認をしていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） おはようございます。

城戸議員御質問の街路灯と防犯カメラの設置状況についてお答えをいたします。まず街路灯については現在、7商店会に設置されております。設置場所としまして高瀬商店会、西部地区繁栄会、亀甲商店街組合、玉名駅通り商店街組合、伊倉商店会、リバーサイド商店会、Hotほっとアベニューに設置をされております。設置台数につきましては、各商店会の台数を合計しますと305基となっております。また、防犯カメラについては、熊本県が交付するまちづくり推進事業を活用し、平成24年度に西部地区繁栄会へ15台、平成25年度に高瀬下町商店会へ16台が設置されたところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長（藤井義三君） おはようございます。

城戸議員の御質問の狭く暗い道路と危険箇所の中の市道の現状についてお答えいたします。現在、玉名市が管理しております市道は1,497路線で、延長が約840キロメートルでございます。そのうち舗装が完了しておる路線は約760キロメートルで、全延長の約90%となっております。市道におきまして、側溝の老朽化や道路舗装の劣化の箇所について地元の区長さんや地元の住民の方より御連絡を受けることもあり、日ごろから道路の維持管理について御協力をいただいております。また、今年度よりシルバー人材センターに市道及び里道の管理パトロールの業務を委託しており、簡易な道路修

繕等については迅速に対応しているところでございます。

次に、市道の危険箇所の把握についてお答えいたします。危険箇所の把握についてでございますが、昨年度から防災安全交付金事業が創設されたことによりまして、道路面の調査を行ない、ひび割れそれからわだちによる掘れなどの通行に支障を来す路面の状況について現状を把握する基礎となりますデータを作成して、舗装の補修などに活用しております。また、本年度一部ではございますが、標識や案内板等の道路附属品についても調査を行なっており、今後の道路の維持管理に役立てていきたいと思っております。以上です。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） おはようございます。

議員御質問の熊本見守り応援隊の現状と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。熊本見守り応援隊はだれもが住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、熊本県、熊本県警察、熊本県社会福祉協議会等が民間事業者との連携により地域の見守り活動を行なうネットワークを促進する事業でございます。現在、地域をくまなく巡回する新聞社、郵便局、タクシー協会など12の民間事業者が熊本県と協定を結んでおります。主な事業内容といたしましては、民間事業所の日々の業務の中で地域のひとり暮らしの高齢者や子供たちの異変など、例えば、郵便物がたまっている、洗濯物が干しっぱなしなどを察知して、地元の警察や社会福祉協議会などに通報を行ない、事態の変化の早期発見につなげるものでございます。また、県内各地で徘徊模擬訓練を実施して、地域のネットワークづくりに取り組んでおられます。熊本県としての今後の取り組みでございますが、新たな民間事業者への協定締結の働きかけ、徘徊模擬訓練による地域ネットワークづくりの充実、協定締結事業者を含めたネットワーク会議の開催などに取り組んでいきたいとのことでございました。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） それでは防犯灯の再質問をいたします。

先ほど防犯灯の灯数は26年度現在ですかね、5,226灯ということになりますね、その中で今、玉名市の全体を見てみますと先ほど犯罪とかそういう事例も踏まえまして、もちろん通学路も踏まえまして玉名市全体が暗いイメージが少しあるんですね、というのがお隣の山鹿市はたいまつ、あれの関係でしょうか、「光のまちづくり」というか、そういうのをされて感覚が、防犯灯にしましてもちょっと玉名市は広いんですね、もうちょっと山鹿市に至っては狭く、明るいまちづくりとしてされているのでですね、そういう防犯灯の灯数も多ございます。そういう中で先ほど灯数の話とそういう補

助金の話が出ましたが、行政区の中の境界といいたいでしょうか、そういうところがなかなか設置されない、新設が設置されない。なぜかというところとやっぱりその行政区に負担が、電気代がずっとかかってくるんでそういう意味ではなかなか自分ところにつけるといふか、どちらがつけるかの話で、学校からの要請に対してもなかなか進まないのが現状で、特にそういう田んぼの中とか狭い道路に関しては、暗く、虫も夏には寄ってきますので、なかなか土地のところ建ててもらおうというのがなかなか厳しい状況にあるんですね、そういうことで先ほど防犯灯の設置と電気料ということで説明の補助がありましたけど、当時は防犯等を新設すれば5万円から6万円で大体できたんですね、最近では基礎を、電気屋さんに聞いたら基礎を結構強度にして、しないと今は防犯灯も倒れたりなんかするといかんけん、そういう意味では10万円ぐらい今のところ新設で、新たに防犯灯建てるならかかるわけなんですね、今、支柱を伴う防犯灯には市として3万円の補助があります。支柱をとまわらないLED化とするには1灯に1万円の補助金が出ております。果たしてその今の区の財政とかも考えて補助金はこれでいいのかという疑問もあります。そしてまたこの電気代に関して、これは以前は、合併前は横島地区に関しては町がすべてを負担しておりました。旧玉名市と天水ですかね、天水はその自治区で負担しておりました。合併したあとに電気代は新市になって半分ですね、大体半分負担することになっておりました。ただそこで今現在は電気代の値上がり、そして消費税の値上がり等を鑑みて、今自治区では1灯1,320円の、1灯に対して1,320円の補助が入ります。ただ、年間計算をしてみればわかりますけど、45から47%なんですね、その市の補助率は。補助率は合併したあとに50%は市が負担しますよという話からすれば、今のところ若干3、4%少ないんですね、ただ、3、4%が自治区に関しては、今財政が厳しい中、せつかく補助がもらえるのに半分じゃないということもあります。そういうのもちょっとどうなのかなと思います。これは防犯灯設置補助金交付要綱が一つと、防犯灯電気料補助金交付要綱のこの二つが今条例化されておまして、その見直しをもうしてもらった方がいいのかなと思います。特に、先ほどLED化になって90%はもうLED化になったということでございます。そういうことを考えれば間違いなくLED化電気代の削減にあたるわけなんですね、多分何年か前よりLED化に変わったということは、補助金も削減されているということでございます。そういうことを考えて、この見直しをどう考えているのかを質問いたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 城戸議員の再質問にお答えいたします。

先ほど普及率が90%と言われましたけど、これは今の申請の段階の中での言われているのがLED化の申請があつているということですけど、全体としましては普及率ですけど、設置灯数に対するLEDの数でいきますと全体で11.8%の設置数になって

おります。

それと補助金の見直しということですが、今はLEDの設置が多くなっておりまして平成26年度の新設、建てかえ、先ほども申しましたけど申請状況で見ますと、1灯当たりで支柱立てた場合、5万円から6万円程度であがっております。それで支柱が伴う場合が3万円で、修繕と取りかえ等については1万円の補助ということになっております。それと防犯灯の電気料の補助金ですけど、これは防犯灯の灯数に対しまして、先ほども言われましたけど単価を乗じて交付しております。それで26年度の1灯当たり先ほど言われましたけども1,320円、これはおおむね2分の1の補助という表現で出しておりますので、2分の1でなくておおむね2分の1です。それでこの補助単価の金額の算定方法ですけど、算定時での一般蛍光灯の電気料から算定しております。その時点で電気が前年度と比較して上がっておればその分のおおむね2分の1の補助の算定となります。先ほどから言っておりますけど、蛍光灯よりも電気料のほうが安価なLEDの照明の設置灯数がふえれば補助金の割合も高くなるためLEDの照明の普及につなげていきたいと思っております。今の段階では設置の補助金についてはまだ検討しておりません。電気料の補助金ですけど、これはまた当初予算の要求の段階の時点での電気料が積算基礎になりますので、11月か12月ぐらいの実際の方で関係各課と協議をしたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ちょっと今の説明はいまいちわかりにくいというか、普通の方にはちょっとわかりにくいのかなと思います。

5万円から6万円設置というのは今、言われましたけど、あるところは9万円、8万円というところも実際あるんですね、新設されて。それは電気屋さんが言ってらっしゃいますので、それは危ないところとかは基礎はやっぱりぴしゃっとしとかんといかんけんということいろいろ変わってきてるんですね、新設の場合も。そういうことで見直すのならこれは早めに見直す。というのが、電気が先ほど言いましたように、玉名市の場合は防犯灯が少ないというイメージを私はもっております。そういう中でなぜ防犯灯がふえていかないのかというのは、よその自治体の例を見れば結構手厚い補助とか、そういう安心・安全のまちづくりを目指している市としてはその辺の補助金額がちょっと高めでございます。そういうのもぜひ検討されてください。それとこの電気代に関しては、実際おおむね半額ということなんですけど、この1,320円は多分27年度は多分上げないと、おおむね半分にもならないような状況だと思います。先ほど言われましたけど、電気代を積算してと言われましたけど、1,320円では間違いなくおおむね半分にも満たないような金額です。これはいつだったですかね、経済委員会ですかね、

中尾議員がこのことに対して、横島自治区のことに対して言われておりました。そのときは27年度は見直すと、見直すということそのとき各課は答弁をされておりました。そのことはどうなんですか、質問よろしくお願ひします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） これも先ほど言いましたけど、今年の11月か12月、平成27年度の当初予算を要求する段階で、その時点での実際の一般の蛍光灯の電気料がどれくらい、40ワットの基礎になっていますので、前年度よりもそれを比較して上がっておれば今年基礎になりますので、見直しはあると思います。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ということは、電気代に関しては27年度は見直しがあるというこの認識でとらえさせていただきます。

ちょっと少し視点を変えます。この防犯灯に対しての視点を変えてちょっと質問させていただきます。まず、ちょっとこれは通告してないというか、ですけどちょっとそこをお許し願って、まずそれでは防犯灯と街路灯の定義は何でしょうか。ちょっと今、急な質問でございますけど、防犯灯と街路灯の定義ですね、これをちょっとどうとらえてらっしゃるのかを御質問いたします。

○議長（作本幸男君） わかりますか。時間がかかる。ちょっと待ってください。ちょっと時間がかかるそうですから。

○5番（城戸 淳君） 暫時休憩よかです。

○議長（作本幸男君） いいえ、休憩でなくて、先に進んで、後ほど答えてもらいますから。

○5番（城戸 淳君） わかりました。では先に進ませていただきます。

防犯灯に関しては次また話させていただきます。

それでは、続きまして2点目の商店街における街路灯、防犯カメラ、LED化の再質問ということで質問させていただきます。

まず街路灯のLED化は各商店街で数年前から検討されておりました。商店街の自己負担が大きくてなかなか整備することができない状況にありました。しかし地域の安心・安全な生活を守るため、施設整備に国の補助金がまちづくり補助金ができることになり、商店街が運営状況の改善を図るため、市内の4商店街、西部地区繁栄会、繁根木商店街、亀甲商店街、伊倉商店街が国の補助事業であるまちづくり事業を申請して、事業費の3分の2の交付を受けることで街路灯のLED化と防犯カメラを設置して、安心・安全な商店街として整備に取り組むことになりました。ただまだまだこれ自己負担が大きいので厳しい状況は変わりありません。例えば、西部繁栄会ですね、これ事業費1,069万円、自己負担が409万円あります。また繁根木商店街ですね、340万円、

亀甲商店街265万円、伊倉商店街に至って105万円の自己負担があるわけです。また自己負担が大きいことから、ほかの商店街は国の補助金を取り下げられたところもあります。こういうことから玉名市の何か費用負担はあるのかをお答え願います。よろしくお願いたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 御質問の商店街まちづくり事業におけるLED化と玉名市の費用負担についてお答えをいたします。

商店街まちづくり事業については、地域住民の安心安全な生活環境を守るため、街路灯のLED化や防犯カメラ等を設置する事業に対し、事業費の3分の2を国が補助する事業でございます。平成26年度においては西部地区繁栄会、繁根木繁栄会、亀甲商店街組合、伊倉商店会の4商店会が申請され採択されたところでございます。街路灯をLED化することにより商店街全体が明るくなり、犯罪発生の抑止と来街者に安心・安全な環境を提供することでさらなる商店街の活性化につながるものと考えているところでございます。その中で玉名市の費用負担としては、共同施設の設置を奨励し、もって本市商業の振興発展と消費者の利便を図ることを目的とした玉名市商店街共同施設助成金交付要綱に基づき、LED化を図る街路灯の整備については、商店会が負担する事業費の3分の1に対し、100分の25を限度として助成するものでございます。なお、交付の対象は、総工費が50万円以上の事業を対象とし、助成金の額は300万円を限度となっております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁ありがとうございます。

ただいまの玉名市商店街共同施設補助金ですね、これが100分の25ということで、今、御説明ありました。ではこれから先は市長の答弁をよろしくお願いたします。

ただいま補助金が100分の25としてこの玉名市商店街共同施設助成金交付要綱、これがあります。これちょっと調べてみましたら、昭和51年にできた要綱なんです、もう今まで37年間この改正がいかになされてないと、よそを見ていくと先ほど山鹿とか言いましたし、熊本市も一緒なんですけど、ほかの地域を調べましたところ改正が、特に合併したときは間違いなく改正されています。そういう負担率とか、やっぱり商店会が厳しいというのはわかってますので、それに中心市街地が空洞化してはいけないという部分も踏まえて改正がされています。そういう中で当時の昭和51年の経済状況と今の経済状況はもう雲泥の差があると思います。玉名市のこの中心市街地もかなりお店が減って商店街も成り立たなくなっていて、大型店も進出して、本当に夜逃げもせんと

いかんようなどころも多々、今からまた出てくるとそういう中でこの要綱を調べてみますと、先ほども何回も言いますが、横のお隣さんの山鹿市です。山鹿市もそういう交付要綱があるんですね、山鹿市の場合のはがんばる商店街支援事業補助金交付要綱として実に今、あります。これも改正を繰り返されております。そこにはやっぱり当時、玉名市は51年にできて、その当時は防犯カメラというのは対象にやっぱりどこもなかったと思います。山鹿市もまずは防犯カメラを対象にされてます。これは改正されてます。そしてなおかつ山鹿市の場合は100分の50という形で今補助を、自己負担の補助を100分の50という形で出されております。玉名市も、もう先ほどから言いますように、37年間この改正がなかったということを考えて、また、先ほど山鹿の言いましたように玉名市も防犯カメラはまず対象にさせていただきたいと、そして補助金も山鹿と一緒にしてもらわないとなかなか、商店街のこれは安心・安全を商店街が守っとるのは地域の方も含めてなんですね、この昔からのこの商店街の活動、役割は玉名市の極端に言えば中心の経済、そしてそういう安心・安全を守ってきたあかしなんですよね、これをやっぱり大事にさせていただいて、いろんなことを考えていただかないとなかなか商店が減って、本当に税金あたりが減ってくる一方なんですね、そういうことを考えまして、ぜひ補助金を玉名市も100分の50、そして防犯カメラもこの対象にさせていただくことを要望いたします。ぜひ市長の見解をよろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 城戸議員の玉名市商店街の共同施設の助成金交付金の要綱の見直しということでお尋ねにお答えをしたいと思っております。

昨今の経済状況も政府の経済政策のアベノミクス等々によって、都市部の主要企業におきましては経済効果が顕著に表れているというふうに聞いております。地域経済はまだまだ厳しい状況でございますし、また都市部と地方との格差があるというふうに感じておるところでございます。そういう中で地域商店街は地域コミュニティを形成する重要な場として、地域に根ざし、地域に密着した市民の生活空間を形成していくためにも、商業団体が取り組むハードやソフト事業についての支援も必要であるというふうに考えております。本要綱につきましても、商店街の共同施設の整備を目的として、先ほど議員言われましたように、昭和51年から37年間経過しているというようなことでもございまして、その間改正もあつてないというような状況、そしてまた今回、近年の経済状況とか商店街の抱える諸問題とかそういうものを考える状況の中、そして今回は4商店街がこの街灯の設置について申請をされて国がこれを認めていくような状況でございますので、この要綱の見直しにつきましても、助成額の基準につきましても引上げについて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 引上げということでちょっと今考えているということで、ちょっと私少しほっとしているところでございますけど、ちょっと確認ですけど、助成金額を引き上げるということで、きょうは傍聴の方に商店街の関係者の方がいらっしゃっていますので確認ですけど、間違いなく助成金額を引き上げることで、そして間違いはないですかね、再度済みません市長よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） ただいま申し上げましたように、私の口から引上げについて考えるというようなことでございますので、それ以上のことはこういう議会の公の場でお話をしているということでございますので、以上で。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、ありがとうございます。

この条例に防犯カメラをつけていただいて、また補助金も100分の50にぜひこれはしていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。これで2点目は終わらせていただきます。

先ほどの防犯灯のことはいいんですかね、今大丈夫ですか、あとでよかですか。

じゃあ、3点目に移らせていただきます。3点目の狭く暗い道路と危険道路についての再質問でございます。まず、先ほど道路に1,497路線ということで言われまして、危険道路は調査をされているということでございますけど、今、26年度今現在でよろしいですけど、道路に関しての要望というのはどのくらい実際今あるんですかね、そして今まで要望された中でももちろん道路を整備されたところもありますでしょうけど、やっぱりなかなか財政的な問題で道路が整備できない事例といいますか、要望はどれくらいあったんですかね、ちょっとそこをよろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 議員御質問の要望件数、それからどれくらい達成しているかについてお答えいたします。

各地区からの要望につきましては、道路改良、側溝改良及び舗装工事など、地元の方の意見を集約され、地域の代表者であります区長さんより要望書として提出されております。平成21年度が14件、22年度が14件、23年度が36件、24年度が64件、25年度が62件、それから今年度でございますけども、8月までで19件となっております。このように要望箇所が多いために早急な対策が難しい場合もございますけれども、できる限り要望にお答えするように努めているところでございます。現在の要望に対します達成の率といいますと、現在のところ42.1%となっております。今後とも要望箇所につきましては、緊急性、必要性を検証した上で対応を図ってまいりたいと

考えております。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

道路の要望ですね、これはなかなか財政面とかも考えて、簡単に42.8%ということでは言われてます。私の観点からすれば、まず危険な箇所というのは暗い場所、狭い道路、そこには間違いなく犯罪がかかわりあってるんですね、そういう学校からの安心メールとかもありますけども、その中にちょこちょこ入ってくるんですけど、例を挙げてみればその駅通りからの前田東線ですかね、いわゆるこれ吉田林蔵商店からあそのゆめタウンまで小さい道がありますね、これも前は要望も地域でされて測量とかも一応されております。ただこれはまだ財政的な問題でなかなかできないという状況でございます。ただここには私が調べた中では夜7時ごろですかね、そこを歩いていたらやっぱりその不審者というか、そういう声かけ事例があるんですね、そして驚いてやっぱり民家に駆け込んだと、あそこはなかなか車が通らないからやっぱりそういう犯罪事例が多いんですね、要するにそういう犯罪が多い箇所に関してはやっぱり道路拡張だとかそういうのは地域の要望が上がっている以上はある程度は早急な対応をしていただきたいと思えます。また、あそのブリヂストンのところでも中学生が部活帰りに車に押し込まれそうになったという事例もあるんですね、これ表には出てきてない部分もありますけど、そういうのとあその玉名スイミングからずっと尚玄山荘に行く畑の道ですか、あそこでも北稜高校の女性が自転車で帰りよったら後ろから自転車をつかもうかとして、もう急いでその女性は逃げたという事例も、あそこは防犯灯もちょっと今いろいろ要求をしておりますけど、区長さんに頼んでですね、そういうやっぱり事例もあるんですね、そういうことを考えて、やっぱり道路というのはただもちろん傷みだけ、側溝も割れたけんするのがありますけど、この犯罪箇所については大きな事件が起こっては遅かつたんですねもう、大きな事件が起こったら本当にそういうふうになりますので、ぜひ起こらないような道路環境といえましょうか、そういうのもぜひ早急にしていただきたいと要望をいたしたいと思えます。これは要望ですので、よろしく願いいたします。

防犯灯はよろしいですか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） はい。

城戸議員の質問ですけど、まず「防犯灯」とは道路を照明するもので、夜間における防犯、犯罪防止を目的とする灯りということです。

それと「街路灯」につきましては、まちづくり補助金の中でうたってある項目なんですけど、夜間も安全で安心して利用できる商店街の道路を明るくする灯りということでもよろしいでしょうか。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） それは辞書を調べた答弁ですね、というのがですね、その観点をちょっと私は考えてみたいんですけど、まず防犯とは先ほど私も説明しましたように、36年に政府が閣議決定して、とにかく子どもとか女性が危ないということで広まってきたのが防犯灯ですよ、まず。街路灯というのは、昔はやっぱり商店街の商店の周りの灯りという形で商店街防犯灯はできてきたわけなんですね、ただ先ほどから説明してますように、街路灯は防犯灯なんですね、というのは街路灯のシステムはまず、営業時間外でも暗くなったら点灯するんですね、そして明るくなった消えるこのシステムなんですね、だから要するにお店は閉まっているんですけど、自動的に電気がついて朝方になったらまた消えると、これがシステム化されています。先ほどから言っていますように安心・安全のまちづくりとして商店街が街路灯を防犯灯の位置づけとして考えてらっしゃるんですね、だから街路灯に防犯カメラがついているんですよ。防犯灯に本当は防犯カメラをつけてほしいんですね、本当は。ただ費用が高いからそういう行政区ではできない。ただ今は、最近では自動販売機に防犯カメラあたりがついていますね、そういう事例も最近は多くなっております。そういうことを考えれば街路灯も防犯灯として位置づけていいんじゃないかと私は思います。例えば、東京の世田谷区、これは完全に防犯灯というより街路灯を防犯灯の位置づけにされています世田谷区は、それで電気代は100%補助なんですね、ここは。ものすごく多いですよその灯数が。100%補助されています。さらには杉並区ですね、ここは110%なんですね、この10%は何だろうかと思ったら電球を変える補助まで出とととですね、だから110、残り10%は電球交換の補助なんですね、そういうよその事例の含めまして、街路灯をそれだけやっぱり地域で補助をしている。なぜかというとなら防犯灯の役割をしているからなんですね、だとしたらもし街路灯が防犯灯として定義をみなすということであれば、これは電気代も本当は防犯灯としては先ほど言いました50%補助あるわけなんですね。防犯灯としても街路灯も本当は半分、防犯灯としてみなすなら半分補助してよかったですよね。そういうのもちょっと考えるんですよ、そうしてどういうことかと言うとだとすればですね、自治区ですね、区長さんあたりが自分の防犯灯は今払ってますけど、「いや街路灯もこれは防犯灯だけん、おるげの区域で払う。」と、そういう行政区があった場合には、どうなるんでしょうか。街路灯の電気代半分補助できるんですかね、そこをちょっとお願いします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 城戸議員の質問ですけど、その辺の状況については、各地の状況等を鑑みてから検討、協議させていただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） なぜこれを言っているのかといいますと、もちろん行政区も商店街も厳しいのはわかっております。ただそういうLED化となって削減をされている状況の中でやっぱり地域のこれは安心・安全なんですね、となればやっぱりその行政区全体で街路灯も含めた、商店街も含めた形で協議をしていただいて、この防犯灯、街路灯のこの役割というのは本当に安心・安全のまちづくりだと思えば、ぜひその辺を早急に検討されてよろしくお願ひしたいと思ひます。もう答弁はいりません。

それでは最後の4番目の見守り応援隊ですね、こちらのほうをちょっと再質問をさせていただきます。まず、玉名市の25年度でよろしいです。高齢者数及び世帯数、それと65歳の一人暮らしの人数、さらには介護保険認定者数を教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） お尋ねの高齢者人口でございますけども、現在、26年3月末でございますけども、人口が6万8,777名、高齢者人口が2万398名、高齢化率が29.66%でございます。また、世帯数でございますけども、2万6,521世帯ございまして、一人暮らしの高齢者世帯は3,945世帯となっており、率にいたしまして14.88%でございます。介護保険の認定状況でございますけども、認定者数でございますけども、要支援1、2、要介護1、2、3、4、5すべて合わせまして4,405人でございます。認定率といたしまして21.6%の状況でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） やっぱりかなりひとり暮らしの世帯が多いですね、そういう状況の中、熊本見守り応援隊というのは先ほど説明がありましたとおり、いろんな企業がそれを見守りをしていくと、いこうと、みんなできていこうというのがこれは目的でございます。玉名市でも多分見守りというか、そういう登録はされていると思ひます。これは認知症の徘徊とかそういう方が玉名市にうちはこういうのがもしあるからということで、登録というか、登録されているんだろうと思ひます。20人ぐらいとちょっと私は聞いております。そういう中で、熊本見守り協力隊はいろんな機関との協定がございますね、これはやっぱりその大きなもちろん先ほど言われました郵便局とかもちろん新聞社、いろんな大きな企業ですね、そういうのが提携をされております。なかなか玉名もこれはみんなで見守っていきましょう、いきましょうというのはやっぱり啓発はされているんですね、ただいろんな事業業種の方がそれは頭にあるんですけど、啓発されて見守っていかんなという認識はあると思ひますけど、なかなか極端に言えば、どっかに配達しよってから途中あそこにひとり暮らしの高齢者のお年寄りの方がいらっしやっただたいなとそこを遠回りしていく方もおれば、なかなか時期的には忙しいときはもうそ

ういうのはどっちかと配達行かなん、時間がないという部分で、行きなはるとかいろんな意味があるとですけど、これは啓発だけじゃなくて、私が思うには玉名市も、これは社会福祉協議会ですね、それと締結、玉名市内の企業、小さい極端に言えばそういういろんな団体でもいいですけど、団体から始めてですね、いろんな提携をしたらどうかなと思います。ちなみにですね、協同組合、玉名スタンプ会ですね、これは今度そのこの見守り活動の提携を社会福祉協議会としようかなという、これは舛田理事長がもう前から一生懸命言われておりますけど、そういうのを提携式をですね、提携するんじゃないで、まずは提携式をどっか会場を借りてして、そして提携文をお互い読みあって、1何、1何ということを確認しあった上でのそこにはもちろんメディアも入れてですね、提携式をする。これはやっぱり会員さんとかそういう提携文があるとですね、やっぱり意識が今までよりは「ああ、あそこはあがんやって提携ばしたけん、もう率先してあそこにはちょっと回らなんたいな」という意識も出ると思います。そういう協定もですね、協定式を玉名社会福祉協議会を中心に玉名市とほかあとそういう団体、いろんな玉名市は団体がありますね、そういう人たちと提携を結んで見守っていったらどうかなと。そうしたら玉名市全体の安心・安全もありましょうし、もちろん見守りの意識向上もあるでしょう。そういうのを協定を考えたらどうかということをやっと玉名市の見解をお答えください。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 見守りの応援のことでございますけども、市としても徘徊訓練やらそういう意識をもってもらおうということでのサポーター養成講座という形で今まだずっとしてきております。7,000名ほどの人がもう受講をされまして、その中でリーダー的存在のキャラバンメイトの方も66名できております。徘徊訓練、それから先ほど不安な方は20名登録されております。その方たちの情報は、市と社協、警察、共有しておりますけども、そういう形でそれから社協独自では「お元気コール」という形で90数名の方に1週間に1回確認の電話をしたりいろんな事業は行なっております。今の熊本見守り応援隊ですけど、この事業県下全部を網羅しておりますので、玉名市も当然、その12事業者入っております。新聞社、新聞の関係、電気、すべて業者としては入っております。今、御提案をいただきましたので、玉名市独自の形のそれをさらに進めるような形のそういう見守り応援団ができますならばもうそれは非常に素晴らしいことでございます。県の社会福祉協議会と協定をしてやっておりますので、市といたしましても市の社会福祉協議会と十分協議をいたしまして、せっかく御提案いただきましたので十分反映できるようにがんばってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ぜひ本当に検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後にまとめの質問をちょっとさせていただいてよろしいですかね。これは副市長に質問させていただいてよろしいですか。玉名市は九州の中心に位置しまして、九州南部に比べましては災害等も少ない豊かな自然がある地域と、そしてまた歴史は古く数多くの歴史資源に恵まれている地域だと私も認識しております。そこで人口増加や定住化促進、そういうのを考えますと玉名に住んでよかったなど、本当によかったなど思える、なんていいましようかビジョンといいましようか、これがなかなかないこの今の玉名市の状況をビジョンをぴしゃっと確定して、先に進んでいかないとなかなか厳しいのかなと私は思っております。そういう中で、前回ですかね、6月議会副市長になられた斉藤副市長に質問もしました。玉名市の将来のビジョンはどう考えてらっしゃいますかと、やっぱり副市長となったならばそういうのも聞いた6月議会でありますけど、なかなかその辺はもちろん市長のサポートという形で言われました。今、高峯市長はどちらかというところかあちらのほうに一生懸命がんばるということで、この庁内は副市長に任せるといふ言い方を常日頃されております。そういう中で、私が今回安心・安全のまちづくりを質問しております。本当に玉名は災害等が少なかったですね、もうよそはいつも100ミリとか豪雨が今あって土砂崩れとか災害等がってますよね、本当にこの人に会えば「玉名はよかね、本当災害がこがんなかてこがんよか地域ね。」て言う市民の方は多かですね、そういう中で、これは先ほど言いましたけど九州の中心なんですよ、そういうことを踏まえて、安心・安全の日本一玉名市を目指す宣言と言いましようか、安心・安全の玉名市はよかったですよともう宣言しますとそういう環境づくりも含めてですね、そういうのを切り口に人口減少とか特に定住化もちろん企業誘致も含めまして、玉名は安心ね水もつからん、台風もそがんなか、本当によかところねって言われるようであれば、これをキーポイントとしていろんな人口増加とかですね、できるのかなと。いろんな施策をされてもなかなか打ち出すのは、やっぱりどこも一緒でしょうけどじり貧になってくるんですね、やっぱり日本一安心・安全の玉名市という宣言をそういう宣言をしていただければやっぱりいろんなよそからの見方も変わってくるのかなと。そういうその安全・安心の日本一という宣言をするためには、やっぱり環境づくりが必要だと、こういうのをやっぱり先ほどいろんなことを言いましたけど整備していかなければいけないという考えを私はもっております。この私の考えは別として、今言いましたようなことを副市長は、玉名市の発展をするために切り口はどういう切り口なのかというのを踏まえて、よかったら自分の言葉で答えてもらいたいと思ひます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 急な御質問で今、戸惑っておりますけども、6月就任時城戸

議員から私のビジョンということでお尋ねになりました。私の役割というのは今、城戸議員が申されたとおりでございます。また、ほかの議員さんからの御質問もあった中で、人口増はどういった形になるかという、今、長洲町が今シリーズで出てきております。きょうの新聞だったですかね、人口をふやすということはほかの自治体からの人口が減るんだと、いわゆる悪い言葉で言えば人口の定住化についても人の取りあいだということです。そういう中で、安心・安全という言葉になりますとどの自治体も目指しているところがございますし、玉名においても32年、山津波がっております。そういう状況の中から災害については、最近ゲリラ豪雨ということでもどこでも雨とか土砂崩れとかやられている状態の中で、「玉名市は安全ですよ」というのが他の自治体に向けて確実にいえるかという、それについてはちょっと難しいかと思えます。ただ人口をふやすためには先ほど言いましたように、ほかの自治体よりもすみやすい玉名でなくちゃいかんということで、産み育てる、それと雇用の場があるということですよね、一般的な質問になりますけども、そういうところで定住の外部からの定住を呼び込むということでございますので、そういう魅力ある玉名市をつくるというのが本来の課題かと思えます。具体策としてにつきましては、既にもう職員みんなで考えて取り組んでいこうというふうに考えておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ぜひやっぱりここにいらっしゃる皆さん一人一人やっぱり玉名市はこうあってほしいなというのはやっぱり皆さんもってらっしゃるわけですよ、その辺は私が日本一の安全・安心というのは、要はほかのところにはないような整備をしてほしいということなんですよね、そういうのはいろんな考えをもって「ああ、安心だな」という実感が、よそから来られた方が実感できるような玉名市であってほしいと思えます。

今回、この安心・安全の1点だけで質問させていただきました。またこの一問一答になってからまた次の機会にはいろんなことで質問させていただきます。これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時33分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さんおはようございます。4番、公明党の徳村でございます。

昨日は産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出で、議会運営委員会の方々を初め、全議員の皆さま、事務局の皆さまには大変お世話になりこの場を借りて御礼申し上げます。

さて、一般質問になりますが、子ども・子育て支援新制度について通告に従い質問させていただきます。「広報たまな」9月号にも紹介されております平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度ですが、わかりやすく市民の皆様に伝えられたとの思いで質問させていただきます。まず、この新制度のポイントですが、1つ目が自民、公明、民主の三党合意を踏まえ、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立、幼児教育、保育、地域の子ども・子育ての支援を総合的に推進すること。2つ目が消費税引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども子育て支援の質と量の拡充を図ること。3つ目が、新制度は平成27年4月の本格施行を予定、市町村が地方版子ども・子育て会議の意見を聞きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施すること。この3点となっております。玉名市もこの新制度に伴い、平成27年度から31年度までの5年間の計画とする子ども・子育て支援事業計画を策定中である旨が広報たまなに掲載されておりました。

さて、そこでお尋ねいたします。玉名市の現状と課題、問題点を知るためにも以下8点の質問をさせていただきます。

- 1、現在の玉名市の認可保育所、幼稚園、認可外保育所の実態。
- 2、現在ある「こども園」と新制度後の「こども園」との違い。
- 3、新制度に伴う入所基準の変更点。
- 4、「認定こども園」認可施設の増加計画。
- 5、「一時保育」「休日保育」の現状と改善点。
- 6、「病児保育」の現状と改善点。
- 7、放課後児童クラブの拡充について。

8、待機児童解消加速化プラン、これは5つの柱からなっております。1つ、賃貸方式や国有地活用などによる保育所整備。2つ、小規模保育事業の運営支援。3つ、保育士の確保へ処遇改善。4つ、認可を目指す認可外保育所施設の支援。5つ、事業所内保育所施設の支援。これらの玉名市の取り組みについて。

以上答弁をよろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 徳村議員の子ども・子育て支援新制度についての御質問にお答えいたします。

8項目ございます。1つずつ答弁をさせていただきます。

まず1点目の現在の玉名市の認可保育所、幼稚園、認可外保育所の実態でございますけれども、現在の玉名市内の認可保育所は公立保育所7園、私立の13園の20保育所でございます。定員につきましては1,415名、現在1,668名が入所をいたしております。それから幼稚園でございますけれども、私立の幼稚園が5園、それから認定こども園1園、計6園でございます。定員が840名、537名が入園をいたしております。認可外保育所でございますけれども、6保育所ありまして、そのうち5保育所が事業内保育でございます。定員が158人、70人が入所をいたしております。

次に、2番目の現在ある子ども園と新制度後の子ども園との違いでございますけれども、現在ある玉名市内の認定こども園は幼稚園型でございます。学校教育法による幼稚園に保育所機能を持つ子ども園でございます。新制度では財政措置が私学助成等と安心子ども基金の助成が一本化して、施設型給付ということになります。保護者の負担につきましては、先日も答弁をいたしましたが保育料が利用者負担額となり、保護者の所得をもとに算定することになります。水準につきましては現行水準で検討をいたしております。また、幼稚園型から幼保連携認定こども園、認定こども園が幾つか種類がございますけれども、幼保連携型の認定こども園に移行された場合ですけれども、学校教育と保育を一体的に提供する施設となるため、職員は保育教諭となり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許資格が必要となってまいります。

次に3番目の新制度に伴う入所基準の変更点でございますけれども、新制度での手続きでございますけれども、これまでの制度と手続きの時期や流れに大きな変わりはありません。幼稚園を希望する園児の保護者を含め、3つの区分の認定を受けることとなります。認定を受けた場合は認定書を交付することとなります。1号認定、2号認定、3号認定、1号認定につきましては、教育標準時間の認定でございます。2号認定が、保育の認定でございます。それから3号認定、これは0歳から2歳も含めて3歳児未満の保育の児童の認定でございます。保育所では、児童の保護者が仕事や疾病等で昼間保育ができない、今までは「保育の欠ける」入所条件でございました。新制度におきましては、「保育を必要とする事由」になりますので、育児休業中に既に保育を利用している児童が、継続利用するなどの要件が緩和されることとなります。また、保育の必要量に応じてフルタイム就労を想定した保育標準時間、これは11時間でございます。パートタイムを想定した保育短時間、これは8時間の保育でございます。と区分されることとなります。利用調整に当たりましては、優先利用を設定いたしましてひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業などを優先的な利用が判断される基準を設定し、公平公

正な入所決定を行ないたいと思っております。

4番目の認定こども園の認可施設の増加計画でございますけれども、現在、玉名市子ども・子育て会議において、玉名市子ども・子育て支援事業計画を審議をいたしておるところでございます。認定こども園につきましては、国では普及を進めており、既存の幼稚園・保育所においては、設備及び運営の基準を満たしていれば認可される方向でございます。新規参入におきましては、その地域の需用供給のバランスを見て判断されることとなります。本市では、保育ニーズの保育ニーズ部分については現在の認可保育所20園に加え、幼稚園から認定こども園への移行を促進しながら対応したいと考えております。

5番目の一時保育、休日保育の現状でございますけれども、一時預かり保育事業は、家庭で子育てしている保護者が急病や冠婚葬祭など私的な理由で育児ができなくなった場合、一時的に保育を行ないます。現在、6保育所で実施をいたしており、25年度延べ利用児童数は5,330人でございます。今後利用者ニーズや地域のバランスを踏まえた実施保育所の環境整備を進めてまいりたいと考えております。休日保育事業については、保護者の就労、疾病などで休日に家庭保育が困難となる児童を対象に、市内では1保育園で実施をいたしております。月の平均利用者が25年度で大体7名から8名程度でございます。休日保育事業は、就労などで必要な保護者が安心して児童を預けられることと、児童の安全性を考えて進めてまいります。

6点目の病児保育の現状でございます。病児・病後児保育事業は、病気又は病気の回復期にある生後2カ月から小学3年生までの児童について、集団での保育等が困難であるために保護者、保育園等にかわり看護師、保育士がいる専門施設で一時的に預り、保護者の子育てと就労の充実を支援する事業でございます。本市におきましては、平成23年10月から公立玉名中央病院敷地内に、病児・病後児保育施設「ひだまりキッズ」を設置して、同病院に運営を委託しているところでございます。1日の定員は6名でございます。開所日時は月曜日から金曜日の午前8時から午後5時30分まで、利用料につきましては1日通しで2,000円、半日で1,000円となっております。食事代及びおやつ代は別途にいただいております。平成25年度の利用状況でございますけれども、年間244日開所し、延べの利用者が506人ございました。今度子ども・子育て支援事業計画でも現在の供給体制を維持し、利用ニーズに対応してまいりたいと考えております。

7点目の放課後児童クラブの拡充についてお答えいたします。放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校低学年の児童を放課後預かり、児童の健全育成を図る事業でございます。現在12クラブに委託し、全小学校21校区で実施をいたしております。子ども・子育て計画で事業計画を現在審議しているところであります。

すが、現時点において定員を上回る利用がある校区や広範囲の複数校区を対象としているクラブへの対応などを優先的に考慮しつつ、各項区の状況に応じた定員確保に努めてまいります。なお、新制度になりますとこの小学校3年までが小学校6年までに拡充されるという形になります。

最後に、待機児童解消加速化プランに沿った玉名市の取り組みについてでございます。昨日の一般質問でもお答えしましたが、現在未入所児童が60人存在をいたします。原因といたしましては各保育所に保育士が不足して受け入れができないこと、また、希望保育所に固守されるためにほかの園には入られないなどの理由がございます。保育所の職員の待遇でございますけれども、私立の保育園につきましては、昨年度から保育士の処遇改善事業を行なっております。本年度26年度も今補正をお願いしているところでございます。また、公立保育所につきましては、本年度から臨時保育士の賃金を日額6,850円から7,400円に引き上げております。そういうことをしながら、また、ハローワーク、広報等を利用し、保育士の確保に随時努めているところでございます。また、今の子ども・子育て計画6回開催いたしておりますけれども、今の時点での数字等を来月にも公表し、パブリックコメントをいたしまして最終的な計画をつくるように考えております。その中で認定こども園、幼稚園から認定こども園への移行の今、希望も幾園かございますので、そちらのほうで待機児の受け入れの拡大等を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁いただきありがとうございます。

説明いただいた認定こども園は、大都市の子供たちだけでは決してなく、すべての子供たちに親が働いている、いないにかかわらず、幼稚園でも保育所でも受け入れてもらえるようにと配慮がなされております。両親や家族にとって長年の夢がかなうような施策であり、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育、並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供が目指されております。田舎でも都会でも両親や家族の子供たちに対する保育のニーズは変わらないものがあります。今後も保育所、幼稚園ともに認定こども園への移行を強く希望するものであります。

さて、それでは答弁を踏まえ、幾つか再質問させていただきます。

1点目、認可外保育所の認可は新制度後、どのようになるのかお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 認可外保育所につきましては、認可外保育所が制度に乗るような形での要望される場合、面積それから職員の配置等々その条件をクリアすれ

ば認める方向の形でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 現在それを踏まえて予定できる認可というのはありますでしょうか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 現在のところ個別にはお話しも幾つかあっておりますけれども、条件等がございますので、条件をクリアされればもちろんそういう形での認可になります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 条件をクリアなさればあるというような今状況だというふう

に認識いたしました。
続いて質問ですけれども、今回の新制度後、今現在未入所児が60名いるという御説明がありましたけれども、入所できなかった子供たちはこの新制度後、入所可能になり得るのか。またもしなり得ないとするならば、その原因はどこにあるのか、解決方法があるのか、その辺もお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 未入所児というような表現で今説明させていただきましたけれども、未入所児が60名、この内訳でございますけれども、先ほど言いました第1希望のみのところしか行かないとか、いろんな条件がございます。そういう形で入れなかったということでございまして、国の基準でいきますと保護者の私的な理由により待機しているのは待機児童ではないと、待機児童のとらえ方がいろいろ各市町で違いますので、そういう表現で今、未入所児という形で最大限のところまで御説明したところでございます。厳密にうちの、厳密にと言いますと国の基準等を考えますと待機児は今年から確かに発生し、今12名ということで認識いたしております。

それからこの受け入れができるかということでの御質問ですけれども、保育所に関しましては、定員1,415名で1,668名、1.18倍の今、受け入れをいただいております。施設の面積とかございますけれども、保育士を確保できればその保育所での拡大はできるところでございます。それから幼稚園が今度の新制度で認定こども園へ、認定こども園今、1カ所ございますけれども、いまのところあと数園、27年度から認定こども園をしたいという要望をされている状況でございますので、先ほど申しましたように幼稚園のほうは840に対して今、537という状況でございますので、そこら辺の分と、それから将来の予測、どれだけ保育の量がふえるか、子どもの出生数から見込みを立ててそれを今、子ども・子育て計画で総需要量を審議をいただいておりますので

いますので、そちらのほうの数量が、今の現状の分でございましたらこういう制度の利用でクリアできるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 最初の認可保育所、幼稚園、認可外保育所の実態のところでお示ししていただいた数字を見る限り、市民のニーズがやはり保育のニーズがすごく多くなっていると、今回の認定こども園によって保育機能を幼稚園のほうに移行していくという形の中で、やっぱり余力がある幼稚園のほうですね、受け入れ態勢が整うように市のほうでも力を入れていただいて、またこれから新たにニーズがふえて、この未入所児と言われている方々の潜在的なニーズがふえるかと思えますけれども、ちょっとその辺もまたちょっと合わせて質問したいと思います。

保育の必要性の認定が現行より幅広く需要が認めていることにより、結局今まで入所をあきらめていた方の需要がふえるとちょっと予想されると思います。それを含めた今後ふえていくという形をどのようにお考えになられているか見解をお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 保育のニーズについてでございますけれども、今回の新制度で、先ほど申し上げましたように、保育に欠けるという条件から、保育を必要とするという形での条件緩和は行なわれました。条件緩和が行なわれましたけれども実際に保育を必要とする理由、就労、妊娠・出産、保護者の疾病、求職活動等々10項目ぐらいございますけれども、今までの保育に欠ける条件と、それほど大きな差はございません。先ほど言いました育児、出産、産前産後、出産のときの引き続き分が緩和されるとか、そういう緩和はございますけれども、条件的なやつはそれほど保育に関してはございません。幼稚に関してはちょっと学校教育の分野ですので、はっきりわかりませんが、ニーズの総量ですけれども、総量につきましては今、先ほど申し上げましたように子ども・子育て計画の中で見込んでおまして、そちらの今、6回ほど開催をいたしました。そちらの中ではそんなに急に大きなニーズがふえるというような予測は委員の中からはございません。これはこのもとになります、計画のもとになります調査をいたしております。4,500名の方に、これらの調査の分析の結果を見ながらそういう需要予測を今、立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 先ほどは答弁ありがとうございました。

保育の必要性の認定が現行より幅広くというのは認められるということによって、入所をあきらめていた方の需要とかがふえるのではないのかという質問に対して、ふえる方向にはいかないだろうという見解をいただきました。ただ、新しく施行されますこの制度によって私は需用のほうがまたふえてくるのではないかというふうに考えておりますので、そのときはぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

引き続き質問させていただきます。待機児童解消加速化プランの中の一つである、保育士の処遇改善ですが、ほとんど非正規に置きかわっていることが一番の問題点だと感じております。もともと保育士の給料が民間平均を大きく下回っていることに加え、非常勤や臨時採用が多くを占めてきている。公立保育所は特に人員削減という方針から正規の雇用がなされていない現状が続いているようです。玉名市においても10年間採用がされていないと伺いました。保育士の人員不足の解消には、まず、原則保育士は正規で雇用すべきだと考えますが、御意見をお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 保育士の御質問でございますけれども、保育士につきましては今、議員が言われたとおり10年間採用を見送っているような状況でございます。市といたしまして、前公立保育所でございますけれども、公立の保育所は13園ございました。民営化の方向の第一次の民営化計画のもとに現在7園まで減少をいたしております。昨年度、民営化検討委員会、保育所の第二次の計画を策定いたしまして、委員会のほうからは今後3園の廃止・統合・民営化ですね、そちらの建議を今いただいているところでございます。本年度26年度がその1年目になりますけれども、26年はちょうど子ども・子育て計画等がございましたので、この子ども・子育て計画の保育の需要量、先ほどお尋ねになりましたけれども、もう少し詳しく説明しますと、子どもの数は今0歳から5歳まで3,300名おります。3,322名。5年後の平成31年には3,007名と見込んでおります。1割強の減の予定でございます。こういう枠は当然今の枠に持っておりますけれども、子どもの数の減少がありますので、今の率での保育の人数に比べますとその率でいきますと需要量はずっとこの計画の今、今度パブリックコメントにお出しします率よりもかなり減ってきます。ただ先ほど議員がおっしゃいましたような今後の需要を見込んで1割強のプラスをしたところでの今の見込みを立てているような状況でございます。ここの状況がある程度固まりまして、あと需用の分がどの程度になるか、それから民営化の実行をいつするか、そういう形での問題を含めて職員のこと

は当然民営化すると職員は要らなくなりますので、そういうのを含めたところで総合的にどの段階でというふうに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

子どもが減っていくという状況の中で、そういう中でさらに子育て支援を拡充していくという相反する部分があるかと思えますけれども、ただ子どもの数というものはもちろんここ何年というのは減少の見込みとか予測することができますが、その後はこれから未来の話ですので、それをより子どもを育てやすくする環境というのを整えてくればまた若いお母さんたちが子どもを育て、産んでもっといこうという気持ちになってくださって変わっていくという部分もあるかと思えます。大変な状況があればあるほどやっぱり子どもを育てるというのに消極的になられるのではないかなというふうにも感じます。

それでは最後ですけど、これは要望だけちょっと述べさせていただきます。

最後に放課後児童クラブについて要望を述べさせていただきます。御存じのとおり子どもが小学校に入学すると放課後の預け先が見つからず、母親が仕事を辞めざるを得なくなる。共働きやひとり親家庭が悩む小1の壁と呼ばれる問題があります。小1の壁が生じる原因は放課後児童クラブの不足と使い勝手の悪さにあるといいます。まずは待機児童を解消した上で、潜在的な利用ニーズに对应していくため受け皿の整備を急いでいただきたいと切望いたします。そして放課後の過ごし方は子どもの成長に大きな影響をもたらすものとしてその質の充実をお願いしたいものです。学習支援や絵画教室、さまざまな体験学習といった活動を、地元であれば九州看護福祉大学の大学生や高齢者、それに子育て教育支援にかかわるNPOなどの協力を得て、多彩なプログラムを展開してほしいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 現在、玉名市において実施されておりましたが、5歳児健診について質問させていただきます。今回の質問は健やかな子育てには切れ目のない連続した支援が必要なことを踏まえての0歳から始まり3歳まである健診後の5歳児における健診の必要性を感じたからであります。特に発達障害の早期発見、テレビの事件報道でも話題になった所在不明児の問題が危惧されるからであり、そのため2つの質問をさせていただきます。

1つ、4歳児、5歳児の健診は行なわれていないが、3歳児健診から就学時までの空白の期間、市はどのような対応をしているのか。

2つ、5歳児の人数、また5歳児の中でどこにも通園していない、保育所にも幼稚園にも通っていない子どもの実態はどうか。

以上答弁をよろしくお願いします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 5歳児健診の御質問にお答えいたします。

まず最初に、4歳児、5歳児の健診は行なわれていないが、3歳児健診から就学時までの空白の機関の市の対応のお尋ねでございますけども、現在、玉名市では母子保健法に基づき4カ月児健診、8カ月児健診、1歳8カ月児健診、3歳6カ月検診を行っております。近年、発達障害やその疑いのある子どもの増加が各分野で指摘されておりますが、本市の乳幼児健診でも要フォローとなる子どもが多く、その対応に苦慮しているところでございます。平成23年度の3歳6カ月児健診の気になる子の割合は、受診者548人の27.4%、150名になっております。しかし、健診の限られた時間、場所だけでは子どもさんの状況を適切に判断することが困難なことが多く、集団生活を送っている保育園、幼稚園での毎日の生活の様子を確認することが必要となります。しかし、要観察となる子どもが多すぎまして事後フォローが十分にできない状況でございました。そのため、今年度から健診後のフォローとして保育士、健診嘱託心理士、子育て支援課の心理士、療育相談員でチームを組みまして、市内の各保育園、幼稚園を巡回訪問いたしております。2年後に就学を迎える年中児を中心に集団での子どもの様子を確認し、支援の方法について保育士と一緒に検討、共有し、親子への支援にもつなげております。また、継続的な経過観察が必要な子どもについては、保健センターで嘱託心理士による個別発達相談を実施し、必要に応じて医療機関や療養事業等に紹介するなど支援を行なっているところでございます。

次に、5歳児の人数、またどこにも通園していない児童の実態についてお答えをいたします。平成26年9月1日現在で、5歳児は543人、住民登録されております。認可保育所の入所児が308人、認可外保育所が2人、幼稚園児が227人になっておりまして、保育所、幼稚園に通っていない児童が6人おられます。この6人は児童福祉施設や家庭内保育と考えられます。毎年3歳児健診等の未受診者の児童は追跡調査を行ない安否を確認いたしております。本年は平成26年6月に教育総務課、保健予防課、子育て支援課において、居住実態が把握できていない児童の調査を行ないまして、該当する児童はございませんでした。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

今お聞きした発達障害、また気になる子の発見に役立つ、今年から取り組まれている園訪問はすごく大変理にかなったものだと感じました。そこでちょっとお聞きしたいのですが、この園訪問を実施した結果をどのように保護者の方と共有なさっているのか。また、この園訪問は今後いろんな形で頻度を増していくような計画なのかその辺の答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 先ほどもお答えしましたとおり、園を訪問しましてそういう気になる子がおられるときは、もちろん保育士、その園の保育士とそれから家庭のほうへの連絡、そういう連絡体制をとりまして見守るような形になります。また、特にまた気になるというような形のときには相談事業、そういう形で医療機関、療育機関等へのつながりをつくっていくというような考えであります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

ほかの一般質問でもお聞きしましたけれども、最近この発達障害と気になる子の存在がここ数年ですごくふえているというところで、これは私もただ世間の認識がふえてきたからそういうふうになっているというふうには感じておりませんで、実際現場の保育士の先生方々とか、そのことを肌身で感じてらっしゃるのではないかなと思います。またしっかりこの園訪問等を通して保護者の方の力になっていただければというふうに思います。

また、答弁がありました所在不明児の問題ですけれども、これがまた玉名市のほうで起こらないように、保育所また幼稚園に通っている、通っていないを問わずに、先ほど言われてました6人の方々も含めて、すべての5歳児にこういう健診みたいな機会を与えていただきたいというふうに要望いたします。

今回の質問以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

引き続き、2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） こんにちは、2番、無会派の多田隈啓二です。

今回から一問一答ということで、うまくかみ合うかわかりませんが、頑張りたいと思います。明確な答弁お願いし、通告により一般質問を始めさせていただきます。

1、国民健康保険制度について、5月臨時議会で玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算書で前年度繰上充用金1億3,200万円の繰上充用金が通り、第5回本会議

に平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計決算が出されており、1億711万円の差し引き歳入不足額の赤字を出され、平成26年度本年度の決算の財源が大変心配されるため質問します。

1、国保繰上充用について、単年度収支状況、財政調整基金の状況について。

2、次年度から国保財源確保について、一般会計から繰入できるのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 多田隈議員の国民健康保険税制度についての御質問にお答えいたします。

まず、繰上充用の件でございますけれども、平成25年度国民健康保険特別会計でございますが、歳入の減少により1億700万円ほどの不足を生じましたので、5月の臨時議会において、平成25年度歳入の不足の補填のため、平成26年度から繰上充用の補正をお願いし、承認をいただいたところでございます。公共団体におきましては、歳入歳出のバランスが取れているのが原則でございまして、決算見込みにおきまして、歳入が不足し赤字が予想される場合は非常手段といたしまして、出納閉鎖期間内において翌年度の歳入を当該年度に繰り上げて赤字を埋め合わせをし、決算を行なうものとされております。合併以降の国民健康保険の単年度収支は、毎年赤字が続いておりますけれども、この赤字の補填の財源といたしましては、合併時7億3,000万円の国保の財政調整基金がございました。これを毎年不足財源に充てながら、また住民の方へは国民健康保険税の見直しをお願いし、平成18年、19年、20年、22年、24年、5回の国保税の見直しを、税制改正をお願いし、収支の均衡を図ってきたところでございますけれども、平成24年度で基金のほうでゼロと枯渇した状況になりました。そのため、25年度の収支におきましては1億円を越える赤字の決算となったところでございます。

それから、次年度からの財源の確保でございますけれども、国民健康保険特別会計の歳出は被保険者が年々少しずつ減少をいたしておりますけれども、医療の高度化等により医療費総額のベースでは少しの減でございます。また、その医療費の歳出を賄うべき歳入のほうの財源でございますけれども、国から交付をされます国庫支出金と先ほど言いました被保険者が負担する国保税、これが2つの大きな財源でございます。そのほかに都道府県からの補助金、また一般会計からの繰入等が財源となっております。国、県からの交付金は医療費に対して一定の割合で交付されるものでございますが、平成24年度と25年度の国庫支出金を比較しますと、給付費は減少が少しの幅でございましたけれども、国庫支出金に関しましては24年度23億4,000万円から25年度21億7,000万円と1億7,500万円の減少となりました。一方、保険者が負担をいただいて

おります国保税、これが大きな2つ目の財源になりますけど、こちらに関しましては、平成24年度に税率の改正を行ない、24年度で19億7,800万円、25年度19億7,600万円の税収見込みでございます。ほぼ同額でございます。平成25年度歳入歳出の前年度を比較いたしますと、歳入におきまして2億4,500万円減少をいたしたところでございます。本年度以降におきましては、赤字の補填をいたします財政調整基金も現在ございませんので、歳入の国、県の状況で非常に厳しくなるものではないかと予測しておるところでございます。

今後、赤字の原因としまして、国保等の依存財源の減少が主なものでございますので、国、県等の動きを注視しながら27年度までの収支見込を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 今、多田隈議員のほうから一般会計からの法定外繰入ができるかというふうな御質問でございます。お答えをいたします。

一般会計からの法定外の繰入の目的は、医療費の急増への対応や単年度の決算の赤字補填などがあり、各保険者の政策判断で法定外繰入を行なっているところでございます。県内14市の状況を申し上げますと、平成25年度に赤字補填のための法定外繰入を実施しているところは熊本市ほか6市でございます。本市におきましては、これまで保険税率の改正や国保財政調整基金の取り崩しで対応をしてきたところでございますが、基金も枯渇し、国保財政的には厳しい状況でございますので、今後所管課と十分協議を重ね検討してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

単年度の収支状態をさっきある程度駆け足で説明されたと思いますけど、私が持っている資料でいけば、平成18年度からありますけど、1億3,200万円、1億3,400万円、1億7,400万円、8,800万円、4,400万円、8,200万円、9,200万円、25年度におきましては2億6,600万円という単年度の収支が出ております。またそれに伴い財政調整基金の積立の取り崩しが平成17年度には7億3,000万円ぐらいありました。それもまた18年度、19年度といくにつれ6億7,000万円、5億8,000万円、3億3,000万円、2億1,000万円、1億6,000万円、1,800万円となり、去年1,800万円使いきって、玉名市として財政調整基金の積立がゼロになったことだと思います。私は、この今までこういう単年度で見れば、私はこれに詳しいものではありませんけど、こういう方向で進んでいるのは目に見えて

わかったはずだと思うんですね、それなのに何も、何もとは言いませんけど、いまだに繰上充用をどこからもってくる財源すらない、私はこういうやり方が行政で行なわれているということに問題があると思います。

再質問します。今まで単年度収支状況や財政基金からこうなることは予想されていたのではないかと。なぜ早めに検討されなかったのか再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 予測は当然毎年厳しいのでついておりましたけども、その緩和をするために財源調整基金、また受益者の国保税を先ほど言いましたように5回お願いしながら収支を考えながら医療費とのバランスをとってきたところでございます。

なかなか保険制度でございますので、私たちがこの国民健康保険に対してどういう形をとっていいのかわかりませんが、国民健康保険本来は水産業者とか自営業者とかそういう形の方々の保険というようなスタートでございますけども、時代の流れとともに全国的には4割を超す方が、無職の方が国民健康保険です。全国レベルです。それからほかに雇われているけども、私的等で保険がないというそういう方が35%、そういう形の保険でございますので、当然収入に対しての税負担というのもほかの保険機関より重うございます。そういう状況で国からの補助金、税、この2つが2つの財源でございますので、あくまで1つの会計としてその会計は独立的に運営するというのが基本でございますので、その考えをもとに、予測はある程度はできますけども、そういう形で進んできたところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） それではまた改めて再質問をいたします。

基金がなくなった中で、26年度の決算は何億円ぐらいの予算を計画されているのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 26年度の決算見込みでございますけども、まだ一番大きいのは出のほうの医療費でございます。この医療費の見込みがどの程度進むかというのが一番のポイントになります。この医療費が今のところまだ4カ月程度の請求でございますので、まだなかなか26年度の見込みを立てるのは非常に難しい状況でございます。

それと先ほど言いましたように、国からのお金、これが非常に大きいんですけども、こちらが基本的にはいろんなルールがあった分の32%とか、そういう形の説明になっておりますけども、それが国の状況に応じて33%であったり、30.何%であった

り、そういう国全体の動きの中での交付の部分もございますので、なかなかその26年度が見込みでどうかと言われると、昨年度の赤字の原因が国庫支出金の1億7,000万円が減でしたので、前年のおりもしもくれば特に繰上充用もせずに済んだ状況でございますので、なかなかその見込みを早急に立てて来年度以降の方向を決めざるを得ないような今の状況でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

なかなかその辺が決まってないからわからないという答弁でございましたけど、やはり計画はある程度の計画はされておると思います。この場で言えないだけであって、やはり私の素人考えかもしれませんが、前年度2億6,600万円マイナスということであれば、これより基金もない状態の中だったらふえるのは間違いなくふえるんじゃないかなと思っております。ぜひわからないながらもある程度の金額は出してもらいたかったなと思うのが寂しい限りでございます。

それではまた再質問をさせていただきます。本来は一応、今の話と重複するんで、これは再質問しませんけど、本来は財源を確保する予定を立ててから繰上充用するべきじゃないかなというのが私たち普通の人の考えでありますし、私の家庭もそうであるし、やっぱり民間企業としてもそういう考えじゃないのかなと思います。財源がないままで進んでいくのは大変危険だと思います。

それではまた再質問いたします。いつごろから今、財源の話を経済部長と話されているのか、いないのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 総務のほうとの話合いでございますけども、今までは何とか24年度までは収支が整っておりますので、そこまではあまり何とかなるのかなという形でございましたけども、25年度決算見込みにおいて1億700万円ほどの赤字がはっきり出ましたので、その出る見込みになった時点で各市の今の状況等々を説明し、認識の共有をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

先ほど言われました一般会計からの、財政調整基金から国保の財政調整基金へ繰入るとおっしゃいましたが、やはりこれには不平等さがついてくるわけでございます。市民の皆さんが国保にかたっているわけではありません。その中で玉名市の財政から国保に一般会計から繰入するということの重さと、やはり繰入するんであれば説明責任と

して果たしていただきたいと思っておりますけど、その辺の考えはどうかお伺いします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 今現在、こういう形で収支のほうがあると、確かにおっしゃいましたように、国民健康保険の加入者人員で30%程度でございます。30ちょっと超したぐらいで、ただ国民皆保険でございますので全員がかたる、ほかのかたる保健組合がないときは、もうすべての方が国保になるという形の保険でございますので、保険の運営としては単独、するのが議員おっしゃるように全員が、玉名市民全員が便宜は受けてないのだから繰入ならばというのは当然のことだと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、国からの補助金それから国保税、この2つの財源がほとんどでございます。また今検討はいたしておりますけれども国民健康保険税についても14市の中でかなりの上位の状況でございます。それ以上の負担を会計が整わないからすべてお願いするか、そういうことは到底難しいのではないかというふうには思っております。そういう面も含めてまた県下では先ほど説明がありましたように、どうしてもどこも、どこの市も状況一緒でございます。7市が繰り出したと、一般会計から繰り出したというような状況でございますので、今後、一般会計の総務のほうと十分検討してまいりたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

やはり助け合いながら、やはり財政、行政を進めていくのが行政としての役割じゃなかろうかなと思っております。

最後にまた再質問で、累計赤字をもし出されるので、出すとなれば、累計ですね、2年連続の、国保のですね、県に赤字解消計画書を出さなければならないが、その辺のお考えはどうかお伺いいたしたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 当該会計において赤字が出ますと当然改善化の計画の方向性は指導官庁からは受けることとなります。それに向けてどういう形で解消していくか、1番は、私たちは一生懸命努力しようと思っておりますのは医療費の適正化、どうやって入りのほうはなかなか先ほど言いましたように、国保税と国の補助金ですので厳しゅうございます。出のほう、これをいかに抑えていくか。その出を抑える形の方法として医療費の適正化を図っていくと。一番大きいのは病気になって1件当たり何十万元以上という金額のこの部分がかなりの比率を占めると、そういうのをまず減らすと、そのためには特定健診ですね、早期発見、早期治療これを一番に考えております。今年も特定健診の受けやすい形ということで、今まで1,500円だった特定健診料を800円に引き下げました。受診の率を上げようと、早期発見して医療費を抑制しようと。それ

からジェネリック薬品の推奨をしようと。レセプト点検において重複受診とかそういうのをずっとしていこうと。それから健康づくりに取り組んでいこうと。今、「ゆた〜と体操」とか「いきいきふれあい」とかやっておりますけど、課は違いますけど、そちらのほうでの健康意識をつくっていただいて、病気にならない、かからない、医療費が少なくて済むと、そういうような形での方向にもっていけないかということで精一杯頑張っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

そうですね、やっぱり予防しながら医療費削減に取り組んでいただきたいと思います。また、2年連続赤字決算となりますと熊本県に解消計画書が出さなくていいようにいろいろ知恵を絞りながら取り組んでいただきたいと思います。今後はもっと、もっともっとほかの課とつながりを密にし、話し合いが早めに、計画的に、活発に議論されることをお願いし、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 2、市税について、固定資産税の賦課のあり方の見直しについて、本市の固定資産において、納税通知書、固定資産評価証明書の家屋の固定資産税において、既に15年前に家屋を解体され、同じ番地に新築されているにもかかわらず、本市の税務課から固定資産税通知書が郵送され、間違いないものと思い15年にわたり家屋の二重課税の固定資産税を払っておられる方がおられます。そこで質問いたします。

- 1、本市の家屋の世帯数は。
- 2、家屋の滅失届の周知は。
- 3、二重課税は何年払い戻すのか。
- 4、滅失届は5年でどれだけあったのか。
- 5、固定資産評価委員が立ち会いするときに滅失届の説明をされているのか。
- 6、二重課税の改善についてお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

[市民生活部長 北本義博君 登壇]

○市民生活部長（北本義博君） 多田隈議員の玉名市の住宅の棟数についてお答えいたします。

平成26年度当初の固定資産課税台帳に登録されている建物の全棟数は4万1,303棟で、そのうち住宅用建物は2万4,204棟となっております。

次に、家屋を解体した場合の届出の周知についてですが、家屋を解体した場合の滅失

届の届出の周知方法につきましては、市のホームページに毎年掲載するとともに、市の広報誌にも毎年12月号に周知を図っております。なお、誤課税を防止するため、地方税法に基づき毎年4月1日から固定資産税の第1期の納期期限であります5月末日までの間に納税者が課税台帳に登録された価額を比較確認できる縦覧制度、また4月1日から通年において固定資産課税台帳に記載されている事項を確認できる閲覧制度があります。広報紙を通じて周知を行なうとともに、5月初旬に発送しています納税通知書の中にも課税明細書を添付し、納税者に資産内容の確認をお願いしているところでございます。

誤課税による税の返還年数についてですが、誤課税による税の返還年数につきましては地方税法第17条の5、第4項の課税標準額又は税額を減少させる付加決定の規定に基づく返還機関が5年間、また玉名市固定資産税等過誤納付返還金取扱要綱第5条に基づく納税者の不利益を救済するための期間がさらに5年間ありまして、最長で10年間の税の返還が可能です。

続きまして、過去5年間における住宅の滅失届への届出による誤課税が発覚した件数についてでございますが、住宅を解体したものの滅失届が無届けであったため、固定資産が課税されていたケースは、過去5年間で20件ありまして、そのうち滅失期日が確認でき税の返還をした件数は2件でございます。

次に、家屋評価立会い時の説明内容についてでございますが、新築住宅等の家屋評価のために訪問した際の住宅取得者への説明内容といたしましては、1つ、一定要件を満たす新築住宅における固定資産税減免制度、2つ目に、不動産取得税申告書の提出、3つ目に、住宅ローンを利用して住宅を取得した場合の住宅借入金特別控除などのお知らせとあわせて、既存の建物を取り壊した場合の家屋滅失届の提出の必要性を盛り込んだ資料を配付し、税務課職員が内容の説明を行なっているところでございます。

次に、誤課税の改善策についてでございますが、家屋の滅失届の無届けによる誤課税の改善策といたしましては、今後も届出の必要性や課税の減債の自己確認を促すとともに、広報活動を継続し周知を図るとともに、固定資産台帳における同一所在地に住宅が複数登録されているケース等、家屋滅失届の無届けが疑われる案件を抽出し、現地確認や聞き取りを行なうなど、誤課税の解消に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

2万4,000件あるということでした。2万4,000件やはりこの中には同じ番地に建てられて、もう取り壊されている家なのに滅失届を出してない、でも税金だけはきて払っているという方が大分私はこの中にあるんじゃないかなと思っております。

2番目に、家屋の滅失届の周知はということで、市の広報、4月から台帳閲覧あたりができるということではありますが、なかなか広報を見てもなかなかお年寄りあたりはできないですね、そういうところもありますので、また違った方向からのやっぱり先ほど求められた同一番地はパソコンの中から拾い出して、同一番地だけでもいいからやっぱり見つけ出して地道に、やっぱり血税をもらっているという意識のもと取り組んでもらいたいと思います。

何年で払い戻すかというのは10年払い戻しがあるということで、滅失届は5年からどれだけあったのか、20件ですね、私が1人言ってきておられる方がおるんで、3件目に入ろうかなと思っておりますけど、5番の固定資産税評価委員が新築物件にて立ち会いするんですよね、これが一番のチャンスですよ、やはり現地に行って固定資産の評価をするときに、やはり滅失届を出されていなかったらそこで必ず確認ができます。これだけは今から先は必ず徹底してやっていってもらいたいと、これが一番の効果が今から先は出るのかなと思っております。改善としては先ほど同じようになりますけど、やはりパソコンの中で一緒の番地に2件、3件建っている家があれば、電話なりなんなりして、今から先の家は評価委員でいいんですけど、今まで払っていらっしゃる方を見つけるとするのは膨大な作業になるのかなと思っておりますけど、やっぱり血税という意識のもと、頑張ってもらいたいと思います。

再質問として、どれくらいの方が二重課税なのか調べられるかということで、なかなかあとは評価委員が立ち会いするときとパソコンで調べるしかないのかなと私は思っていますので、これは再質問しませんが、ぜひここは地道に一人でも減らすために努力してもらいたいと思います。

最後になりますが、今後長年にわたり固定資産税というのは子や孫の代まで永遠と市からきます。玉名市民の二重固定資産税を払い続ける人が毎日少しずつでも少なくなるように調べてもらい、納税通知書を本市から出す以上は、間違いがないようお願いし、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番(多田隈啓二君) 3、玉名市防災と危機管理について、毎年9月1日は防災の日、1週間を防災習慣とされております。皆さんも御存じのとおり8月20日未明、広島県大規模土砂災害を受け、国土交通省は9月2日に全国の土砂災害危険箇所の危険性を住民の皆さんに周知するよう、市町村に緊急要請されております。そこで質問いたします。

1、防災備品の状況について。ア、防災備蓄の状況について。イ、避難場所の状況について。

2、土砂災害危険箇所について。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 多田隈議員の防災備品の状況について、まず私のほうからお答えをいたします。

玉名市の防災備蓄品の状況といたしましては、平成24年度から随時計画的に、毛布及び食料品等の備蓄を行なっており、現在、毛布200枚、アルファーム1,000食、乾パン400食を備蓄しており、また、福祉部署でも要支援者用として紙おむつや簡易ベッドなどを備蓄しているところです。今年度は毛布100枚、アルファーム500食のほか、飲料水などを備蓄する計画であり、今後も計画的に必要なに応じて備蓄品を整備してまいります。また、あわせて各家庭における日ごろからの備蓄確保につきましても普及啓発を進め、災害への備えを強化してまいります。また、玉名市地域防災計画において食糧供給計画及び給水計画を定めているところで、物流企業、飲料メーカーとの災害時における救援物質供給に関する協定書も締結をし、避難者等に対する供給体制の整備を図っております。大規模な災害が発生し、物流、流通機能等が麻痺した場合、被災した市民の安全安心を守るためにはあらゆる面で広域的に関係機関との連携、協力体制が重要であると認識しているところでございます。

続きまして、避難所の状況についてお答えいたします。玉名市地域防災計画の避難所等整備計画においては、風水害、地震等の災害により住民や家屋に被害が発生又は発生するおそれがある場合に、被災者が一定期間滞在する場として生活することができる指定避難所と洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫等の異常な現象が発生又は発生するおそれがある場合に、その危険を一時的に回避するために避難することができる指定緊急避難場所をそれぞれ指定しております。現在、市内には指定避難所として小学校など48カ所の施設があり、議員が御質問されている玉名市総合体育館においても指定避難所として指定しており、また、津波を初め大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合の指定緊急避難場所として、玉名市桃田運動公園を指定しているところでございます。なお、玉名市桃田運動公園金栗広場は、熊本県防災消防ヘリコプターの離着陸場としても指定がされておりますので、桃田運動公園一帯は玉名市の避難場所の拠点にもなっております。

今後は避難勧告を発令する前の避難対策としての予防的避難が重要と考えておりますので、早期の自主避難所の開設などを推進してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長（藤井義三君） 土砂災害危険箇所についての御質問にお答えいたします。

土砂災害危険箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所として、土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の3種類の総称であります。その土砂災害危険箇所につきましては、熊本県より情報の提供を受けておりますが、市内に302カ所ございます。内訳につきましては、土石流危険渓流箇所が62カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が240カ所となっております。現在、事業主体であります熊本県では、ハード面の対策といたしまして、砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を進めておられますが、膨大な時間と整備費用が必要であることから、県全体の進捗率は平成25年度末現在で、約24%と聞いております。一方、ソフト面の対策といたしまして、土砂災害防止法に基づき危険箇所を中心に詳しく調査を行ない、住宅の建築等に法的な規制のある警戒区域の指定を急がれているところでございます。玉名市では平成26年9月1日現在までに、県により指定されました392カ所の警戒区域につきましては、図書の縦覧等を行なっておりますが、今後はさらに広報やホームページにおいても周知徹底を図りたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

防火備品としてちょっと備蓄のほうで今、総務部長から話がありましたけど、よかったら防災備品のほうもちょっとわかるんであれば再質問させていただきたいとおもいます。また、避難所の状況について指定避難所は48カ所あるとわかりましたが、指定緊急避難場所はどこなのか、何カ所あるのか再質問したいと思います。また、土砂災害危険箇所について、土砂災害危険箇所は302カ所、土砂災害警戒区域は392と答弁がありましたけど、これは2、3年前まででいいので、ふえているのか、ふえてないのか再質問したいと思います。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

防災備蓄品につきましては、防災テントとか防災用エアマット、仕切り、ダンボール等がございますけど、現在、本市といたしましては十分な準備がないということで、これらの備品につきましては、今後必要に応じて可能な限り計画的に備蓄整備に、備品整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、指定緊急避難場所のことですかね。

○2番（多田隈啓二君） そうです。

○議長（作本幸男君） 以上ですかね。

建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 危険箇所が302カ所と警戒区域箇所が392カ所と申しております危険箇所につきましてはあんまり変わらないと思います。ただ、警戒区域箇

所につきましては、県のほうが年度ごとに計画立てて、調査を行なっておりますので、
んだんふえてきているものと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

そうですね、土砂危険箇所はやっぱり302カ所、土砂災害区域は392カ所という
ことで、ハード面は先ほど答弁にお伺いしましたとおり、県が工事をするということ
でしたが、県の全体としては24%でしか工事は出されていない、財政面もありますし、箇
所も多いと思います、市として地域住民の皆さんへ危険箇所の周知をしてもら
い、玉名市としても県と連携をし、地元の皆さんとの説明会や意見交換会などは市が率
先して取り組んでもらい、災害に強い玉名市、住民の皆さんが安心して、安全に暮ら
せるようなまちになれるよう取り組んでいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 大変失礼をいたしました。

指定緊急避難所といたしましては、玉名自治区では桃田運動公園、蛇ヶ谷公園、九州
看護福祉大学、それから岱明自治区管内では岱明中央公園グラウンド、それから横島自
治区内では横島グラウンド、天水では天水グラウンドを指定をしているところでござ
います。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

先ほどちょっとこれ通告しなかったけん申し訳ないなと思うところがありますけど、
総務部長はちょっと備蓄だけしか私もあれだったんで申し訳ないなと思いますけど、先
ほど述べられたとおり、私は玉名市の備品をこの前見させてもらいました。やはり災害
意識の低さといいますか、備品があまりにも少なくはちょっとびっくりしたところ
であります。

総務部長今、おっしゃいましたけどダンボールの間仕切り等などは一切書いてありま
せん。そこで再質問いたします。防災備品状況について質問いたします。今後も計画的
に必要なに応じて、備品を整備するということですが、本市はほかの市と比べてまだ
防災備品が足りないの、玉名市の防災備品等に載っていない発電機、冷風機、パルー
ンライトや防火テント、防火用簡易エアマット、簡易仕切りダンボール畳等の備蓄品の
整備を図るのか、お伺いいたします。再質問です。

また、避難所につきましてもう一点再質問いたします。先ほど来、玉名市48カ所施
設があり本市総合体育館が指定避難場所と指定されているという答弁がされました。ま
た、本市桃田運動公園が熊本防災ヘリコプター離着場として指定されており、玉名市市

内の災害拠点と答弁がありました。災害拠点としての位置づけであれば、なぜ空調整備がなされていないのか、室内においても室温や湿度が高いと熱中症なども考えられるため、玉名市内災害避難拠点として早急な設置が求められるのではないかと伺います。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 多田隈議員の御質問にお答えをいたします。

議員がただいま提案をされましたバルーンライトとかエアマット、防災テント等は現在のところ先ほども申しましたように、本市としては備蓄している状況ではございません。しかしながらその必要性は十分認識をいたしておりますので、今後可能な限り計画的に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の避難所であります市総合体育館の空調設備に関してでございますけれども、御承知のように市総合体育館は避難所の本市における災害があった場合の拠点として考えて重要な施設であると考えております。議員の御指摘のとおり、夏場の避難生活とか長期する場合、健康維持とか健康管理の観点からもその空調は必要であると思われれます。ただ、現在、財政負担を考えれば現在のところ整備することは難しいと考えておりますけれども、今後、他の部署も含めて補助メニュー等があれば、今後考慮して行きたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

今の見解でいけば、玉名市内の災害避難の拠点ではあるが空調設備は、ある種空調設備は必要であると思うが、現在のところは財政的に厳しいということで答弁があったと思います。

やはり住民の皆さんの命を考えれば、やっぱり検討していかなければならない問題だと私は思います。なぜならば、やはりあそこはきのう高崙市長が一般質問のときに答弁に答えられたように、今度の本庁はヘリコプターもとまらない、やはり最終的には桃田運動公園のあの水害に強い高台に県のヘリコプターもとまるし、また菊池川右岸においては防災ヘリもとまります。やはりあの辺が一番の災害拠点という位置づけには一番理想的な場所ではないかなと、私は思います。その中において今回、広島市でありましたけど、広島市でやっぱり避難されている方をみれば、大変苦勞されております。夏場であり扇風機の中、やっぱり熱中症など体調を崩した方も多数おられます。ぜひ、玉名市はやはり運動公園に空調をつけて、確たる避難場所をつくってもらいたいと思います。また、それにはどうしてもライフラインが寸断されたときに最後はやはりヘリコプターで搬送するのが一番かなと、災害はいつあるかわかりませんので、ぜひ取り組んでもら

いたいと切にお願いいたします。

また先ほど総務部長がおっしゃられました財政が厳しいということですが、財政調整基金が玉名市にはありましてですね、これはまだ55億円ぐらいあります。

はい。その中から財源確保はできると思うんですよ、やる気があれば。やはり人命がかかっているので、ぜひ財政がない、ないじゃなく、あるならあるで、やっぱりおっしゃっていただいて前に進めてもらいたいと思います。

私は最後になります。玉名市民の皆さんの命を考えたときは、やはり防災拠点である総合体育館の空調をぜひ取り組み、実現してもらいたいと思います。また、西田総務部長さんには財源確保に向けて全力で取り組んでもらうのをお願いして、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 4番は。わかりました。

4番、本市総合体育館について、また一緒のような感じに取れますけど、一般質問させていただきたいと思います。空調設備について今年3月5日、県知事は2020年に開かれる東京オリンピック、パラリンピックの選手団のキャンプ誘致として熊本県と熊本市は事前合宿の周知に向けて推進本部を設置されました。県の推進本部は知事が本部長となり、県内のスポーツ施設が国際大会で使えるか調査、収容人数や対応できる競技種目を受け入れ準備すると発表されました。そこで本市、総合体育館は空調を整備すれば国際大会でも使える体育館になり、本市でも東京オリンピック指定選手4名出られるので、ぜひ玉名市にオリンピック、パラリンピック選手団のキャンプ地誘致をしてもらいたい、またバドミントンや玉名バレーボール協会から夏場の大会誘致ができない。Vリーグチャレンジリーグの試合が行なわれないので、早期空調設置を求められています。

そこで質問します。オリンピック誘致のため、本市に推進本部設置について、また、5番、本市の教育及び部活動について、文部科学省において、ことし5月23日に公表されている公立学校施設冷暖房の設置状態の調査で、公立小中学校における普通教室の設置率は32.8%です。まだまだ設置が求められる中、玉名で初めてモデル的に有明中学校が7月から民間会社が冷暖房を設置し、太陽光ソーラーの一部の電気代を納めてもらい、運用されておられます。また、部活動において9月20日に県教育委員会は、県小中学校の部活動を早ければ来年度から順次学校外部組織が運営する、主体となる社会体育に移行していく考えを明かし、手始めとして一部の地域で小学生のスポーツ活動を展開している総合型地域スポーツクラブを実施すると発表されました。また、各市町村教諭や小学校校長会、各地のPTA組織などに8月まで意見聴取した結果、市町村教諭が80%、校長会が85%、移行に賛成。PTAは賛成が45%、どちらでもよいが3

9%、反対が16%だったので、社会体育への移行を進めると言われました。

そこで質問いたします。有明中学校への冷暖房設置のこれまでの経緯は。

2、平成28年度から直ちに各課及び協議をできる体制を。

3、社会体育移行への教育長の考えは。

4、本市として小学校部活動、社会体育をどうするか。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 多田隈議員の2020年東京オリンピック、パラリンピック誘致のための玉名市における推進本部の設置予定はあるかということに対してお答えをいたします。

議員御承知のとおり2020年の東京オリンピック、パラリンピックの誘致に関わる熊本県内の動きといたしましては、熊本県及び熊本市が首長を本部長とする推進本部を本年3月に設置をされております。設置の目的といたしましては、国際スポーツ大会が、選手を初め多くの外国人観光客が日本に訪れる絶好のチャンスであるということにとらえ、熊本県の魅力を国内外に積極的に情報発信して、キャンプの誘致等を推進することで経済波及効果を最大限に取り込むと同時に、スポーツ人口の拡大や競技力の向上を図るとされております。本市におきましても同様の効果があるものだと考えておりますので、現在受け入れ施設等の環境が整備と受け入れ先等の条件等々も合わせなければできないというふうな状況もございますので、そういうものも検討しながら、そしてまた今後、熊本県からの情報収集を行ない、推進本部の設置を含めまして、市関係部署で市内の関係団体等の協議をした上で、2020年東京オリンピック、パラリンピックキャンプの誘致の可能性検討しながら、誘致に努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 多田隈議員の玉名市総合体育館の空調設備についてお答えいたします。

西川議員の一般質問でも答弁いたしましたが、空調設備につきましても整備費用にかかる財源的な問題もございます。しかしながら空調設備を整備することにより、2020年の東京オリンピック、パラリンピックのキャンプ地の誘致がよりしやすくなるというふうに考えております。できればキャンプ地誘致にかかる施設整備費補助金等の補助メニュー等が創設されることを期待しているところでございます。

続きまして、民間事業者が有明中学校にエアコンを設置した経緯についての御質問に

お答えいたします。

有明中学校においては、子供たちの学習環境の改善を図るためのエアコン設置と教育環境の推進を目的にPTA活動の一環として教育支援プロジェクト事業を立ち上げられたところでございます。これは民間事業者が太陽光発電事業を行なうことにより生み出された事業収益の一部を、有明中学校のPTAに寄附を行ない、その寄附の中からPTAが子供たちの学習環境の改善を図るためにエアコンを設置されたものでございます。これにより夏場の教育環境が向上したとのことでございますが、学校にも教育活動の効果等を確認してまいりたいと考えております。また、教育支援プロジェクト事業を立ち上げられた事業者によりますと、この事業を玉名市内のほかの中学校区にも広げていく計画であると聞いております。教育委員会としましてもこのような民間事業者の取り組みに感謝しているところであり、今後の広がりにも期待をするところです。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 多田隈議員の玉名市では小学校の運動部活動の社会体育への移行をどのように進めていくのかというお尋ねに対しましてお答えをいたしたいと思っております。

熊本県教育委員会は、今年2月運動部活動およびスポーツ活動のあり方検討委員会の提言を受け、小学校運動部活動の社会体育への移行を示されております。社会体育への移行は、少子化による児童の減少に伴う休部、廃部の問題や児童及び保護者からの多くのニーズへ対応するためとされております。

さて、本市の小学校運動部活動の加入状況を申しますと、市内21小学校4年生から6年生までの全体で47の部活動数があり、約1,000人加入し、全体児童数の約57%となっております。また、熊本県教育委員会は社会体育への移行の受け皿として、総合型地域スポーツクラブでの実施を想定されております。総合型地域スポーツクラブとは、幅広い世代の人々が各自の興味、関心、協議レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブのことで、本市では玉南中学校区の玉南コミュニティクラブの1クラブのみであります。このような状況の中、受け皿である総合型地域スポーツクラブの創設が早急の課題であると認識した上で、現在、玉名市体育協会にて協議を重ねているところでございます。今後は受け皿である総合型地域スポーツクラブ等のめどが立つ段階で、順次移行できる地域を選定し、選定した地域の住民、学校、保護者等の関係者と協議の場を設けていきたいと考えております。

なお、社会体育の移行に関しましては、受け皿となる組織の指導者や運営に係る財源の確保が課題となりますので、あわせて玉名市のスポーツ振興のあり方も検討してまい

ります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 本市総合体育館について、高寄市長のほうからさっき答弁ありました。ぜひ、玉名市にも今14市ありますけど、熊本市が手を挙げておられます。ぜひ負けないように、市長が先頭に立って玉名市をスポーツのかじ取りを、旗を振ってもらって国、県、話を重ねてもらい、東京オリンピックキャンプ地を取り込んだ、玉名市のスポーツ振興の最初で最後のチャンスです。また、スポーツ大会は多くの方が玉名を訪れる機会となるため、ぜひ空調の早期設置を求めます。

また先ほど、有明中学校冷暖房に7学級ですかね、導入されております。1年生から3年生まで、7クラスありまして、やはり夏の夏期講習といいますか勉強会。先生に聞けば例年の倍以上参加されたと、そして3年生におかれましては受験前もあって盆をのかした、盆休みをのかして朝から夕方4時くらいまでみっちり勉強されたというのを聞いております。また1年生、2年生においては昼までぐらいたったんですけど、5、6時間クーラーの中で一生懸命勉強されたということ聞いております。ぜひ、この前伊子部長が27年度には、私の記憶でいけば天井の改修が終わり財政が出てくるようになれば、28年度から直ちに空調、中学校に先駆けてしてもらいたいと私は思います。ぜひ28年度には伊子部長が言われましたそういうほかの各課と、またほかのPTAや学校と密に連絡をとって、28年度にはほかの中学校でもぜひクーラーが導入される体制をとってもらいたいと思います。

最後になりますが、社会体育への移行は保護者又はPTAなどと十分に協議を重ねてもらうことをお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） こんにちは、1番、市民クラブの北本将幸です。

一昨日のニュースにおいて全盲の女子生徒が何者かに無言で足を蹴られる被害にあつたというなんとも悲しいニュースが報道されておりました。視覚障害者が持つ白い杖、白杖につまずいたことに対する仕返しではないかと考えられています。白杖は、視覚障

害者の方が1歩、2歩先の情報を得るためのものであり、体の一部であります。しかし、このような出来事は日常的に、このような出来事はひどい対応を受けることが度々あるとのことでした。これは視覚障害者の方たちに対する社会参加における理解がまだまだ広がっていないことの現われではないかと思えます。何のための杖なのか、何のための点字ブロックなのか、ハンディを持った方たちに対する理解を広げていくためにも、家庭教育、社会教育、さらには学校教育の更なる充実が必要になってくると思えました。だれもが安心して暮らせる町をしっかりとつくっていく為にも、私自身これからもしっかりと頑張っていきたいと思えます。

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず初めに玉名市における歯科保健の現状について質問いたします。

人が生活していく上で、歯、口腔の健康は口から食べる喜び、話す楽しみを保つ上で重要であり、全身の健康保持、増進に重要な役割を果たしています。また、歯や口腔の状態は糖尿病や循環器疾患などとの密接な関連性が注目されており、歯、口腔の健康づくりの推進に向けた新たな取り組みが求められています。熊本県においても平成15年に熊本県保健医療計画及び熊本県健康増進計画、熊本21ヘルスプランを策定され、健康づくりに取り組まれており、歯科分野においても平成17年熊本県歯科保健医療計画を策定し、80歳になっても自分の歯を20本以上保つ「8020運動」を目標に、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた歯科保健医療対策の推進を図っています。こうした中、熊本県では、平成22年に歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本理念等を定めた、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例を制定し、さらなる歯の健康づくりを推進しています。国においても平成23年に歯科口腔保健の推進に関する法律が制定され、乳幼児期から生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得、保持等によりすべての国民が心身ともに穏やかで心豊かな生活ができる社会の実現を目指し取り組むことになっています。よって、玉名市においても歯科口腔保健の推進に取り組んでいく必要があります。

そこで玉名市の歯科保健の現状について4点質問いたします。

- 1、玉名市における小・中学生の虫歯数の推移について。
- 2、他の地域との比較について。
- 3、歯科保健指導等の実施状況について。
- 4、正しいブラッシング法等、歯磨き指導の推進について。

以上4点答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員の御質問のまず、玉名市における小中学生の虫歯

数の推移について、過去5年間のデータに基づきお答えいたします。

玉名市の小中学生の虫歯の保有率は、平成22年度27.4%の保有率でした。23年度は27.8%、24年度は25.8%、25年度は25.9%、26年度は25.5%と少しずつ減少傾向にあります。これは合併当初の玉名市の小中学生の虫歯の保有率である、35%を大きく下回っております。これはこれまで小学校の養護教諭を中心とした先生方によるブラッシング指導などの努力の積み重ねと保護者の強力、歯科医師会の皆さま方の御指導のおかげと感謝申し上げる次第です。しかし、減少傾向にあるものの年度によっては減少の幅が小さい年もありました。依然として子供たちの3割弱の歯の健康が課題となっております。そこで数年前から虫歯予防対策の一環として、歯磨き後のフッ化物洗口事業が強力に推進されているところでございます。玉名市教育委員会といたしましても、児童生徒の歯の健康を考え、平成27年度から小学校でのフッ化物洗口を考えております。

続きまして、他の地域との比較についてでございます。12歳児小学校6年生の虫歯有病者率の推移をほかの地域と比較してみますと、平成21年度玉名市では42.45%、県平均61.90%で少ない方から4番目でした。平成25年度になると玉名市は36.91%で、県平均46.78%を下回り、県内市町村で10位となっております。これからわかりますように、本市は県内45市町村で虫歯の有病者率は県平均よりも少なく、市内の虫歯有病者率は年々減少しているのですが、県下の順位を見ると平成21年度4位、平成23、24年度は7位、平成25年度は10位とだんだん下位に位置してきている現状であります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 北本議員の歯科保健の現状についての中の歯科保健指導等の実施状況についてお答えをいたします。

まず乳幼児期につきましては、毎月玉名と横島の2カ所で各年代ごとの4つの乳幼児健診を実施し、歯科健診並びに歯科衛生士による集団での歯科保健指導を、又は希望者につきましては個別で相談を受け付けております。具体的な内容でございますが、4カ月健診では離乳食の食べさせ方、スプーンの選び方、使い方、歯の生えたあとの歯の手入れ、歯ブラシになれることについてしております。8カ月健診では歯の生える時期、生え方について、虫歯になりやすい箇所やブラッシングの仕方、離乳食の食べ方のチェックについて、1歳8カ月健診では、仕上げ磨きの徹底について、だらだら食べる影響、砂糖の望ましい摂取量、よくかむこと、うがいの練習開始について、おやつを食べるそしゃくチェック、フッ化物の活用について、3歳6カ月健診では、乳歯の虫歯の永

久歯への影響、6歳臼歯の手入れについて、うがいの練習、おやつを食べ方、指しゃぶりについて、フッ素の活用、フッ化物洗口の実施状況についてで実施をいたしております。また、学齢期においては毎日の給食後の歯磨きに加え、歯科衛生士の協力を得て行なう養護教諭によるブラッシング指導、6月には歯に関する全校集会や委員会活動等を取り入れ、子供たちの健康な歯を保つ意識づけを行なっています。また、長期休みや月間で基本的な生活習慣としての歯磨きを身につけさせるため、歯磨きカレンダーや健康調べなど養護教諭が工夫しながら、児童・生徒の意識を高める取り組みを行なっております。

次に、正しいブラッシング法等、歯磨き指導の推進についてでございますが、まず、乳幼児期につきましては、歯が生えている8カ月健診、1歳8カ月健診、3歳6カ月健診時において、毎回歯科衛生士による正しい歯磨きの仕方について、小集団で指導をいたしております。話だけでなく、実際に実地指導を織り交ぜながらわかりやすい指導を心がけているところでございます。また、学童期につきましては、歯科衛生士の協力を得て、養護教諭によるブラッシング指導が行なわれております。学校に出かけて担任とともに指導したり、保健室で少人数の子どもに指導したり、児童・生徒の数や学校の実情に応じた指導が行なわれています。染め出し液を使用して赤く染まった施行を手鏡を使いながら丁寧に磨く指導等を取り入れながら、自分の歯は自分で守るという健康な歯を保つ意識づけを行なっております。多くの学校では、歯の衛生週間に特に力を入れて取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。玉名市における虫歯の現状としては、だんだん改善してきているとのことでした。虫歯の保有率のほうで説明されて35%ぐらいあったのが、平成26年では25%まで下がってきているとのことでした。虫歯を見るときこの保有率で見るとあるんですけど、1人当たり平均の虫歯本数で見ると見方もあります。私が調べたところでありまして、玉名市においては12歳児においては、平成19年1人当たり1.04本だったのが、毎年改善されて平成24年では0.77本まで下がってきているということでした。これは県下のほかの地域と比較してみると県下で一番多いところで平成24年2.56本、少ないところでは0.48本、玉名市は0.77本まで下がってきているんですけど、これは決して悪い状況じゃなくとてもすばらしくいい状況だと思います。これは先ほど部長のほうも言われましたけど、歯科保健指導に対する取り組みの成果だと思います。

国が「健康日本21」という項目で12歳児における虫歯の本数目標を1人当たり1本以下と定めています。玉名市においては現在、0.77本と達成しているとは思いま

すが、玉名市として具体的な虫歯の本数の目標値などはあるのかお答えいただきたいと
思います。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 学校のほうで目標のほうは今のところ定めてないというふう
うに。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 定めてないということですけど、国は1本以下でこれは1本以下
というののわかりやすいから1本以下としているみたいで、原文のほうを読んでみる
といろいろな諸事情を考慮したり、地域性とか生活習慣とか考慮したりすると、厳密に
いうと1.4本以下を国は目標として定めているということです。ということは、玉名
市は今現状として、0.7本ということは半分ぐらいだから現状の今の歯科保健におけ
る取り組みで十分対応できてるんじゃないかと思われます。やはり虫歯予防においては
歯科健診、歯科保健指導などの実施が大切だと思われますが、学校においてはほぼ10
0%その歯科保健指導とか虫歯に対する取り組みの授業は行なわれているのでし
ょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ブラッシング指導については、これまでも学校のほうで指
導をされておりますし、今後も続けられるというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひとも今の状態が続けていただきたいと思ひます。今答弁で
もありましたように、玉名市における歯科保健の現状は県下の他の地域と比較しても決
して悪くはなく、むしろいい状況であります。さらに先ほど申したように、国の定めて
いる12歳児の虫歯数1本以下の目標値も達成しており大変すばらしいと思ひます。玉
名市のこの現状を踏まえた上で次の質問にいきたいと思ひます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、小中学校における集団フッ化物洗口について質問いたし
ます。先ほどの答弁でもありましたように、玉名市において歯科保健の現状は毎年改善
されており大変良好であります。これは歯科保健に対する行政、またあるいは学校、ま
た歯科領域分野の各種団体の取り組みの成果だと思ひます。しかし、熊本県全体にお
いては平成23年度までの値だと12歳児の虫歯数が平均1人当たり1.65本と全国平
均1.2本を上回っており、虫歯の多い県となっております。このような状況もあり、熊
本県と県教育委員会は、虫歯予防に有効とされるフッ化物洗口を熊本市を除く県内す
べての公立小・中学校で実施するよう市町村への呼びかけを強化する考えを示しまし
た。そして2015年3月までの全校実施を目指すとされています。

そもそもフッ化物洗口とは虫歯予防のために薬であるフッ化ナトリウムでうがいをするという行為であります。予防効果においてはさまざまな意見があり、社会的にも賛否両論が分かれています。このようにフッ化物洗口は医薬品を利用した公衆衛生政策であり、また、フッ素利用自体に社会の中で賛否両論が存在し、世界的にも社会問題となっている公共施策であります。また、学校現場には教師らの負担増になるとの懸念があるほか、保護者らにも有効性や安全性を疑問視する声があります。県下においてもこのようなことが要因で、本年度の実施校は予定も含めて約50校にとどまっているのが現状です。これは熊本県の学校のほんの2、3%程度です。しかし、玉名市において小学校への導入が検討されているとのこと。フッ化物事業の主体は、市町村行政であり、最終的な導入においては玉名市で判断することになります。将来の子供たちのために、また、学校現場で働かれている教職員のためにも医薬品を利用した公衆衛生政策の学校現場への導入についてはしっかりとメリット、デメリットを考えた上で進めていかなければならないと思います。そこで小・中学校における集団フッ化物洗口について7点質問させていただきます。

- 1、玉名市におけるフッ化物洗口の導入について。
- 2、フッ化物洗口の実施方法について。
- 3、フッ化物洗口の虫歯予防効果について。
- 4、フッ化物洗口が子供たちに与える影響、危険性について。
- 5、洗口液フッ化ナトリウムの取り扱いについて。
- 6、事故等が起きた場合の責任の所在について。
- 7、学校における集団での実施について。

以上答弁お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） ただいまの北本議員の教育委員会の取り組みの方向についてのお尋ねがありましたので、教育委員会としての取り組みの方向をお答えしたいと思います。

熊本県では平成24年度において12歳児、小学校6年生の1人平均虫歯本数が1.6本と全国ワースト5と極めて憂慮すべき状況でありました。玉名市におきましてもゼロという数字ではありませんけれども、先ほど議員のほうからお話がありました熊本県の平均を下回ってはおりますけれども、う歯持っている子どもの存在というのは確実に存在しているわけでございます。蒲島知事の重点施策の一つとして全県下の保育所、幼稚園、小学校で虫歯予防対策が強力に推進されることとなったところでございます。本年2月には田崎熊本県教育長からも学校現場の協力を求める通知が出され、本市において

も今年度の小学校2校のモデル校での取り組みを経て、平成27年度からの全小学校の実施を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 続きまして私のほうから導入に当たっての考え方についてお答えいたします。

玉名市の小学生の虫歯の保有率は、平成22年度は32.8%、23年度は32.6%でした。平成24年度は29.7%、平成25年度は30.2%、平成26年度29.2%と少しずつ減少傾向にあります。これは合併当初の玉名市の小学校の虫歯の保有率40.2%を大きく下回っております。これも小学校の養護教諭を中心とした先生方のブラッシング指導等の努力の積み重ねと、保護者の協力、歯科医師会の皆さん方の御指導のおかげと感謝申し上げる次第です。しかしながら、平成25年度の数字が示しているように、年度によっては前の年を上回る保有率となり、依然として3割の児童・生徒の歯の健康が課題となっております。数年前から虫歯予防対策の一貫として歯磨き後のフッ化物洗口事業が強力に推進されているところでございます。先ほど教育長からも取り組みの方向をお話させていただきましたが、玉名市教育委員会といたしましても児童が将来にわたって健康な歯で過ごせるよう、保健センター、有明保健所や歯科医師会、薬剤師会の先生方と連携を行ない、さらなる虫歯保有率低下を図るべくフッ化物洗口事業を導入してまいりたいと考えております。

続きまして、フッ化物洗口のやり方ということで、その手順についてお答えいたします。小中学校における集団フッ化物洗口は0.2%のフッ化物ナトリウム水溶液を作成し、週1回洗口を行ないます。まず薬剤を保管場所から取り出します。薬剤は使用する都度薬剤出納簿に記入し管理します。専用のボトルに所定の線まで水道水を入れ、薬剤を入れてボトルを振って溶かします。洗口液づくりはだれでも行なうことができ法律上の規定はありません。次に児童の歯磨き用のコップか専用のプラスチックコップ又は紙コップに洗口液を1人10cc注ぎます。一斉に洗口液を口に含み、すべての歯に行き渡るように1分間プクプクうがいをします。うがいをした洗口液はコップに吐き出し、洗い場に捨ててコップを水ですすぎます。この際、環境面の問題は全く心配ありません。洗口後30分間は飲食できませんので、実施前に水分補給について確認を行ない、必要者に促すことが必要です。

次に、実施時間及びその対象者についてお答えいたします。教育委員会では実施に当たり洗口実施時間については、各学校の実情に合わせた時間を設定したいと考えております。と申しますのも、各学校それぞれの日課表がありますので、各学校の校長裁量で

実施時間を設定するようお願いしてまいります。先行して取り組んでおられる玉東町や長洲町では、業間の時間、いわゆる授業と授業の間の時間を利用して実施されています。また、他の市町では朝の始業前の時間や5時間目が始まる前に実施されているところもあるようでございます。対象者は各学校で行なった保護者説明会のあと、この事業に同意し申込書を提出された家庭の児童のみを対象として実施する予定です。今後保健センター、教育委員会、学校歯科医師が参加して実施する説明会で十分な御理解をいただき申し込みをいただくこととなります。教育委員会といたしましても多くの保護者の御理解を得て実施できるよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、フッ化物洗口の虫歯予防効果についてお答えいたします。フッ化物洗口の効果は、フッ化物洗口液に含まれるフッ素の働きにより歯を強くし、虫歯を予防する効果があり、また、虫歯になりかかった歯の表面を修復し原因菌の活動を抑制する効果もございます。現在小学校で行なわれている歯磨き、ブラッシング指導とともにあわせて、習慣化を図ることで大きな効果が期待されています。子どもの歯の健康について子ども自身の自分の健康は自分で守るという意識づけはもちろん、家庭も関心を持っていただき連携、協力して進めていきたいと考えております。

次に、フッ化物洗口が子供たちに与える影響、危険性についてお答えいたします。議員が懸念されていることにつきましては、その安全性や有効性に不安を抱かせるような科学的、論理的に根拠のない誤った情報が依然としてネット等で散見されるため、正しい情報が十分ない中で不安を抱かれている保護者、学校関係者の方々がおられることも事実でございます。フッ化物を使った虫歯予防については、既に世界中の多くの研究期間が50年以上にわたってあらゆる方法で確認を行ない、安全かつ有効であるとの結論が出ております。これらの結果をふまえて世界保健機構（WHO）や厚生労働省を初めとする国内外の専門機関が一致して推奨しております。また、週1回のフッ化物洗口でつかう洗口液に含まれるフッ化物の濃度は、日々の歯磨きに用いられている歯磨き剤に含まれているフッ化物よりも低い濃度であることがほとんどで、歯磨き剤と同様に安全面で特別な心配はありません。実施に当たっては、保護者や関係者の方々の懸念や不安を払拭する必要があることから、説明会等で丁寧に行ないフッ化物洗口の効果や安全性について正しくお伝えし、御理解を得たいと考えております。先日、8日の市校長会において実際にうがいを経験していただくとともに、その実施方法の簡便さについても御理解をいただいたところで。

次に、洗口液フッ化ナトリウムの取り扱いについてお答えいたします。北本議員よりフッ化ナトリウム自体は劇薬のため保管場所等の御心配をいただいておりますが、ただいま玉名市では学校現場に導入するに当たり、どのように保管を行なうべきか検討中でございます。鍵のかかるキャビネットや棚の中で、しかも児童の手の届かない場所での

保管が義務づけられていますので、教育委員会としましてもその環境を整えるため、モデル校での実施を行ない、課題を洗い出し、次年度に生かしていきたいと考えております。

次に、事故等の責任についてお答えします。フッ化物洗口事業を実施するに当たっては、関係者の協力のもとあくまで市全体の事業として取り組むものであるということで、事故の責任につきましては事業主体である市がその責任を負うこととしております。ただし実際の実施の際に希釈等に間違いがないように、保健センター及び教育委員会が各学校に実施方法の徹底を図ったり、必要な物品をそろえるなどの支援を行なってまいりたいと考えております。

最後に、学校における集団での実施についてお答えいたします。北本議員の最初の質問でお答えしましたとおり、玉名市の小学校では依然3割の児童が虫歯を保有している現状にあります。保有率にも個人差があり、全く虫歯のない児童もいれば、1人で多くの虫歯を保有している児童もいるというのが現状でございます。議員もお話されていたように家庭で洗口を行なうことが一番理想であります。すべての家庭がうがい液を購入し定期的かつ確実にうがいを実施することは社会の現状を考えますと現実的には困難な面が多いと考えます。集団で定期的に虫歯予防のためのうがいを行なうことで予防のための意識を高め、その具体策としての週間化、定着化を図ることができ、すべての子どもの虫歯予防を確実に進めることができるものと考えております。事前に保護者への説明会を行ない、希望調査を行なったあとで実施しますので、決して全家庭に強制するものではありません。集団で行なうことで子ども自身の自分の健康は自分で守るという意識づけを行ない、家庭にも関心をもっていただきたい。連携協力して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

フッ化物洗口を導入されるとのことでしたが、先ほども言ったように国が定めている目標値1本以下というのを達成している状況です。今玉名市においては、この虫歯があまりにも玉名市が今、3本とか4本とかあって多いのであればなんか対策をとらないといけないのかなという思いもしますが、現状としては0.77本で決して多いという状況ではないです。この状況でしかも毎年毎年改善されている状況の中で、この段階で今フッ化物洗口を導入されるその経緯というか、お考えというのをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今、北本議員のほうからありましたが、決して高い保有率

ではないということでございます。全国平均、県平均、こちらの方と比較すると玉名市のほうは保有率については上位に位置しているということでございますが、さらに虫歯の予防に取り組むということで、このフッ化物洗口のほうも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 玉名市として現状今、いい状況なんですが、教育委員会としてフッ化物洗口しないとこれ以上、虫歯は下がらないとお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほども申しましたとおり、各学校でのブラッシング指導、こちらの徹底のほうで今虫歯の保有率低い状態でございます。今後それが保有率が高くなるとかそういうことはブラッシングの指導とあわせてフッ化物洗口の実施をすればもっと予防ができるという考えでおります。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 玉名市ではモデル校で実施を考えられるということでしたけど、モデル校としてはどこの学校が選ばれているんでしょうか。実施としてはいつから始められるんでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今年度のモデル校については横島小学校と豊水小学校を考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 横島小と豊水小ということですけど、その小学校を選ばれて理由とか何かありますか。その学校が虫歯が多いとか何か、選ばれた理由は、あったら何かお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） モデル校の選考につきましては、児童数の規模もありますし、横島につきましては就学前についても実施をされているというような状況もございますので、その辺を考慮して決めた次第です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり薬を使うのでしっかりとそのモデル校を選ぶにしても、しっかりと理由をもって選ばれたほうがいいんじゃないのかなと思います。また実施されるとのことでしたが、実施されるに当たって予算ほどの程度かかると見込まれているんでしょうか。

○議長（作本幸男君） 北本議員、あとでいいですか。数字的なことはちょっとわからんそうです。

- 1番（北本将幸君） はい。
- 議長（作本幸男君） では、続けてどうぞ。
- 教育部長（伊子裕幸君） 1人当たりですか。
- 1番（北本将幸君） いや、玉名市として。
- 議長（作本幸男君） どうぞ続けてください。
- 1番（北本将幸君） フッ化物洗口の実施方法については、薬を使って薄めてうがいをさせるとのことでしたが、申し込みをした人だけがされるとのことでしたが、学校現場においてする子、しない子という選択性を取るようなことはあまり実施されないほうがいいのではないかと思いますけど、その申し込みをした人だけさせるような対応をとられる理由は为什么呢。
- 議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。
- 教育部長（伊子裕幸君） フッ化物洗口については、この実施に当たってはやはり保護者の理解がいただけたらということで、理解をいただいた児童のほうからすることと考えております。
- 議長（作本幸男君） 北本将幸君。
- 1番（北本将幸君） 保護者の理解を得てからということでしたけど、その学校現場においてやっぱりする、しないというのをする子がいて、片方はしない子がいてというのは何かあんまり教育現場においてはよくないのではないかと思います。また、使用に当たってはプラスチックのコップか紙コップでされるとのことでしたが、これはフッ化ナトリウムがガラスをとかす作用があるという危険な物質であるから紙コップでしたりプラスチックのコップでしたりとのことですが、今、現段階で2校で実施されて、横島小は250人ぐらい、豊水小は今70人ぐらいの生徒さんがおられますが、これを実際、玉名市全部でやるなら、町小、築山とか600人ぐらいいると思うんですけど、実際考えてみて全地域でやるというのは可能なんではないでしょうか、休み時間とかを利用して、その人数の規模的な問題ですけど。
- 議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。
- 教育部長（伊子裕幸君） 実施の方法については、先ほども薬剤の粉、それからそれを溶かすポンプそういった実施については簡便になっております。こちらの方のやり方ですれば規模の大きい学校においても可能であるというふうに考えております。
- 議長（作本幸男君） 北本将幸君。
- 1番（北本将幸君） 3番のフッ化物洗口の虫歯予防の効果について、効果はある。いろいろな機関で研究されてあるとのことでしたが、そういう報告があるのも事実です。フッ化物洗口が虫歯予防において効果的であるという報告は、さっき答弁でも言われたようにいろいろされていますが、それとは逆に効果がそこまでないのではという報

告もあります。それは特に学校での効果を判定するには難しく、問題がたくさんあります。それは学校が存在する地域の状態とか、環境レベルとか様々な条件が虫歯の頻度に影響することが考えられるからです。フッ素の効果をきちんと判断するには使用方法、濃度、頻度、その他の食生活などの虫歯に影響を及ぼす諸条件を同一にした状態で検証がなされない限り、厳密な意味で効果があるとは言えないと思います。よく薬の効果を判定するときに用いられるんですけど、これを「二重盲検法」というんですけど、簡単にいうと無作為にフッ素洗口をしている学校としていない学校を選んできて、同じように歯磨きをさせてある程度食生活なども同じにさせるなどして、諸条件を同一にした状態で虫歯数の推移に変化がでるかどうかを評価する必要があります。その教育の現場として、教育委員会としてそのような比較試験というか、この学校ではしたから下がったみたいなそういう比較試験の報告をお知りであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいま北本議員が申された比較試験という点については把握しておりません。ただ、世界中で50年以上にわたって安全であるという確認をされていると、それから国のほう、県のほうもその安全の確認をされての推進というところで考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 把握してないということでしたけど、そういう比較試験が正式に把握されていないのであれば、効果があると断定はできないと思います。県下でも実施されている地域がありますが、平成24年私の調べたところですけど、玉東お隣の玉東がやられているんですけど、阿蘇でも一部やられている地域がありますけど、その平成24年において12歳児の虫歯数を比較しても玉東が1人当たり0.63本、玉名は0.77本、阿蘇においては1.03本、やっている地域と比較しても玉名市の現状は決して悪くないと思えるんですが、これでもフッ化物洗口をやったほうが効果的だと思いますでしょうか。見解のほうをお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 県内の実施状況についてもモデル校で実施をされているというところが今のところ多いようです。実施を決められたところも26年度からというところもあります。これまではあまり実施をされていないところが多い。ただ他県の実施状況を見ますと先進的に取り組まれている新潟県あたりは相当虫歯の保有率も低くなったというようなところも聞いております。国、県につきましてもそういうところを勘案してこのフッ化物洗口を推奨されているものと思っております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 少なくなっているところもあるとのことでしたが、実際玉名でやられているところであんまり差が出てないということなんで、わざわざ今の玉名において薬にお金をかけて導入する必要があるのかなと思います。

フッ化物洗口が4番の子供たちに与える影響、危険性についてですけど、いろいろな機関が安全と言われているとの答弁で、危険性は少ないと言われましたが、フッ素における危険性は近年多くが報告されています。危険といっているのは少数派ではなく、現在ではかなり増加してきているように思われます。ネットで検索していただいただけでもかなりの報告が出てきます。日本においても日本弁護士連合会は2011年集団フッ素洗口塗布の中止を求める意見書を提出し、フッ素洗口における危険性や安全性、また虫歯予防効果についての疑問などを発表しています。またWHO世界保健機関が発表した報告は御存じでしょうか。WHOは1970年代ごろまではフッ素利用は安全としていましたが、1994年テクニカルレポート、フローライズアンドオーラルヘルス（Fluorides—And—Oral Health）において、6歳未満の就学前児童を対象にしたフッ化物洗口は推奨されないとの見解を示しました。日本においては推奨されないと訳されていますが、これが原文で何と記されているかと言いますと、

「Fluoride Mouth—Rinsing is Contraindicated in Children Under 6 Years of Age」

訳しますと「Fluoride Mouth—Rinsing」これは「フッ化物洗口」ですね、「Is Contraindicated」これは「禁忌」という意味です。「In Children Under 6 Years of Age」6歳未満を対象としたフッ化物洗口は禁忌であると書かれています。

この禁忌というのは医学用語で「してはならないこと」と禁止されているという意味で、強い規制を示します。私自身薬剤師としても働いていますが、禁忌となっている患者さんには薬は出せません。WHOのレポートで、6歳未満を対象としたフッ化物洗口は禁忌とされているにもかかわらず、日本においては、また玉名市においてもそうですけど、保育所などで6歳未満の子供たちに対してフッ化物洗口が実施されています。日本のフッ化物洗口ガイドラインでは、フッ化物洗口法は特に4歳児から14歳までの期間に実施することが予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されていますが、これも6歳未満を禁忌としているWHOの見解とは異なります。またユニセフも1999年に飲料水中のフッ素の安全性について懸念を表すレポートを公表しています。このように日本、世界における各機関が危険性に対して訴えを起こしていることに関してはどうお考えでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員が今、言われましたとおりフッ素について危険

性、一応「劇毒」ということに指定されておりますので、その原液については危険性があるというふうな認識をしております。ただ、ここでフッ化物洗口に使います薬剤につきましても、以前はフッ化ナトリウムの試薬を使っていたということで、こちらのほうは取り扱いについても十分注意をしなければならないというところもありました。ただ、最近は人数に応じた分封を使って、その濃度もちゃんと制限をされております。フッ化物洗口に使う薬剤については安全性が確認されているということで考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 大体これを言うと濃度的な問題が言われるんですけど、各機関がやはり危険といっているのは事実であるから、必ずしも安全とはいえないのは事実であると思います。また最近では世界的に見ても市民の抵抗、異議の申し立ての前にはつきり転換を余儀なくされ始めています。ベルギー政府はフッ素の過剰使用が骨粗しょう症のリスクを増加させ、神経系統を阻害する可能性もあって、2002年虫歯予防のためのフッ素サプリメントの販売を中止する措置をとったそうです。またフランス政府もフッ素が長期接種された場合のフッ素症のリスクの高さを考慮して、2002年フッ化ナトリウムを含む製品を市場から撤去する措置をとったそうです。そのほかスウェーデン、ドイツ、オランダなどではフッ素の使用を中止したとの報告があります。また、フッ素応用を国策としているアメリカですらフッ素制限の動きがあります。全米研究評議会は2006年フッ素化で多くの健康被害があることを述べた報告書を提出しました。これを受けて、アメリカ医師会は歯科医師会員に向けてフッ素入り歯磨き剤は2歳以下は使用禁止、フッ素洗口は6歳以下は推奨しない。また乳児の粉ミルクをフッ素添加水で溶いてはいけないなどとした緊急報告を出しました。このように世界的に見てもフッ素制限の動きがあります。まだ子どもに対する危険性が世界的に言われています。このことに対しての見解をお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 北本議員の6歳未満の就学前に対するフッ化洗口ということでのお話がありましたけども、WHOの1994年のテクニカルレポートにおいての意見だと思っておりますけども、これは標準的な洗口法でございますけども、フッ化洗口の口腔残留量は御存じのとおり少のうございます。歯のフッ素症の原因にならないほかのフッ素の取得、要するに歯のフッ化物、外国ではほとんど水道水のほうに入って、飲み水で1回フッ素を取られると、それに対してさらにフッ化洗口と、そういうダブルでの話の見解であると、そういう形でのフッ化物の服用応用と申しますか、そういう形でのそのWHOの推奨をしないという形のものだと思います。先ほど伊子部長も言われましたけども、わが国においても飲料水にフッ化物を入れている市町村はほとんどないと

思います。そういう自治体の新潟県では既に40年間実施が済んでおりますし、お隣の玉東町も平成7年からですかね、実施をいたしてもう10数年たっております。学校においての考えと、6歳未満の保育の考え違いますけど、私たちの保育の立場でもぜひ推奨したいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） ちょっとよかですか。

ここで御報告申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 世界的危険が言われていることに対して、何か教育委員会としてはお考えはないでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 世界的に危険性が報告されているということでございますが、今、厚生労働省それから県のほうからの報告では、安全とフッ化物洗口は安全であるということで推奨をされております。これに基づいて県の教育委員会のほうも県下の教育委員会に推奨するというのでできておりますので、方向的にはその方向で進めたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 教育委員会としては推進される立場なので、危険ということとはなかなか言えないのかなと思いますけど、現実として各機関が危険性があるというのを訴えて世界的にも使わないほうがいいんじゃないかということが出てきているのは事実です。しっかり検証をし直すということもやはり必要じゃないかと思います。フッ化物洗口においては最終的には市が決断する事業です。しっかり安全か安全じゃないか、しっかり考えた上で進めたいったほうがいいのではないかと思います。

質問の5番ですけど、洗口液フッ化ナトリウムの取り扱いについては、学校現場で取り扱われることとなりますけど、洗口剤として使われるのは恐らくミラノールかオラブリスという薬だと思いますけど、これは御存じのとおり劇薬指定されている薬であります。劇薬の定義とは医薬品の一種であり、劇性が強いもの、国が定めている薬ですが、致死量が経口投与で体重1キログラム当たり300ミリ以下、皮下注射で体重1キログラム当たり200ミリ以下のものを劇薬といいます。劇薬として指定されているぐらいの薬ですから、危険性はそれ相応に高いということになりますが、特にフッ化ナトリウムの毒性は比較的高いとされており、もともと殺虫剤、消毒剤、漂白剤などの家庭用品にも用いられています。よってこれを学校において保管するということとなりますけど、このような劇薬を学校で安全に取り扱えるといえるのか見解をお伺いします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほどの答弁でもお答えしましたが、学校現場で導入する場合は、保管場所そしてその取り扱いについては十分検討した上で危険がないようにしたいと思っております。

ただ、この薬剤のほうはオラブリスを考えておりますが、こちらのほうもその使用する児童数に応じた今は分封になっております。取り扱いについてもより安全に取り扱うことができるようになっておりますので、その辺は今後モデル校で実施をして、そして課題等について整理をしたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 薬ですので、しっかりと取り扱えるようにしないといけないと思います。また、学校で集団的に実施されるわけですけど、みんなうがいしてぱっと吐くわけですけど、最初の答弁のほうで環境的に影響はないということでしたけど、国連人間環境委員会、国連のほうで1974年ナイロビで開催された会議の結果を報告書にまとめたものでは、地球環境監視システムの設置を呼びかけ、地球規模で監視測定すべき危険物質として水中のフッ素を優先順位第6番目にランクしています。ちなみに4番は水銀、水俣病で言われている。6番目の下7番目にランクされたのがアスベストとヒ素です。それよりも重要なランクに位置づけされているフッ素であります。水質汚濁防止法、法律ではフッ素の排水基準は8ミリグラム、1リットル当たり8ミリグラム以下と定めています。週1回のフッ化物洗口法において1人当たり10ミリ使うとして9ミリグラムのフッ素が含まれることとなりますけど、このフッ素の排水基準は8ミリグラム以下ですね、1リットル。となると1人当たり1リットルぐらいの水で薄めないと排水基準には属さないと思うんですけど、環境への影響は全くないとお考えでしょうか見解をお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 先日の校長会で私たち試したわけですが、その際に小さな紙コップで実施し飲みますね、ブクブクうがいをしたあと、そのあとのやつは洗面台等に捨てるんでなくて、そこに口をティッシュで拭きますので、ティッシュを用意して、そのティッシュにしみこませて紙コップの中に入れて、それは処理していくという形で、海洋に対しては捨てないつもりでおります。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 失礼いたしました。先日の校長会の中ではそういった取り扱いをさせていただきました。紙コップの中に入れて薬剤をうがいをして紙コップに戻すというような形をしております。現場、学校の現場のほうではそれぞれ容器に入ったフッ化物洗口剤をうがいをしたあとは学校の流しのほうに流すというような形をとりた

いというふうに今のところは考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 環境に対する影響もあると思われるので、やはりそういったのを学校でするのはどうかなと思います。また事故等の責任についてですけど、玉名市が事故があった場合はとられるとのことでしたが、実際されるのは先生方だと思いますけど、薬の薄める濃度を間違ったりとか、しないとも言えないと思います。薬の専門家じゃないですから。そういうもし濃度を間違ったりしたとき、それを子供たちにやらせたとき、それは先生たちに対して責任がいったりはしないんでしょうか。そこもちろん市が責任を持ってされるのでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほどの答弁でも申しましたが、実施については各学校で実施をすることになりますが、この事業主体は市でございますのでその辺の責任については市のほうが責任があると考えております。ただ、このフッ化物洗口薬剤の扱い方というのは本当に簡便になっております。簡単になっております。各学校でされる場合も一応、学校の先生方にも研修会等は開催していきたいと思いますが、そういった中で安全にこの事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やっぱり薬を使うので、事故が絶対起きないとは言えないと思います。今いろいろ日本的にもされているところはたくさんありますけど、実際やっておられるところでちょっとこういう事故があったとかそういう報告はないんでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 私のほうではその事故については把握しておりません。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 把握しておられないとのことでしたけど、先ほど日本弁護士連合会とかが報告された中止を求める意見書の中にも、学校現場の先生たちにアンケート調査された内容では、して気分が悪くなった生徒がいたという報告が上がっているみたいです。多分、恐らく調べたら絶対出てくると思うので、きちんともしされるのであれば、そういう事故等が本当になかったのかしっかり調べてから行なっていただきたいと思います。

7番の学校における集団での実施についてなんですけど、今回一番言いたかったのはここなんですけど、今まで述べたようにフッ化物洗口においては効果があるといわれているものもありますが危険性の問題もあります。しかしこのような中でもあえて教育現場にフッ化物洗口が導入される要因として学校保健法における疾病の予防措置への対応

が理由に挙げられますが、教育機関で疾病の予防が問題となるのは、学校が集団生活の場であり伝染性のある疾病の蔓延を防ぐ必要があるからです。学校において予防すべき伝染病の種類としては、学校保健法施行規則ではインフルエンザや麻疹などを規定しています。しかし近年においては予防接種法の改定によりインフルエンザの集団予防接種ですら学校で行なわれないのに、感染性のない虫歯において、しかも玉名市においては現状として1人当たり0.7本と決して悪くない状況の中で、まだ予算聞いてないですけど、お金をかけて学校において薬を使って予防目的で実施する必要性はないと思われませんが、この学校保健法における疾病の予防の公衆衛生の予防といえるのでしょうか。見解のほうをお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまの質問ですけど、まず先ほど質問されました今年度の予算についてお答えしたいと思います。

今年度はモデル校ということで2校分ですが11万5,170円ということで、オラブリスの薬剤とボトル、それから紙コップといった予算を計上させていただいております。

学校での集団での実施というのが学校保健法での位置づけということでございますが、先ほども集団での実施の意義というところも申したとおり、集団で実施することによって子供たち自身も自分の健康は自分で守るというようなことも学校現場で実施する効果の一つになると思います。それと各家庭でということもありますが、各家庭でということになりますと、その実際に子供たちが実施しているかどうかという把握もなかなか難しいところもございます。今、家庭環境についてもさまざまな環境がございますので、学校で集団的に実施をさせていただきたい。ただ、同意を得た子供たちのみということで実施をさせていただきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） インフルエンザの予防接種すらもしないような状況になっている中、先ほど11万円とおっしゃいましたが、モデル校なんでこれ1年で11万円ですかね。

○教育部長（伊子裕幸君） 半年です。

○1番（北本将幸君） 半年で。半年で11万円となると1年だったら倍の20万円ぐらいで、これ300人ぐらいなんで、玉名市の全小・中学校となるともっと大きな額になってきて、毎年毎年となるとずっと費用が重なってきます。玉名市の歯科の現状が悪くない状況なんで今、あえてお金をつぎ込んで、また薬をつぎ込んですべきことではないのかなと思います。もっとほかにお金をかけるべきところが教育現場においてもあるんじゃないかなと思われまして。やはり教育現場に集団医療を持ち込むべきでは

ないです。医療行為というものは医師及び医師の指示を受けた医療従事者のみが行なうことが認められている治療や処置のことです。学校においてやはり医薬品を用いてうがいさせるということは、医療行為に当たると思うんですけども、この薬物を用いたフッ化物洗口、学校における医療行為とは当たらないでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） フッ化物洗口が医療行為に当たるのかということでの御質問ですけど、虫歯予防の医療行為でありまして、実施することに問題はないと考えております。

フッ化物洗口については、昭和60年3月8日に衆議院において、学校におけるフッ化物水溶液による洗口は学校における保健管理の一貫として実施されているものであるという旨の内閣総理大臣答弁がっております。また具体的なフッ化物洗口の実施については、学校保健法第2章、健康診断及び健康相談第7条における疾病の予防処置として行なわれると解釈されます。さらに熊本県としても第2期県教育振興基本計画の中で、学校保健、歯科保健の充実のための施策として学校におけるフッ化物洗口を推進することとしております。学校で定期的なフッ化物洗口を行ない、週間化を図ることで自分の健康は自分で守るという認識を身につけ、教育的に大きな効果があるものだと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 疾病の予防ということで総理大臣も言われているとのことでしたけど、先ほども言ったようにインフルエンザの予防接種ですら、今集団で、学校で行なわないようになってきています。また医療行為ではないような答弁でしたけど、使われるオラブリスという薬は、薬は2種類あって、医療用医薬品と一般用医薬品があるんですけど、一般用医薬品はドラッグストアとかでだれもが買える薬ですけど、オラブリスは劇薬であり、医療用医薬品に分類されています。この薬を使ってするという行為はやはり医療行為に当たると思います。

そもそも医療は基本的人権の範疇の問題であり、個々人がその責任において個別に行なうことが原則であります。今回の小学校での実施においてはここに一番問題があると思います。フッ化物洗口においては推進派、反対派の両方があるのは事実であります。今回の虫歯予防においては、個人において薬を用いて予防したいと思うのであれば歯医者又は家庭で行なえばいいものであり、歯磨きだけで十分と思うのであればしなければいいのです。個々人がその責任において行なう医療行為を教育の現場である学校で集団的に行なうべきではありません。皆さんもそうだと思いますけど、熱が出て頭が痛い、

熱が出たから頭が痛いからといって病院に行かないといけないと思う人もいるだろうし、頭が痛いぐらいじゃ別に病院にも行かなくていいと思う人もいるだろうし、やはり医療というのは個人が受けようと思うから選択して行くのであって、教育現場学校において集団医療が実施されるべきではありません。急性の伝染病などが蔓延した場合などには行なわれるべきです。何回も申してますように、あれだけ流行するインフルエンザの予防接種ですら今学校で行なっていません。なのに虫歯予防のために、しかも玉名市においてはいい状況、健康ですよ、1人1本以下ですから。その状況の中で薬を用いて集団フッ化物洗口を導入するべきではないと思います。教育機関は歯と口の健康づくりを推進して、基本的な生活習慣の定着とか食生活の改善とか、正しいブラッシングの推進とか、仕方とか、そういうのを教えて自分の歯は自分で守るという指導をするべきではないかと思います。薬に頼ってみずからの健康を守ることが教育とは言えないと思います。薬物に頼る行為を学校で指導すること自体に問題があります。また、医薬品を利用して教職員の方たちがされるとこのことでしたが、その実施される教職員の負担のほうもかなり大きくなってくるとは思いますが、この負担についてはどうお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 学校の負担という御質問ですけど、先ほどの答弁の中でもお答えしましたが、この実施については薬剤をポンプの中に入れて水を入れる。そして混ぜてポンプのボタンを押して、そしてつぐだけという簡単な方法になっております。学校の方の負担ということについてはそれほど負担はないのではないかというふうに考えております。ただそのやり方については今度のモデル校のほうでも実施をして、その課題等があればまた見直しし、やり方については見直しをするというようなところも考えなければならない。ただ実施の方法で進めていくということは考えております。その方向で。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 負担はあまりないとのことでしたが、やはり薬を使うということは負担になると思いますし、その何十人の生徒に対してうがいさせて「何秒含んでおいてね」と言って飲み込む可能性もあるかもしれないし、やはり実施ということになると先生たちの負担は確実に増加すると思います。

最後になりますが、今まで申してきたようにフッ化物洗口に関しては本当に賛否両論があります。安全性や有効性をめぐっては世界中の学者が論争しています。しかし日本においては論争というよりは、安全というほうばかりが叫ばれ、教育現場においても劇薬を用いた医療行為までもが、相変わらず自治体、行政の手で事実上強行実施されているとしか思えません。玉名市においてもその取り組みがなされようとしています。医療

は基本的人権の範疇の問題であり、個々人がその責任において行なうべきものであります。実際に玉名市の傾向を見ても虫歯の本数は減少傾向にあり、虫歯数も国が定める目標値である1本以下と大変良好です。この状況でフッ化物洗口を行ない、子供たちをフッ素が含まれる劇薬である薬にさらすことで与える影響のほうがよっぽど身体にとって有害だと思われれます。虫歯も少ない玉名市の健康な子供たちをわざわざ教育現場において劇薬にさらす必要はありません。先ほど申したようにフッ素の有害作用はざっと上げただけでもフッ素症など又は甲状腺の障害など遺伝的障害などたくさん上がってきます。市は最終的な実施者として今一度学校にて行なうべきことかしっかり考える必要があると思います。

最後に一点だけ、このようにフッ化物洗口には賛否両論がありますが、進める側は安全、有効といいますが、慎重論があるのも事実です。具体的な被害が想定できなくても安全性が確認されない以上危険物として取り扱うべきです。最近では子宮頸がんワクチンの事例がありますが、あれだけ接種を推進していましたがたくさんの副作用被害から今ではほとんどが摂取されていない状況にあります。現在もその副作用に苦しんでいる人たちがたくさんいます。危険が証明されたときでは遅すぎるのです。それでも玉名市としては虫歯の現状が1本以下と良好な状況の中、教育現場において薬による集団予防を導入されていくのか今一度お考えをお聞かせください。よかったら教育長と教育部長両方お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君、どうぞ。

○教育長（池田誠一君） きょうは北本議員からいろいろ意見を述べていただきました。私ども子供たちの虫歯をできるだけなくしていきたいと、歯というのはやはり生きる上で非常に大切なもので、議員おっしゃったように8020運動というのもありますし、そういった中で子供たちの将来を考えて虫歯をなくしたいという思いで取り組んでいるわけです。これについては国もそれから県も私たちの得ている情報に基づきますと、これは安全であるとしかもフッ化物というものの洗口、薬剤師でありますので、私より知識的には格段の違いがあるかと思えますけど、私もフッ化物洗口に使うフッ化物が何であるかということについて調べたところ、無機性の蛍石とかそういったものが原料になっているものを使ってのフッ化物洗口ということで、そういった意味でも安全であるというようなことも私も自分なりに調べたところなんです。そういったことで安全性ということについては、私たちの知りうる範囲では自分自身もそれを確信をもっておりますので、そういうような取り組みを始めたいというふうに思っております。

ただ、北本議員のおっしゃったことについては今後考えて、いろんな面で考慮してできるところは考慮していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員が申されているフッ化物洗口についての危険性ということで、そういったことを学校で集団で実施することに反対ということでございます。そのフッ化物についての安全性、危険性というのはそれぞれ立場の違う中で言われているということだと思います。国、県、そして県の教育委員会ともに安全ということで推奨されております。このあとはそれぞれの関係機関、それから学校、保護者、そういったところの理解と申しますか、不安に感じられている点を払拭して進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

導入においては本当しつかり、もう一回検討していただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に予約制乗り合いタクシーについて質問させていただきます。玉名市においてもそうですが、さらなる人口減少の進行が予想される社会において高齢化はますます進んでいきます。持続可能なまちづくりのために地域の活性化、政策のためには公共交通機関の整備が重要なファクターであることは事実であります。しかし、車社会の今日において、全国的に見ても公共交通機関の現状は大変厳しい状況であることは理解しています。しかし、高齢化が今後進んでいく中、公共交通機関の整備を行なっていくことは、今後の玉名市のためにもある程度コストをかけても行なっていく必要があると考えます。玉名市においては平成25年10月1日から路線バス鍋線、横島線2路線の廃止にかえて、予約に応じて運行する予約制乗り合いタクシーを運行しています。運行区域は決まっていますがどなたでも利用できます。運行から約1年がたちますが、利用者からもさまざまな意見が聞かれます。導入から1年がたち効果を検証することでさらなる利便性向上につなげていかななくてはなりません。また、今後新たなデマンド型交通システム等の導入なども検討し、玉名市にあった公共交通体系づくりを行なっていく必要があると思います。そこで予約制乗り合いタクシーについて4点質問いたします。

- 1、導入効果の検証について。
- 2、約1年実施されての課題について。
- 3、利便性向上における今後の取り組みについて。
- 4、交通空白地域における新たな導入について。

以上答弁のほうをよろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 北本議員の乗り合いタクシーの導入効果の検証、1点目の検証についてお答えをいたします。

まず、先ほどおっしゃったとおり去年の25年10月から運行を始めました。いちごタクシー、しおかぜタクシーの導入は、両地域内で運行されていた玉名市内完結路線バス、これは、玉名市外は運行しない路線ですけれども、運行廃止による代替公共交通として導入をしたものでございます。導入以来両タクシーとも順調に利用者数が伸びておりまして、運行開始から、去年の10月から今年の7月までの10カ月間の集計でございますけれども、いちごタクシーの延べ利用者が4,335人、1日当たり14.5人、しおかぜタクシーの延べ利用者が5,311人、1日当たり17.8人となっております。利用者を年代別に見ますと両タクシーとも70歳代が最も多く、続きまして80歳代の利用が多くなっております。70歳代以上が全体の延べ利用者数に占める割合で、いちごタクシーにおきましては60.8%、しおかぜタクシーで78.3%でございます。利用区間で一番多い区間としましては、両タクシーとも各地域内からJR玉名駅の間が一番多ございます。また、財政面で検証いたしますと導入前に比べまして市から運行業者に対する補助金額は年間約120万円の減少を見込んでおります。

続いて、約1年実施しての、乗り合いタクシー制度を1年実施しての課題についての御質問でございますけれども、運行開始から間もなく約1年となりますけれども、この間の利用者の皆さま方の意見の中で多かったのが、運行時間を見直してほしいとの御意見でございました。当初、通学のための利用を考慮いたしまして始発時間につきまして6時に設定をしておりました。利用状況を検証しました結果、利用に影響はないと判断をいたしまして、この6時台初便を廃止いたしまして、また一方病院への通院や買い物等利用者ニーズが多い9時発便を新たに6時台にかえて設定することにいたしました。運用は今年の10月1日からを予定しておりまして、詳細につきましては広報たまな9月15日号でありますとか、乗り合いタクシー車内への掲示等で周知を図りたいというふうに考えております。また、意見としては帰宅時の利用の際、待ち時間の差が大きいのであとの予定の調整に苦慮しているというふうな御意見がございしますが、あとの時間の予定に調整しているという御意見が運行時間の次に多い御意見でありました。

続いて、利便性向上における今後の取り組みについてお答えをいたします。前に述べました待ち時間の差の大小については、乗り合いタクシー運行事業者へより効率的かつスムーズな配車運行を依頼するとともに、利用者の皆さまには乗り合いタクシーという性質上、利用人数や運行ルートによって迎えの時間が前後することを理解していただくよう今後とも努めていきたいというふうに考えております。また先ほど述べました6時

便の廃止によるより利用ニーズの高かった9時便を新たに設置することも待ち時間が長いという課題に対して一定の効果があるのではないかと考えております。来年1月から市役所も新庁舎のほうへ移行いたしますが、現在の市役所敷地内の乗降場所は継続して利用をいただけるようバス事業者及びタクシー事業者との協議を重ねまして、運輸支局への手続きを進めたいというふうに考えております。今後も事業を実施していく中で利用者の皆さまの御意見を随時検証いたしまして可能な限りの利便性向上に努めてまいりたいというふうに思います。

それから最後の交通空白地域に置ける乗り合いタクシーの新たな導入についての御質問でございますけども、先ほど申しましたけども、いちご・しおかぜタクシーは両地域内で運行されていた玉名市内完結バス路線の廃止に伴い、代替公共交通として導入をしたものでございます。その運行に対しての市の補助金もそれまでバス事業者に対する補助金内での導入を行なったところでございます。一方現在、市内の国道や県道上では民間の広域路線バスが運行しておりますけども、例えば、自宅からバスの停留所まで距離がありそのバス停まで移動する手段の確保が困難であるといった公共交通地域も市の内外を中心に広範囲にわたって点在しております。また、中心部におきましても一部存在をしていることを認識しているところでございます。公共交通機関を利用するための移動手段の確保につきましては、乗り合いタクシーにつきましても選択肢の一つではございますが、現行のいちご・しおかぜタクシーを、乗り合いタクシーを導入した経緯とはその趣旨が全く異なるということから、今後は先行自治体の事例を参考にしながら集落内での乗り合いタクシー制度の構築や市全体の新たな公共ネットワークの構築についての研究が必要であるというふうに考えております。ただ、将来に向けましてさらなる高齢化や核家族化が進行することが予測される中、地域におけるバス路線等の公共機関の利便性向上を図ることや維持、確保することも重要な課題の一つというふうに考えております。それは現在のバス路線の多くは、玉名市だけの完結路線ではなく近隣の市町を含む広域的な貴重な移動手段となっておるということからでございます。今後は既存のバス路線のバス停までの地域内のあり方を少子高齢化社会における中長期的な課題ととらえ検討を重ねていくというつもりでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

いちごタクシーとしおかぜタクシーを合わせて1万人ぐらいの方が使われているとのことでした。使っている人の意見を聞いても便利という意見もあります。でもやっぱり先ほど答弁でもいわれましたように待ち時間がやっぱり予想できないというのがやはり言われる方が多いです。またあと1万人ぐらい使われて、4,000人と5,000人ぐ

らいですね、使われているとのことでしたけど、その時間、1時間今、1本運行されていると思うんですけど、使いたいと思ったときに使えなかった人とかは、例えば、予約がいっぱいで使えないとかいうようなことはなかったですかね。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） これは予約制タクシーでございますので、事前にタクシー会社のほうに電話で何時台をお願いしますというふうな予約が必要です。その時間内で、例えば、9時台だったら9時にスタートして何人かのお客さんを乗せて玉名駅なら玉名駅というふうなルートを決めるわけですが、その中でいっぱい、人数と時間が調整できないということであればそういったこともあるかと思っておりますけども、そういった意見については聞いてはおりません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 本当にバス路線廃止になって導入されて、本当大変便利という声が多いです。バス路線のかわりということで、ほかのところの導入はなかなかまだ難しいとのことですが、前も内田議員のほうで交通空白地域についての導入については質問されてたんですけど、やはりバス停まで遠いというところに住んでいる人が、高齢者化社会進んでいくとこの先大分やっぱり多く出てくると思うんで、乗り合いタクシーみたいな玉名独自のそういう空白地域における新たな導入を今後検討していただきたいと思っております。

最後になりますけど、今回大きく2つについて質問させていただきましたけど、医療費は増加し、40兆円にも迫ろうとしています。そのうち薬剤費も8兆円、9兆円とも言われており今一度、私たち自身健康とは何なのかしっかり考えていかなければいけない時期にきていると思っております。このような現状の中、やはり教育機関において薬に頼った健康予防の促進というのは今一度考え直していただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（作本幸男君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

午後 4時43分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 北本議員に負けないように時間をかけましょう。

こんにちは。9番の江田です。4月までは新風玉名という会派でありました。あまりにも風が強すぎて竜巻で吹き飛ばしてしまいました。今は無会派になります。最終日の最後であります。どうかもうしばらく御辛抱ください。いつもながら傍聴席の皆さんには、最後までありがとうございます。

議長を初め議員の皆さまの御協力のおかげで私たち議員3名を含めて7月2日よりアメリカのクラリダに表敬公式訪問をいたしました。クラリダというところは人口は5,500人ですが、近隣を合わせると敷地は玉名市の10倍以上であります。農業が主力でコケンジ市長を初め、皆さまの心温まる大歓迎を受けました。7月4日の独立記念日に2時間にわたっての大パレード、大人から子どもまでが参加をして表情豊かでおおらかな式典には大満足でありました。クラリダの歴史博物館など見学をいたしました。昭和16年ごろですね、まだ日本では人力や牛、馬などで農作業をしていたころですけれどもアメリカでは大変な機械力、そのすごさを改めて見せつけられました。そんな国と戦争をし、負けたのは当然だとショックを受けておりました。大人と子どもとけんか、いやそれ以上ではなかったかと思えます。しかし、今回の表敬訪問は大変勉強になりました。これで私も心置きなく冥土の土産話もできました。皆さま本当にお世話になりました。ありがとうございました。お土産はささやかではございましたけれども、それでは通告に従いまして質問に入ります。

1番目、岱明支所周辺公共施設の集約化について、(1)岱明町公民館新設に伴うこれまでの経緯について。先の6月定例議会において、岱明支所大規模改修事業関連予算807万1,000円の補正予算がなされましたが、十分な議論が尽くされていないということでその関連予算の修正がなされました。しかし再びこの9月本会議に932万3,000円が計上されている。その経緯について伺いたい。

(2)として岱明支所の活用方法はほかにないのか伺います。

○議長(作本幸男君) 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長(原口和義君) 江田議員の岱明町公民館新設に伴いますこれまでの経緯について順を追ってお話をいたします。お答えいたします。

まず、市町村合併前の旧岱明町におきまして、現岱明町公民館と図書館が一体となった複合施設として延べ床面積2,089平方メートルで平屋建ての岱明町文化センターの現在地の建設計画があり、基本設計の作成までを終えておりました。また、合併後の新市建設計画におきましてもこの事業計画が予定されておりましたが、耐震性の問題から岱明中学校屋内運動場の建てかえが急遽必要になりましてこれを先行して実施されたところでした。その後は岱明町文化センター建設事業に着手することなくきょうに至っているというふうな状況でございます。

その間に市議会では平成22年3月議会定例会におきまして、前市議会議員の福田議員より岱明町公民館の建てかえについての一般質問がなされ、この答弁で当時の岱明総合支所長が新庁舎建設後の余剰スペースの再利用を検討したいと答えさせていただいたところでございます。その後も何度か同議員から岱明町公民館建設に関する質問がなされて、平成25年6月定例会で当時の教育次長からこれまでに答弁してきたように、耐震、安全性も確保され、バリアフリーも整った岱明支所庁舎の有効活用をまずは優先して検討させていただきたいと答弁した経緯がございます。また、岱明地域協議会におきましても市に対し、岱明町公民館の早期建設に関する要望書が提出されたことから、平成22年11月に開催された岱明地域協議会で建設工事に着手されていない理由と今後の市の対応について回答したところでもあります。これらの市議会や地域協議会との経緯もあり、市では平成24年11月に関係各課の職員で構成いたします利活用検討プロジェクトチームを庁内に設置し、市職員が考える支所余剰スペースの利活用策について、平成25年10月までの間検討し、その検討結果を市に対して報告をしたところでございます。また、これと並行いたしまして平成23年度には本市が保有する公共施設の実態把握や課題を整理した公共施設マネジメント白書を策定し、さらに平成24年度には専門的見地から御意見をいただいた学識経験者1名と各地域協議会、市区長協議会、玉名青年会議所、市PTA連絡協議会、市観光協会、市民生委員・児童委員連絡協議会、市老人クラブ連合会、市文化協会、市体育協会、中央公民館、これらの代表者14名の合計15名、学識経験者も含めて15名の委員で構成をされました玉名市公共施設適正配置計画検討委員会におきまして、約9カ月の間、本市が保有する公共施設の効率的な管理運営の推進にかかる計画を検討するための議論が行なわれました。そしてその検討結果が記された建議書が市長へ提出をされております。この内容といたしましては、今後市がおかれる状況を予測すると行政は早急にその対応策を考えるべきであり、公共施設を市民の資産としてとらえ、保有総量の抑制、施設の供用化、複合化等を促進すると同時に、効率性を追及したマネジメントに取り組むべきであると提言されたものでございました。なお、これを受け市が策定したものが今回の岱明支所庁舎を利活用するための検討根拠といえます。玉名市公共施設適正配置計画であり、将来の玉名市を考えた民意が反映されたものだといえます。その中で、今回の岱明支所庁舎への集約化をモデル事業として位置づけた理由は、岱明町公民館と図書館が旧耐震基準の建物で、老朽化が進行しており、安全面での問題があることや利便性の低さがあることから、切迫する緊急性、あるいは抜本的な改善の必要性が高い施設の一つとして整理されたためでございます。このような背景を踏まえまして昨年9月から本年5月までの間に、今回の集約化計画の素案を岱明町公民館支館長、岱明地域協議会委員、公民館自主講座代表者、市図書館協議会委員へ具体的に示し、その場で市に寄せられた御意見等を集約し、さらには

庁内関係各課の意向も考慮した形で集約案を作成したところであります。実際の岱明地域協議会では、数年も前から岱明町公民館建設が議題として何度も取り上げられ、協議されてきたところですが、当初は「建設計画があったのであれば建設すべきではないか」という意見が大半でありました。市の方針や集約化の具体的な説明に耳を傾けていただき、また支所庁舎の未利用になるスペースの有効な利活用の理解を徐々にいただくようになりまして、最終的にはぜいを尽くせとは言わないが、使い勝手がよくだれもがすばらしいと感じる施設づくりを市に期待すると総括されたところでございます。このようなことから本年6月定例議会開会日になります6月6日に開催していただきました市議会全員協議会で先ほどの集約案を説明させていただいたところですが、その際に地元岱明の議員の方々からも御意見や御指摘をいただきましたので、一部内容の見直しを経て、再び修正した集約案を作成させていただいたところでございます。その後、6月に市議会に配置設置されることになりました公共施設等建設特別委員会におきまして、2度集約内容や今後のスケジュール等の説明をさせていただいたところであります。なお、この特別委員会でも地域協議会と同様におおむねの御理解をいただいたと考えまして、今回9月定例会に支所庁舎への公民館と図書館の集約化関連の予算を上程させていただいている状況でございます。

続きまして、岱明支所の活用方法はほかにはないのかという御質問でございますけども、岱明支所庁舎余剰スペースの岱明町公民館と図書館の集約計画以外にも市ではこれまでに庁内各課職員で構成いたしました利活用検討プロジェクトチームでさまざまな角度から考えた有効活用策について、具体的な検討を行なった経緯がございます。幾つか例を挙げますと、市民や市民活動を支援するNPOやボランティア団体、もしくは市内企業等の市民活動団体などが打ち合わせや情報交換又は団体間交流に利用する市民活動サポートセンターの設置や市産業の創出や育成に期待できるベンチャー企業の創業支援の役割を果たすインキュベーション施設の設置等について公民館や図書館の移転集約と同じように検討したところであります。また、現に設置されております玉名地区保護士会が借用されている玉名地域更生保護サポートセンターについても同様の検討を行っております。なお、これは先日の近松議員の答弁と重複をいたしますけども、荒玉地域2市4町で構成いたします有明広域行政事務組合への市有施設の貸与につきまして、当時の庁内検討では候補の一つとしては上がっていなかったものの、6月議会の中でお話がありましたので事務局へその意向確認を行なった経緯はございます。その際に、広域組合としては玉名市が現に保有する公共施設内への移転に関しては、組合議会や理事会等での正式な場での議論はされたことはなく、当然岱明支所庁舎への移転計画も存在していないとの回答を得ているところでございます。ただ、過去の広域行政組合の定例議会におきまして、現在事務局が入っています施設が非常に古くなって、老朽化が著しい

ということからこれを心配しているというふうな趣旨の意見があったということを知り及んでおります。なお、岱明ふれあい健康センターへの集約化につきましては、施設の設置目的にありますように、地域住民の健康保持と福祉の増進に寄与するための施設でありまして、この施設の集約は適当でないと考えたところであります。また、施設稼働率等の利用状況の改善については、指定管理者に対して所要の改善を求めるだけでなく、不公平感のない適正な料金体制の見直しを検討し、施設利用者の増加につなげていくことで、今後も岱明地域の補填や福祉の活動拠点として存続することが適当と判断したところでございます。国におきましても各自治体に対し、現在保有する箱物施設を初め道路、橋りょう、上下水道等の生活インフラを対象に総合的な保全管理を求めている状況にあることから、本市におきましても市が保有する公共施設は市民の皆さまの貴重な資産という強い思いのもと、機能性や効率性が備わる施設であればこれらを積極的に有効活用していき、全市的な公共施設の適正配置へとつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 原口部長から大変詳しく答弁をいただきました。しかし、私から言わせれば、ただ型どおりの一方的な、事を運んでいたとしか思えません。専門的見地から御意見をいただいた方たち、いろいろな分野の人たちには恐らく市の財政状況を考えた上での説明では、しかも利用状況や活用したことのない人たちにはスペースが空けばそれは空いたところを使うことは大変いいことだと言われると思います。

近松議員からも質問がありましたが、私からも補足をいたします。

平成8年に当時は中央公民館とっていましたが老朽化が進んで公民館と図書館と併合する計画がありました。駐車スペースが足りないので隣接地の取得の交渉に職員さんたちが日夜大変な努力をされた経緯があります。先祖伝来の大事な土地だから絶対にだめだと言われるものを公民館建設のためならばということで、平成14年、15年と購入が決まり建設に着手しかかったおり合併が決まりました。取り急ぎ基本計画と実施設計を同時に合併前に契約をしました。合併後にワークショップを開き、本来ならば21年には完成をする予定でありました。しかしながら先ほどお話がありましたけども、岱明中学校の体育館が、これは25年の計画でありましたけども、耐震診断が出ておりました。だからこれを入れかえたわけですね、公民館の利用については近松議員から昨日大変熱心に質問がありました。先ほど6月議会のことがありましたけども、6月議会においては800万円でしたが、今回は932万円になったのは、932万円になりましたね、当然、工事費も変わっていくのではないのでしょうか。岱明支所は先ほど言われたように、耐震、バリアフリーですね、しかしもう30年たつとるとですね、当然、

これをリフォームするということになると、極端に言いますと防水工事とか壁とかですね、予想以上の改修費用がかかるのではないのでしょうか。また、地域協議会ではエレベーターをふやしてくれというなんか要望もあっているそうですね、いかがなものか。

最初は、改修費用は1億5,000万円と聞いておりましたけど、その中にはエレベーターの追加は入っていないと説明があっておりました。また、耐震性も30年前ですから今の本当の耐震基準がどうかというのは、これは恐らく構造計算をしてみないとわからないと思うんですね、当時は事務所での設計であります。またバリアフリーと先ほど言われましたけども、そのころのバリアフリーというのはあんまりはやっとならなかつたんですね、この近年ですよバリアフリーを言い出したのは、だから本当にその今の建物自身がバリアフリーに適するかどうか。恐らく玄関を入るところとかああいうところはバリアフリーにしてあるですよ。だからその例えば、トイレとかいろんなところが果たしてどういう形になるのか、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

先日の近松議員の御質問の中で、平成8年だったですかね、用地買収とおっしゃったですかね。

○9番（江田計司君） 用地買収じゃない。計画が始まったのが。

○企画経営部長（原口和義君） 計画が始まった。だったですかね、2億円というふうな数字をおっしゃったかと思います。

○9番（江田計司君） はい。

○企画経営部長（原口和義君） 2億円。それはいいです。

○9番（江田計司君） 2億円はちょっと違う。

○企画経営部長（原口和義君） ああ、そうですか。

用地費、用地購入ですね、過去の用地購入費につきましては、平成9年までに公民館用地として購入した土地については、JAたまなの遊休資産でありました共済跡地、共済建ったところですけども、その土地と公民館のほうに狭い土地がありますけども、その2筆で3,098.57平方メートルを4,616万6,037円で買収をしております。これにつきましては当然、そのとき将来公民館を建設するとき、今の公民館の敷地じゃありませんから駐車場とかそういったところに利用するといったところで購入されたのだらうと思います。

それとその後、これは直接私が用地交渉等に行きましたので、これが平成14年か15年ぐらいでしょうかね、現在の公民館の南側の所有者の方に用地買収のお願いに行きました。前の総合支所長と。それでやっぱりいろんなところに自分は協力しているから、それはもうちょっとそれは無理だというふうな話がありまして、今申しました共済

跡地、共済の敷地ですね、あそこは全部岱明町の用地でしたので、その分筆して同じ面積で交換したという経緯がございます。ですから用地購入につきましては先ほど申しました約4,600万円の用地を購入しておったということでございます。

○9番（江田計司君） 4,600万は金額ですが。

○企画経営部長（原口和義君） そうです。JAから買ったときです。

用地購入についてはそういった経緯がございます。

続きまして、岱明支所もかなり時間がたつからバリアフリーについてはいろんな改修があるんじゃないかというふうな御質問でございますけども、確かに昭和61年12月の完成でありまして、築28年がたっております。ただ、当時としては近代的かつ先進的な建物であったと思えますけども、時代が移りバリアフリーについてもいろんな考え方もありまして、今では当然物足りないというバリアフリーの状況になっております。例えば、トイレにつきましてはその時代では主流でありましたトイレが和式であったために、これは湿式と言うらしいんですけども、フロアの高さとトイレの高さが5センチほど違いますけども、そこで掃除ができるように、水を流せるようにということとで5センチほどの段差がございます。ただし、それ以外はバリアフリー、動くためのバリアフリーですね、につきましては、庁舎内のほとんどがトイレと和室を除きまして段差はないというふうな今、状況でございます。それと玄関や東側の通用口にはスロープも設置を現在もしてあります。ただ、確かに現代のバリアフリーにするためには当然、洋式に改修する予定でおりますけどもそのあたりの改修費というのは当然出てきます。

続きましてエレベーターでございまして、確かにことしの8月の岱明の地域協議会、6月議会以降の8月の地域協議会に現状を報告に行きました。その中で確かにエレベーターの増設についてもお話がありました。エレベーターにつきましては支館長会議の中でも話がありました。そのときは今後検討しますというふうな話をしておりますけれども、実際その当然乗り降りする1階から3階というのは同じ位置でないといけないというのは当たり前の話ですけれども、今の庁舎を考えたときに外に張り出したタイプをつけるかというふうなことを考えたときにも、例えば、どこにつけるのかというふうなこと、これは素人の考えですけども、なかなか見当たらないなというふうなことは考えているところではあります。ただ今後、私たち素人が考えるところですので、専門家の設計委託等発注等したら可能かどうかということも含めて検討したいと、エレベーターに関してはですね、ですから今、どうするというのは今の時点では言えないというふうな状況です。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 今お話聞きましたけども、先ほど930万円に上がった設計料

がですね、例えば、トイレなんかも当然、身体障がい者用のトイレもつくらんといかんし、だから果たしてそういったスペースがあるかどうかですね、エレベーターにしても箱物は決まってるでしょうが、枠のですね、そうすると当然そのエレベーターも外につけるか、いろんなことが、恐らく相当なものが出てくると思うですね、今のあれからしてみれば、この前近松さんが言われたのはあれだけ3階を利用するに当たってはトイレが足らんからということで、これは恐らく金額が上がったんでしょ。そうすると今度はエレベーターつけて、トイレなんかもこうしたら当然、930万円の総工費は大体幾らぐらいかかるごたるとですか、改修費は。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 総工費のはなしですかね。

○9番（江田計司君） はい。

○企画経営部長（原口和義君） 6月の補正予算の計上時は委託料等含んで1億5,000万円という事業費で考えておりました。今回、今議員おっしゃったとおり3階の身体障がい者用トイレであったりとか、ロビーであったりとか、あれから変更した部分について当然増額しますので、委託料としては約930万円、工事費として約1億5,000万円。

○9番（江田計司君） 工事費はいっちょんかわつとらんとですか。

○企画経営部長（原口和義君） はい。

○9番（江田計司君） かわつとらんですか、工事費は。

○企画経営部長（原口和義君） 当初は設計費を入れて1億5,000万円、今回は工事費だけで1億5,000万円程度の、程度です。それは実施設計してみらんとわかりませんので、例えば930万円の実施設計の中でいろんな話を聞きながらしたときにそれが1億5,000万円以上になるというのは当然出てくるだろうと私は思っております。ですから金額を今決めてやっておるところではございません。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 先ほど話がありましたけどですね、6月議会で否決したのは結局、全員協議会でいきなり説明があったわけですね、あの図面を見せられたわけですよ、結局、地元議員に対しては事前のその説明も何もなかったわけですよ、だからもちろん我々もそうだけでも、先ほど言われた地域協議会とかいろいろですね、その人たちには説明はするけども、実際的にその利用される人は全く知らさきわけですね、だからそれも結局、いきなり実施設計でしょ。だから先ほど近松さんの話じゃないですけども、極端に言うといろいろこうこう、こうこうして基本計画ができて、それから実施設計になるのが当然なんですよ。だからその我々が何も岱明支所に移るということを反対しよるのじゃなくて、その事前が全く我々に相談もないし、ほかの人たちの協議もな

かったからということで反対したわけですね、だから今度の9月の議会ですか、このときも全く同じですよ。先ほど言われたけども、例えば新しくできた公共施設等の特別委員会に説明をしたからそんなら地元の議員にも説明なくて、いきなり全員協議会で説明されたわけでしょうが、でしょ。あのときそがんだったでしょ。だから我々は、あの全員協議会のときにその説明しなはったでしょうが、だからその前に我々は変更になった図面は全然見とらんとですよ。だから結局、我々地元議員は無視されている。だから納得いかんというのが私のやり方です。

この前、9月6日に岱明町の公民館でこの要するに支所に移転するための意見交換会を開きました。これは近松さんからも話がありましたけども、102名の方が出席されました。近松さんが相当精いっぱい回られたけど、利用されるのは女の人が多かわけですね、だから女の人が多いかなと思ったらもう本当男の人が恐らく7割ぐらいだったですかね、7割ぐらいは男の人ばかりです。結局、そのいろんな意見が出ました。9時半から11時までということだったけどですね、11時半まで、まだ言いたかったけども時間がないという方もおられました。もう11時半になったもんだからですね、そのとき我々「議員は何ばしよっとかといわれました。」逆に「議員がんばれ」と叱咤激励を受けたこともありました。やっぱりいろいろ話を聞くと公民館に対する思いは相当なもんだったですね。だから地域協議会というのはあれでしょ、ずっとメンバーってというのは一緒じゃなかっでしょ、2年ぐらいであれするでしょ。そうすると地域協議会に出られた方も相当来られてました。ある人は「もうどがんでんよかたい」て思っと思って言いなはったですね、しかし来てみてその話をしたらやっぱり「あその岱明支所に行くよりも公民館は新しくつくらんといかんばい」と。ひとつは地域協議会の会長が前監査をされていた前田さんですね、こう言うたですよ「何で今ごろになってそがんした話が出たつかいた」て。確かにそのもう1月に岱明支所空くとでしようが、それはもう何年前からわかっるとですよ、だから先ほど話をされたけども、そういう言い方をされました。だから地域協議会の人でも納得はしとらっさんですよ全部が全部。だから結局、ある人が言われました。「上からの目線で結局一方的に言われて、そして自分たちの要望はいろいろ出しました。しかし何一つ回答は返ってきませんよ」と、そういうことを言われたですよ。だからその人たちが言いなはったですね、「高いところから押しつけだった」とですね、だから本当は基本設計からもう一遍いろいろやり直したらどうだろうか、そういう考えはありませんか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 質問につきましては、基本設計からするつもりはないかというだけでいいんですか。

○9番（江田計司君） はい。もういきなり実施設計ということではなく、要するに実

施設設計でしょうが。

○企画経営部長（原口和義君） それだけでいいでしょうか。

○9番（江田計司君） はい。

○企画経営部長（原口和義君） はい、わかりました。

普通、基本設計、例えば新たな土地に実際の工事費の見積もりは工事に着手する場合に用います図面を作成します実施設計には当然、資材、構造等の詳細が記載されておりますけども、基本設計につきましては一番最初から敷地に対する建物の配置であったりとか間取り、外観であったり、面積であったり、概算の工事費等を定めるのが基本設計だというふうに認識をしております。現在の岱明支所の2階、3階に図書館公民館をするという外枠は決まっておりますので、当然中の配置の考え方というのは先ほどおっしゃいましたけども、利用者の代表者になりますけども、利用者の方々であったりとか所管の職員あたりの話とか、先ほど話をしました利活用のプロジェクトチームの中の意見だったりとかいうところで配置図あたりを決めたということになります。それと概算、基本設計で普通当初、普通出します概算事業費につきましても最初から建物を建てるのであれば当然、基本設計からやるのが当然だと思います。ただ、今回については大規模改修というふうなことでするので、実施設計から始めたということになります。ですからその実施設計の中でも何回も繰り返しになりますけども、実施設計の委託期間の中で少しずつ図面をつくりあげていって、いろんな意見を聞きながらそこで最終的な案をつくるということを考えておりました。当然、基本設計を出すということは当然それもまたお金がかかるわけですから、基本設計並みの、今現実にある建物でするので基本設計を除いて改修費、改修ということで実施設計のみの計画といたしたところです。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 基本設計と実施設計って、もう実施設計というのはもう図面を引くとですよ。例えば、実際的にそこは利用される方の意見というのは全く通つとらんとですよ。あたたちが男の人とかなんとか決めて、ここはがんして、がんして、がんする。実際、その利用される方その人たちはどういうのが欲しい、この前近松議員言いなはったでしょうが、畳の間は40人入るごとなつとるけど、実際は1人1平方メートルだったですかね、それぐらいしかしてなかった。だからただあたたちは外の枠が決まったのに、パズルのごとして入れ込むだけでしょうが。ならそれを実際利用される方の意見は何にも聞いてなかかわきたい。そら地域協議会の人のを聞いたり、地域協議会の中でも自分たちはこうこう言いよるばってんが、全然話は、要するに意見は聞いてもらえないというのが多かったですよ。だからもう要するにこの前の話は、極端に言うともうこの新庁舎ができるのが12月いっぱい、引越しが1月、そうすると岱明は1月空く、

なら実施設計を出して工事が4月からになっただけでしょうが、あのときは。そが慌てんでよかつた。結局、恐らくずっと上からの指示どうのこうになるでしょうばってん、あたたちにそればやかましく言ってもどうしようもならんけども、実際的にやっぱり家でんリフォームするときは相当打ち合わせする。私は建築ばしよったけんあればってんですね、あんまりご主人の意見な通らんとばいた。ただご主人は錢ば出ししやがすつとよかつばいた。最終的には奥さん、子どもさんの意見が一番強かつたです。そら実際ご主人な帰ってただ寝るばっかりだもんだけん。だから今度でもそうでしょうが、箱物の四角は決まると、あたたちは平米数でこうこう言いよるばってん、実際その箱物の中にこうあって、はめたらあがんしかならんとばいた。だからその辺は十分、仮にあそこば使うにしても実際利用される人たちといろいろお話をして「これはどがんですか。」「どがんですか。」って「なら足らんけん、しょんなかけん、ここじゃだめですばい。」という結論になる可能性のあるですな。もう実施設計で900何十万も出さなんなら、もうあの人たちは、ばばばばと図面ば引いてしまわすばいた、これが実施設計でしょうが。岱明のときも先ほどちょっとあれだったばってんですね、基本設計と実施設計が同時に契約してあったわけでしょう。あたが担当するとき課長だけんですね、ところがそれからワークショップは開いて、だからこうこうしよったらだんだん太なつて、最初あれは10億円ぐらいになったんじゃなかですか、いろいろ話ば聞きよつたら。

○企画経営部長（原口和義君） 8億円。

○9番（江田計司君） 8億円、一番最初はな、ほかの人の話を聞いたら10億円になった、図書館をどうのこうの、椅子がこう動くどうのこうのばすると、そういう意見ば全部を聞いたらそういうなるとです。ところが合併協議会のときは4億円しかなかったんでしょうが、当時の島津市長と高本副市長が相当苦労されたです。いろいろこうして、最終的に6億7,000万円ぐらいになったんでしょうが、そうして課長だったけんわかるんでしょうが、もう図面ばあんときは決まったのが11月ごろじゃなかったですか。3月ごろまでに図面ば契約しとるもんだけん引かなんだったんでしょうが、図面代ばやらなん1,760万円ぐらいだったですな、確かな。ところが私は言うたと思うです。住宅ならな、そら2、3カ月で図面な引かれるて、ばってんこれだけの建物なら1年はかかるですばいてな、ところがそういう話ばしよったところが岱明中学校の耐震診断、もう出とったわけです。耐震診断が出とつたですな、2年以内に危険家屋だけけん建てなるとです。だから地元議員さんば全部呼んで入れかえたんでしょうが、そら耐震診断が出とるならもしものことのあったときには、責任は行政ですけん、だからそういうことだから、私が言うた何も来年の4月から工事ばするとじゃなくして、今急ぎよるわけでしょうが、これはもう何でん小学校の統合問題でん全部一緒、ケツば決めて、

ケツからこう追ってくるけんしゃんむり今度の議会通してこの実施設計ばせんとでけんわけたいな。そがんでしょ。これは恐らく図面ば引くとでん3カ月はかかるですよ。3カ月じゃ終わらんかもしれん、耐震診断かなんかいりいろなんだかんだ構造計算せなんならですね。そうして部長の言いなはるごと、いろいろこうこう打ち合わせどんしよるなら簡単には終わらんですよ。だからそういうことを私たちは何回も申し上げたはずですよ。以前は部長も知つとんなはるごとですね、必ず地元の議員さんば呼んで、「来年度はこういう計画がありましたよ」とずっと説明がありよりました。しかしいつの間にかそういう話もない、「全員協議会で説明するならよかたい。」とな、型どおりですよ。地域協議会で説明すればよかたい。ところが地域協議会の人が言いなはった。「自分たちの意見は全然通らんとですばい」て。先ほど言いなはったいろいろな14名の人ばどうのこうのて集めてこうするなら、そら財政のことば厳しいて言うならな、「ああ、そら岱明町の空いとるなら、そけ入れなっせ」て。その人たちは使ったことがなかもんだけんわかるもんかいた。「ああ、こうこうすんな」って。私たちが言うのはそれをもうちょっと時間をかけて、そういうことを言っております。

それといいですかもう一遍。

○議長（作本幸男君） はい、どうぞ。

○9番（江田計司君） この前、近松議員のときに確か、もう変更する気は、あれは全くないということを言われたけど、それはどがんしたふうですか。本当に全くなかですか。もう岱明支所に全部公民館と図書館ばもつてくるとば、もうその変更する気は全くゼロですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 最後の変更する必要ないのかというふうな話し。

○9番（江田計司君） いやいや、変更というよりも、結局岱明支所に移すこと、もうあたちが移すことで進めよるでしようが、その変更は全くなかですか。

○企画経営部長（原口和義君） はい、わかりました。

先ほど最初の答弁の中でも申しましたけど、適正配置計画というのを14人でしたか、15人でしたか、策定をさせていただきました。これについては当然そのいろんな民意のとり方というはあるかと思うんですけど、当然いろんな区長さんであったり地域協議会、いろんな方々の代表者の方が来ていただいて玉名市全体のことで考えていただいております。当然これは民意が反映された計画書だというふうに認識しております。それについてそれを軽々しく変更しますというふうなことは私たちもできないというふうに考えております。当然、この前もそういった御質問ありましたけど、今回補正予算に計上させていただいたということは、その方針で出しておるということですので、今から予算を審議していただくときにそれをほかの方法も考えますとは言えないと思いま

す。当然、あそこに図書館、公民館を入れるというところで予算を計上しておるわけですから、今はそういったことは申し上げること、時点では時期ではないというふうに思っています。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） だから私が申し上げているのは、結局、行政のほうから地域協議会にかけてそこから恐らく反対ということは言いたくも言えんような状況だったんですよ。それは実際地域協議会に出た人がそがんいいなはったです。だからもうあくまで結局、4月に工事をすることから今もう進んどるわけでしょうが、だからもうこれは水掛け論になるけんよかです。

だからこの前、9月6日に来られた人は、「もう絶対反対ですばい」と「半数以上反対ですばい」て、またあとでちょっと市長にもお伺いするばってんですね、結局、一応この問題で水かけ論になるけんもう時間の足らんごとなるかもしれんから先に進みます。

次に、仮にこれが岱明支所に移転が決まった場合、今の岱明町の公民館の跡地はどうなるのか。この辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 御質問にお答えをいたします。

いろんなこの件に関しまして先ほど申しました、例えば支館長会議とかいろんな会議の中で型どおりの玉名市の行政財産から普通財産になった財産についての取り扱いを型どおりの説明をいたしました。今、公民館が建っていますので行政財産ですけども、普通財産になったときにいろんな行政的な役割をする計画があるかというのを庁内でまず聞いて、普通のやり方ですけども、聞いて公共的な整備の方法が計画内というときに限って、うちの普通財産の利活用計画という中に上げて、その場所を庁議の中でこれを売買、公売するということを了解をもらってですね。します。いろんな方の御意見の中で先ほども議員がおっしゃったとおり、公民館のために、建設のために買った土地もあるとぞというふうなことを考えたときに、簡単に売るというふうなことはいうなというふうなお叱りも受けました。当然、確かにそうだというふうに私も思いました。ですからそのあとの説明では地元の更地になったときに、地元の人たちの意見を聞いてどういった活用をしたいのかというのを聞いてから進めていきたいというふうには考えております。

当然もしかしたらその中で、地元の人たちが商店、店舗が欲しいとか、店舗があったらいいとか、住宅とか、いろんなことがあれば公売の中で条件をつけて、店舗なら店舗、これは仮の話ですけど、売ることになった場合の話ですけど、そういった方法もあると。当然要綱の中に用途を定めて売ることができるというふうなことがありますので、

売ることになればそういう方法もあるという説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 先ほど部長から話がありましたけども、今建っている公民館の土地、これと裏というか、南側は村井さんだんな、要するに同じあれだけん交換してあるとですよ。これを全部合わせると2,500坪ばかりあるわけですよ。この前ちょっと近松さんが幾らだろうかと言いなはったけん、2億円とかどうのこうの言いなはったけど、2億円はせんとたいな。2,500坪ぐらだけん5万円、ただこれは土地というのは売れて何ぼだけんな。だからそういうことよりも実際この前話をされたときは、せっかくあそこまで苦勞して土地まで買収して、これは相当並大抵のことじゃなかったんですよ。その村井さんを口説くのに。恐らく知っとんなはると思うですよ。あたが交渉したっだろう、な。あたま極端に言うとか詐欺罪になるばいた。訴えられるばいた。何で、ところがどうかあた部長はそっちのほうで反対になつたらすもんだだけんな。やっぱりこの件は、私は今度の9月の補正がどうなるかわからんけど、とりあえず私たちの要望は何ももう実施設計ば出さんで、その実施設計の前に果たしてこの建物ほどがんで岱明支所を使われるか、してみて、やっぱり地元の人利用される人の意見ば聞いて、そして決まったらそれは実施設計でもよかですよ。だから何もびゅっと慌てんでよかつたいな。私はそういう希望をもっております。

それでほかはこれだけかな、あんまり興奮しよるとなんもかんも忘れるけんですね。

それから今度は要するに今の岱明支所の活用法はないのかということ質問しましたですね、部長の答弁の中では例えば、有明広域行政組合ですか、これはちょっと話はあったけどもという、正式な話はあつたらんとだんな、理事さんあたりも全然知らっさなだった。そら権限のなか人のな、ただ担当、その職員さんたちそういう人には話はあつとるかもしれん、しかし。

〔「市長が提案さすとよかたい」と呼ぶ者あり〕

○9番（江田計司君） そういうこともあるかも知れんな。

それで、もう部長は一番あそこに長ごおんなはったけんわかるでしょうが、3階は議場だったんですよ。今のイベントホールになつとところは議場ですよ。あれが70人ぐらいの予定しとんなはるばつてんな。それと岱明の議員さんたちは大体18名だったですかね、その当時使いなはったつはな、そうすると広域の議員さんは17名かいた今。そうするとそのまま議場で使つてよかつですよ。だからそういうあれは正式には市長、考えは全くなかですか。市長にお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 有明広域事務組合では、今借用をして議場もやっているという

ような状況でございまして、今借りてやっているというような状況でございまして、支所にそこの中に議場もございまして。議場の形をしてつくってありますので、何一つ不自由ない状況で今やっているんじゃないかなというふうに思っております。また、有明広域の中では今まで、先ほども答弁がございましたようにほかのところでやるというような御意見は出ていないという状況でございまして。将来にわたっては消防署の建築等々も含めて話に出てくるのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 恐らく市長の頭の中にはもうやっぱり財政会計が頭でいっぱいだろうと思うとですもんね、そうするとってこいですよ。今のその岱明支所を公民館と図書館を入れて、新しく、大体当初、そんなら当初6億5,000万円という銭は、協議会の前田会長は言わしたですよ。「こんどそれば今のこの岱明支所にもってくと1億5,000万円で安上がりでよかじゃなかかいた」て「こっちに建てるなら6億5,000万円だった」6億7,000万円ぐらい計画だったでしょうがな。ところがこの6億7,000万円で岱明の人たちはずっと積み重ねて基金をしてきとらすとですよ。そら相当憤慨さしたですよ。「なんか中央ばかりよくなって、岱明はどがんなくとかい」て、それで我々にハッパかけられたんですよ。実際、計画して6億6,000万円が今1億5,000万円なって幾らになるかわからんけど、おまけに今度土地を幾らで売れるかわからんばってんですよ、売ったなら相当なるですよ。「そんなら岱明は何か」て言わしたですよ。「銭ば戻せ」てまで言わしたばいた。この銭は玉名市の合併した玉名市の金になるわけでしょうたい。だからその辺な部長も大変厳しい立場でしょうけど、やっぱりあたまも相当苦労しとってだけんな、踏ん張るところは踏ん張ってもらいたいですよ。岱明町のためによろしくお願いしときます。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 1市3町が合併をしまして、早いもので9年が過ぎようとしております。合併したときは島津市政だったんですよ、それから4年たって今の市長が60億円はもったいないと、新庁舎は30億円です。あとから40億円になったけどもですよ、そういうことで結局、島津市政から高寄市政にチェンジをしました。チェンジをしてから5年が過ぎました。私も何回も高寄市長に質問をいたしました。新庁舎の問題、いろんな角度からも質問をいたしました。その新庁舎もこの12月で完成します。新庁舎に関しては福嶋議員からもいろんな面で質問がありました。ただ、金額だけでなら建物自身も実際的には12%ぐらい小さくなったし、市長も一生懸命弁明はされましたけども、金額だけにこだわり続けた結果、これは使用してみるとだんだんわかってくると思うんですね、だからきのう永野議員が例の市民会館の件を質問されましたね、こ

れは22億円という計算が確か出とったですね、ところが4,000平方メートルで市民会館が22億円というのはこれはでけんことはなかですよ、簡単につくればですね、やっぱり市民会館というのは音響効果とかいろいろ加わって恐らく40億円ぐらいかかるとあとからようじゃなことになるですよ。安物買いの何とか何とかで何ならんごとなつとですよ。だからやっぱり金銭だけにこだわらんでな、やっぱり金をかけるところにはかけなんとですよ。ただもう頭から予算だけでこうして、恐らく新庁舎でもそがんですよ、こしこで図面ば引けて、だれでんそがんでしょうが、家ば建つとにこしこしか銭のなかけんこしこ建ててくれて、俺は銭もつとるけんがんとば建てて。やっぱりそがんしたもんじゃなかろうかと思うです。だから今度の市民会館でも恐らく50年、60年これはかかるけんですね、やっぱり何も豪華にせんでよかばってんですね、利用しがいのある建物、どうか横手委員長その辺は十分な考えていただいて。

しかしこの市民会館というのは当時、合併協議会の際の会長が今の高崙市長だったんですね、ところが結局、その協議会の中に計画はされておらんだつたんですよ。それは皆さん御存じだと思うですね、だから私の2番目の質問は、結局合併時の約束、これはいろんな旧天水、横島、岱明とあったと思うんです。そのときの約束はなんだつたんだろうか。まだ今は、極端に言うとな財政の厳しか、厳しかてそればかりでしょうが。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○9番（江田計司君）　ところが財政の厳しかていうたっちゃ、恐らくこの財政に関しては内田議員がいろいろ言われました。やっぱりいろいろやりくりはできるとですよ。だから岱明の人たちが先ほど言いましたように、もうよかつのでくつとばい、でくつとばいと思つとらしたです、利用しよらす人たちのですね、ところが今は水の泡になってしまい消えようといっております。果たして合併してよかつたのか、高崙市長にお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君）　市長　高崙哲哉君。

〔市長　高崙哲哉君　登壇〕

○市長（高崙哲哉君）　江田議員の合併して旧町はよかつたかというような質問にお答えをいたします。

平成17年10月の合併から早9年が経過しようといっております。合併当初と比べより広域となった新たな地域の中で、広域的なまちづくりの展開や公共施設の広域利用が行なわれるなど、徐々にではありますけれども一体感の醸成が進んでいるように感じております。市町村合併の意義は大多数の住民の皆さまが市町村合併の結果として行政サービスが充実し、幅広い機能がふえ、未来に向けて輝かしい希望が期待できるようになることであると一貫した理念を持ち続けております。

議員御指摘の市中心部への施策等が集中し、周辺部が疲弊しているとの声があるのも

承知をいたしておりますが、市全体のバランスの取れた施行を行なってまいります。今後は、平成28年度から段階的に行なわれます交付税の減額に対応できるよう、効率的な行政運営を行ないながら財政基盤を強化するとともに、合併時の約束事でありました新市建設計画を基本に十分尊重しながらも社会情勢を見きわめながら、また先ほど申し上げましたとおり、全市的で計画的な玉名市の発展を目指してまいりたいと考えております。

その一つの中の新市建設計画につきましては、新規の事業を含めまして185事業で自治体ごとの事業数につきましては、玉名自治区が60、岱明自治区が23、横島自治区が25、天水自治区が37、市玉名市全域に係る事業が40というような状況でございます。平成24年度末時点での事業数別の進捗状況及び主な事業につきましては、玉名自治区の進捗率は76.7%で主な事業は新幹線新玉名駅周辺整備事業、立願寺横町線道路整備事業、豊水小学校の校舎改築事業等々でございます。また岱明町自治区におきましては、進捗率は78.3%で主な事業は、岱明玉名線道路整備事業、岱明町中学校の屋内運動場の建設工事事業、そして大野小学校の大規模改修工事事業等でございます。次に、横島自治区が88%で主な事業は横島町の公民館庁舎建設事業、山の上大園線の道路整備事業、京泊明豊線の歩道改良事業等でございます。最後に、天水自治区でございますが、67.6%で主な事業は天水中学校校舎建設事業、前田別邸の復元整備事業、緊急地方道路整備事業等となっております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 今、市長からお話がありました。合併の結果として幅広い機能がふえ、未来に向けて輝かしい希望が期待できるようになったことであると一貫した理念を持ち続けているといわれますが、旧町部からは「行政サービスは悪くなった」、「合併しなければよかった」などの声も聞こえてきております。市長が言われています「市民の一人一人の思いが通じる、市民の、市民による、市民のための市政」とありますが、先ほどの話じゃないんですけども、岱明支所に公民館と図書館を無理やり押し込んで、市長が言われる一人一人の思いが通じてるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 先ほども言いましたように、全市的に私の資本市政の中で市民一人一人のための政治、そしてまた、市民の目線で政治をしているというふうな状況でございます。これはあくまで基本的なことで、そして「輝け玉名戦略21」という基本構想の中で精いっぱい努力をしているというような状況であります。岱明町の公民館につきましては一人一人の気持ちということでもありますけども、6月の議会において提案いたしました。これにつきましては予算を否決されたということで、本当に皆さん方

のためにはならないというような御意見だったということを深く反省をいたしまして、いろんな皆さんの御意見を聞きながら、また再度今回訂正をいたして予算計上しているというような状況でございますので、そういうこともふまえて皆さん方の御理解を是非いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 先ほど合併のときのいろいろありましたけど、一番金がかかっ
とつとは例の岱明玉名線ですね、道路のですね。あの道路は岱明のためじゃなかつ
てもんね、これは恐らく最終的には501から208号線にあれすつとですよ。これが
当初合併するとき、合併協議会の中で16億円ぐらいで計画してあったそうですね、
ところが合併していろいろ試算をしたら工場の立ち退きとかいろいろして、最終的に36
億円ぐらいになったんですよ。当時の牧野さんが、「困ったもんな」て「2億円ぐら
いならどがんとなるとですばってん、20億円も」それで当初の計画では27、8年
度というのが、これはたまたまですね、行政じゃなくて前の島津市長が新幹線が
開通するに合わせてどうのこうのというような話をさして、そうしたら新聞が書
きたくって、最終的には新幹線には間に合わなかったですけども、そのあとで
いろいろ試算をしたところが平成35年になったんですよ。やっぱりこれは財
政上の都合でですね、ところが一生懸命して最終的に27年になったと私は
記憶をしとつとですね、ところがまだ今でも途中、でけんというのはやっ
ぱり工場の立ち退きの問題ですね、その問題で時間がかかっていると思
います。だから市長常に言われています「市民の目線に立って」と言われ
てますけども、私たちから言わせると逆に「行政の目線になって」いろ
いろ物事が進んでいるんじゃないかと思えます。だから市長が言われ
てます平成28年から交付税が段階的に20億円減ると、しかし内田議
員から言われたのはもちろんこの前聞いたら、前田さんから言わした
「まだまだ今、見直しをされてる」と、だから内田さんがいろいろ説
明されましたから私から申し上げませんが、平成の大合併により規
模が大きくなり、本庁以外に支所などを設置運営する市町村への国
から財政優遇措置の一つとして地方交付税の配分の拡充をするとす
ね、こういうことまでなってるからこれは27年度ぐら
いからですかね、内田さん。

〔「今年からです。」と呼ぶ者あり〕

○9番（江田計司君） 今年からですか。ですからその財政が厳しい、
厳しいということじゃなくて、そういうあれでですね、できれば岱明
町の公民館のことも十分頭に入れていただきたいと思えます。

あと何分かいた。

〔「あと20分ぐらい」と呼ぶ者あり〕

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 時間が気になる。

まだ20分あるそうですから、せっかく裏川花しょうぶの方が来られていますから、あら、帰んなはったつかな。

高瀬裏川花しょうぶまつりについて質問をいたします。今年も6月に恒例の花しょうぶまつりが関係各位の大変な御努力において盛大に行なわれました。しかし、今年の花は予想以上にあまりよくなかった。来られた方が大分不平不満を言われておりました。何か、何年間かはよくなかったですね、だんだん近年来場者の人たちが減少しているような気がいたしますけども、来場者の衰退についてお尋ねをいたします。

また、関係各位大変の御努力はされていますが、減少傾向についてどのような受けとめ方でおられるのかお伺いをいたします。

次に、この件に関して花しょうぶ管理業務委託に問題はないのか。この5年間の入札の結果を見ると、毎年入札の業者さんがかわつとるわけですね、5年間で全部かわつとるとですよ。だから一生懸命されておるけれども、もう次の年はその業者さんじゃなかわけですね、だからこの入札の方法についても何か問題がないかどうかお尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） 江田議員御質問の入場者の推移についてお答えをいたします。

高瀬裏川花しょうぶまつりにつきましては、例年多くの観光客の皆さまにお越しをいただいているところですが、平成3年度に第1回目の祭りが開催され24年間継続して行なわれてきている祭りでございます。第10回を数えるころには、実行委員会の発表によりますと約20万人を超えるお客様にご来場をいただいております、回数を重ねるごとに増加の一途をたどってきております。そして、第15回から第20回までは約30万人を超えるお客様が来場されております。しかしながら、九州新幹線全線開業と新玉名駅開業の平成23年度の第21回目のときには、東日本大震災の影響などもあり約25万人に減少しております。ここ3カ年の来場者の推移としましては、平成24年度が約28万2,000人、25年度が約24万5,000人、本年度26年度が約23万5,000人となっております。

次の御質問の減少傾向についてどのように受けとめているのかにお答えをいたします。

確かに、ピーク時に比べここ3カ年ほどは減少傾向にあるわけですが、その理由としまして3点ほどございます。

まず1点目に、天草など県内を初め、九州内のさまざまな地域においても花しょうぶ

まつりが開催されるようになったこと。

2点目に、食事、特に昼食をとることができる飲食店の減少や、バスツアーなどの大人数に対応できるお店が近くにないこと。

3点目に、しょうぶの開花状況について以前に比べお客様の満足度が高いとはいえないことなどが一因ではないかと考えております。

主催する実行委員会におきましても、早乙女姿の「花摘み娘」を登場させるなど趣向を凝らせたおもてなしを実践し、自助努力もされているところでございます。また、開花状況をお客様にリアルタイムでお知らせするために、建設管理課とも情報交換を行ない、情報発信にも努めているところでございます。

今後今まで以上にお客様の満足度を高めるための「おもてなし」の向上、いわゆる受け入れ態勢の充実が花しょうぶまつりや玉名市への来訪者の増加につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長（藤井義三君） 花しょうぶ管理業務委託のこれまでの入札の結果と今後の方法についての御質問にお答えいたします。

高瀬裏川花しょうぶの維持管理につきましては、平成23年度以前は株分けのみを指名競争入札により造園業者に委託し、除草などの管理は玉名市シルバー人材センターに委託しておりました。また、平成24年度から25年度におきましては4月から翌年の3月までの1年間を造園業者に株分けと除草、施肥などを含め一括した維持管理業務を委託しております。

今後の管理業務の委託の方法についてでございますけれども、今年度から新たな試みといたしまして4月から翌年の花の季節が終わる6月末までの15カ月間でございましてけれども、株の活性化を図るための株分けから、施肥、害虫や病気の防除、除草を含めて責任ある管理となるよう同一業者に業務委託を委託しているところでございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） なかなかこの花しょうぶというのは難しかったですね、先ほど何が一番要因かというのは、減少した一つにやっぱり来てみてがっぱりさすわけですね、花のびしゃっと咲いとらんもんだけんですね、昔はよかったんですよ。ところがやっぱり実際、今度の試みも実際的に咲いてみんとわからんとだもんな、来年の6月。それともう一つは、例えば同じ市役所でもその管理は建設部長のところでしょ。それといろんな催し物するとは商工観光課だんな、裏川花しょうぶ愛する会の人たちはあんまり口出しの出されんとですよ。よかロケーションでですね、ロケーションとしては一番最高で

すもん。ところがいろいろ聞いてみるとやっぱり土質があんまり、だから泥を入れかえたりなんかするばってんですね、あれがやっぱりしょっちゅうつかつとるとまたいかんらしかですね、だから今年もずっといろんな人に話を聞いたけど、やっぱり毎年業者さんはかわつとる、業者さんは一生懸命頑張つてやつておる、しかし今年の一つの要因は、橋ばしたとは何ですかね、あの橋ばしたつてちょっと水が枯れたごたる状況になつたことも一つの要因という言い方もされたですね。それとやっぱりその業者さんは大村までずっと見に行つとらすですね、だから相当努力はされておるわけですよ。ただ私はこの入札、今のやり方というのは安ければよかろうでしようが、安かなよかろうで、やっぱりあれは安かないかんばいた。ある程度の金はかけんと、この玉名だけならよかばつてん、よそから20何万人も来らすとばいた。そらほんなこつ詐欺のごたるしたふうばいた。

それで、ある関係者の人が言いなはつたばつてん7つあるとですかね、あそこ島はな、7つ島ば極端に言うつと7つの業者にさせて、そして競争させて見学に来られる人、この人たちにどこがよかつたとか、よかつたところには5万円、10万円で、ほんなこら勝負ばいたしよぶの。だからこういうことも言われるし、それとやっぱり植わしたままじゃいかんごたるですね、株分け、やっぱり1年物の株はわからんとですよ。だからそういう管理もあそこに植わしとかんで、持つて帰つておいて、しよぶ愛好会とかいろいろおらすけんですね、そがん人たちにやっぱり株はやつて、幾らやるなら喜んでさすかもしれんですね、そういうのもいろいろ検討していただいて、とにかく見に来られた人に満足して帰つていただくように、その辺をよろしくお願いしときます。

もう部長よかばいた。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番(江田計司君) もう時間もありませんので、4番目の災害対策はどうなつているかということをお尋ねします。

1番目に、高道海岸長保地区の進捗状況はどうなつているか、いろんなこつは言いませんけん、その2番目に、きょういろいろお話がありましたゲリラ豪雨の問題ですね、何回か私も申し上げましたけど、大野下地区の冠水対策、これはどうなつているかその件をお尋ねします。

○議長(作本幸男君) 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長(北口英一君) 江田議員御質問の高道海岸長保地区の進捗についてお答えをいたします。

本地区の海岸堤防は明治時代に築造された堤防、総延長2,926メートルを昭和35年から54年にかけて国営事業により全面被覆等の整備が行なわれております。近年

では、高潮対策として大相地区の1,327メートルは緊急性が高いと診断され平成14年度から平成23年度にかけて堤防かさ上げや消波ブロック設置の整備が完成しております。

お尋ねの長保地区につきましては、これまで海岸区域と漁港区域が重複していたため両管轄部局との協議で調整は行なわれてはありましたが結論には至らず、高潮対策が見送られた経緯がございます。その後、県や関係機関にも強く要望をしまいいりましたところ、昨年度に区域の見直しが行なわれております。この結果、海岸と漁港の重複区域がなくなり長保地区の延長910メートルの高潮対策につきましては、本年26年度より県営高道地区海岸保全事業として平成31年度までの計画で整備を行なうことになっております。事業内容としましては、本年度に調査設計を行ない、それをもとに堤防かさ上げや消波ブロック規模を決定後、工事に着手していく予定となっております。これからも農地の塩害被害の軽減及び住民の安全対策として早期完成を要望をしまいたいと考えております。

次の御質問の大野下地区冠水対策の進捗はどうなっているかにお答えをいたします。

大野下地区の冠水状況は大野下駅付近や県道大野下停車場線隣接の大野下八幡宮付近がこれまでに大雨の際幾度も冠水してまいりました。この原因は、県道大野下停車場線東側から集落排水のほとんどがこの地区に集まるのと下流域末端の水源地帯の農地基盤整備が未整備のため、排水路の能力が不足しているために起きてきたと考えられます。これまでに下流域の県営扇崎大野下地区基盤整備事業の計画を協議してまいりましたが、事業採択には至っておりませんでした。しかし、地元受益者の合意形成が得られ本年度に事業採択が決まったところでございます。これから測量設計が始まりますが、この地区52ヘクタールに流入する県道より東側の地区外230ヘクタールの流域を含め、冠水がないよう設計をしていくように考えております。事業計画内容としまして、本年度に詳細設計を行ない、次年度より工事に着手し、平成31年度末の工事完成を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 長保地区の高潮対策はやっと着工になったようですね、これは井上主幹が県とけんか腰になって相当努力されたわけですね、やっぱりその職員さんのやりかたいっちょじゃやっぱりとまっとうとも進むとですよ。関係各位の人に感謝をいたしたいと思います。

また、大野下地区もこれもやっと採択になったようでありますね、この前ちょっと図面を見せていただいたけども、馬場公民館ですか、あれから下は図面ができてるとですよ。ところが冠水するところの上のほうですね、あれはもう岱明中学校のところから全

部くるとですよ。ところがあそこでふん詰まりしとるわけですね、だからこれは以前島津市長のときに、その上の洪水対策で下のほうがやっと採択になるようになりよったんですよ。だからその下の圃場整備も基盤整備も大事だけど、一番はここと大野下駅前の冠水ですよ。ですからその辺は今なんか消えとるごたる感じのするとたいな。だから嶋村議員からでもいろいろあったでしょ。その辺ばかりしよったっちゃいかんとばいたな。だからほかのところもついでにせんと一生されんごとなるけんですね。

それと一番問題は換地の問題だろうと思うとですね、だから県の人も、私は1回この総会に行ったとき言うたことのあるとです「あたたちのために私たちはしよっとですばい」て言い方だったな。「お手伝いしよっとですばい」て、そらもう10何年かかってその一生懸命世話人の人たちしとらすとですよ。ところがこの人たちはもうある程度高齢になっとなはるとですね、しかし、この人たちはそういう換地は経験したことなかとですよ。だからそういうやつをやっぱり市の人、県の人、「よそはこがんだったですばい」「こがん問題のあるですばい」という御指導をするのがやっぱりおたくたち行政だろうと思うです。だからその件もじっくりお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（作本幸男君） 日程第2、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないます。

議第89号専決処分事項の承認について専決第9号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）、飛んで議第100号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第121号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの市長提出議案23件、意見書案第2号産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出についての意見書案1件、請第1号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出に関する請願及び請第2号「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出に関する請願の請願2件、陳第5号横島小学校区の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情から陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情までの陳情4件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち人事案件4件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第118号教育委員会委員の任命についてから議第121号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件4件については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第118号から議第121号までの人事案件4件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第118号から議第121号までの人事案件4件については、委員会付託を省略し、閉会日に譲り会議にて審議することにいたします。

それでは、ただいま議題となっております議第89号専決処分事項の承認について専決第9号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）、飛んで議第100号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第117号財産の取得についての市長提出議案19件、意見書案第2号産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出についての意見書案1件、請第1号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出に関する請願及び請第2号「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出に関する請願の請願2件、陳第5号横島小学校区の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情から陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情までの陳情4件、以上の事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

議第 89号 専決処分事項の承認について 専決第9号

平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

（総則・第1表歳入の部）

議第100号 平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

（総則・第1表歳入の部・歳出の部、②総務費、③民生費1項社会福祉費中8目人権推進費・第2表地方債補正 追加）

議第112号 玉名市いじめ調査委員会条例の制定について

議第115号 工事請負契約の締結について

議第116号 工事請負契約の変更について

議第117号 財産の取得について

建設経済委員会

議第 89号 専決処分事項の承認について 専決第9号

平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

- (歳出の部、⑪災害復旧費)
- 議第100号 平成26年度玉名市一般会計補正予算(第4号)
(歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費)
- 議第103号 平成26年度玉名市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第104号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第105号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 議第114号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 請第2号 「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出に関する請願
- 陳第7号 横島町明豊地区の排水路の整備を求める陳情

文教厚生委員会

- 議第100号 平成26年度玉名市一般会計補正予算(第4号)
(歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中8目人権推進費を除く〕、④衛生費、⑩教育費)
- 議第101号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第102号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第106号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議第107号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議第108号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について
- 議第109号 玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会条例の制定について
- 議第110号 玉名市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
- 議第111号 玉名市いじめ防止等対策委員会条例の制定について
- 議第113号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第2号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について
- 請第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出に関する請願
- 陳第5号 横島小学校区の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情
- 陳第8号 サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情

議会運営委員会

陳第 6号 玉名市政治倫理条例に関する陳情

○議長（作本幸男君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い審査をお願いしたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明13日から23日までは委員会審査のため休会とし、24日は定刻より会議を開き各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 6時20分 閉会

第 5 号

9月24日 (水)

平成26年第5回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成26年9月24日（水曜日）午前10時00分開議

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 委員長報告

- 1 議会運営委員長報告

日程第4 質疑・討論・採決

日程第5 議案審議（質疑・討論・採決）

議第118号 教育委員会委員の任命について

議第119号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第120号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第121号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 委員長報告

- 1 公共施設等建設特別委員長報告

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 委員長報告

- 1 議会運営委員長報告

日程第4 質疑・討論・採決

日程第5 議案審議（質疑・討論・採決）

議第118号 教育委員会委員の任命について

議第119号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第120号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第121号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 委員長報告

1 公共施設等建設特別委員長報告

日程第7 意見書案上程

意見書案第3号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について

意見書案第4号 「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出について

日程第8 意見書案審議（質疑・討論・採決）

意見書案第3号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について

意見書案第4号 「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出について

閉 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北 本 将 幸 君	2番	多田隈 啓 二 君
3番	松 本 憲 二 君	4番	徳 村 登志郎 君
5番	城 戸 淳 君	6番	西 川 裕 文 君
7番	嶋 村 徹 君	8番	内 田 靖 信 君
9番	江 田 計 司 君	10番	田 中 英 雄 君
11番	横 手 良 弘 君	12番	近 松 恵美子 さん
13番	福 嶋 讓 治 君	14番	永 野 忠 弘 君
15番	宮 田 知 美 君	16番	前 田 正 治 君
17番	森 川 和 博 君	18番	高 村 四 郎 君
19番	中 尾 嘉 男 君	20番	田 畑 久 吉 君
21番	小屋野 幸 隆 君	22番	竹 下 幸 治 君
23番	吉 田 喜 徳 君	24番	作 本 幸 男 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	吉 川 義 臣 君	事務局 次長	堀 内 政 信 君
次長 補佐	平 田 光 紀 君	書 記	富 田 享 助 君

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総務部 長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君

市民生活部長
産業経済部長
会計管理者
教育委員長
教育部長

北本義博君
北口英一君
宮本道之君
桑本隆則君
伊子裕幸君

健康福祉部長
建設部長
企業局長
教育長
監査委員

前川哲也君
藤井義三君
本田優志君
池田誠一君
坂口勝秀君

午前10時03分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第89号専決処分事項の承認について、専決第9号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）及び議第100号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第117号財産の取得についてまでの市長提案議案19件、意見書案第2号産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出についての意見書案1件、請第1号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出に関する請願及び請第2号「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出に関する請願の請願2件、陳第7号横島町明豊地区の排水路の整備を求める陳情及び継続審査となっておりました平成25年陳第4号玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区6小学校の校舎建設位置に関する陳情の陳情2件、以上の事件を一括議題といたします。

御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。陳第5号横島小学校の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情、陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情、以上陳情2件について中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 江田計司君。

[総務委員長 江田計司君 登壇]

○総務委員長（江田計司君） おはようございます。

今期総務委員会に付託されました案件は、議案6件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第89号専決処分事項の承認について、専決第9号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

執行部から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,183万3,000円を追加し、予算の総額を301億5,174万1,000円とするもので、歳入の部の繰越金2,183万3,000円の追加、これは7月3日から14日までの大雨による災害箇所

うち、機械を借り上げて早急な復旧作業を必要としたもので、市道、河川や生活排水路等ののり面崩壊、かけ崩れなど78件、農道や農業排水路等ののり面崩壊、土砂上げなど21件の軽微な災害復旧作業に対する機械借り上げ料であるとの説明に、委員から避難所に飲料水の備蓄はあるのか、ないのなら命を守るものであるので早急に準備をしてほしい、また、防災機構の指示系統が明確でない、二次災害を防ぐためにも検討してほしいとの質疑要望に、執行部から、飲料水等は早急に準備することとしています。また、警報が発令されれば警報発令待機班が本庁と各支所に待機し情報収集を行っており、必要に応じて区長、地元消防団等に連絡を取り、避難体制や災害への対応体制をとっていますとの答弁でした。次に、防災訓練は災害が予想される時期の前に実施されるのが効果的と思うがいつごろ実施されるのかとの質疑に、執行部から、今年は11月に予定しているが、来年度については今後検討しますとの答弁でした。また委員から、自主防災組織の組織率の向上が見られないがとの質疑に、執行部から、自主防災に対する意識を高めることが必要で、行政区単位で県の自主防災支援員の講習会、研修会を行ない、区長会等で必要性を示していくとの答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第89号中付託分については、原案のとおり、全員一致により承認すべきものと決しました。

次に議第100号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

執行部から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,373万4,000円を追加し、予算の総額を309億8,547万5,000円とするもので、歳入歳出、地方債補正について、それぞれ予算項目ごとに説明がありました。委員から、県補助金子育て支援強化事業費補助金、保育緊急確保事業費補助金とはどんなものかとの質疑に、執行部から、法律の改正により子育て支援強化事業補助金とこんにちは赤ちゃん事業等補助金が保育緊急確保事業費補助金と名称変更されたもので、主な事業は地域子育て支援拠点事業で、保護者の保育の悩み相談、子どもの成長も見守る事業等ですとの答弁でした。また、保育緊急確保事業費補助金は、認定子ども園も補助対象になるのかとの質疑に、執行部から、私立保育所のみが対象ですとの答弁でした。次に委員から、平成26年度から支所機能拡充強化のための運営費として交付税に6億6,000万円が算入されているので、目的達成のために使わなくてはならないと思うが財政措置はどうするのかとの質疑に、執行部から、交付税は市全体に対しての財源と考えているが、それぞれの地域が発展するよう地域振興に努めていくとの答弁でした。次に委員から、生活保護適正実施推進事業費補助金は不正受給に対し新たな取り組みをされるのかとの質疑に、執行部から、平成26年度から本人同意のもと保護費と徴収金の相殺が出来るようになったので、そのシステム改修費用ですとの答弁でした。次に委員から、母子家庭高等技能訓練促進費補助金でどんなものが行なわれているのかとの質疑に、執行部から、看護

師、介護福祉士、保育士等の専門学校へ通うための補助金ですとの答弁でした。次に委員から、保育緊急確保事業費補助金は保育士処遇改善にも使われるが、直接個人に行くのかとの質疑に、執行部から、私立保育所に支給され、保育士等の12月か3月の賞与に反映されるとの答弁でした。次に委員から、財政調整基金積立金、減債基金積立金の現在高はとの質疑に、執行部から、平成26年度末の見込みで財政調整基金約57億円、減債基金約10億円ですとの答弁でした。次に委員から、新庁舎の開所式は行なうのかとの質疑に、執行部から、1月5日に行なう予定であるとの答弁でした。次に委員から、地域おこし協力隊の具体的な活動はどんなことをするのかとの質疑に、執行部から、9月1日に2人の方を委嘱し、今年度は基礎的な研修で玉名市を知っていただくこと、薬草に関すること等を行ない来年度からは主体的に勤務してもらう、委嘱期間は最長3年間、よければそれ以降も玉名市に住んでいただければと考えているとの答弁でした。委員から、岱明町公民館のあり方について、現在の計画は完全に行政主導でやってきているため、地元住民の総意が全く入っていない。何より現在の岱明支所機能に公民館の用途が合致していないのが一番の問題である。そのような状況で議会が事業に同意することがあってはならないため、岱明支所大規模改修工事設計関連予算の削減を求め予算の修正を求める動議が提出されました。委員から、岱明町公民館の図面が出来ていた段階で、岱明中学校の耐震強度がないことが判明したため、公民館の建設と入れかえて中学校建設を行なった経緯がある。修正動議は、新築なのか、現在の計画の説明が不十分で出されたのかかわからないところではあるが、現在の計画が1億5,000万円程度で済むのなら、ほかを岱明の環境問題、冠水、道路整備にと岱明発展のために使ったらどうか。合併協議会で公民館建設の約束があったが、そういうことでなく、実施設計を見直し民意を問いたい。今月6日に地元意見交換会として100名程度集まった中で、まだまだ合意されていないと思う。岱明支所の移設、新しく建てかえなどいろいろな形があるので町民の意見を聞く丁寧な作業が必要であるなどの意見が出されました。審査を終了し、議第100号中付託分について、付託分に対する修正案について挙手による採決の結果、修正案については賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第100号中付託分の修正部分を除く原案について、挙手による採決の結果、修正部分を除く原案については全員異議なく可決すべきものと決しました。

また、議第112号玉名市いじめ調査委員会条例の制定についてであります。

執行部より、いじめ防止対策推進法の規定に基づき委員会を設置するもので、重大事態の教育委員からの報告を受け市長が重大事態の再調査を行なうためのものとの説明がありました。委員から、教育委員会での調査が不十分ならこの委員会で調査されるのかとの質疑に、執行部から、いじめが発生した場合、まず校内にいじめ防止のための校内委員会が設置され、解決したらそれで終わり、解決しなければ教育委員会にあげていじ

め防止等対策委員会が設置され結果を市長に報告、最終的に行政の責任において解決するために必要とあらばこの委員会が開催されますとの答弁でした。次に、学校現場を考えるなら体罰への方向性は考えられないのかとの質疑に、執行部から、今回は生徒間の意味を対象にしており、体罰は今回の話し合いには含まれなかった。体罰は犯罪に結びつくものであるので今後教育委員会と検討しますとの答弁でした。審査を終了し、議第112号について原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に議第115号工事請負契約の締結についてであります。

執行部より、九州新幹線渇水等被害対策に伴う石貫地区の農業用水確保のため、容量1万3,600立法メートルのピーシータンク構造の貯水池を新設する工事を行なうもので、契約の方法は当該工事内容と同規模以上の施工実績を有するなどを条件とした条件つき一般競争入札によることとし、去る8月8日に入札を実施、入札の結果、熊本市中央区水前寺6丁目7番26号、株式会社安部日鋼工業熊本営業所が2億4,400万円で落札をいたしました。現在、同社と税込み2億6,352万円で仮契約中ですとの説明がありました。委員から、条件つき一般競争入札で入札参加が1社のみだが妥当なのかとの質疑に、執行部から、公告をし、ホームページ、建設新聞など掲載もした。それにもかかわらず入札参加者が1社ということは、他の者は入札に参加する利益を放棄したものとみなし、たとえ入札参加者が1社としても競争性は失われないと判断しています。また、ピーシータンクの工法が特殊なため、地元業者では無理があるとの答弁でした。次に、特殊工法なら指名競争入札がよかったのではないのかとの質疑に、執行部から、広く公告をし、多くの業者が参加できるように条件つき一般競争入札にしたものですとの答弁でした。また委員から、ピーシータンクの建設の工事は過去にもあったのかとの質疑に、執行部から、平成25年度にあり、3社入札に参加され、今期と同じく株式会社安部日鋼工業が落札されていますとの答弁でした。次に委員から、今からもあるのなるほどというような発注方法をやってほしいとの要望がありました。審査を終了し、議第115号について原案のとおり、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に議第116号工事請負契約の変更についてであります。

執行部より、平成25年6月24日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するもので、工事期間内に急激なインフレーションが生じ請負代金額が著しく不適當となったため契約の一部を変更するものです。工事名は、玉名市新庁舎建設工事で請負代金は当初28億1,400万円で契約したものを6,886万152円増額し28億8,286万152円に変更となります。契約の相手方は大成建設株式会社九州支店を代表とし、市内の株式会社熊野組を構成員とする大成・熊野建設工事共同企業体です。変更の理由ですが、賃金水準の急激な上昇に伴い、国土交通省が本年2月から適用する新労務単価の上昇に対処するため、それまで東日本大震災の被災3県、岩手県・宮城県・福

島県のみで運用していたインフレスライドを全国で運用するとされたことから、熊本県及び本市においても同様の取り扱いを行なうこととし、これにより変更の必要が生じたものです。インフレスライドとは、賃金水準に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったときに請負代金額の変更を請求できる制度であり、玉名市公共工事請負契約約款第25条の規定に基づいてであります。対象となる工事は、平成26年1月31日以前に契約した工事で、残工事が2カ月以上あり、基準日までの出来高を除外した資材・労務及び諸経費等を対象として受注者からの請負代金額変更の請求があった場合に限り協議を行ないます。今回、この運用によりまして、去る6月30日に受注者から労務費の変更について協議の請求がありましたので、基準日を6月30日と定め協議開始の通知を行ない、出来高の確認を行なった上で7月22日から双方協議を重ねスライド額を確定したところでの説明がありました。委員から、インフレスライド額の説明書など議案書だけではわかりにくいものについては、議案と一緒に説明資料を事前に配付してほしいとの要望に、執行部から、どれだけの資料かが判断しにくい、今後検討しますとの答弁でした。次にインフレ賃金上昇が全国一律のことであるが、どの程度の上昇なのか、その上昇分は労務者に還元できるのか、確認する方法はあるのかとの質疑に、執行部から、平成25年4月と平成26年2月の差額が全国平均で7.1%、被災3県で8.4%、熊本県が7.3%です。上昇分が労働者に還元されるのかは元請け会社との契約なので把握できないとの答弁でした。また委員から、ほかに契約工事で同じような事例はなかったのかとの質疑に、執行部から、平成26年1月31日以前に契約した工事で対象となる工事は3件あり、担当課を通じて通知をしたが変更申請はなかったとの答弁でした。次に委員から、歩引きは廃止の方向であるが引かれているのかとの質疑に、執行部から、廃止の方向であるとは説明しているがまだ引かれていると思うとの答弁でした。次に委員から、インフラスライド額について業者は契約した時点で品物等は発注しているので、果たして新単価による変更は必要なのか、請求の権利・支払いの義務はあるのかとの質疑に、執行部から、国・県の指導に基づいた制度なので業者から請求があればしなくてはならない、玉名市公共請負契約約款第25条に請求の権利と支払いの義務がうたわれているとの答弁でした。次に委員から、インフレスライド額は運用日が2月1日なのに消費税8%みていいのか、運用が2月なのに変更が今の時期か、何かほかのにも変更の要因があったのではないのかとの質疑に、執行部より、基準日は6月30日であり、契約も9月に行ないますので消費税は8%です。インフレスライド以外に変更の要因はありませんとの答弁でした。次に委員から、新庁舎の完成はいつか、何%出来ているのか、現地視察はできるのかとの質疑に、執行部から、工期末は12月26日だが20日前後に完成見込み、今80から81%の完成率です。12月の閉会時に現地視察を予定していますとの答弁でした。審査を終了し、議第116号について原案のおお

り、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に議第117号財産の取得についてであります。

執行部より、現在建設中の市役所新庁舎内において、市職員が執務等に使用するための机・キャビネット及びロッカーを購入するもので、契約の方法は事務用品家具等を取り扱う市内6業者による指名競争入札により相手方を決定することとし、去る7月30日に入札を実施いたしました。入札の結果、玉名市中1846番地4、有限会社東京堂が2,503万6,700円で落札をして現在同社と税込み2,703万9,636円で仮契約中ですとの説明がありました。委員から、すべて新品になるのかとの質疑に、執行部から、1階フロアの窓口業務の机・脇机・キャビネットが主なもので、職員全員分ではありませんとの答弁でした。次に委員から、当初予算は8,000万円とのことだが、まだほかにも購入するものはあるのか、落札率は何%になるのか、予算は足りるのかとの質疑に、執行部から、2階・3階の机等は、今使用しているものを持っていくが、4階のテーブル・いす・ロビーのパーテーション・会議室のいす・机等があります。今後順次、地元業者に発注を考えています。また、今回の落札率はまだ言えませんが、定価の65%ぐらいで見積もりをしています。品物や数により、7掛けか8掛けになり、予算的にはギリギリの状態です、との答弁でした。審査を終了し、議第117号について原案のとおり、全員一致により可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 建設経済委員長 福嶋讓治君。

〔建設経済委員長 福嶋讓治君 登壇〕

○建設経済委員長（福嶋讓治君） 今期、建設経済委員会に付託されております議案6件及び請願1件、陳情1件について、委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第89号専決処分事項の承認について、専決第9号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

歳出の部11款災害復旧費は2,183万3,000円の増額で、2項農業水産施設災害復旧費が491万7,000円の増額、4項公共土木施設災害復旧費が1,691万6,000円の増額であります。これは7月2日からの大雨により、市道・農道ののり面崩壊や土砂崩れ、倒木などによる道路の寸断、河川水路敷の崩壊など多数の災害が発生したため、緊急的な災害復旧を行なうための機械借り上げ料によるものであり、農業施設21か所、公共土木施設152か所分であります。また、市民の通行の確保や安全対策を図るため早急に対応する必要があったことから、専決処分を行なったものであります。委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第89号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第100号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳出の部、6款農林水産業費が7,101万2,000円の増額、そのうち主なものは平成26年4月1日施工の改正農業法の農地台帳の法制化に伴う農地台帳システムの改修整備の委託料456万9,000円の増額、また生産総合（強い農業づくり交付金）事業補助金については6,521万1,000円の増額で、国への追加要望2件分であります。また、農地・水保全管理支払交付金事業について、平成26年度から多面的機能支払交付金事業に変更になることに伴い、新事業の詳細な内容が確定したため予算の組みかえを行なうものであります。7款商工費は35万円の増額で、写真コンテスト実行委員会への補助金であります。11款災害復旧費は2,783万5,000円の増額で、2項農林水産施設災害復旧費が63万5,000円の増額、4項公共土木施設災害復旧費が2,720万円の増額であります。これは7月の大雨による復旧工事等によるもので排水路で1か所、林道2路線で2か所、市道路肩が3路線で3カ所、河川護岸が2河川で5カ所の災害箇所が発生したためその災害復旧工事を行なうものであります。

以上、執行部から説明を受け委員から、農地・水保全管理支払交付金事業から多面的機能支払交付金事業に名称が変わったが、内容が変わったところはあるかとの質疑に、執行部から、補助単価が変わったことと旧制度では共同活動支援と向上活動支援の2本立てだったものが新制度では農地維持・資源向上共同活動・資源向上長寿命化の3本立てとなったと答弁、また委員から、農家の方々は仕事も忙しく書類をつくることになっていないので行政からの指導を求めるとの意見に、執行部から、職員2名による指導を行なうよう準備しているとの答弁がありました。さらに委員から、制度が複雑なこともあり、説明会などで行政からの説明を聞いてもなかなか理解が難しいところがあり、一から始めようとする地区では最初の一步を踏み出せない状況もある。そこで、行政から各地区に出向いて十分な説明をすればこの事業は進むのではないかとの意見がありました。また委員から、この事業をした地区では土地改良区からの補助金はなくなるのかとの質疑に、執行部から、基本的には自分たちでできるところは自分たちでという考えであるとの答弁、また委員から、旧制度の事業期間の5年間は今も続いている地区はあるかとの質疑に、執行部から、続いている地区もあるが新制度に移行することになるとの答弁でした。また委員から、災害復旧について災害復旧工事を行なったあと、後日改めて工事を行なうような場所はあるのかとの質疑に、執行部から、機械借上げ等により土砂崩れや倒木の除去など応急対策を行なったところについては、道路や河川の災害工事で行なうこともあるとの答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第100号中付託分については原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第103号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてであ

ります。

収益的支出で600万円の増額で、企業会計システム切りかえ導入業務の委託料であります。これは、現在使用している公営企業会計システムの使用期限が平成22年4月から平成27年3月までの5年間で終了することに伴い、平成27年4月以降の5年間も継続して使用するための導入費用であり、システム構築データ移行等を行なうものです。水道事業と下水道事業で共有して使用するため、折半して水道事業分が計上されております。以上、執行部からの説明を受け委員から、この業務の見積もりについては1社からだけでなく複数の業者からとるべきではないかとの質疑に、執行部から、見積もりをとったのは現在のシステムの業者1社のみであるが、実際導入するときにはシステムの選定委員会を立ち上げて検討していきたいとの答弁でした。また委員から、その業者は下水道使用料賦課漏れとは関係ないかとの質疑に、執行部から、料金会計システムと企業会計システムは別会社であるとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第103号については原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第104号平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出で600万円の増額で、企業会計システム切りかえ導入業務の委託料のうち、公共下水道事業分であります。委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第104号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第105号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容については収益的支出で1,000万円の増額で、横島町京泊処理場の制御部品取りかえ及び横島町九番処理場の真空ポンプの修繕によるものであります。また、平成26年度より特別会計から企業会計へ移行したことによる出納整理に伴い、平成25年度未収金等が確定したため特例的収入及び支出の補正として当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金に関して、未収金については5,930万円を423万1,000円に、未払金については8,573万5,000円を7,998万5,000円に改めるものであります。以上、執行部からの説明を受け委員から、各処理場の建設時期についての質疑に、執行部から、京泊処理場が平成7年6月、九番処理場が平成10年4月との答弁。これを受け委員から、真空弁等の故障が多いと聞いているが築年数と比較しても修繕等が多いのではないかと、減価償却や真空弁以外の方法との費用対効果との比較・検討はしているのかとの質疑に、執行部から、横島町は地形的に平坦地であり高低差がとれないため通常自然流下方式では途中に何か所も中継ポンプが必要に

なるので真空弁方式を採用している。減価償却や修繕等も含めた長期的な費用対効果については把握できていないが、今後の更新の際に検討していきたいとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第105号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第114号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い玉名市営住宅条例の改正を行なうものであり、法律の改正により中国残留邦人の特定配偶者に当たらない配偶者が市営住宅の入所対象から外れないように条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第114号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に請第2号「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出に関する請願についてであります。

委員から特に質疑もなく、採決の結果、請第2号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に陳第7号横島町明豊地区の排水路の整備を求める陳情についてであります。委員から、この地区は30年以上前に基盤整備事業を行なっており、用排水分離はされているが排水路にU字溝が入っていない。横島町全体では大分整備が進んでいるが整備が進んでいない地域もほかにあるなどの意見。また、委員から、農地整備課には玉名市全体でどのくらいの排水路整備の要望が上がってきているのかとの質疑に、執行部から、排水路のほか用水路・土壌改良・農道などの様々な要望があり、過去5年間で43件もの要望が出ているとの答弁。また委員から、今後の計画についての質疑に、執行部から、土水路では草枯らしやジャンボタニシの影響で崩壊が特に激しいと感じており、地区からも柵渠などによりコーティングしてほしいとの要望がある。国・県の補助金などの予算を確保しながら順次できるところからやっていきたいとの答弁でした。また委員から、国・県の事業にのせれるよう各地区に相談を持ちかけて進めていってはどうかとの意見もありました。また委員から、冠水により出荷をやめたところはあるのかとの質疑に、執行部から、7月の大雨では出荷が終わっていたためほとんど影響はなかったと聞いているとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、陳第7号については全員異議なく採決すべきものと決しました。

以上で今期建設経済委員会に付託されました案件8件の報告を終わります。

続きまして、付託案件以外の質疑として、委員から、山の上のほうにある施設園芸ハウスにイノシシ被害があっているが対策のための補助金はあるのかとの質疑に、執行部から、有害獣被害防護施設整備事業で個人に対しては3分の1の補助を行なっていると

の答弁。さらに委員から、今イノシシ被害がふえてきておりもっと補助してもいいのではないかとの意見もありました。また委員から、樹木が道路上まで生い茂った場合その伐採はどうするのか、トラックなどが木を避けるために道路中央部分まで出てきたり、カーブミラーや道路標識も見えにくい状況もある。今、道路の補修をシルバー人材センターに委託しているが、そういった道路の状況も確認し報告してもらってはどうかとの質疑に、執行部から、個人の敷地からの木に関しては地権者等をお願いしている。道路の木についてはできる限り対応しているとの答弁。また委員から、シルバー人材センターによる道路補修について、焼きつけをしていないためか処置箇所がすぐにはがれてしまう状況があるがどうかの質疑に、執行部から、シルバー人材センターには道路パトロールとして委託しており道路工事の経験がある方をお願いしている。月200件程度の補修が報告されているがあくまで簡易的な補修であるため、必要に応じて本格的な修理も行なっていくよう考えているとの答弁でした。また委員から、道路の拡幅や新設の陳情等についてどれくらいあるのか、また年間どれくらい実施されているのかとの質疑に、建設課へ直接要望される件数は平成21年度14件、22年度14件、23年度36件、24年度64件、25年度62件、平成26年度8月現在で19件、合計で209件である。このうち着手済みが88件で、達成率は約42%であるとの答弁。これを受け委員から、23年度分までくらいは終わっているのかとの質疑に、執行部から、基本的には早く要望が出ているところから実施しているが、緊急性などの理由からまだ済んでいない箇所もあるとの答弁。さらに委員から、要望を出されている区には進捗状況の報告はどうしているのかとの質疑に、執行部から、要望があった際に例えば「着手まで3年くらいかかります」などの話はしているがその後の進捗状況については問い合わせがあった場合に説明を行なっているとの答弁でした。また委員から、農業集落排水事業及び天水の市町村設置型浄化槽に関して、加入世帯の把握・世帯員の異動の確認・市民課との連携についての質疑に、執行部から、加入世帯の把握や世帯員の異動の確認方法については基本的に使用者からの自己申告をお願いしており、周知については毎月の使用料支払納付書等への記載やホームページへの掲載、また、毎年11月ごろに利用者全世帯を対象に人員調査のため通知文書を送付しているとの答弁。また、市民課との連携で住民基本台帳データの定期的な確認は行なっていないとの答弁でした。このほかに委員から、加入率を高める努力をお願いする意見がありました。また審査終了後に、大浜町外平線道路改良時工事、県道熊本玉名線バイパス工事、たまな五葉倶楽部の上小田農産物総合加工場を視察いたしました。

以上をもちまして、建設経済委員長報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長 田中英雄君。

〔文教厚生委員長 田中英雄君 登壇〕

○文教厚生委員長（田中英雄君） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案10件、意見書案1件、請願1件、陳情2件及び継続審査となっております陳情1件について審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議第100号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳出の主なものについて、3款民生費は4,265万5,000円の追加で、保育士等処遇改善事業補助金など。これは市内の私立保育園13園に勤務する保育士等の職員に対する賃金の改善を行なうもの。次に4款衛生費は4,212万7,000円の追加で、予防接種法の改正及び県事業にあわせて実施する個別接種委託料など。10款教育費は2,352万3,000円の追加で、玉名町小学校校舎改築基本設計費などです。

執行部からの説明のあと、委員から、母子家庭等高等職業訓練促進給付金の職業訓練内容と対象者数の推移、今回の扶助額不足について質疑があり、執行部から、准看護師を含む看護師を目指す方が多く、ほかに介護福祉士・医学療養士などがある。対象者数は平成22年度4名うち修了者1名、23年度4名うち修了者1名、24年度3名うち修了者1名、25年度4名、平成26年度6名うち修了見込み者3名。今回の増額補正は、非課税世帯と課税世帯では給付額が異なり、8月の課税区分見直しで所得基準が課税世帯から非課税世帯へと変更になった対象者に増額給付を行なうためのものとの答弁。また委員から、予防接種が3種類ふえているが、その種類と対象者数について質疑があり、執行部は、風疹約200名、水痘2,172名、成人肺炎球菌約2,900名の予定との答弁。さらに生活保護費の不正受給における徴収についての質疑に、執行部は、生活保護費の返還金や徴収金について、一括で返還できない場合は本人の申し出により分割しての返還・徴収としているとの答弁でした。そのほか委員からの、保育士等処遇改善事業補助金の執行確認についての質疑に、執行部は、今回の補助金は私立保育所13園の正規及び非常勤保育士約250名分の賃金上乘せを図り、文字通り処遇改善を図るものだが、補助金の執行確認については、各保育所に実績報告を行なってもらうことにより確認しているとの答弁でした。次に10款教育費について、委員から、玉名町小学校の概算事業費と設計委託料、校舎等の配置及び自校式給食の継続についての質疑に、執行部は、校舎新築・現校舎解体・グラウンド整備などで約19億円の概算事業費となり、それに伴う基本設計・実施設計費用の約3割の1,756万円を今回予算計上している。校舎等の配置については、現在の体育館・プールのすぐ南側に新校舎を建築し現校舎2棟は解体、運動場として利用、また給食室については、現建物を利用し自校式給食を継続し提供する計画との答弁。これに関連し委員から、建設期間中の運動会等、運動場の利用についての質疑に、執行部から、今後のスケジュールとして、今年度基本設計、来年度に実施設計、平成28年から29年度で校舎建設を行ない、平成30年度か

ら校舎の供用予定、建設期間中は運動場が現況よりさらに手狭になることから、運動会等についてはこれから学校側と協議を行ない対応を考えていくとの答弁。これに対し委員から、約19億円の事業費で全面建てかえのイメージに移るが、もう少し早く計画の資料を提示してほしいとの要望がありました。そのほかに委員から、フッ化物洗口導入に当たり、市の方針と危険性についての質疑や、玉陵中学校区の小学校再編について反対がある地域への今後の対応と学校施設供用開始時期等についての確認、さらに各部会等への早めの資料提示と十分な協議についての要望がありました。以上審査を終了し採決の結果、議第100号付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第101号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これは第1表歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ1,714万6,000円を減額し、総額を96億444万8,000円とするもので、平成25年度の退職者医療療養給付費及び繰上充用金の確定等に伴う調整によるもの。この件について委員から、健康づくり推進費の人件費等について、全額国からの補助であるが予算計上の際の上限等基準はあるのかとの質疑に、執行部は、当初予算でくみ上げた事業と職員数がベースとなり、仮に年度当初から新規で取り組む事業があればそれに見合う雇用を確認の上大幅な予算上乘せも出来るかもしれないが、今年度は既に当初予算確定後の補助申請となるのでそこまでは難しいとの答弁。これに対し委員から、現在新規採用職員は退職者の3分の1の採用を継続しているが、マンパワーが足りない状態での事業推進で先細りになっている。これを見直さないと市民サービスが低下していくとの意見。また今回の繰り上げ充用により1億711万円の赤字となるが、この解消としての一般会計からの法定外繰り入れについて担当部局としてはどのような考えかとの質疑に、執行部は、医療費は下がっているものの税収等も見込みが立たない状況であるため、一般会計からの法定外繰り入れについては今後財政部門と協議していくとの答弁でした。これを受け多くの委員から、歳入不足の解消が見込めない状況であるならば法定外繰り入れを是非行なうべきだとの強い要望がっております。以上審査を終了し採決の結果、議第101号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第102号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

第1表歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ49万2,000円を追加し、総額を71億1,546万8,000円とするもので、第1号被保険者保険料還付金です。執行部からの説明のあと、委員から、第6期介護事業計画の策定状況と完成時期についての質疑に、執行部は、現在県とのヒアリングを続けている段階、また時期については

次回第2回介護保険運営協議会で大方のめどが出ると思うとの答弁がありました。以上審査を終了し採決の結果、議第102号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第106号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてであります。

これは子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う条例の制定で、内容としては、放課後児童健全育成事業の職員配置、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものであります。執行部からの説明の後、委員からの、経過措置として施設の児童一人当たり面積が1.65平方メートルを維持しないこともできるとあるが当初の実態と今後の対応をとの質疑に、執行部は、12クラブのうち7クラブがこの基準を満たしていない。この中で特に広範囲の複数校区を対象とした4クラブについて施設整備補助金等を活用し増築をし、面積をふやす、又は、別施設をつくるなど運営者と協議を重ね検討していきたいとの答弁。このほか委員から、クラブでおやつを提供など保育状況の違いがあると聞くので各クラブでの運営に対し質の向上をお願いしてほしい、また6年生まで利用がふえると施設面積もふえるなど懸念事項も多くなるが市の方策はとの質疑に、執行部は、これまでも6年生児童の利用があっており、主に部活等をしているので急増するものではないとの答弁。また委員から、放課後児童支援員について保育士や社会福祉士等の有資格者以外にも第10条第3項にある都道府県知事が行なう研修を受ければ支援員になれることになるが、やはり相応の資格が必要ではないかとの意見が上がっています。以上審査を終了し、採決の結果、議第106号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第107号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてであります。

これも議第106号と同様に子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う条例の制定で、内容としては、子ども・子育て支援新制度における市町村認可事業であり家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の職員配置、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものであります。執行部からの説明の後委員から、家庭的保育事業においては、市外事業者の参入は見込んでいないとのことだが第16条に食事の提供の特例も設けてある。この施設の利用者は乳幼児が中心となると思われるので、保育事業者にて調理し提供することが望ましい。また保育者について、市長が行なう研修を修了すれば保育士

でなくとも保育ができるとあるがやはり子どもを預かる点を考えれば保育士の資格を持つものが保育にあたるべきであり、この制度には異議があるとの意見が出されています。以上審査を終了し挙手による採決の結果、議第107号については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第108号玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定についてであります。

これも子ども子育て支援法の施行に伴う条例の制定で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるものであります。この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し採決の結果、議第108号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第109号玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会条例の制定についてであります。

これは玉名市静光園老人ホームの民営化について検討を行なう玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会を設置するため条例を制定するもので、委員会の所掌事務・組織・任期等について必要な事項を定めるものであります。執行部からの説明のあと、まず委員から、組織について第3条にある関係する機関及び団体の代表者はどのような方か、また事業者の代表は想定しているか、また委員会の開催回数と県内との民営化件数との質疑に、執行部は、区長、民生委員、利用者の親族代表等を考えている。社会福祉協議会等の事業者を委員とする場合には実際に運営事業者となる場合があるので地元以外の事業者代表を想定している。委員会の開催回数は3回を予定している。県内養護老人ホームの民営化件数は平成25年度末で社会福祉法人設置主体いわゆる民営化が24件、地方公共団体での運営が12件で、検討委員会は近隣で菊池市・山鹿市・南関町で設置されたとの答弁。これに対し委員からの、菊池市では4回ほど開催したと聞いている。3回で市長への答申内容がまとまるか、4、5回目の必要性も出てくるのではとの意見に、執行部は3回で結論が出ない場合はさらに協議を重ねる可能性はあるとの答弁。また委員から、民営化検討委員会設置に至るまでの庁内協議についての質疑に、執行部は、民間が持つノウハウを活用することで効率的な管理運営やサービス内容の充実を図るアウトソーシングの考えと合わせた上での推進で、福祉部門においては既に保育所民営化を進めている。静光園老人ホームにおいても知識専門員が年々減少する状況の中、雇用がままならず非常勤職員を雇い入れながらなんとか運営している状況にあり、民営化は安定したサービス水準を確保するための方法の一つと考える。庁内協議としては、企画部門が主となり主管各課・各部・庁議・企画審議会を経て民営化の方向性を打ち出している。内容については、主管課の意見をもとに入所者が不利益をこうむることはないと判断しサービス水準の維持、むしろ向上する方針のもとに進めてきた。民営化になると

例えば職員の入れかえが頻繁になり利用者が担当者の顔がわからず困惑するなどの事例が起こるかもしれないというデメリットも考えられるが、逆に人件費の加算がつくため、今以上の措置費が入りサービスに生かせるメリットがある。これらの考えをもとに、さまざまな意見を聞いて最終的な方向性を出していきたいとの答弁。これに対し委員から、アウトソーシングの考えがあることは理解できる、ただし、民間移譲されても措置という責任は市にあり実際に措置する段階で民間に委ねるとするのはどうかとも考える。財政面だけではなく老人の過ごし方として考えてもらいたいとの意見がありました。以上審査を終了し採決の結果、議第109号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第110号玉名市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についてであります。

これはいじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づく玉名市いじめ問題対策連絡協議会を設置するための条例の制定で、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため協議会の所掌事務・組織・任期等について必要な条項を定めるものであります。執行部からの説明のあと、まず委員から、いじめ防止対策校内委員会の設置状況と現在報告されているいじめ・不登校数についての質疑に、執行部は、校内委員会は現在も各校に設置しており、教育委員会が把握しているいじめ数は1件、また不登校数については別の要因を含むいじめも一要因と思われるもの2、3件を含む18名であり、昨年度から7名の減となっており、いずれの場合も学校と連携をとりながら経過を見ている状況との答弁がなされました。以上審査を終了し採決の結果、議第110号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号玉名市いじめ防止等対策委員会条例の制定についてであります。

これはいじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく玉名市いじめ防止等対策委員会を設置するための条例を制定するもので、地域におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行なうため及び重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行なうため、対策委員会の所掌事務・組織・任期等について必要な事項を定めるものであります。執行部からの説明のあと、まず委員から、重大事態の定義と校内委員会への専門家の参画・派遣体制、いじめ対策で重要な点についての質疑があり、執行部は重大事態については大きく二点を想定しており、一点目はいじめにより児童の生命・心身・財産に重大な被害が及ぶと疑われるとき、二点目はいじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされるとき、校内委員会の専門家参画体制については事案の要因がそれぞれ違うため専門家の指定はしていない。派遣体制については県教育委員会がいじめ防止対策推進法を踏まえ、職能団体の連絡窓口の提供として窓口を一本化している。したがって学校から市教育委員会へ依頼があれば、教育事務所を通じて県教育委員会へ連絡が行き、弁護士や児童心理士などの職能団体から専門家が派遣されるルート

ができています。またいじめ対策で重要な点は、教職員が連携をとり早い段階で見つける、またいじめの質や内容に対応できる体制をチームとして整える、さらにいじめる方、いじめられる方、双方の家庭との連携が非常に重要と考えているとの答弁。これに対して委員から、各地での事件から読み取れるように当事者は真相を知りたいという強い気持ちがある。調査項目や事件の真相を明らかにしながらその後のいじめ防止につなげてもらいたい。また、いじめ防止については学校からの便りやPTA総会等で周知はしているとのことだが、加害者、被害者双方の子ども自身が理解していないといじめ防止は出来ないと思うので、子どもが十分理解できるようみ砕いてしっかりとした周知を行なってもらいたいとの意見があがっております。以上審査を終了し採決の結果、議第111号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第113号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これはいじめ防止等対策委員会委員、いじめ調査委員会委員及び教育センター専任研究員の報酬について条例の整備を図るもので、教育センターにおいて第二言語の調査及び研究をより一層深めるために専任研究員の報酬額を改めるとともに、いじめ防止等対策委員会及びいじめ調査委員会を設置することに伴いそれぞれ委員の報酬額を定めるものであります。この件について委員から、報酬額について他市との比較について確認がなされました。その他に質疑もなく、審査を終了し採決の結果、議第113号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、意見書案の審査について、意見書案第2号産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出についてであります。

この件に関して委員から特に質疑もなく、審査を終了し採決の結果、意見書案第2号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査について、請第1号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出に関する請願についてです。

この請願の主旨は、明日の社会を担う青少年の健全育成について今日では相次ぐ少年による凶悪事件等に見られるよう、青少年の荒廃は深刻な状態に直面しており、各都道府県の青少年健全育成条例では限界性が指摘されている。そのため国や地方公共団体・事業者・保護者の責務を明らかにし、一貫性のある包括的・体系的な法整備を求める意見書の提出について請願するものであります。この件に関して委員から特に質疑もなく、審査を終了し採決の結果、請第1号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、陳情の審査について、陳第5号横島小学校区の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情についてです。

陳情の趣旨は、現在横島小学校の余裕教室2教室を利用して学童保育を行なっているが、来年度以降余裕教室がなくなるため学校から2教室の返上のお願いがあった。ついては、児童が放課後に安心して安全に過ごすことが出来るよう専用施設の整備を早急に計画してほしいというものであります。この件に関して執行部から、教育総務課・子育て支援課・生涯学習課・コミュニティ推進課による協議を行なってきた。そして現時点では平成27年度は小学校余裕教室1教室と横島図書館2階の1部屋での運営、平成28年度からは横島町公民館1部屋と図書館2階の1部屋での運営を計画しているとの説明を受け、質疑に入る前に委員による現地視察を行ない、小学校校舎の余裕スペース及び図書館・公民館の各部屋を確認しています。視察後に質疑に入り委員から、図書館や公民館を活用する際には保育場所が2カ所に分かれることになり、人員配置の問題も出てくる、また図書館・公民館利用者への配慮も必要になってくる。小学校内が学童支援員も見守りがしやすく活動には最適だがとの意見があり、執行部は、学校側の依頼を受け周辺の民家や倉庫なども検討したが安全で一番近い場所としては公民館、平成31年度から再び余裕教室が出た場合は小学校内を活用できるので現段階での新設は難しい。また、学校施設は教育面で大切なものであり、あくまでも余裕教室が生じる場合において初めて地域に開放するという考えであるとの答弁。これに対し委員から、横島小学校校舎のスペースを実際に見て少し改修すれば学童保育に対応できると考えられる。そのため学校側と協議を進められないかとの意見。執行部は子ども・子育てプランにも積極的な学校の利活用がうたわれている、工夫が出来る部分は協議を進めていきたいとの答弁でした。以上審査を終了しこの件については、今後の学校側との再度の協議経過を見た上で判断すべきとの結論に達し採決の結果、陳第5号については、全員一致で継続審査とすべきものと決しました。

次に、陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情についてです。

陳情の趣旨は、一周400メートルトラックの陸上競技場がないのは県下14市で玉名市のみであるため、サッカー場建設計画に伴いサッカー競技フィールドの周囲に全天候型トラックの整備計画を追加してほしいという要望です。委員から、全天候型トラックの施工次第では足に負担がかかるなどの問題もある、400メートルトラックの設置は必要と考えるとの意見。また委員から桃田運動公園運動広場の拡張はできるのか、拡張して陸上トラックとサッカーフィールドを設置する費用より、他の場所に建設したほうが安いとも聞くがとの質疑に、執行部は、現在サッカー場建設検討委員会において桃田運動公園運動広場の拡張も含めたところで検討中。他の場所は土地買収も必要になってくるのでそちらも費用がかかることになり、さまざまな点から今後検討を行なっていくとの答弁でした。以上審査を終了し、おおむね願意は認められるものの今後のサッカー場建設の推移を見守る必要があることから採決の結果、陳第8号については、全員一

致で継続審査とすべきものと決しました。

次に、継続審査となっております陳情について、平成25年陳第4号玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区6小学校の校舎建設位置に関する陳情について報告します。

この件について委員から、玉陵中学校区の新小学校については具体的な位置も決定し、また校名についても今後順次開催される専門部会において詳細事項が検討されるため、この状況下でこの陳情の願意については酌み取りがたいとの意見があり、委員間でも同意の意見が上がりました。以上審査を終了し、採決の結果、平成25年度陳第4号については、全員一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第2、「質疑・討論・採決」を行いません。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

9番 江田計司君。

〔9番 江田計司君 登壇〕

○9番（江田計司君） こんにちは、9番江田です。

私は議第100号中付託分に対する修正案に賛成の立場から討論をいたします。

6月議会で岱明支所に図書館・公民館を集約化するための実施設計費用が修正されたにもかかわらず計画の内容を変更し、設計費を932万3,000円に上げ再びこの9月議会に上程をされました。前回の否決された理由はこのあと近松議員からまた詳しく説明がありますので私からは省きますけども、「執行部の説明は一方的で型どおりである。」9月6日公民館での意見交換会でそんな声が多く聞かれました。財政計画においても吉田議員の一般質問でもあったように合併した地方自治体への国からの財政優遇措置がなされることなど、また設計費が15%以上上がったのだから当然工事費もアップするはず。ましてエレベーターなどの要請もあっておりますけども、その追加費用も全然含まれておりません。平成28年度運用開始と決め、一方的に推し進めようとしている執行部のあり方に対して納得が出来ません。合併協議会での新市計画では、旧岱明町長の松倉町長、また町会議員の方々は合併に対して苦渋の決断をされましたと聞いてお

ります。公民館建設においても夢にまで待ちわびておられた町民の人たち、その当時の合併協議会の会長だった高崙市長に対しては、岱明の人たちは「約束違反、そして裏切り・背信行為ではないか」と聞こえてきております。高崙市長がいつも言われている、市民の目線を大切にすることを第一に、市民の目線を大切にすることを常に念頭に置き、市民一人一人の思いが通じる、市民の市民による市民のための市制、はたして岱明町の町民がどう思っておられるのか。私たちはそのことをこれから岱明町の人たちに信を問うため、議第100号中付託分に対する修正案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） こんにちは、日本共産党の前田正治です。

私は今議会に提案してあります議案の中で、議第100号玉名市一般会計補正予算では総務委員長の報告のとおり予算の修正に賛成をいたします。また議第107号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、議第115号工事請負契約の締結について、議第116号工事請負契約の変更について、以上の3議案については反対をします。

議第100号玉名市一般会計補正予算では岱明庁舎を図書館と公民館に改修するための設計委託料920万円が予算化してあります。しかし総務委員会では、岱明町公民館のあり方について現在の計画に地元住民の総意が入っていないということで委託料920万円が削除されました。岱明庁舎を新庁舎が完成した後に公民館と図書館に改修する計画であります。税金の無駄遣いをなくし、施設を有効活用することは決して否定するものではありませんが、その前提として地元住民の十分なる合意形成が不可欠であります。したがって設計委託料予算を削除した修正案に賛成します。

次に議第107号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてであります。家庭的保育事業等は子育て支援制度で新しく位置づけされたもので、事業者と保護者が直接契約する事業であります。個人の家や建物の一角を改修するなどして、低コストで容易に設置できる保育として待機児童対策の切り札として国が打ち出してきました。対象になる子どもは主に3歳未満児であります。玉名市の子ども子育て支援事業計画では、本計画年度中はこの事業の参入を見込まないことになっております。しかしながら、この条例では家庭的保育者は市長が行なう研修を修了すれば保育士の資格がなくても可能であること、また給食については外部からの搬入を可能としていることなど、保育における安心・安全に大きな心配があり保育の質を低下させる問題であります。したがって条例を制定するうえで、このようなことを容認することはできません。この条例制定に反対をします。

以上で討論を終わります。

○議長（作本幸男君） 7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） おはようございます。市民クラブ嶋村です。

私は議第100号玉名市一般会計補正予算の原案に対しまして賛成の立場で討論させていただきます。

これからの玉名市が県北拠点都市として県内外に誇れるように将来の担い手となる子や孫の世代のことをもっと真剣に考えるべきではないでしょうか。それが玉名市民から付託された市民の代表者である我々議員に課せられた役割と責任だと私は強く信じております。だからこそ今この場に立ち、議員や傍聴にお越しの皆さんに今から訴えさせていただきます。

さて今回の岱明支所への公民館と図書館の集約化につきましては、私たち議員もそれまでの経緯や背景などの詳しい説明を受けています。その上でこれまでの行政の考え方や進め方が「全く間違っている」、「市民に著しい不利益を生じる」、「住民不在の中での行政の身勝手」などと非難されて当然だと本当に思われているのでしょうか。現にさきの6月定例会での否定理由だった「議論が十分されていない」、そしてこの9月定例会で否定されようとする理由の「住民賛同が不十分」といったそれぞれの理由は果たして妥当なものと言えるのでしょうか。これまでに行政は市議会・全員協議会やこの件の調査研究を行なう市議会特別委員会・地域協議会を初め、利用者団体等に集約内容を説明してこられました。そして、そこでの市への意見や要望をできる限り反映させ、すばらしい公民館と図書館へと生まれ変わらせようとしているではありませんか。少なくともそういった感想を持たれ、行政の考え方に理解を示された市民もいらっしゃることは紛れもない事実です。「公民館建設の話が旧岱明町時代にあった」、「新市建設計画での約束だった」とか、地元岱明議員として主張されたい気持ちは理解できますが、ただこれだけを根拠にしてこれまでに各市民団体や実際の利用団体との協議や検討を積み重ねてきた行政の進め方や考え方が否定されるのはいかがなものか。同じ議員として疑問を抱かざるを得ません。もっと市民が主役だということを肝に銘じ、全市的な物の見方で今後の玉名市のことを考えるのが行政と議会の使命だと私は信じております。少子化・高齢化による人口減少に伴い税収の増収が見込めず、また社会保障費が膨れ上がり、これに加え市の公共施設が一斉に更新時期を迎えることを考えれば、ますます市の財政状況はひっ迫し、厳しさだけが増し、いずれは市民の皆さんに負担を強いることとなるとだれでも容易に予測できます。このような中で、図書館は支所を改築するとの意見ですが、当然他の空き部屋を有効利用するとともに全面的な改修が必要になります。そのためには公民館と図書館を移設するのと同じ事業費が必要になることは当然分かった上

で、さらに公民館を新しく建設するということを主張されているのでしょうか。市民の皆さんに新しい公民館が必要と訴えれば当然新しい公民館ができればいいとおっしゃるでしょう。しかし、よく考えれば二重に事業費がかさむという事実ということを実際に理解されているのでしょうか。今回の件で市民の皆さんは議会がこれからどういう役割を果たしていくのか注視されているでしょう。公共施設の適正配置に向け合意づくりをリードするのか、それとも古くなったなら何も考えずに建て直せと行政に迫るだけか、議会の真価が問われることになるでしょう。選挙で選ばれた公認である私たち議員が物事の本質をしっかりと見きわめ、今何を優先して考えるべきか今一度お考えいただき、この後の採決に臨んでいきたいと思っております。ここでの各議員の判断がこれからの世代に対して責任が取れる新しい判断をお願いしまして原案への賛成の立場での討論を終えさせていただきます。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 12番議員の近松です。

今、嶋村議員より立派な討論いただきました。6月議会にて私が6月議会の直前に設計図見まして、その前に済みません、議第100号平成26年度玉名市一般会計補正予算の岱明支所大規模改修に関する関連予算の削減の修正案に対して、削減に対して賛成の立場で討論いたします。

その設計図見まして私がロビーがないと、ロビーがない、トイレが狭いと、元町長室は岱明地区の人に使わせてほしいということを行いましたら、その分については修正していただきました。また私そのときにですね、3つの階にわたると一体となったイベントはできないじゃないかということ、それから別の有効利用を考えるべきではないかということも申し上げました。そのことについてまたこないだの議会でも申し上げましたんですけども検討されてなかったというふうなことです。庁舎の場合は、職員の皆さまが一日中執務をされるわけですから、来庁者がどういう用で来られるかは十分御存じですから職員の方が中心となって考えていかれるということに私はあまり疑問を持っておりませんし、口出ししようとも思っておりませんが、公民館というのは、読んで字のごとく公が建てる市民のための館なんですよね。その市民も子どもから90過ぎの方まで、そしてまたいろんな活動をするもんですから非常に公民館というのは難しいんです。ですから市民の意見を十分聞くことが大事なんですけども、今嶋村議員が市民の声を何回も聞いたじゃないかと言われましたけども、私は実際利用者に対しての説明会に行ってるんですよ。どのようになされたか聞いてるんです。一番の問題は、どういうふうな公民館にしたいかとか、どういうのが欲しいかじゃなくて、限られたスペース、「支所でこことここが空いてますから、こことここが公民館なりますもんね」と、そこ

から始まったらもう何にも言えないわけです。そこが一番の問題です。では、今進められようとしてます市民会館大ホールはどのようにして決まっていたか、一期議員の方は御存じないかと思えますのでちょっとお話しさせていただきますけども、平成23年の6月に建築とか文化等の各分野の専門家による建設検討委員会というのがつくられて開かれました。そして皆さんいろいろ協議なされて何回なされたのか私調べておりませんけど、現地を見に行かれました、また荒尾の文化センターはどうだろうかとか、益城のほうも見に行ったようでございます。まあ全員で見に行ったのかどうか分かりませんが、その結果、延床面積は約二割増しなんです、今の嶋村議員の討論に子孫にツケを残すべきではないとそういうふうな御意見でございましたが、市民会館大ホールにおいては二割増し、そして「800席の大ホールだけじゃなくともう一つ欲しいね」と、そういう御意見のもとに300席の小ホールもつくるような計画になったわけでございます。「練習室も欲しいね」で、今会議室ございませぬから「会議室も欲しいね」で、「ロビーはもっと広く展示コーナーも欲しいね」ということで、2階にはエレベーターも設けましょうと。そういうふうに皆さんが集まって、関係者が集まって夢のある市民会館大ホールの建設というものを進めてきたんです。まあ合併特例債が延長になったことで建設計画は予定が延びましたが、建物内部の計画は変えないと、そのように言われております。そして座席も、高齢者の手を引いて座れるような余裕のある座席スペースを確保しようと、車いすでも入れるような通路をつくろうと、玉名独自の玉名方式のホールをつくるんだぞと話されてるんですよ。

〔「新市計画にはないぞ」と呼ぶ者あり〕

○12番（近松恵美子さん）　そうです。新市建設計画にないにも関わらずですね、そしてそこで私はこれは職員から聞いたものではございません、会議録を読んだんでございます。設計の段階で市民の意見はどんどん出していいですよと言われてるんですよ、大きな違いじゃないですか岱明町公民館と。辛抱するのは全部辛抱してほしいですよ、私が思うに文化センターはがら空きになるって言われたじゃないですか、あそこに立派な大研修室があります。そこを使えばいいじゃないですか、300席小ホールをつくらなくても。平等であるべきと。皆さん議員になる前だから、なる前の方は御存じなかったかもしれないですけど、これだけされてるんですよ。岱明の場合、地域の意見を聞いたと言ってもいきなり見せられて「ここですよ、あなた方の使う場所は」と、それ一回でおしまい。びっくりして何も言えないですよ。市民の意見でどこが変更になりました。確か調理室3階がいやだから1階にしてくれ、それだけでしょ。ロビーにしてもトイレにしても私が言ったことで変更になっただけですよ、市民は何も言えなかった。地域協議会でもそうです。地域協議会の方も言われました、「もう、決まったごっして言われたら、何も言われんです。」って。「いきなり来て言われても何にも分かりませぬ」と。

では、一番公民館のことをわかってる職員さんの声をどのくらい聞いたか、それはよくわかりませんが。残念なことに毎年変わってるんですよ職員が、もう総がえです今回。私だって岱明地区に公民館ができるのであれば、車いすでも入れるようなそういう公民館にしてほしいですよ、でも今の案は前回より狭くてカニ歩きみたいにしてないと通れないじゃないですか。90歳の人でもデイサービスが厳しくなる中で、容易に行けなくなる中で、幾つになっても楽しめる社会参加できるような建物が地域に欲しいと、あるべきと私は思います。こないだ述べましたように、意見交換会のときもその前に合併前にみんな寄って集まって、この市民会館大ホールのように夢を語り合っただけで設計図をつけたからそれができると思ってたのに、意見交換会に来てみたらあの設計図を見せられてびっくりして10分の1も意見を言えなかったって、市民の意見を聞いていることにはならないと私は思います。

それから第二点、それでも世の中状況は変わりますから当初の計画を変更ということはいろいろ一般的にはあり得ることだと思いますけども、せめて中古の施設に移るのであれば、私は当初の計画より魅力的なものでなければならないというふうに思っております。私は公共施設何かのを見ましたけども、どういうものを提案されるかはわからないということでその当時は反対しませんでした。今の施設よりも部屋がたくさんで今の施設よりも広くて今の施設よりも使いやすい、当初の計画よりももっと魅力的なものであったら私も市民を説得することができます。何度も言いますように東京の新宿でもないのに公民館が1階と2階と3階に分断されたらイベントは出来ないじゃないですか。もうこの12月に学習発表会のイベントしますけど、それも全館が1階と2階と3階が公民館ならまだわかります。事務所の一部、図書館の一部をお借りしてそして3階とあわせて公民館、それでは自分たちの公民館としてイベントができないじゃないですか。これどう考えますかと。この9月議会で、この間の議会で尋ねましたけど解答ございませんでした。答えられるはずがないです、どうしようもないですもん。展示スペースがないですよって、だからもう少しロビーを広くしてほしいと、ロビーが足りないと申しあげましたけども、それは変更していただけませんでした。なぜかと言いましたら、水墨画・絵画・陶芸・絵手紙いろいろされとりますけど、展示する場所がないんですよ。そして200人来ても座る場所が足りないんです。イベントできないじゃないですか、座る場所がなくて。なぜ設計変更しなかったかというと、部屋が足りなくなるからですね、そうだと思います。そしてもう一つ、試食する部屋が、調理室が1階でも試食が3階なら、じゃあ高齢者が食べ物を持って一般客が通るところを横切ってエレベーターに乗って3階まで運ぶのかということなんですよ。途中でこぼしたらどうなりますかと。子育て中のおかあさん、育児休暇しか勉強できないのに丸いすに座らしたら転げ落ちてしまいます。なぜこれは6月議会で言ってもらえないかこないだ言われましたけ

ど、先ほど申しましたように公民館というのはいろんな人が使うから、一回見せられて何もかもは気づけないんです。いろんな方のお話を聞いて何回も協議して考えてくべきものだと私は思います。

今和食が、ユネスコの無形文化遺産になったと言われて大騒ぎされておりますけども、こないだお店に行きましたら「煮しめは幻の料理って言われてるそうですね」って言われました。みそ汁は絶滅危惧種って言われてます。こういった中で若い人に食を伝えていくためのそういう環境整備が全くこの公民館ではなされてないっていうこと。使わなければ使わないことが一番無駄であると思うんですよ。補助が大きかろうが何だろうが、この玉名の文化センターの調理室、言いましたように一般の方が使ってるのは年間2、3回じゃないですか。使わないものをつくるのが一番の無駄だと私は思うんですよ。面積的には今より多少広いと言われてますけども、どうにもならない議場をですね、まあ6、70人入れるイベントホールって言ってますけどもそれ含めてのことですから実際の面積は狭いんですよ。なぜ横島の2倍、3倍の人口がありながら横島町公民館より小さいんですか。使い勝手が悪いから「なかよしの日」も横島じゃないですか。「元気会」も横島が多いじゃないですか。いいですよ、それぞれ特徴があってそういうのは横島で、若い子育ての方が使いやすいのは岱明って使い分けてもいいですよ。でも今のままだったらどっちも使えない公民館になります。

そしてもう一つ、2階は図書館としても3階は有効利用を考えたらいいじゃないですかと、言っても言っても考えてくださらない。有効利用を考えれば無駄じゃないんですよ。子孫に、孫たちに迷惑かけないんですよ、有効利用を考えないから無駄だと思うんですよ、これを言っても言ってもされない。有明広域行政事務組合に話したらどうですかって、こちらから話しかけなければ話しは出ませんよ。そういう協議はなかったと言われたけども、こちらで働きかけしてないじゃないですか。じっくり考えれば疑問点がいろいろ出ます。健康センターでカラオケとか踊りとかあるときは駐車場は全部公民館を使うんですよ。その公民館がなくなったらどうなるんですかと、じゃあ申告のとき長期に公民館使ってますけど、それどうなるんですかと。選挙のときに中央公民館と役場が非常に支所が多いですけど、1か所なくなってどうなるんですかと。いろいろ協議する機会が少ないといろいろ不安材料が私としては出てきます。

そして最後にもう一つ、嶋村議員の住民の理解はできてるということでございますけども、私はですね、住民の方にいろいろ尋ねてみますと「公民館は自分は使わないから、まあどうでもいいじゃないか」という方もいらっしゃるんですよ、「まあ空いてるならいいじゃないか」という方もいらっしゃるんです。だからいいじゃないかということじゃないんですよ、公民館はどうでもいいじゃないかということは公民館の敗北なんですよ、公民館がそれだけの活動しかしてこなかったということなんですよ。恥ずかし

いことなんです。なぜかと言ったら職員のせいじゃないんです、毎年毎年変わるんですよ。私たちは情報化社会の中で情報をうのみにすることばかりでみずから考えて行動するっていうことがもうできなくなってるんですよ、だからこそ生涯教育が必要だと思うんですけども、毎年変わるんです。公民館長さんに「高齢化社会を安心して生きて行けるように高齢化社会の考えるシリーズの講座しませんか」て言ったって思ったらもう異動ですよ。そういう意味で、もし住民がどうでもいいという人がいるとしたら公民館は何たるかをただ楽しみの館とそういうふうにししか受けとめてないんだと私はそういうふうと考えてます。「わあ、公民館大事。」っていう声が出るような、本来の公民館活動をしなくちゃいけないと私は思っております。玉名のこの文化センターの、文化センター、玉名の中央公民館なんですよここが。ここの二の舞にならないように。ただ空いたところに部屋をあてがって、だんだん、だんだん人が集わなくなると、それが一番無駄なことであると私は思います。俵百俵じゃないけども教育にお金をいとわないと、そういう考えの市制であってほしいと思ひまして、議員皆さまの御賛同をいただきたく思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、他に討論はありませんか。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番自友クラブの内田です。

私は議第116号工事請負契約の変更について反対討論を行ないます。

新庁舎建設工事につきまして、賃金水準の急激な上昇により変更前の契約金額28億1,400万円を28億8,260万152円とするものでありまして、約6,886万1,000円を増額するとしております。提案理由といたしまして賃金水準の急激な上昇に伴い、約款第25条の規定によりまして契約金額を変更するとしております。私たち地方におきましては全く実感できないものでございますが、全国平均7.1%の賃金上昇があったとの説明がなされております。この変更契約で増額する6,886万1,000円が賃金上昇分とするならば、この事業に携わった一次下請け、二次下請けの事業所等の職員の方々にもこの賃金上昇分の恩恵はあるものと質疑で質問いたしました。この賃金上昇の恩恵は受けるのか等々の質疑で、執行部は、賃金上昇分は一次下請けや二次下請けの職員の方々には反映されないか否かは把握できないとのことでした。それでは増額される約6,880万円は大成・熊野建設工事共同企業体だけのものとなり、その下請け等の事業者には何ら賃金上昇分の手当てもなく、地方経済への波及効果も見込めません。

よって、この議第116号工事請負契約の変更について反対するものでございます。

○議長（作本幸男君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

〔議長、ちょっと打ち合わせがあるんで暫時休憩〕と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 休憩ですか。

それでは議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決に入ります。

まず専決処分予算議案の採決に入ります。

議第89号 専決処分事項の承認について 専決第9号

平成26年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

以上、専決処分、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第89号に対する各委員長の報告はいずれも承認であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第89号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に予算議案の採決に入ります。

議第100号 平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

以上、予算議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第101号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第102号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第103号 平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第104号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議第105号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

以上、予算議案5件について一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております予算議案5件に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案5件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第100号 平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

について採決いたします。念のため、本案の採決の順序について申し上げます。

本案については、総務委員長の報告は修正であります。よって初めに、総務委員会修正案について採決いたします。次に、総務委員会修正案が可決ならば、修正部分を除く原案について、総務委員会修正案が否決ならば原案について採決いたします。

それではまず、総務委員会修正案について起立により採決いたします。

議第100号に対する総務委員会修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第100号に対する総務委員会修正案については、可決いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

議第100号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立全員であります。よって、議第100号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま修正議決されました議第100号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

続いて条例議案の採決に入ります。

議第107号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について（第3号）

以上、条例議案1件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第106号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議第108号 玉名市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について

議第109号 玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会条例の制定について

議第110号 玉名市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

議第111号 玉名市いじめ防止等対策委員会条例の制定について

議第 1 1 2 号 玉名市いじめ調査委員会条例の制定について

議第 1 1 3 号 玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例の制定について

議第 1 1 4 号 玉名市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 8 件について採決いたします。

ただいま採決に付しております条例議案 8 件に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案 8 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第 1 0 7 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので起立により採決いたします。

議第 1 0 7 号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 1 0 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

続いてその他の議案の採決に入ります。

議第 1 1 5 号 工事請負契約の締結について

議第 1 1 6 号 工事請負契約の変更について

以上、議案 2 件については、異議がありますので、ほかに譲り採決いたします。

議第 1 1 7 号 財産の取得について

以上、議案 1 件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 1 1 7 号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第 1 1 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 1 1 5 号 工事請負契約の締結について

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので起立により採決

いたします。

議第115号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第115号については、原案のとおり決定いたしました。

議第116号 工事請負契約の変更について
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので起立により採決いたします。

議第116号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第116号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて意見書案の採決に入ります。

意見書案第2号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書提出について
以上、意見書案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております意見書案第2号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて請願の採決に入ります。

請第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出に関する請願
請第2号 「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出に関する請願
以上、請願2件について一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております請願2件に対する各委員長の報告はいずれも採択であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、請願2件については、いずれも採択することに決定いたしました。

続いて陳情の採決に入ります。

継続審査となっております。

平成25年陳第4号 玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区6小学校の校舎建設位置に関する陳情

以上、陳情1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

陳第7号 横島町明豊地区の排水路の整備を認める陳情

以上、陳情1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第7号に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳第7号については、採択することに決定いたしました。

平成25年陳第4号 玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区6小学校の校舎建設位置に関する陳情

について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

平成25年陳第4号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、平成25年陳第4号については、不採択することに決定いたしました。

次に閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

陳第5号 横島小学校区の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情

文教厚生委員長より、陳第5号について会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。陳第5号については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳第5号については委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

陳第8号 サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情

文教厚生委員長より、陳第8号について会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。陳第8号については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳第8号については委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

日程第3 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第3、「委員長報告」を行ないます。

これより議会運営委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について委員長の報告を求めます。

陳第6号玉名市政治倫理条例に関する陳情、以上陳情1件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田中英雄君の退場を求めます。

〔10番 田中英雄君 退場〕

○議長（作本幸男君） 御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 嶋村 徹君。

〔議会運営委員長 嶋村 徹君 登壇〕

○議会運営委員長（嶋村 徹君） こんにちは。

議会運営委員会に付託されました陳第6号玉名市政治倫理条例に関する陳情について委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

陳情の主旨は、玉名市政治倫理条例が目的においては非常に崇高なる理想をうたい、主権者たる市民に寸網の疑念を抱かせるような行動を自制する素晴らしい条例であるが、この条例の第4条で「議員若しくは市長等の配偶者若しくは二親等以内若しくは同居の親族、議員又は市長等が役員をしている企業及び議員又は市長等が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条2、第142条及び第166条第2項の規定の趣旨を尊重し、市が行なう工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努めなければならない」と任意の規定にされているために強制力のない空疎化された条例となっている。また、議員等が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるとき、市民が条例第7条に基づき市民の調査請求権を規定の定めるところにより行使しようとするときに、直接請求の条件として「本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1以上の署名」を必要条件としているのは、市民の権利行使に非常に厳しい条件を課しているものである。こうしたことから玉名市政治倫理条例第4条の「辞退するよう努めなければならない」を「辞退しなければならない」と変更し、条例第7条の「規定の定めるところにより」を削除することにより直接請求に必要な選挙人名簿に登

録されている者の総数の50分の1以上の者の連署を省略できるよう条例を改正するよう陳情するというものであります。

委員会審査における委員からの意見は次のとおりであります。陳情者は政治倫理条例に強制力を持たせるべく、「市工事等に関する遵守事項」及び「市民の調査請求権」についての文言を変えてほしいとの意向であるが、まず市民の調査請求権については直接請求により有権者の50分の1以上の署名がそろえば、審査会に審査を付託しなければならないものの、そもそも審査会で倫理基準に違反した者を辞職させたり罰することができるというものではない。最終的には、議員個人がそれぞれ自分を戒めて努力してやっつけていかねばならないものである。合併後の玉名市においてもともと政治倫理条例そのものが努力目標を前提として策定されており、現実的な形の上ではやはりそれぞれの議員が政治倫理条例の趣旨を尊重して努力をしなければならず、陳情者が求めるように仮に市工事等に関する遵守事項である契約の辞退に関する文言を「辞退するよう努めなければならない」との努力義務規定から「辞退しなければならない」との禁止規定に変えたとしてもやはり罰則を設けるなどの実行性を条例に持たせることはできない。このように、条例の文言を変えたところで実行力や強制力がないということならば、わざわざ条例の文言を変える必要性はなく、つまりは「議員がみずから姿勢を正して政治に参画しなさい」ということである。また、政治倫理条例は議員がみずからを律すべく議員提案でつくった条例であり、それで十分であると考えている。そして何より条文に努力義務を規定している以上、議員みずからが見える形で何らかの努力をしなければならない。

以上のような意見により、委員全員が見解の一致を見て、委員会の総意として条例の文言を変える必要はないとの結論に至りました。審査を終了し採決の結果、願意は妥当でないため、賛成なしで不採択にするものと決しました。

以上で議会運営委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、議会運営委員長長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第4、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいまの議会運営委員長長の報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

陳第6号 玉名市政治倫理条例に関する陳情

以上、陳情1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第6号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

陳第6号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（作本幸男君） 起立なしであります。よって、陳第6号については、不採択とすることに決定いたしました。田中英雄君の入場を許します。

[10番 田中英雄君 入場]

日程第5 議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第5、「議案審議」を行ないます。

これより委員会付託を省略し閉会日に審議を譲っておりました議案の審議に入ります。

議第118号教育委員会委員の任命についてから議第121号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件4件を一括議題といたします。

審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第118号から議第121号までの人事案件4件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議第118号から議第121号までの人事案件4件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第118号教育委員会委員の任命については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第118号については原案に同意することに決定いたしました。

議第119号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第119号については原案に同意することに決定いたしました。

議第120号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第120号については原案に同意することに決定いたしました。

議第121号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第121号については原案に同意することに決定いたしました。

日程第6 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第6、「委員長報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。公共施設等建設特別委員長の報告を求めます。

公共施設等建設特別委員長 横手良弘君。

〔公共施設等建設特別委員長 横手良弘君 登壇〕

○公共施設等建設特別委員長（横手良弘君） こんにちは。

去る7月28日及び8月13日に開催いたしました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。まず公共施設等建設特別委員会に付託されております調査事項として4項目ございます。

1. 公共施設適正配置計画に関すること。
2. 市民会館建設に関すること。
3. サッカー場建設に関すること。
4. 市庁舎跡地利活用にに関すること。

のそれぞれの調査項目につきまして報告いたします。

最初の調査項目である公共施設適正配置計画についてでございます。

7月28日の委員会での審査内容といたしまして、まず執行部から現在の進捗状況と今後のスケジュール等について説明がなされ、岱明支所への施設機能集約化における6

月定例会、全員協議会以降の進捗で、教育センターの配置予定場所については公民館部分を手狭になるとの意見から、現文化センターの一部を教育センターだけが占有し、教育センターの本来の事業である会議や研修等で利用する場合は、その都度申請し借り受けることにより、教育センターの現在の場所を公民館施設として活用することとし、各種講演会・発表会等の際に必要なロビースペースは当初公民館職員事務室として計画していた場所を確保した。まず利用者の利便性向上を図るため、3階に多機能トイレを新設し、おむつがえスペース等を確保するとともに、可能な限り女性用トイレを設置することにした。さらに、要望が最も多かった1階の調理室施設設置については、現在使用料を市に納め使用されている更生保護サポートセンターを移動することにより、若干当初の計画より面積は狭くなるものの1階東側へ配置することにより、利用者の利便性向上を図る。あわせて公民館講座での作品展示スペースや期日前投票所で使用可能な共有スペースも配置したところ、現公民館6月議会、全員協議会での案、この配置案の床面積と収容人員をそれぞれ比較した場合、現公民館が床面積1,001平方メートル、収容人員426名、6月議会、全員協議会での案が1,231平方メートル、548人、この配置案が1,362平方メートル、592人となる。ただ、この再配置案についてはあくまで事務局における現時点での検討案であり、今後委員の御理解を得たあと、設計段階で専門家を交えた検討が必要と考えている。計画を進める上でさらに地域協議会・公民館・図書館の関係団体の皆さまへ計画を提示しながら、よりよい施設となるよう関係部局との検討を重ねていく。この岱明支所・公民館・図書館の集約化については、玉名市公共施設適正配置計画検討委員会の建議書の中で、公共施設配置適正化計画促進の先導的事業であり、課題・問題等の緊急性・必要性を踏まえた4つのモデルの一つであること、また具体的な削減目標として市の保有する施設を今後40年間で年平均トータルコストを65%削減、また施設の面積を40年間で37%削減することが示されており、非常に重要な取り組みである。財源面においても100%国庫補助である市町村合併体制整備補助金の活用も視野に入れ検討を行ってきたところであるが、この補助金は合併後10年となる平成27年度までの事業であり、実施設計予算を計上するうえで次の9月議会で承認いただくことが補助金活用のタイムリミットであると考えている。また同じく天水公民館等の施設集約化についても玉名市公共施設適正配置計画検討委員会の建議書において、4モデルの中の一つに位置づけられており、平成29年4月の施設供用開始を目指し、現在庁舎内各担当課で組織する天水支所周辺施設適正配置検討作業部会で検討を重ね、それぞれの担当課長による課長会議を開催し素案のもとになるたたき台を作成している段階であり、その概要として比較的新しく耐震性もある天水保健センター「ふれあい館」を活用し、逆に老朽化が著しく耐震性も確保されていない天水支所・天水町公民館等を集約し、「ふれあい館」に併設する形で複合型施設を新設

するもの。これまでに地元議員も同席された区長会と地域協議会への説明会、また公民館支館長や公民館施設利用者等への説明会において、計画の目的や考え方・具体的な集約の方向性について本年6月に説明させていただいた先ほど説明したとおり、これから素案を作成する段階であるため具体的な内容や方向性等については再度必要に応じて説明を重ねていく予定としており、利用者や地域住民の皆さまの御意見を十分伺いながら庁内での庁議を重ね、利便性や安全性の高い施設を目指し取り組んでいく考えであるとの説明がありました。執行部からの説明後、委員から、岱明支所の施設集約化について現公民館の講座でスポーツも行なっているが計画案の講堂はどの程度の広さなのか、また印刷室の配置・調理室とトイレの位置関係、また岱明ふれあい健康センターとの利用料金等を含めたすみ分けについて質疑があり、執行部から、講堂の広さについては市役所内部での案であるので今後設計業者との検討の中で専門的見地を交え考えていきたい。また現公民館の印刷室については、3階職員事務室内に配置する予定であるが、調理室の前にトイレを配置している点についてはいろいろな方の意見をお聞きし反映させていきたい。また岱明ふれあい健康センターについては担当課と協議を進めているが、会議利用時の入館料の無料化など見直しを検討、さらに講堂に近い広い部屋も備えているので大きな料金差が出ない形でそれぞれの用途に応じた使い分けをできるように考えたいとの答弁。これに対し委員から、この計画では納得は出来ない。ロビーは狭く印刷スペースを事務室内に配置するのは、講師の事務室利用などの際に窮屈ではないか、現岱明公民館のイメージからすると非常に狭いと思う。本当は市民会館の岱明別館が欲しいくらいだ。今後の退職者等の利用を考えるとこれが果たして適していると言えるのかと思う。生涯教育ができるスペースを考えるべきではないかとの意見が上がりました。さらに委員から、図書室へ少しでも収益が上がるよう例えば授産施設としての喫茶スペースの設置などを考えてみてはどうかとの質疑に、執行部は、地域協議会からも飲食スペースや特産物コーナー設置の意見があったが、利用人数によっては民間業者が採算をとれるかどうかの問題もある。1階のギャラリー的な場所で時期的に特産物販売などは検討できると考えているとの答弁でした。他にも委員から、静かさが求められる図書館を2階に、いろんなイベントで利用する公民館を3階に設置する際の防音性について質疑があり、執行部は、イベントホールは3階西側に設置予定で現在もある程度の防音処理がなされている。そのほか防音扉を使うなど2階図書館に影響がないよう考慮するとの答弁。他の委員からは、住民の反対がある中で本当に地域協議会で了承されたのか、反対意見がある中での案には反対せざるを得ないという意見、また、設計段階で当委員会の意見や思いやりをしっかり組み入れてもらいたいとの要望も上がっております。また、天水農村婦人の家のみそ加工場について、岱明へも設置してほしいという声があるがとの質疑に、執行部は、婦人の家のみそ加工場はかなり利用頻度が多く存続したいと

いう意見を伺っている。ここは天水以外の方の利用もあるとお聞きしているので、今後この施設を全市的なものとし、より多くの方が使えるようにしたい、岱明にも同施設設置をとのことだが財源も限られるので天水の施設を全市的に共同利用していただければと考えるとの答弁に、委員から、現在も天水の方のみが利用する天水以外の人に使用せないという状況ではなく、利用頻度が多いため施設設備がいっぱいいっぱいの状態。現在は市民に施設が存在が知られていないのでまだ何とか運営出来ているが、今後は設備をふやすなどしないといけないのではないか。また、全市的に考える場合も想定以上の方が利用したいと思っており利用スケジュールも埋まっている状況もあるため、逆に現在利用している天水の方が全然使えないということがないように検討していただきたいとの意見。また、関連して委員から、天水農村婦人の家は配置計画の中で取り壊しとなっている。そのような中、庁内での協議や区長会、地域協議会等で意見聴取をしているがこれらの意見は計画案に生かしていくのか、また、聞くだけのものか。次に天水保健センターに施設を集約し社会福祉協議会を横島保健センターに移転するとの話であるが、各保健センターに社会福祉協議会を置かなくていいのか、みそ加工場も含めてきちんとした位置づけをしないといけないのではとの質疑に、執行部は天水地区の施設集約化はまさに一からのスタートとあって過言ではないため、意見聴取については聞くだけではなく利用しやすい施設を目指す上で十分に参考にしていく。2点目の社会福祉協議会の配置については、一時期に横島に移転するという話もあったが、その後天水に配置することで決定したと認識している。担当者会議の中で今回集約する施設の中には社会福祉協議会の事務所を配置し、現在行なわれている集団検診など保健関連機能についてもスペースを残す方向で検討している。また、みそ加工場についてはかなりの排水があることや、発酵の際のにおいをどうするかの問題が多く上がっているので、施設一体型がいいのか個別の施設がいいのかを検討している。先ほど説明したとおり、天水地区の施設集約化についてはこれから配置検討がスタートするので、庁内での検討を重ねながら区長会や地域協議会、利用団体等のさまざまな意見を参考にしていきたいとの答弁でした。なお、8月13日の委員会で、執行部から岱明支所への施設機能集約化の関連予算について9月議会一般会計補正予算案について提案する予定である旨の説明がなされております。

次に2番目の調査項目である市民会館建設について、審査の経過について御報告します。7月28日の開催の委員会での執行部からの説明の中、まず市民会館建設の必要性について、現市民会館が昭和42年3月の開館で既に47年が経過しており、老朽化が進み耐震性が確保されていないことはもとより、バリアフリーへの対応不足、ロビーや舞台裏の狭さなど、課題が山積し抜本的な対策が必要であり、平成23年度に有識者と市民8名による市民会館建設検討特別委員会を立ち上げ、5回の会議を経て基本計画書

を市長に建議、またこれに並行して市民アンケートによる利用者ニーズの把握と市職員プロジェクトチームによる検討結果を踏まえ、検討結果を計画書に反映させた。市としては企画審議会を経て基本計画を整備し、その概要は建設地について新庁舎建設予定地南側とし、施設規模は延床面積約4,000平方メートル、座席にして大ホール800席程度、小ホール300席程度としたところであるが、この計画策定の直後に合併特例債の適用期限が5年間延長されることが判明したため、建設スケジュールを最大5年間延長し建設位置を未定とする計画変更を平成23年10月に行なった。この敷地については新庁舎と同時進行での買収が前提であったため、市民会館建設のスケジュールを延長する場合にはこの場所は新庁舎の敷地とするしかないため、建設位置については改めて考え直すということから未定としたものである。事業がいったん停止状態となっている間に平成23年12月と平成24年6月議会の一般質問において進捗状況の質問や建設方針への意見を伺ったところである。その後平成25年5月に関係課による再検討会議を開き、現在地付近の公共施設の集約化等について検討を始めたところだが、これは建設候補地を考えるに当たり、まずは現在地周辺を検討することが常套手段であり、しかしながら現在の大ホール敷地だけでは不足すると想定されるため、公共施設適正配置計画の理念とも一致する隣接している青少年ホームなどの施設を集約することも含め検討を進めてきたものである。これにより現在地付近で、組み合わせる施設の範囲により4案が上がり、本年2月の企画審議会においても市民広場公園、現庁舎跡地、新幹線新玉名駅前の3カ所を加えた4カ所7案を候補地として検討した。それぞれの候補地には開発行為などの法規制、用地買収の有無、閉館時期の有無などの特性があるためメリット・デメリットを比較した結果、現在地周辺、市民広場公園、新幹線新玉名駅前の3カ所へと絞り込んだところであり、このことは本年3月議会での内田議員からの一般質問への答弁、また先般の6月議会では北本議員からの一般質問において今年度の早い時期に候補地を決定する旨の答弁も行なっているところである。なお、候補地を4カ所から3カ所に絞り込んだ経緯について、まず現在地周辺4案の特性について説明すると、まず現在地のみでは手狭である、次に現在地プラス北側では敷地面積は広がるが勤労青少年ホームの解体と機能集約化並びに弓道場の移転が前提となる、更に現在地プラス南側では南側の農地と事業所を買収することになり、ホールへの機材搬入など利便性が高まるメリットがあるが、現ホールを解体してからの建設となり2年間程度の閉館時期が生まれる、最後に現在地プラス北側・南側への拡張案が最も面積が広がるが、ホールと勤労青少年ホームの間に里道が通っているため、この場合は区画の変更に該当し開発行為申請とそれに伴う調整池が必要となり、用地拡張のメリットが小さくなる。このことから現在地周辺4案で考えた場合、現在地プラス南側が最適であるという判断に至っている。次に残りの3カ所について市民広場公園の西側には福祉センター駐車場と

して利用されており、その部分を除いた約9,100平方メートルを敷地の範囲としている。ここは、用地買収や開発行為、閉館期間等、建築へのハードルが低い反面、公園機能が失われ景観的にも劣るのではないかとといったデメリットがある。次に現庁舎跡地については純粋な市役所跡地約9,000平方メートルでは面積が不足するため西側の上段にある保育園の敷地を含んだ私有地で検討した結果、地形的な問題、立体駐車場などの建設による事業費の高さなどから実現性は低いものと考えられ、また現在進行中の本庁舎跡地等活用検討委員会との整合性からも候補地としては適当でない判断したところ。最後に新幹線新玉名駅前について、玉名バイパスと県道玉名立花線に接する約3.2ヘクタールの範囲は用地買収、造成、文化財調査、タイトなスケジュール等敷地の確保に伴う課題が多く費用も高額となるものの、敷地の広さによるメリットと他の案と違い新規開発により新しいまちづくりが期待される利点もある。これらのことから現在地周辺の現在地プラス南側案、市民広場公園、新幹線新玉名駅前の3カ所に絞り込み現在も検討を進めているところである。なお、建設スケジュールについては用地買収の有無など候補地ごとに違いが生じるため、絞り込んだ3カ所について示しているが共通して言えることは、財源として予定としている社会資本整備総合交付金が市民会館単独では対象とならず、他の事業、例えば市役所跡地の整備事業等との組み合わせることが条件で、平成28年度の実施設計以降の用地買収費や建設費などが対象となり合併特例債の適用期限である平成32年度までに事業を完了する必要がある。そこで候補地としてそれぞれを見ていくと、現在地プラス南側については土地収用法に規定する事業認定を受けるかどうかでスケジュールが変わってくるが、地権者の意向が芳しくないため借地も視野に入れて検討しており、その場合は事業認定が必要ないため平成30年度中の完成となり、事業認定で買収する場合は平成32年度まで完成が遅れる。ただし、いずれの場合も閉館期間が生じることに変わりはない。次に市民広場公園について、用地買収や文化財調査開発行為などが必要ないため支障なく建設に取りかけられるが、公園機能が失われるので完成後に現ホールを解体し跡地を公園化するなどの対策が必要となり景観の問題等も出てくる。最後に新幹線新玉名駅前について敷地の広さによる大きなメリットを得るためには逆にいろいろなハードルがある。具体的には多くの地権者の合意を得て、埋蔵文化財調査を行ないもちろん買収の同意も必要になり、さらに農業振興地域の農用地区域除外申請にも期間が必要となるため、この申請を並行して行ないスムーズに進んだとしても期限いっぱい平成32年度になると想定される。この案がスケジュールはもとより費用も最も厳しいと考えている。今後は8月上旬の企画審議会で3カ所から1カ所に候補地を絞り、2カ年で基本設計、予算をすでに了承していただいているので9月議会後には発注をする予定であるとの説明でした。その後8月13日の委員会にて執行部から、8月6日開催の企画審議会で建設候補地3カ所について、閉館期間、

用地買収の有無、開発行為申請等の必要性、立地条件、本体工事以外に必要な経費等の条件から評価を行なった結果、市民広場公園を最終建設予定地とし最終的な決定は市長決裁により行なう予定であることが説明されました。執行部からの説明のあと、委員から主に市民会館の規模と駐車場の配置、建設位置について数多くの質疑がなされております。まず、市民会館の規模については委員から、大ホール800席、小ホール300席での計画について委員から質疑があり、執行部からは、検討委員会で視察等に行なった際に1,200席は中途半端な印象を受けた。大きなイベントを開催するには1,500席程度以上が望ましいが反面、維持管理に苦勞されている。このようなことから検討委員会から大ホール800席程度、小ホール300席程度の案で報告が上がっている。これは、1,000席や1,200席も検討した上での決定事項、席数は少なくとも席間に余裕を持たせるなどゆとりのあるスペースを確保したいとの答弁。これに対し委員から、800席での計画は現ホールの利用方法を踏襲すると判断してよいか、イベントも限られてくるし、新市民会館を建設するのに現行約800席から、また800席では全然進歩がない、ほとんどの人がそう思うのでは、ぜひ1,000席から1,200席でつくってほしい。イベント時のチケット代金などにも差が出てくる。商業ベースに乗りやすい建物をもう一度考えてほしいとの強い意見が上がりました。また委員からの大ホールと小ホールを分け、小ホールを岱明など別の場所に建設できないかとの質疑に、執行部は、大ホールと小ホールを一緒に建設することは舞台裏の総合活動や機械設備を共有できるなど、コスト面でもメリットがある。別の場所に建設することは考えていないとの答弁。これに関連して、文化センターの稼働率の確認がありました。次に駐車場の配置についての質疑について委員から、市民広場公園に市民会館を設置する場合、イベント開催時や福祉センター利用の際に同公園を駐車場としてよく利用する福祉センター利用者の利便性はどうかとの質疑に、執行部は、まず駐車場台数について福祉センター前が約40台、現ホールの解体後約200台、市民会館事務所前が約40台、博物館の西側が約60台、合計すると約340台となる。新庁舎駐車場の223台分の利用も可能であるとの答弁。これに対して委員から、福祉センターは高齢者の利用が多いと思うが、新庁舎駐車場を利用する場合には道路を横断しなければならない。安全性に疑問が残るとの意見が多数あがりました。また委員から、国の合同庁舎の駐車場利用についての質疑に、執行部は94台分あるが合同庁舎職員が利用しているので月曜から金曜までは利用できない。土日のイベント時は許可をもらえば使用できるとの答弁。さらに委員から、新庁舎が完成すると朝夕は駐車場が混み、その後市民会館が建つとなおさら混雑する。市民会館を建設する前に周辺の土地を購入し駐車場整備を検討してほしいとの質疑に、執行部は、庁舎の北側は農業振興地域になっており農振除外等難しい点がある。意見は参考にし可能かどうか検討したいとの答弁。ほかにも委員から、周辺施設の駐車

場が点在している施設の集約を考えるならば駐車場も一体化するなど利便性が向上するよう検討は出来ないかといった意見や、次回委員会で福祉センター利用者数や駐車場についてのデータを報告してほしいとの要望が上がっております。次に建設位置について委員から、市民広場公園に設置する場合、博物館と国の合同庁舎の間に建てることになり、押し込んだような窮屈さを感じ施設が乱立するイメージになる。景観的にも安らぎが必要と思うが、また福祉センターは高齢者だけでなく子ども連れの方も利用しているので、この案には新庁舎駐車場から来館する際の事故の心配とともに子どもが遊ぶ場所がなくなる。子育て広場の観点から土で遊べるような公園を福祉センターの前に設置すべきとの意見。さらに委員から、この最終候補地は決定事項かとの確認があり、執行部は、本年3月議会の一般質問においても、本年度早い時期に建設位置に決定すると答弁している。執行部としては、最終候補地として計画を進めていきたいとの答弁がっております。そのほかに委員から、市民広場公園、新幹線新玉名駅前に設置するそれぞれの案での埋蔵文化財の発掘調査について質疑があり、執行部は、市民広場公園に建設する場合、文化課と協議し、確認調査は終了していると聞いていたが、再度確認したところ確認調査はしなければならないとのことであった。ただし、調査は3カ月程度あれば終了するとみている。また、新幹線新玉名駅前については、40数筆あるのですべての地権者からの同意が必要になり相当時間がかかる。発掘調査は事業認定申請前に実施する必要があり、また夏場は農繁期のため調査出来ないことから、両案では試掘の段階から相当差が出てくるとの答弁。そのほか委員から、大俵まつりへの影響とまつり実行委員会への投げかけについての確認や、整備する公園について防災機能を兼ね備えたものにしてほしい。他にも玉名を象徴する施設であるため、デザイン的にもすぐれたものを建設してほしい。また当市を温泉観光地として見た場合、候補地周辺は夜間とても暗い状態であるため、夜間のモニュメント設置なども含め、都市づくりをしてほしいとの要望が上がっております。

次に3番目の調査項目であるサッカー場建設について執行部から、建設基本構想の策定スケジュールと進捗状況の説明がされました。この基本構想の目的としては、子どもから大人まで多くの市民がサッカーを楽しんでおり、かねてから公的サッカー施設建設について署名活動など強い要望があるので、平成15年度旧玉名市において基本構想を作成したが、平成17年の市町村合併により新市建設計画に位置づけられた経緯がある。本基本構想は、旧基本構想を踏まえ合併後の新玉名市の現況に応じた玉名市サッカー場建設に向けての基本的事項をまとめるものであり、今後の基本設計、実施設計など事業実施における基本方針となるものである。まずスケジュールについてスポーツ振興に係る関連計画等についての概要把握と社会情勢について情報収集と整理を行ない、そのうえで本市におけるスポーツ施設の環境、現状、利用実態等の状況把握、スポーツ

活動に対する意識の把握、サッカー場建設に対する住民意向の確認等について6月から8月中旬までに情報収集及び整理を行なう、今後は各種各世代競技者、スポーツ関連団体へのヒアリング、アンケートによる情報収集、それらをもとにしたデータ作成を7月中旬から9月まで行なうが、これらについては小中学生のスポーツに関するアンケート、各種団体へのヒアリングを既に実施しているところである。これからの予定は9月から10月には整備内容や規模等を盛り込んだ建設基本方針並びに候補地の抽出、比較等を経ながら建設場所の検討を行ない、その後11月に事業区分の設定やゾーニング・動線や事業費を考慮した基本構造案を作成、12月から2月にかけては管理運営計画、事業方法、事業推進課題など事業化に向けての検討を実施し、また、これらのスケジュールと関連させながらサッカー場建設検討委員会を本年度中6回程度開催し、最終的にまとめた基本構想を3月にはお示しする予定である。また、現在までの進捗状況は構想策定、委託業者選定関連について本年5月8日に公募を開始、企画提案書の提出期限を5月23日とし、応募業者は7社であった。応募業者の内訳としては、熊本や福岡、また熊本・福岡の共同体からの7社で5月27日に応募業者によるプレゼンテーションを行ない、マック・日本体育施設共同企業体を選定した。その後6月11日に、契約の締結を行ない5回ほど打ち合わせを行ない、先ほど説明したスケジュールのとおり6月中旬からスポーツ環境の現状課題に係る情報収集を開始、それと並行して7月には小中学校の児童・生徒を対象としたスポーツに関するアンケートを実施し、集計中あわせて7月下旬から関連競技団体へのヒアリング調査を実施したとの説明であった。この件に関してまず委員から、サッカー場建設検討委員会のメンバーについて質疑があり、執行部から、メンバーについては検討中であり8月中には決定し第1回検討委員会を開催する予定であるとの答弁。また委員から、サッカー場建設の目的について多目的な利用も考えているのかとの質疑に、執行部は、多目的に利用できる施設も考慮してサッカーやラグビー、陸上競技、グラウンドゴルフ等の競技団体への利用実態などについてヒアリングを実施したとの答弁。また、委員から、小中学生に実施したアンケートはどのようなものか、建設するサッカー場について具体的な意見を聞くものか、また、例えば桃田運動公園運動広場を400メートルトラックに拡張し、その内側にサッカーグラウンドをつくるなど複合的な施設は検討するのか、あわせて公認グラウンドとして認定を受ける計画はあるかといった質疑に、執行部は、アンケートについては現在、当市の小中学校で行なわれている部活動やクラブにどのような種目があるかなど、いわゆるスポーツに関することについて現状を把握するために実施した。具体的なサッカー場建設案については、複合的な施設建設の点や公認を受ける点も含めて検討委員会で協議していきたいとの答弁があり、これに対して委員から、せっかくなら中途半端なものではなく公認を受けて利用者が増加していく施設を建設してほしいとの要望が上がっておりま

す。

最後に四番目の市庁舎跡地利活用について、執行部からの説明があり、平成26年4月1日に玉名市本庁舎跡地等利活用検討委員会条例を施行し、5月26日に第1回、6月23日に第2回検討委員会を開催し、全体では5回の委員会を予定しており、本年度中に市長への答申をいただき、その後、市としての方向性をお示しする予定である。委員については崇城大学秋元教授を委員長、玉名商工会議所平野会頭を副委員長とし、各地域協議会、区長協議会、商工会、青年会議所、市庁舎周辺開発推進協議会の各団体からの推薦委員と公募による委員、あわせて15名から構成されている。委員会の検討範囲は現庁舎跡地の約9,100平方メートルを対象としているが、周辺の文化センターや第1保育所、さらには教育会館の用地を含めた計画とする場合には、長期的な計画となることが予想されるため、市の将来像との整合性がある提言をお願いしているところ。これまでの委員会の検討状況は第1回委員会において、各種団体からいただいた提言書や報告書の内容の確認とともに、これまでの取り組みの経緯説明、以降の委員会での検討内容について御協議いただいた。あわせて第1回の委員会において第2回委員会で活用する玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会提言書に係る提案書の提出依頼を行ない、第2回委員会において、周辺用地の現地見学とともに委員11名から提出された提案書をもとに検討を行なってもらった。今後もスケジュールをもとに委員会での検討を重ね、本年度中に提言をいただいたあと、市としての方針を決定していく予定であるとの説明を受けました。執行部の説明のあと、委員から、以前庁内プロジェクトにて保育園や子育て支援センター、駐車場、公園などを検討していく案が上がっているが、現在の活用にまさる活性化になるのかという意見があるが、また、周辺の道路整備等にはどうなるのかとの質疑に、執行部から、検討委員会において将来像との整合性をとると説明を行なったが、いわゆる現庁舎の範囲については、建物をそのままの状態にしておくことは危険であるため、早い時期に更地にすることが前提となる。その上で庁内プロジェクトからの案で地域活性化に不十分であるとの御意見や、周辺道路整備についても提言書の中で出ていることから検討委員会では委員長のもと白紙の状態から考えていくことになっている。第2回委員会において周辺を視察したが、その際には、当面は現庁舎跡地について検討することとなった。ただし、現庁舎跡地のみ範囲では事業効果が薄れる場合は将来的に財源面も考慮した上で必要な施設は残す、あるいは配置を見直すなど、周辺も含めた将来の容姿を考えていきたいとの答弁。また、委員からの商工会議所から提案されているが、他のところからの提案などはあるが、また検討委員会の開催回数は十分かとの質疑に、執行部は、検討委員会委員11名から提案をいただいているが、報告書としては商工会議所からいただいている検討委員会はおおむね5回の開催をめどとしているが、協議内容次第で回数もふえる可能性もあるとの答弁でした。そして

8月13日の委員会においても、改めて委員からの検討委員会の回数は5回を予定してあるがこれだけの協議で方向性が出せるか、また、市庁舎跡地だけでなく周辺を含めた検討をとの質疑があり、執行部は、委員会開催は5回をめどとし、検討委員会では跡地だけでなく文化センター、教育会館棟も含めて検討いただいている。あわせて現庁舎東側の道路に面した住宅についても現地を視察され議論されているので結果についてはまた報告を行なうとの答弁。これに対して委員からは、検討委員会については十分な回数で協議してもらい、十分な方向性を示してほしいとの要望がありました。

最後に今後も調査事項の進捗状況につきまして慎重審議を期するため、引き続き調査をする必要がありますので、全員一致をもって閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

以上で公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時41分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第7 意見書案上程

意見書案第3号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について

意見書案第4号 「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出について

日程第8 意見書案審議

意見書案第3号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について
意見書案第4号 「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出について
以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第7 意見書案上程

○議長（作本幸男君） 日程第7、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程いたします。

意見書案第3号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について
意見書案第4号 「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出について
以上、意見書案2件を一括議題といたします。

御手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号及び第4号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定にもとづき提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第3号及び第4号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。意見書案第3号及び第4号については、日程に従い引き続き開議にて審議を行ないます。

日程第8 意見書案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第8、「意見書案審議」を行ないます。

これよりただいま議題となっております意見書案第3号及び第4号の審議に入ります。審議の方法は質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

意見書案第3号及び第4号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

意見書案第3号及び第4号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第3号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第4号「農協改革」に関する取り組みについての意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成26年第5回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後2時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 作 本 幸 男

玉名市議会議員 福 嶋 譲 治

玉名市議会議員 永 野 忠 弘

玉名市議会会議録
平成26年第5回定例会

発行人 玉名市議会議長 作本幸男
編集人 玉名市議会事務局長 吉川義臣
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地
電話(0968)75-1155